

## 令和2年第2回西会津町議会定例会会議録

### 第1. 招 集

1. 招集日 令和2年3月 6日
2. 場 所 西会津町役場

### 第2. 開会、閉会及び会期

1. 開 会 令和2年3月 6日
2. 閉 会 令和2年3月17日
3. 会 期 12日間

### 第3. 議員の応招・不応招

#### 1. 応招議員

1番 荒海正人	5番 猪俣常三	9番 多賀剛
2番 上野恵美子	6番 三留正義	10番 青木照夫
3番 小林雅弘	7番 小柴敬	11番 清野佐一
4番 秦貞継	8番 伊藤一男	12番 武藤道廣

#### 2. 不応招議員

なし

## 令和2年第2回西会津町議会定例会会議録

### 議事日程一覧

#### 令和2年3月 6日（金）……5～9頁

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議長諸報告
- 日程第4 例月出納検査報告
- 日程第5 付議事件名報告
- 日程第6 提案理由の説明
- 日程第7 報告第1号 委任専決処分事項

#### 令和2年3月 9日（月）……11～39頁

- 日程第1 一般質問（荒海正人、上野恵美子）

#### 令和2年3月10日（火）……41～100頁

- 日程第1 一般質問（小林雅弘、秦貞継、三留正義、伊藤一男、猪俣常三、小柴敬）

#### 令和2年3月11日（水）……101～154頁

- 日程第1 一般質問（多賀剛、青木照夫、武藤道廣）
- 日程第2 議案第1号 西会津町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第2号 西会津町交通教育専門員設置条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第3号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第4号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第5号 西会津町税条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第6号 西会津町営住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第7号 西会津町定住促進住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第8号 西会津町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第9号 西会津町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例

#### 令和2年3月12日（木）……155～214頁

- 日程第1 議案第10号 令和元年度西会津町一般会計補正予算（第9次）
- 日程第2 議案第11号 令和元年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算（第3次）
- 日程第3 議案第12号 令和元年度西会津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1次）

日程第4	議案第13号	令和元年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算(第4次)
日程第5	議案第14号	令和元年度西会津町介護保険特別会計補正予算(第3次)
日程第6	議案第15号	令和元年度西会津町水道事業会計補正予算(第3次)
日程第7	議案第16号	令和2年度西会津町一般会計予算
日程第8	議案第17号	令和2年度西会津町工業団地造成事業特別会計予算
日程第9	議案第18号	令和2年度西会津町住宅団地造成事業特別会計予算
日程第10	議案第19号	令和2年度西会津町後期高齢者医療特別会計予算
日程第11	議案第20号	令和2年度西会津町国民健康保険特別会計予算
日程第12	議案第21号	令和2年度西会津町介護保険特別会計予算
日程第13	議案第22号	令和2年度西会津町水道事業会計予算
日程第14	議案第23号	令和2年度西会津町下水道事業会計予算

**令和2年3月16日(月) ……215~251頁**

日程第1	議案第16号	令和2年度西会津町一般会計予算
------	--------	-----------------

**令和2年3月17日(火) ……253~270頁**

日程第1	議案第17号	令和2年度西会津町工業団地造成事業特別会計予算
日程第2	議案第18号	令和2年度西会津町住宅団地造成事業特別会計予算
日程第3	議案第19号	令和2年度西会津町後期高齢者医療特別会計予算
日程第4	議案第20号	令和2年度西会津町国民健康保険特別会計予算
日程第5	議案第21号	令和2年度西会津町介護保険特別会計予算
日程第6	議案第22号	令和2年度西会津町水道事業会計予算
日程第7	議案第23号	令和2年度西会津町下水道事業会計予算
日程第8	議案第24号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
追加日程第1	提案理由の説明	
追加日程第2	議案第25号	副町長の選任につき同意を求めることについて
日程第9	陳情第1号	町道松峯線の舗装に関する陳情書
日程第10	陳情第2号	残土撤去に関する陳情書
日程第11	広報広聴常任委員会の継続審査申出について	
日程第12	議会運営委員会の継続審査申出について	
日程第13	議会活性化特別委員会の継続審査申出について	



令和2年第2回西会津町議会定例会会議録

令和2年3月 6日(金)

開 会 10時00分  
散 会 11時30分

出席議員

1番	荒海正人	5番	猪俣常三	9番	多賀剛
2番	上野恵美子	6番	三留正義	10番	青木照夫
3番	小林雅弘	7番	小柴敬	11番	清野佐一
4番	秦貞継	8番	伊藤一男	12番	武藤道廣

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	薄 友 喜	建設水道課長	石 川 藤一郎
副 町 長	工 藤 倫 也	会計管理者兼出納室長	成 田 信 幸
総 務 課 長	新 田 新 也	教 育 長	江 添 信 城
企画情報課長	矢 部 喜代栄	学校教育課長	玉 木 周 司
町民税務課長	渡 部 峰 明	生涯学習課長	五十嵐 博 文
福祉介護課長	渡 部 栄 二	代表監査委員	佐 藤 泰
健康増進課長	小 瀧 武 彦	農業委員会会長	佐 藤 忠 正
商工観光課長	伊 藤 善 文	農業委員会事務局長	岩 渕 東 吾
農林振興課長	岩 渕 東 吾		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	長谷川 浩 一	議会事務局主査	渡 部 和 徳
--------	---------	---------	---------

## 令和2年第2回議会定例会議事日程（第1号）

令和2年3月6日 午前10時開議

開 会

開 議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議長諸報告

日程第4 例月出納検査報告

日程第5 付議事件名報告

日程第6 提案理由の説明

日程第7 報告第1号 委任専決処分事項

散 会

（全員協議会）

（広報広聴常任委員会 広報分科会）

○議長 ただいまから、令和2年第2回西会津町議会定例会を開会します。(10時00分)  
開会にあたり一言あいさつを申し上げます。

議員各位には、年度末を控え、公私誠にご多忙のところご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本定例会に提出される諸議案につきましては、後刻、町長から詳細にわたって説明されることと存じますが、令和2年度当初予算をはじめ、条例の改正及び計画策定など、重要な議案であります。円滑に議事を進められ、適正妥当な議決に達せられますよう切望いたします。

なお、連日報道されておりますように、全国的に新型コロナウイルスの感染が拡大しておりますことから、議場内での感染防止対策を行ってまいります。まず、風邪や発熱などの症状が出た場合は自宅で療養をしてください。議場に入る際は、入り口に置いてありますアルコールによる消毒やマスクを着用するなど、感染防止にご協力ください。なお、発言時には外していただくようお願いをいたします。町民の皆さまにおかれましても、感染防止の観点からケーブルテレビでご覧いただくなど、議場における傍聴の自粛にご協力いただければ幸いです。

各位には新型コロナウイルス感染防止にご配慮願いますとともに、十分ご自愛の上、諸般の議事運営にご協力を賜りますようお願い申し上げます。開会のあいさつといたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、事務局長から諸報告をいたさせます。

事務局長、長谷川浩一君。

○議会事務局長 報告いたします。

本定例会に、町長より別紙配付のとおり24件の議案及び1件の報告事項が提出され、受理しました。

本定例会までに受理した請願・陳情は、陳情2件であり、陳情の要旨等はお手元に配付の陳情文書表のとおりであります。

次に、本定例会の一般質問の通告は、11議員からであり、質問者及び質問の要旨は、お手元に配付の一般質問通告書のとおりであります。

次に、例月出納検査結果については、監査委員から報告がありましたので、その写しを配付してございます。

最後に、本定例会に議案説明のため、町長、教育長、監査委員、農業委員会会長に出席を求めました。

なお、本定例会に、地方自治法第121条の規定に係る説明委任者として、町長から、副町長、各課長及び会計管理者兼出納室長を、教育長からは学校教育課長、生涯学習課長を、農業委員会会長からは農業委員会事務局長をそれぞれ出席させる旨の通知があり受理いたしました。

以上であります。

○議長 以上で諸報告を終わります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 116 条の規定により、2 番、上野恵美子君、10 番、青木照夫君を指名します。

日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 3 月 17 日までの 12 日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

従って、会期は本日から 3 月 17 日までの 12 日間に決定しました。

日程第 3、議長諸報告を行います。

12 月定例会以降、現在までの議会活動は、お手元に配付の議長諸報告のとおりであります。

次に、陳情の受理、委員会付託について申し上げます。

本日までに受理した陳情は 2 件であります。会議規則第 90 条の規定により、お手元に配付しました陳情文書表のとおり、経済常任委員会に付託いたします。

日程第 4、例月出納検査報告を行います。

監査委員の報告を求めます。

監査委員、佐藤泰君。

○代表監査委員 (例月出納検査結果報告)

○議長 ただいまの報告に対して質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これをもって、例月出納検査報告を終わります。

日程第 5、付議事件名報告を行います。

付議事件名につきましては、お手元に配付の議会定例会議案付議事件記載のとおりであります。

日程第 6、提案理由の説明を行います。

町長の提案理由の説明を求めます。

町長、薄友喜君。

○町長 (町長提案理由の説明)

○議長 日程第 7、報告第 1 号、委任専決処分事項の報告を行います。本件の報告説明を求めます。

総務課長、新田新也君。

○総務課長 報告第 1 号、委任専決処分の報告について、ご説明を申し上げます。

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、昭和 53 年 6 月 30 日にご議決をいただいております町長の専決処分事項の指定に基づき、損害賠償並びに和解に関することについて、委任専決処分を行ないましたので、その内容についてご報告を申し上げます。件数は 1 件で、物損事故に係るものであります。

それでは、報告第 1 号の報告書をご覧願います。



まず、事件の発生日月日につきましては、令和2年1月6日であります。

その内容であります。喜多方市山都町木幡谷地丁地内の国道459号の丁字路交差点において、前方不注意により、一時停止中の相手方車両に衝突し、バックドア及びリアバンパーを損傷させたものであります。

損害箇所等及び事件の相手方は記載のとおりであります。和解の年月日及び賠償額につきましては、令和2年2月1日、32万6,898円であります。

なお、過失割合につきましては、当方100パーセントであります。

以上をもちまして、地方自治法第180条第1項の規定に基づく委任専決処分事項の報告を終了させていただきます。

○議長 　ただいまの報告に対し質疑を行います。ありませんか。

9番、多賀剛君。

○多賀剛 　この報告の内容については分かりました。1点確認しておきたいんですが、これは町のマイクロバスで、葬祭場に向かう途中の事故だったということでありまして。今回は自走です状況だったので、葬祭場に向かえたということでありまして、こういった場合、もし現場検証、あるいは自走不能というような状況になった場合の代替の輸送手段というのは、町で考えておられるのか、その点を確認いたします。

○議長 　総務課長。

○総務課長 　お答えをいたします。

今回、議員がおっしゃるとおり、斎場送迎の途中の衝突事故ということで、自走はできませんでしたので、そのまま斎場に向かって同じバスで帰ってきたということがございます。代替措置についてはというおたがしでございますが、町の斎場送迎のマイクロバスにつきましては、何台かございますが、その斎場送迎だけではなくて、各種研修視察に使ったり、そういった場合もございますので、空きバスがあれば運転手を手配して対応することは可能でございますが、バスが空いていない場合については、即対応できるという状況ではございませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 　9番、多賀剛君。

○多賀剛 　現実はそのような対応しかないのかもしれませんが、我々もマイクロバス等々利用しますけれども、やっぱりそういう非常事態も考えておいて、最悪の場合、スクールバスとか、業者のバスなんかも、それは法的に使えるかどうか分かりませんが、そういうことも今後は考えておく必要があるとは思いますが、その点だけお尋ねします。

○議長 　総務課長。

○総務課長 　万が一の事故の場合の対応ということでございますが、町といたしましても、できる限りの対応、空きバスがあるのかどうなのか、民間業者も含めて、そこら辺の対応は最大限努力してまいる考えでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 　ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長 　これで報告第1号、質委任専決処分事項の報告を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。（11時30分）



令和2年第2回西会津町議会定例会会議録

令和2年3月 9日(月)

開 議 15時01分  
延 会 17時02分

出席議員

1番	荒海正人	5番	猪俣常三	9番	多賀剛
2番	上野恵美子	6番	三留正義	10番	青木照夫
3番	小林雅弘	7番	小柴敬	11番	清野佐一
4番	秦貞継	8番	伊藤一男	12番	武藤道廣

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	薄友喜	農林振興課長	岩 渕 東 吾
副 町 長	工藤倫也	建設水道課長	石 川 藤一郎
総 務 課 長	新田新也	教 育 長	江 添 信 城
企画情報課長	矢部喜代栄	学校教育課長	玉 木 周 司
町民税務課長	渡部峰明	生涯学習課長	五十嵐博文
福祉介護課長	渡部栄二	代表監査委員	佐 藤 泰
健康増進課長	小瀧武彦	農業委員会長	佐 藤 忠 正
商工観光課長	伊藤善文	農業委員会事務局長	岩 渕 東 吾

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	長谷川 浩 一	議会事務局主査	渡 部 和 徳
--------	---------	---------	---------

## 令和2年第2回議会定例会議事日程（第4号）

令和2年3月9日 午後3時開議

開 議

日程第1 一般質問

散 会

（一般質問順序）

- |           |           |          |
|-----------|-----------|----------|
| 1. 荒海 正人  | 2. 上野恵美子  | 3. 小林 雅弘 |
| 4. 秦 貞継   | 5. 三留 正義  | 6. 伊藤 一男 |
| 7. 猪俣 常三  | 8. 小柴 敬   | 9. 多賀 剛  |
| 10. 青木 照夫 | 11. 武藤 道廣 |          |

○議長 皆さんには、大変お疲れさまでございます。

令和2年第2回西会津町議会定例会を再開します。(15時01分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸報告をいたします。

町長より会計管理者兼出納室長が、本日9日及び明日10日の2日間、欠席する旨の通知があり、受理しましたのでご報告いたします。

日程第1、一般質問を行います。

通告により、順番に発言を許します。質問者は順次質問席に着き、発言を求めてください。

1番、荒海正人君。

○荒海正人 皆さん、こんにちは。1番、荒海正人です。本日の質問について、通告に基づきまして質問させていただきます。

本日質問いたします内容は、大きく3点でございますが、本日取り上げさせていただきます質問は、西会津町のまちづくりにおいて大きな伸びしろがあるものだと考えております。ですので、今回の議論がより活発化することによって、今後のまちづくりにも大きな影響を及ぼすと考えておりますので、ご明快なご答弁をよろしくお願いいたします。

それでは、3点ほど質問させていただきます。まず1点目として、地域おこし協力隊について。二つ目、空き家対策について。三つ目、教育政策の今後の展望についてお伺いします。

まず地域おこし協力隊についてお伺いします。現在、西会津町には12名の地域おこし協力隊が着任し、活動されています。町全体の様々な課題に対して、新しい考えや価値観を吹き込んでくれる人材として期待されております。また、その実績も各方々から伺っているところであります。また今後も企業型の地域おこし協力隊が着任するなど、業務内容や目的についても多様化していくと考えています。

また一方、最近、地域おこし協力隊の活動が見えないといった声も町民から伺えるなど、今後、町としても対応していかなければならない部分も出てきていると考えております。

以上のことを踏まえ、2点お伺いします。

1点目、地域おこし協力隊の役割についてどのように考えていらっしゃるのか。また、経済的、文化的、地域のコミュニティ等への効果についてどのように認識されているのかお伺いいたします。

2点目、今後、地域おこし協力隊が活動するにあたって、どのようなサポートが必要と考えているのかお伺いいたします。

次に、空き家対策についてお伺いします。今日、移住希望者や町内移転者等の増加により、空き家活用へのニーズが高まっています。その中で、今年度、町では町内の空き家全件を対象とした調査が実施されました。これは売りたい、貸したい等の意向調査までまとめられたものになっております。来年度には、西会津町空家等対策協議会の設置が予定されているなど、空き家について議論される機会がさらに増していくと考えられます。

また、空き家対策においては、町民の方との協働も重要だと考えております。これまで

業務がよりスムーズに進むよう、所有者との仲介役を担っていただいたり、ご協力いただいてきた経緯がございます。

以上の点を踏まえて空き家対策について2点お伺いします。

1点目、空き家調査の結果と今後の対策について伺います。空き家調査の結果を町ではどのように受け止めていらっしゃるのか。また、空き家活用に向けて、役場内、地域間でのような連携を考えていらっしゃるのか。そして、設置が予定されています西会津町空家等対策協議会では、どのような議論が進められていくのか伺います。

2点目、地域の皆さんと協働するという点について伺います。空き家利活用に向けた認識の共有や地域の皆さんとの関係づくりについて、どのように取り組まれているのかお伺いします。

続きまして、教育政策の今後の展望についてお伺いします。今年度から県内全ての公立小中学校で、ふくしま学力調査が実施されています。この学力調査の特徴は、個人別の学力の伸びや非認知能力と呼ばれる学習に対する意識、生活状況を把握することで、教育施策の成果と課題を検証することが可能となりました。

町では、他の市町村に先駆けて取り組みが始まっており、今年度で2年目となっております。また、合わせて来年度から町内の小中高校に学校運営協議会、いわゆるコミュニティスクールというものが設置されます。委員として保護者の代表や地域住民を任命し、学校運営に対する意見や提言を行うことができる組織となっております。

以上の点を踏まえながら、2点お伺いします。

1点目、ふくしま学力調査を踏まえて、学力や非認知能力を伸ばすことについて、どのような取り組みがされているのか。また、先生の指導方法について、どのような変化があるのかお伺いします。

2点目、コミュニティスクールの設置により、学校と地域のつながりがより大きくなると考えています。今後、教育環境において、どのような変化が期待できるのか。また、地域社会においてどのような変化が期待できるのかお伺いします。

以上、大きく3点についてお伺いします。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 1番、荒海議員の地域おこし協力隊に関するご質問にお答えをいたします。

地域おこし協力隊は、過疎・高齢化が進んでいる地方において、地域外の人材を積極的に誘致し、地域の活性化と隊員の定住・定着を図る取り組みとして平成21年度に創設され、本町では平成25年度より導入しております。これまで延べ19名を採用し、現在県内自治体では最多となる12名の隊員がそれぞれの分野で活動しております。また、任期を満了した7名の隊員のうち、4名が町に定住し、町外に転出した隊員についても、関係人口として町に深く関わっており、若者の移住者増加による地域活性化はもとより、町のイメージアップ・PRにもつながっていると認識しております。

ご質問の地域おこし協力隊が担う役割と効果についてであります。まず、役割といたしましては町の課題解決に向けて町外からの新たな視点や発想、情報発信力など、それぞれの能力を生かした取り組みによって、地域の活性化、関係人口の増加を図り、その先には定住に結びつけることであり、その効果は経済、文化、コミュニティなど様々な面に波

及していると考えております。

具体的に申し上げますと、移住分野では、町外において町の魅力を発信することで、町のPRと関係人口づくりに取り組んでおり、町を訪れた町外の方々が町内の農泊を利用するなどの経済効果を生んでおります。

芸術・アート、伝統産業の継承分野では、地域資源にデザインやアートの思考を取り入れ活用することで、既存商品や伝統産業に付加価値が付くなど地域の方々から再認識されております。

集落支援、スポーツ振興分野では、積極的に地区行事やサロンへの参加などにより、途絶えていた祭りの復活、笑いが絶えないサロンとなるなど町内コミュニティの活性化も図られております。このように地域おこし協力隊の活動は、町の活性化とPR、地域の魅力の再認識などに大きく貢献しているものと考えております。

次に今後、町として考えられるサポートにつきましては、協力隊員が活動しやすくなるため、隊員同士が情報を共有できる場の設定のほか、生活のなかでの悩みについても相談できる体制の充実を図り、協力隊活動をサポートしてまいります。

また、事業を起こすためのサポートといたしましては、地域おこし協力隊定住起業支援事業補助金や、空き店舗及び空家利活用事業補助金などの既存の補助制度を活用のほか、町創業支援アドバイザーによるセミナー等の開催など、起業に向けた環境整備を進めてまいります。

次に、活動内容を周知する取り組みといたしましては、広報紙やケーブルテレビ、SNSを通じた活動内容の紹介のほか、町のイベントでのワークショップやブース開設によるPRを行ってまいります。

今後も、より多くの町民の方が協力隊員と交流できる場を提供するとともに、活動しやすい環境を整備してまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

その他のご質問につきましては、教育長、担当課長より答弁いたさせます。

○議長 教育長、江添信城君。

○教育長 1番、荒海正人議員のご質問のうち、教育施策の今後の展望について、お答えいたします。

1点目のふくしま学力調査であります。この学力調査は、学習内容の定着度や学力の伸びの把握とともに、学習に対する意識や生活の様子などの状況を調査するもので、県では、昨年4月に初めて実施しました。本町では県に先駆けて、1年早く実施したため、今年度から学力の伸びなどの変化を分析することが可能となったところであります。

はじめに、学習評価と学習方法の変化についてであります。これまでの学力調査は、点数による数値だけで学力の状況を評価していましたが、ふくしま学力調査は、問題に難易度を設けること、いわゆる問題に物差しが設けられたことで、いつでも一定の学力を測定することができます。これと同じ構造で創られたものが漢字検定や英語検定など、いつ受験しても合否の基準は同じになり、信ぴょう性のある問題の出題傾向となっております。

ふくしま学力調査では、小学校4年生から中学校2年までの経年変化を見ていくことができ、各自の個人結果票から学力の伸びを判断することができ、自分の良さや課題が明確になり、学習の励みになっているところであります。

さらに、この調査は、日頃可視化できない非認知能力を見ていくことができます。学習意欲や学習の仕方、日頃の生活態度等の質問から非認知能力を測定するもので、具体的には思考力や判断力、表現力、また自制心や、やり抜く力などがあります。

これまでの調査結果により、非認知能力の向上は、学力の伸びにも深く関係しているとの分析が出ております。この非認知能力は、集団での体験活動を通して養われるものが多いと言われており、小・中学校とも体験的な学習内容を重視し、多く取り入れた授業を積極的に行っているところであります。

町教育委員会といたしましては、今年度から、子どもの学ぶ力や生きる力の向上を目指し、未来を担う子どもたちの学びの場として西会津こども研幾塾を開塾し、町の歴史名所巡りや、会津大学でのキャンパス見学、農産物の収穫体験や町内の工場見学など、様々な体験活動を行っています。

次に、教員の指導方法の変化についてであります。近年は、学力を伸ばす上で子どもたちが自ら課題を見つけ、主体的・対話的で深い学び、いわゆるアクティブ・ラーニングでの授業が求められております。また、これまでの調査から、良い学級経営が学力や非認知能力を伸ばしているという分析結果が報告されております。

本町の小・中学校においては、ふくしま学力調査での学校質問紙や、学力を伸ばした児童生徒の割合などの分析から、教員の得意とする教科、効果のある指導方法を明らかにし、それらを共有しながら現在、アクティブ・ラーニングや体験学習などを取り入れた授業と、より良い学級経営の実現に努めているところであります。

町教育委員会といたしましては、来年度以降も小・中学校と連携を図りながら、児童生徒の経年的な学力の伸びの変化を的確に比較・分析し、学力の向上に努めていくとともに、分析されたデータを共有し、教員の指導力の向上にも役立てながら、児童生徒一人ひとりの学習の仕方、非認知能力を高めていきたと考えております。

次に、2点目のコミュニティスクール設置による学校・地域に与える効果について、お答えいたします。

コミュニティスクールにつきましては、昨年12月の議会定例会の全員協議会でご説明したとおり、保護者や地域の方々で組織する学校運営協議会が、小・中学校の運営基本方針などに対して、意見提言や承認を行うものであり、学校が地域や保護者の方々と教育目標を共有しながら、地域とともにある学校へ転換していくための有効な仕組みであり、4月から、小・中学校に、この仕組みを導入するものであります。

はじめに、教育環境の変化についてであります。コミュニティスクールを導入することにより、学校運営や学校の課題に対して、広く保護者や地域の方々が参画することになり、多くの専門性や地域の力を生かした学校運営や教育活動が実現します。

本町におきましては、すでに地域学校協働本部による地域と学校の連携・協力体制が構築されており、具体的には、小学校4年生の総合的な学習の時間において、町内5地区の歴史や文化・自然について、子どもたちが地域に出掛け、地域の方々に講師になってもらっています。教室の中だけでは伝わらない地域の想いを感じながら、学習を進めることができました。

今後、より一層、このような活動が活発となり、保護者や地域の方々が学校の取り組み



や子どもたちに直接関わる機会が増え、子どもたちの学びがより豊かで広がりを持つようになることが期待されます。

次に、地域の変化についてであります。先ほど申し上げたとおり、コミュニティスクールの導入により、地域の方々が学校に関わる機会が多くなります。学校の現状や運営方針について理解が深まるとともに、地域の方々が知識や経験を生かして子どもたちに教える機会も増え、そのことが地域の方々にとっても生きがいや自己有用感につながるものと考えております。

町教育委員会といたしましては、このような教育活動への参画を通して、学校が社会的なつながりを得られる場、いわゆる地域のよりどころとして、学校を核とした地域づくりにつながると期待しているところでございます。

以上でございます。

○議長 町民税務課長、渡部峰明君。

○町民税務課長 1番、荒海正人議員の空き家対策のご質問のうち、空き家調査の結果と今後の対策についてお答えいたします。

まず、空き家調査の結果についてのご質問であります。昨年8月から11月にかけて、町内全域の空き家調査を実施しました。今回の調査は、年に数回のみ使用されており、将来的に空き家となる可能性のある物件も含めて調査しており、件数は住宅と小屋などの非住宅の合計で、野沢地区199件、尾野本地区197件、群岡地区283件、新郷地区125件、奥川地区414件、全体で1,218件、内訳は住宅で580件、非住宅で638件であります。

平成27年度調査時と比較しますと、野沢地区76件の増、尾野本地区71件の増、群岡地区93件の増、新郷地区65件の増、奥川地区168件の増、全体で473件、住宅90件、非住宅383件の増となったところであります。

また、調査後には、所有者に今後の利活用や解体等の意向に関するアンケート調査を実施しており、現段階で対象者572名のうち回答が314名あり、うち売却、賃貸を希望している方が40名となっております。

次に、空き家情報の共有についてのご質問であります。空き家対策は、防災・衛生・環境等の面から解体等を促すなど、適正管理の推進はもちろんであります。地域活性化の観点からも空き家の活用を推進し、移住定住につなげていくことも重要なことであると認識しております。

今回調査した空き家の状態変化や、新たな空き家の発生に対し、自治区長さんから情報提供をいただくなど、空き家情報を早期に把握するための体制づくりを進めるとともに、関係団体等と情報を共有し、一体となって空き家対策を推進してまいりますのでご理解願います。

次に、西会津町空家等対策協議会についてのご質問にお答えいたします。

まず、設置の目的であります。近年、本町におきましても空き家が増加し、適切な管理が行われていない空き家も増加傾向にあり、防災・衛生・環境等の面で地域住民に深刻な影響を及ぼしております。

このような現状から、生活環境の保全を図り、合わせて空き家を活用した移住定住を促進するため、空家等対策計画の策定や特定空家の認定等を協議するため設置したいと考え

ております。委員につきましては町長を協議会長としまして15名以内で構成し、構成員につきましては、現在検討しているところでありますが、地区住民の代表や建築、不動産等に精通する学識経験者など、空家等対策の推進に関する特別措置法の規定に基づき委嘱したいと考えております。

令和2年度の早い段階で協議会を設置して、空家等対策計画を策定し、その計画に基づき空き家の適正管理の推進と指導等に努めてまいりますので、ご理解願います。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 1番、荒海正人議員のご質問のうち空き家の利活用についてお答えいたします。

町では、空き家の利活用を促進し移住や定住につなげるため、空き家バンクの推進と併せ、空き店舗及び空家利活用補助金及び定住促進助成事業の活用による中古住宅の取得と空き家整備への補助により、空き家等の利活用促進を図っているところであります。

また、平成27年10月より設置いたしました移住定住総合支援センターにおいては、移住コーディネート全般のほか、自治区長への訪問などによる空き家情報の収集を行うとともに、空き家に関する相談やマッチングを行っているところであります。

今回、実施した空き家調査では、現在のところ空き家の売却や賃貸希望は40件あり、そのうち空き家バンクへの登録希望は35件でありました。空き家バンクへの登録は、不動産登記や土地の境界確定等の権利関係が整理されていることが前提となっており、その家の状況によってすぐ登録できる物件もあれば、手続きに時間を要する物件もございます。

町といたしましては、空き家利活用の推進を図るためにも、空き家バンクの登録件数を増やしていかなければならないと考えており、今回の調査結果を踏まえ、空き家所有者や管理者の皆さんへの情報提供を進めていくとともに、相談の受付や要望の聴取などを行い、新たな登録につなげていきたいと考えております。

また、新しい空き家情報につきましては、所有者の皆さんからの情報提供に加え、今後設置される空家等対策協議会と連携し、空き家所在自治区などからの情報も提供いただきながら、空き家バンクへの新たな登録へとつなげていけるように取り組んでまいりますので、ご理解願います。

○議長 1番、荒海正人君。

○荒海正人 それでは、再質問させていただきます。まず、地域おこし協力隊について再質問させていただきます。先ほど町長からご答弁いただきましたが、今、四つの課にまたがって、今、地域おこし協力隊が配置されていると思うんですけども、それぞれの課長さん方からも、その協力隊の導入にあたって、何を目指してどのような働き方をしてもらっているのかについて、どのような認識でいらっしゃるのか。それぞれの課長さんから一言ずつで構いませんので、伺ってもよろしいですか。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 地域おこし協力隊の配置する四つの課のそれぞれからということですが、総体的な部分から、まず私のほうからご説明させていただきたいと思っております。

まず、地域おこし協力隊につきましては、町長もご答弁申し上げましたとおり、都市部から隊員を過疎地等に設置いたしまして、移住定住と地域の活性化を図るということでご

ざいます。

町といたしましては、これまで行政課題解決型ということで、行政が課題と思っている部分の分野につきまして、協力隊を配置しまして、その課題を解決していこうというような取り組みを進めてまいりました。それで、そのまだ配置に向けて、前提としていることは、まず、やはり課題を捉えまして、しっかり活動していただくということが1点ございますし、また、活動の原資となる部分につきましては、公金を使っているという部分から、その認識、または非常勤特別職と、これまではそうでしたが、そういう形でしっかりなっているということで、その社会常識的な部分の範囲内で、しっかりと活動していただくというような部分を前提に考えておりました。

また、これまで配置した隊員につきましては、それぞれ課題解決に向けまして活性化のための取り組みをしていただいたということで、大変町の活性化、PR等にはつながっているものという形で認識しているところでございます。

商工観光課のほうからは以上でございます。

○議長 企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長 企画情報課からは、所管しております集落支援分野の地域おこし協力隊。それから情報発信分野の協力隊についてお答えいたします。

目指すところ、任務というところですが、集落支援の協力隊については、活動が主に奥川地区、奥川みらい交流館に拠点を置いて、集落支援員と協力しながら業務を行っていただくということにしておりまして、少し具体的に申し上げますと、集落における共同作業等の安定運営、こういった集落機能の維持に向けた仕組みづくりを企画していただきたい。それから、地域資源を活用したイベントなど、そういった集落を元気にする仕組みづくり、そういったことを考えて実行に移していただきたいということで任務を与えております。

それから、情報発信分野についてですが、町のホームページですとか、SNS、そういった媒体を活用して、町の資源の効果的なPRの方法の提案。それから、SNSの特徴を踏まえた情報発信の仕組みづくり、こういったものを提案して、今、フェイスブックだけですが、その運営にも取り組んでもらっているということでございます。

以上です。

○議長 学校教育課長、玉木周司君。

○学校教育課長 それでは、私のほうからは、学校教育課が所管しております西高の活性化対策の部分での地域おこし協力隊員についてご答弁を申し上げたいと思います。

この西高支援策の一環としまして、西高の活性化対策協議会、それからその下部組織のプロジェクトチームのほうで、今の西高に一番必要な支援、それは生徒目線での支援ということで、そのアイデアの一つとしまして、この生徒に寄り添ったサポートができるような地域おこし協力隊を配置したらどうかと、こういうようなアイデアの基に、昨年、地域おこし協力隊を配置したところでございます。活動の内容としましては、今ほど申し上げましたとおり、生徒の気持ちに寄り添ったり、アドバイスをするようなこと、できること。それから、地域と西高をつなぐ活動、それから、西高の部活動であります魅力発信隊だったり、あとは総合的な事業のサポート、このような活動でございまして、それぞれ昨年の12月の配置以来、相談C a f e というような、西高の中にそういった生徒が気軽に立ち寄

れる場所を開設したり、あとは西中の卒業生と一緒に西会津中学校に行っておきPR活動をしたり、そういったこととか、あとは地域をつなぐ活動なんかを早速始めているというような状況になっております。

以上です。

○議長 生涯学習課長、五十嵐博文君。

○生涯学習課長 お答えいたします。

生涯学習課では、スポーツ振興の分野におきまして、地域おこし協力隊1名の方に活動をいただいております。まず目的でございますけれども、スポーツ振興全般という部分でございます、合わせまして、その町民の健康づくりの部分においても活躍をいただいているという部分でございます。

具体的な取り組みという部分でございますけれども、まず、スポーツクラブ、ヨガ、筋力ストレッチ等、行っております。その運営。あと、出前講座、各自治区とかサロンとかの要望によりまして活動しております。令和元年におきましては、20回ほど要請がありまして、地区に出向いての出前講座を開催してございます。あと、小学校において放課後の子ども教室であるとか、小中学校の教職員の皆さんを対象にした、ヨガ教室など、幅広く活動をしていただいている状況でございます。

以上です。

○議長 1番、荒海正人君。

○荒海正人 今のお話、それぞれの課長のお話を伺って、地域の課題を解決するだとか、地域の課題を克服するイベントを立ち上げてみたい、そういった仕事づくり、仕事の働き方を認識されているということでした。総じて協力隊の役割としては、やはり、今まで西会津の中でできてこれなかった取り組みだったりというのを、協力隊発信でやってもらうという考え方だと思うんです。要は、いわゆるクリエイティブ人材にあたると思うんですね。新しいその考え方だったり、価値をつくるという人たちの役割分担だと思っています。

そのクリエイティブ人材って、今までの仕事の概念とは、たぶん違うと思ってまして、具体的には、例えば役場の中で事務職で、9時、10時に働くというような概念とはまた違った考え方だと思うんですけれども、そのクリエイティブ人材が、より効果的にというか、より力を発揮できるためには、どういったことが必要なのか、どういったふうに認識されているのか、課長でよろしいのでお伺いします。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 お答えします。

まず、地域おこし協力隊の効果的な活用ということでございますが、やはり、私、思いますに、地域おこし協力隊という部分につきましては、やはりその地域にない人材を町外から呼んでくる、首都圏から誘致しまして、活動によって地域を活性化していただくという部分でございます。確かに荒海議員ご指摘のように、クリエイティブな人材という部分としては認識しているということでございます。

確かに、その活動内容によっては時間にとらわれず活動するというのもございますが、一応、先ほども申し上げましたが、役場の組織内での非常勤特別職の扱い。また、活動の

部分の原資が公金という部分もございますので、ある程度、責任をもった中での自由な行動という部分の中では認識しているという部分でございます。

私どもの地域おこし協力隊のあれにつきましては、基本的に隊員の皆さまには副業を認めておりますし、これはほかの会津地区と比べてましても待遇的な部分ではよいという部分にもなっておりますので、その辺を踏まえまして、ある程度活動に対しては、責任を持ちながらも自由に展開させていると考えております。その中で、一部節約があるという部分は、それは組織の中だという部分もございますので、その点をご理解いただきながら、ある程度自由な活動の範囲内ではやっていただいていると思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 1番、荒海正人君。

○荒海正人 様々なところで地域おこし協力隊の活躍といたり、あとは効果というものも伺っておりますので、おそらく様々な機会においても、そのクリエイティブ人材の活用においても、ご理解いただいて、協力隊と相談しながらやられているんだろうなというふうに考えております。

一方、様々なところで効果だったり成果を出されているという中でも、その町民からすると活動が見えないという声が結構伺っています。いろんな効果、成果が出ていると思うんですけども、それでもやっぱり町民の皆さんから活動が見えないというふうに、こう話があがってくるというのは、おそらくその効果とか、その実績って、まだこう伝えられていない部分があるんだろうなというふうに思っていますが、その辺り、町民の皆さんのどういった評価されている、その感覚的な部分になるかもしれないんですけども、どのようにお考えなのかお伺いします。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 お答えいたします。

活動が見えないというようなご質問でございますが、その実績はどう捉えているのかという部分でございます。先ほど町長からも答弁ございましたけれども、やはり、その地域おこし協力隊の配置によりまして、やはり外部への情報発信等というのは、非常に多くなりました。それに伴いまして、町に訪れるという部分の形で、周辺の農泊の部分の経済効果や、道の駅での買い物というような部分で、様々な面で効果が出ているという部分でございます。この部分というのは、なかなか見えにくいというか、非常にその活動の中での、いわゆる中でも非常に見えにくい部分でございます。なかなか町民の皆さんの目に触れることがないというような部分があるのかなと思っております。

従いまして、今後そういうふうな活動の内容が見えないという形から、やっぱりこれからは、先ほども全員協議会の中でも申し上げましたが、その隊員の活動内容にフォーカスするような番組を、ケーブルテレビとともに作成しながら、隊員一人ひとりの活動にフォーカスを当てたような形で、こういう取り組みをやっていると、で、またこういう効果が出ましたというような部分を、町民の皆さまのほうに知らせるような形で取り組んでいきたいという部分と、あと、SNSの、なじよな町、西会津。の部分の投稿や、あとは広報紙等を使いながらもPRしてまいりたいと考えておりますし、またその効果が見えるような形で、やはり受け入れ担当課、あと総合的な窓口の商工観光課のほうでも、そういう効

果的な部分をつくり、発信していけるような形で取り組んでいければと考えておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長 1番、荒海正人君。

○荒海正人 あと、地域おこし協力隊の活動が見えないというところの部分なんですけども、私ももともと地域おこし協力隊だったので、そういった声か、私が着任中も聞こえていたというのはあるんですけども、一方で、まちづくりって、おそらく協力隊とか、若者とか、新しく西会津にきた人ばかりがやるべきものでもないとも思っているんですよ。おそらく、その地域おこし協力隊にきた人も、今ある西会津がとても魅力的で来られてたと、ということは、やっぱりもともと西会津のまちづくりで関わっていられた方とか、そういった人たちが動くという、その地域の土壌みたいなのもたぶんあると思ひて、そういったところと協働していく、まちづくりで、その協力隊の活動も、そういった地域の人たちと協働していくという部分をつくらなきゃいけないと思ひているんです。たぶんそこが、今後の町だったり、その住民が考えるサポートという部分にあたると思ひうんですけど、その辺り、どのようにお考えか、よろしくお願ひします。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 お答えします。

地域おこし協力隊が活動しやすい環境という部分で、町民の方々との協働という部分でござひますが、現に、奥川地区の部分では、集落支援の担当については、やはり集落支援の担当者の方と一緒に活動をしているという部分で、その中では非常に見やすくなっているという部分、いろんな形はござひますが、やはりそういう方々、地域のキーパーソンと、やはりマッチングさせるという部分は、やはり役場の仕事なのかなとは考えております。

従ひまして、今後、起業型の方々とか、採用予定をしておりますので、その方も含めまして、行政課題解決型も、その地域のキーパーソンに紹介するというのは、町ができることなのかなと考えておりますので、そういう形で、働きやすい環境をつくっていくのも町の仕事かなと考えておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長 1番、荒海正人君。

○荒海正人 協力隊については、一応町の職員の一部であるという位置付けもあるので、全てが自由だというわけではないんですけども、やはりそのクリエイティブ人材であるというところを理解していただきながら、あと合わせて、これから地域で活動していく、地域で事業を立てていくとかというのも見込むと、やっぱり地域に入り込んでだったりしながら、肌感覚で考えるとか、あとは肌感覚でこれからのまちづくりについて、地域の人と議論するみたいなのも重要だと思ひますので、ご理解いただきながら、これからの地域おこし協力隊の活用の仕方も、最大限活用できるようにしていただければなというふうに思ひます。

次に、空き家対策についてお伺ひします。調査を行って、かなり具体的な数であったり意向調査もしたということでありました。それを踏まえて、今後、空き家対策の協議会が立ち上がるというふうな予定だということを確認させていただきましたが、空き家対策の協議会が立ち上がるということで、今後、空き家対策、どうしていくんだということが話

し合われると思うんですけども、ただ集まって、条例だったり、これからの空き家対策の道筋を付けただけだと、何かもったいないなというのを個人的に思っていて、その集まってきた人から、例えば町民の皆さんに認識を広げるであったり、町民の皆さんに対して、空き家を活用するとどういうメリットがあるんですよといった、意識の醸成みたいなところも含めて、こう広がりを持たせられるかどうかの部分について、ちょっと担当の認識で構いませんので、お示してください。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 空き家の関係の再質問にお答えいたします。

協議会の設置、委員の方々には、担当課の部分では、まだちょっと検討中でございますけども、地区住民の代表というようなことでは、各地区の自治区長さんの連絡協議会の会長さんとか、そういった方をちょっと想定してございます。そういった方にも入っていただければ、空き家情報、また活用についても地区の、自治区のほうにも情報、個別の詳しい住所等はなかなか公表はできませんけども、活用の方法であったりとか、そういった意見も吸い上げるのもできるのかなという具合には考えてございます。また、空き家情報も、早い段階で把握することも可能になってくるのかなというようなことで、そういった方に委員になっていただきたいなことでは検討してございます。

ただ、その協議会が直接活動をしていくというよりは、町の方針、方向性なりをご協議いただきながら、最終的には町が、その方針に沿って事業を進めていくというようなイメージで考えてございます。

○議長 1番、荒海正人君。

○荒海正人 今後、協議会が立ち上がって、本当にこれからのまちづくり、空き家を使うというところは、結構重要なポイントだと思ってます。そういったポイントを集まっていた方たちが、委員の方たちにはしっかりと認識していただいて、組織的に動けというような話ではなくて、それぞれの方が認識をどんどんどんどん広めていただいて、その地域全体、町民全体の意識の向上みたいなところをフォローアップしていただけるようなグループになればいいなと思ってますので、ご期待してますので、お願いいたします。

次に、教育政策について再質問させていただきます。まず、ふくしま学力調査を踏まえて、今後の対策、様々されていくということでしたけども、具体的に、この子はどの教科がどのくらいという形まで具体的にでてくると思うんです、説明伺った中では、それがこれから、例えば通信簿とか、あとは授業の内容とかにどのように反映されていくのか、先ほど先生の教え方の質にもつながるというようなニュアンスでお話、ご答弁いただけたかと思うんですけども、その通信簿だったり、授業の変わり方について、どのような影響があるのかお伺いします。

○議長 教育長、江添信城君。

○教育長 子どもたちの学力の結果をもって、それがどのように変わっていくかというお答えですが、非常に学力調査においても、例えば算数なんかの場合ですと、図形の問題とか、数の計算の問題とかという、領域の能力がどの程度なのかというような表現が、結果が出てきますので、例えば計算能力が弱いという子どもに対しては、計算の部分での力をつけるような指導をしたりとか、図形の問題とか、または数量関係の問題とか、その子に

応じた、やはり弱点とする部分については補強していくというようなことは、なっていくと思います。

その上で、確かに先生の力だけではなかなか厳しいという部分で、本町では4年生以上、タブレットを使っただけの学習をとってありますので、ある意味、自分の苦手な部分については、それを活用して補強するというのもできますので、ですから、授業と合わせて、そういうような学習のツールであるタブレットを効果的に活用するものも、自分の弱点、課題を克服できる一つの道具になっていくかと思っておりますので、その辺の活用も先生方に指導して、子どもたちにやらせてもらうように指導しているところでございます。

○議長 1番、荒海正人君。

○荒海正人 分かりました。学力のこれから伸ばしていくというところについては、本当にICT、そのタブレットも導入されていて、今日から始まったコロナ対策のケーブルテレビに配信したり、その動画をタブレットでも見られるというのは、まさに新しい学習方法の仕方かなというふうに思っています。

あと、その非認知能力についてなんですけども、こちらのほうも、ふくしま学力調査のほうである程度数値化して、分析可能になったというふうに伺っています。とはいえ、非認知能力のところをどこまで評価できるのかなというのが、結構、疑問に思っていて、どこまで評価できるのかなというのも、例えば、一人でもくもくやれる子が、協調性が無いというふうに判断されてしまって、その子が、もっと友達とお話するようにしなよ、というようなことをすると、コミュニケーション能力は高まるかもしれませんが、一人でもくもくとやったほうが、その子にとってはいいかもしれないということで、評価したら、逆効果もこう出てくるかもしれないというような可能性もあると思っておりますので、その辺り、どういった形で子どもたち一人ひとりに合ったような評価にしていくのか、お示しをお願いします。

○議長 教育長。

○教育長 なかなかその非認知能力、可視化できない部分、かなり評価するというのは大変難しいところなんですけども、今お話がありました個性がなくなってという部分もあったんですけども、やはり学習の基本は、まず自分で課題をしっかりと考える。そして、自分で考え、自分で一つの答えを持っているということを基本にしながら、その上で友達との共同の中で、自分の考えを深めたり、友達の意見を聞いたりするというので、そういう意味での学習形態は変わらないと思っておりますので、その中で、例えば表現力とか、思考力とか、または友達と話すための発表力ですとか、そういうものが、先ほど体験活動で多く身に付くと言ったんですが、授業の中でも、そのような学習計画を担当の先生がもっていくことによって、子どもたちは非認知能力を授業の中でも十分身に付けることができます。

評価の部分では、通知表の中には総合所見という欄がありますので、例えば、何々君は友達の前で上手に発表できますねとか、または、友達とうまくコミュニケーション取れますねとかいうようなことを、非認知能力については、そういう総合的な中で評価していったらいいのかなというふうに考えております。

○議長 1番、荒海正人君。

○荒海正人 今、ご答弁いただいた中にもありましたが、これからそういう、ふくしま学



力調査を反映させて、それぞれの学力に合わせた個別の教育指導だったり、あとは非認知能力を伸ばすために個別の分析というの、やはり必要になってくるんだなというふうに認識しています。そうすると、やはり先生の立場からして、やはり結構負担が大きいのではないかなというふうに思っています。

今の現状でも、やはり労働時間が長かったり、あとは、新しい教え方、新しいツールの使い方となってくると、例えばベテランの先生に対してどのように伝えていくのかとか、学校現場にどう落とししていくのかというのは、結構難しいところだと思いますけども、その辺り、先生たち理解されているのかどうか、またその先生たちが、これからそういった考え方でやっていけそうかどうかについてお伺いします。

○議長 教育長、江添信城君。

○教育長 教員は、常に研修と修養に努めるということになっておりますので、常に自身の修養力向上を図っていくということでやっています。そういう意味では、各学校、小中学校とも、校内研修を設けながら、先生方の資質向上を図っています。本町でも、例えば、ふくしま学力調査においては、昨年度、文部科学省の大根田氏をお迎えして、講師として学習したりとか、また、そういうような外部の指導者をもちながら、リーディングスキルの向上のためにどうしようかというような、そういう意味で、先生方も研修を図っております。そういう意味で、決して今回のこの学力調査によって、先生方が何か特別な時間を強いられたというような部分ではなく、ある意味、先生方は喜んでやっております。

例えば、学力調査の中にこんな質問紙があるんですけども、学校の先生たちは自分のよいところを認めてくれますかという子どもの質問の中に、これは先生にとってかなり厳しいんですが、学力の高い子はよく見てくれるという割合が高くて、学力の低い子は、あまり認めてもらえなかった、見てくれなかったというのがある。こういうような子どもの生の声を見ながら、先生方も、ああ、自分のクラスはこういう傾向があったんだなというところを反省しながら、授業改善を進めていく、これは教員としての資質向上につながっていくという部分でありますので、そういう子どもの声も聞きながら、また教員研修、同僚同士の研修の中で資質を高めていくというような取り組みを進めております。

以上でございます。

○議長 1番、荒海正人君。

○荒海正人 私のイメージでは、出てきたデータに基づいて、その先生一人ずつを、何か金八先生化するみたいな、一人ずつに寄り添って学力も伸ばそうじゃないかと、人間的にも伸ばそうじゃないかというようなイメージなので、ぜひこういったデータに基づきながらも、人として、その子どもを育てるということを、ぜひ取り組んでいただきたいなと思いますし、あとやっぱり、先生の労働環境というのは、やはり結構大変な環境下にあると思います。それをフォローする、後支えるものとして、たぶんコミュニティスクールという、新しい、そのコミュニティスクールという、その地域の人たちが学校に寄り添う、先生に寄り添うという形につながっていくと思ってるんです。かつては子どもを教えるというのも学校だけじゃなくて、地域で遊んでいけば、悪いことしたら怒られるとかというのは当たり前で、そこで非認知能力的なところも学べたというふうに思っています。ただ、それが今の時代は少し希薄になっているのかなというふうに思っています。

最後に、そのコミュニティスクールができることによって、地域の人たち、町民の方たちにとって、その社会で子どもを育てるとかという認識、どれだけ醸成していくのか、またその、どれだけ醸成する考えでいらっしゃるのか、それを最後に教育長から伺えればと思います。

○議長 教育長、江添信城君。

○教育長 最初に、先ほどデータという部分でありましたけれども、やはりこれはあくまでもデータということで、それが全てではないかと思えます。先ほどの先生を評価するデータも、あくまでも一データということは、これはあくまでも参考で、そのデータによって先生を評価しようという学校側、または教育委員会もございませんので、一つのそのような結果が出ているのでということでのデータを活用するという事で考えております。

この4月からコミュニティスクール導入ということで、私、学校を、やっぱりみんなの学校というイメージを捉えたいなど。先ほど答弁にもありましたが、地域のよりどころになるようなところ、本町は地域学校協働本部で、本当に地域の皆さんが学校のためにということで、たくさん入っていただいて、また地域に出かけても、いろんなところで子どもたちと関わっていただいております。そういう意味で、本当にコミュニティスクールが、もう本当に先行してできていた部分なんですけど、そういう意味では、もっともっと町の学校をみんなの学校というイメージを持ちながらやっていきたいなど。

先日も、町長の小学校の子どもたちとの懇談会の中に、児童の中に、みんなの学校にしたいと、それは地域の方たちがふんだんに、自由に学校に入ってきたり、例えば、休み時間に一緒に遊んだり、給食を食べたり、そんな学校になりたいと、そのためにどうしたらいいのかということは、私たちも考えなきゃなというふうな、子どもたちの提言もございました。私は素晴らしいなと思えました。小学生が地域のみんなと一緒に学んでいく、そういう学校をつくりたいなという話をしたときに、ああ、コミュニティスクール化が、これからどんどん進むのかなというふうに思いました。

そういう意味では、地域の皆さんがどんどん学校に入りながら、私の夢とするのは、普通に廊下にお年寄りも歩いているような学校ができるといいのかなと、毎日という意味ではなくて、そのぐらい気楽に入っていけるような学校をつくりながら、地域の力をどんどんどんどん学校の中に取り入れて、素晴らしい学校づくりをしていきたいなど、そんなふうに考えています。

以上でございます。

○議長 1番、荒海正人君。

○荒海正人 ぜひ、教育長の夢を西会津の場で実現させていただきたいなと思っておりますし、今日の地域おこし協力隊も空き家のほうも、これからのまちづくりの伸びしろが一番大きいところだというふうに考えておりますので、担当の皆さんにはご期待するとともに、我々も町民の代表として、皆さんに広げていけるような動きをしていきたいと思っておりますので、お互い協働しながら頑張っていきたいと思っております。

以上です。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 皆さん、こんにちは。2番、上野恵美子でございます。私は今回、2件の通告をしておりますので、順次質問をさせていただきます。

まず、高齢者の介護サービスについて伺います。

一つ目、昨年12月の全員協議会で、町より令和元年10月現在、特別養護老人ホームさゆりの園への入所希望者が78名、介護老人保健施設憩いの森への入所希望者が58名いると報告がありました。長期に入所できる介護施設のニーズが高いと町も理解していると思います。そこで、このような要介護高齢者や家族のニーズに対して、どのような対応を考えているのかお伺いいたします。

二つ目、奥川地区に整備しようとしている小規模多機能型居宅介護施設の利用者ニーズをどのように把握しているのか。また、採算性をどのように見通しているのかお伺いいたします。

次に、乳幼児教育についてお伺いいたします。近年の研究で、小学校就学前の教育の重要性が明らかになってまいりました。そこでお伺いいたします。

1、幼児教育・保育の無償化の目的をどのように捉えていますか。

2、認定こども園における乳幼児の教育・保育目標はどのようなものですか。

3、全国的に保育士不足が問題となっています。本町におきましても、来年度、保育士の人数が減ることが報告されました。そこで保育士不足の要因をどのように捉え、確保のためにどのような取り組みが必要だと考えているのかお伺いいたします。

以上です。町の明確な答弁をお願いいたします。

○議長 福祉介護課長、渡部栄二君。

○福祉介護課長 2番、上野恵美子議員の高齢者の介護サービスについてのご質問にお答えいたします。

はじめに、町内の施設入所希望者への対応のご質問であります。令和2年2月末現在、町内施設における待機者の状況は、特別養護老人ホームさゆりの園で70名、介護老人保健施設憩いの森で54名となっております。そのうち、他の施設を利用されている方を除き、在宅等で生活していて入所を希望されている方は、さゆりの園で17名、憩いの森で15名おります。その方々が施設に入所するまでの間、介護サービスを利用する本人とご家族の意向を踏まえ、ショートステイや訪問看護などの在宅サービスを利用しながら在宅で安心して生活ができるよう、関係機関と連携しながら対応してまいりたいと考えております。

次に、奥川地区に整備します小規模多機能型居宅介護施設の利用者ニーズと採算性についてのご質問にお答えいたします。

はじめに利用者ニーズの把握については、在宅介護者等名簿により各種サービスの利用者数を把握しており、奥川地区において在宅で生活をしながら通所・訪問介護・ショートステイの各種サービスを利用している方は、2月1日現在、26名ほどおりますことから、その利用ニーズは存在しているものと考えております。

次に、採算性についてであります。介護報酬のほか利用者負担となる利用料や食費、宿泊費などが運営の財源となることから、登録定員に対する登録率をしっかりと確保することで、採算が取れる施設であると考えておりますので、ご理解願います。

次に、乳幼児教育についてのご質問にお答えいたします。

はじめに、幼児教育・保育の無償化の目的の捉え方についてのおたただしですが、国では、昨年10月の消費税率の引き上げに合わせて、国内における急速な少子化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として子育てを行う家庭の経済的な負担軽減を図ることを目的としております。

なお、本町では平成30年度より議会の承認をいただいた上で、国に先行し既に対象等を拡大して無償化に取り組んでおり、その経済的な負担軽減と併せて様々な子育て支援策を展開することにより、子どもを産み育てやすい環境の充実を図り、子育て世代から見た魅力あるまちづくりにより、移住・定住などを推し進め、人口減少対策としても取り組んでまいりますので、ご理解願います。

次に、認定こども園・西会津町こゆりこども園における教育・保育目標についてのおたただしですが、西会津町こゆりこども園の教育・保育目標として、丈夫な身体元気な子、明るく思いやりのある子、自分で考え進んで行動する子の三つを園が目指す子ども像として掲げ、日々、施設保育の提供に取り組んでおります。

次に、保育士不足の要因とその確保についてのおたただしですが、全国的な少子高齢化による人材不足が全産業で叫ばれており、中でも福祉人材の確保は非常に困難で、保育士については、待機児童解消への対応などによる保育需要の増加、責任の重さや事故への不安などによる新規学卒者の就業希望の伸び悩みや早期離職の傾向が顕著であることなどがその要因として考えられます。本町においては、さらに通勤距離や冬期間の勤務への不安などといった地理的条件によるマイナスイメージが加わり、応募に結び付かないものと考えられます。

今後の保育士の確保につきましては、これまでも、園の指定管理者である、にしあいつ福祉会がハローワークや法人ホームページを活用して募集活動をしてきておりますが、町といたしましても求人方法の改善や魅力ある職場として選んでいただける工夫など、必要な人材を確保できるよう、協力してまいりますので、ご理解願います。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 それでは、再質問させていただきます。まず、待機者の対応についてです。町長の公約である特別養護老人ホームの増床、私は、これはとても素晴らしい公約だと思います。なぜなら、特別養護老人ホームは長期入所施設であり、一番利用料金が安くて入所できる施設だからです。将来に不安を抱えている多くの町民の方々が希望を持ちました。それを受けて、私も地域密着型特別養護老人ホームサテライト型を提案してまいりましたが、しかし、この公約は実現されないのかと思っておりました。

ところが、金曜日の全員協議会の中で、町長より特別養護老人ホームの必要性、そして整備の必要性が示されましたが、そこで今後の整備についてお考えを確認します。計画についてお考えを確認します。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 特別養護老人ホームの増設の考え方でありませけれども、私は前から、当時、福祉会の理事長をやっていた当時から、これからは絶対増設をしないといけないという作業をしてきましたけれども、当時、介護保険事業計画の中にそれを計画することがなかなか困難な状況でありました。

で、こういう福祉施設を増設するには、いわゆる増設といいますか、新たな施設をつくるためには、介護保険事業計画に載っけないとできないんですね。第7期の計画には小規模多機能型居宅介護施設を計画させていただきました。これが令和2年度で、その3年間の期間が満了するわけでありまして、来年の令和3年度から第8期の介護保険事業計画が新たに整備しなきゃいけないわけでありまして、

その計画の中で、これからいろんな状況をしっかり把握しながら、どうするか、これからその作業をすることになるとは思いますけれども、いろいろな情報を勘案して、これからの将来人口、あるいは町民の皆さんの要望、それらを含めて、ちょっとこれから検討をしたいなというふうに思っておりますけれども、今申し上げたように、しっかり介護保険事業計画の中に、その計画を入れなければ施設は整備できないわけでありまして、今後、今年令和2年度に1年間かけて検討してまいりたい、そんなふうに思います。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 どうもありがとうございます。住み慣れた地域で、その人らしい生活を支えるというのが町の方針ですので、町外の特別養護老人ホームへ、今年度11名の方が入所されたと、12月の全員協議会ですが、町より説明ありましたが、これはやはりこの町の方針に反していると思いますので、この今の町長の答弁をお聞きして、とても安心いたしました。

それでは、次の小規模多機能型居宅介護施設について再質問をさせていただきます。この施設の利用対象者は、主に奥川地区に住み、現在、町の介護サービスを利用している方で、小規模の利用を希望される方ということですので、対象がかなり絞られているため、かなり現実的なシミュレーションが可能だと思いますのでお聞きします。

登録定員、デイサービス定員、ショートステイ定員、それぞれの設定人数。先ほど全員協議会でお聞きしましたが、まだ明確に設定されていないということでしたが、それぞれの利用者の見込み人数と、あとホームヘルプサービスは何人の利用者を見込んでいらっしゃるか、その辺お願いします。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 お答えいたします。

現在、計画を予定しております小規模多機能型居宅介護施設につきましては、先ほどの全員協議会でご説明申し上げましたとおり、旧奥川保育所を改修して整備してまいりたいということで考えてございます。なお、旧施設を現状のまま利用するといったこともございますので、面積に限りがございます。そういったところから利用者の人数につきましては、整備後に皆さんが快適な空間でご利用いただけるような定員の設定をしてまいりたいというふうに考えてございます。

町の条例では小規模多機能型居宅介護施設の定員は29名までは設定できることとなっております。なお、これは上限でございますので、今後、奥川の利用者のニーズを把握しながら、デイサービス、ショートステイ、ホームヘルプサービスの利用について、利用人数を決定してまいりたいというふうに考えてございます。なお、ショートステイにつきましては、先ほど図面でお示したように、部屋数が6室ということになりますので、1日の利用上限が6人までというようになろうかと思います。

また、ホームヘルプサービスにつきましては、デイサービス、この小規模多機能型居宅介護施設に登録された方、全て利用可能となっておりますが、ただ、その生活介護、ホームヘルパーが、その方の生活を支えるのに必要なサービスなのかどうかというのは、利用者の、その必要なサービスとして計画を立てて利用するということになりますので、そちらについても、できる限りの細かなデータを集めて、今後、決定してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 先ほどの答弁の中で、2月1日現在、各種サービス利用している方が26名いるということでしたので、この方々が利用されるのかなと思うんですが、平均要介護度、分かりますか。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 質問にお答えいたします。

先ほど答弁で申し上げました2月1日現在でのサービス利用者の26名につきましては、個々人の名簿によって拾ったものでございますので、介護度は把握してるところでございます。なお、細かくは、今、集計しませんと出せませんが、要介護3、施設に入所できる方の人数としては5名いらっしゃいます。そのほかは、要介護2以下の方でありますので、こういった方が先ほど申されたサテライト型の特別養護老人ホームは利用できないといった方でございますので、こういった方については、小規模多機能型居宅介護施設が、その地域の身近な場所にあることで、生活を支えられるといった施設として、大変有意義な施設であると考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 それでは、建設に係る費用と財源。またこの返済年数は何年なのかお聞きします。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 整備費の財源というご質問ですので、総務課がお答えいたします。

まず、施設の整備費でございますが、設計管理と工事費合わせまして9,875万円、これが整備費でございます。この財源でございますが、この整備費の50パーセントが辺地債を充当いたします。その額が、4,930万であります。残りの部分でございますが、残りにつきましては、社会福祉施設整備事業債、残り5割の80パーセント充当ということでございまして、今申し上げた社会福祉施設整備事業債が3,950万円、これ当初予算で財源として計上してございます。二つの起債合わせますと、8,880万が起債としてあがってます。先ほどの整備費9,875万、差し引きますと995万円、これが一般財源で手当てということでございます。

○議長 総務課長。

○総務課長 答弁漏れがございました。まず、辺地債につきましては、交付税参入率、元利償還金の8割が普通交付税で財源措置されます。それから、償還年数は据え置き2年、償還年限が10年であります。それから、社会福祉施設整備事業債につきましては、償還年限が、ちょっと今、手持ちに資料ございませんので、早急に調べましてお答えをいたします。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 1カ月の収支の検証はどのようにされたのか、小規模の場合、登録定員を設定して、平均要介護度を把握しないと、おおよその試算は出ないと思います。それに建設に係る費用の返済というのが乗っかってきますので、介護マストとか、SKJケアラボというところがあるんですけども、この小規模の採算性を、同じように検証しておりますので、参考値として紹介します。これは登録定員29名、マックスでデイサービス15名、登録率100パーセントについて、1カ月当たりの人件費及び経費と介護収入について比較しています。人経費としては1カ月当たり265万と試算してます。法定福利費で人件費の15パーセントとして計算して、39万7,500円となります。様々な諸経費、1カ月当たり50万円と試算して、支出合計が354万7,500円となっております。介護収入なんですけれども。

○議長 上野議員、それ質問につながる、今、お話ですか。

○上野恵美子 はい。簡潔化するために食事代や宿泊代、各種加算については考慮していませんが、平均要介護度1の場合で299万2,800円となって、月55万4,700円の赤字で、年間にすると666万円の赤字になります。平均要介護度2の場合だと、439万8,430円になって、月85万円の黒字です。両方とも建築費用、返済していく必要があるんで、なかなか厳しい数字であると、ここは指摘しています。

それで、なかなかこの小規模は、ある程度要介護度の高い利用者を対象としないと採算が取れない恐れがあると言っていますが、独立行政法人社会福祉機構は、2019年2月27日に、2017年度における小規模事業の経営状況に関する分析結果を発表しました。小規模居宅介護の41.2パーセントが赤字であったと。その経営赤字の要因は、定員規模数が少なく、介護度が軽い利用者中心の施設であったと指摘しています。

そこで、登録定員も、やはり29名マックスにして、登録率も100パーセントにして、要介護度の高い利用者を登録させて、医療ケアも充実させないといけないということですけども、ここで事業費が9,875万円。利益目的の事業ではありませんけれども、その財源が地方債と一般財源であって、施設整備に係る財政負担と、あと加えて運営費で赤字が出れば、かなり町の財政を圧迫することが予想されますけれども、その辺はどのようにお考えなのかお聞きします。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは、小規模多機能型介護施設の運営についてのご質問にお答えをいたしたいと思います。

議員おただしのように、国のほうでは様々なデータの集計がなされております。一般的にいわれておりますのが、小規模多機能型居宅介護施設は、他の介護サービスに比べて、その運用の仕方によっては赤字、先ほど言われた41.2パーセントの施設が赤字であるというようなサービス事業所であるといったところでデータが取りまとめられているところでございます。

ただ、その反面、先ほど答弁でも申し上げましたように、登録定員に対する登録率がしっかりと確保できれば、黒字経営をしている施設が半数以上ありますので、そういった登録の部分で、これからご利用いただく地域の中で小規模多機能型居宅介護施設をご利用いただく方の掘り起こしをしながら、登録定員を満たしていきたいというふうに考えてござ

います。

なお、この施設については、介護度、高い方が入所させないと経営がままならないということで、入所を制限することは間違いなくできませんし、地域の中でいっしょに、利用したいという方が全て平等に使える施設でございますので、そちらについてはご理解をいただきたいと思います。

また、経営の、先ほどの様々な介護報酬のほかにも、財源として入ってくるお金がございますし、人的な配置などを工夫しながら人件費を抑制するといったことも社会福祉法人に、指定管理で管理運営を委託したいという考えがございますので、そういった中で社会福祉法人の地域貢献の中で取り組んでいただくということで、町も一緒になって、その採算性についてのシミュレーションなどを図りながら進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 それでは、できるだけ早くお願いしたいと思います。

次に、今回提出された平面図についてお聞きしたいのですが、最低必要な設置基準はクリアしています。というのは、宿泊室とデイルームと、浴室、トイレは設置していますので、しかし、この設計図を見たときに、私は本当に利用者さんのことを思って、いいサービスを提供したいと思ってつくられたのか非常に疑問でしたので、お聞きします。いくつもありますので、まとめて答弁をお願いします。

例えば、和室の面積です。デイサービスに来た人が、入浴した後、またお昼ごはんを食べた後に横になりたいと、高齢者は入浴後や食事の後に休養が必要ですが、この和室は6畳くらいですか、ここに何人の方が横になって休養できますか。

○議長 上野議員に申し上げます。一問一答ですから、一個ずつやってください。

福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは、お答えいたします。

デイサービスをご利用になった方がくつろぐ空間といたしましては、先ほど全員協議会の中で図面をお示ししたとおり、デイルームですとか、あとは和室、あとそのほかにも施設の、これは南側になるわけなんです、陽だまりコーナーということで、畳を敷いた、ちょっと小上がりでくつろいでいただくような場所もございます。そういったところを活用しながら、先ほどお風呂から上がられて、やはりちょっとお休みいただく場所などは提供してまいりたいというふうに考えております。

また、このデイルーム、広く取ってございますので、和室だけではなくて、ここに例えばソファですとか、ほかの家具が入ってまいれば、そういったところでもお休みいただくということは可能となっておりますので、ご理解をいただければというふうに思います。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 例えば利用されてる方が急変した場合、当然この施設、AEDは設置すると思いますけれども、救急車が来るまで心臓マッサージをしたり、AEDを使ったり、そういう処置はどこで行いますか。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 緊急時の対応というところでございますが、やはり奥川地区に施設を設



置することで、救急、西会津消防署から救急搬送される際の、やはり時間などもかかります。そういった中で、施設の中で看護師が適切な対応をしながら、救急車の到着を待つといったことになろうかと思いますが、基本的には空いてる空間を利用してと、その救急対応のためだけに居室をつくるということは、既存の施設の改修といったところもございませんし、施設の利活用の面からも無駄といえますか、もったいない部分がございますので、場合によっては居室が、ショートステイの居室が6室ございますけれども、その居室がショートステイで利用がなければ、そこは利用することができますので、そういった臨機応変な対応をしてみたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 ここには静養室がありません。例えば突然嘔吐した人がいた、ノロウイルスとか感染症も疑わなければいけません。隔離しないと、あっという間に広がっていきます。その対応をする静養室というのがありません。そして、何か体に異常が生じたときに処置をしたり、経過を観察したりする、それも静養室で行います。今後、介護度の高い方、医療ニーズの高い利用者の方が増えると思っておりますので、静養室は必要だと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは、お答えいたします。

施設内に静養室が必要ではないのかというようにおたがいでございますけれども、この施設の設置基準の中では、静養室の必要性はうたわれてございません。ただ、そういった場合もございますので、先ほど申し上げました緊急時になったときに、その方を安静に休んでいただくような場所は何か確保するような運用の仕方をしてまいりたいと思っております。

また、先ほど嘔吐物などの処理する場所といったところでは、平面図の一番右手のほうに洗濯・汚物室がございますので、そちらの汚物室のほうで利用者の方からは隔離、そういった汚物は距離をおいて、しっかりと管理をしていくということで考えてございますので、ご理解をいただければと思います。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 今の、その汚物の隔離というのは、その人を隔離させないと、吐物が散っていくので、うつって広がっていくということです。いろいろあるんですけれども、労働安全衛生規則第613条では、事業者は労働者が有効に利用することができる休憩の設備を設けるように努めなければならないとあります。これは努力義務ですが、職員の休憩室は必要だと思っておりますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは休憩室についてお答えいたします。

職員の事務を取る場所として事務室を設けてございます。事務を取らない場合は、この場所が利用できる空間であろうかと思っております。なお、そのかほにも和室につきましては、利用者の方が利用できない場合、ここを間仕切りできるようにしまして、ここが一つの部屋にすることができます。その職員の休憩については、今、この平面図を見ていただいたサービス事業者の職員の方からもアドバイスをいただいておりますので、今後、何らかの対応策を検討してみたいというふうに考えてございます。

ただ、何度も申し上げますが、やはり限られたスペースを、基本的には利用者の快適な空間を確保するというので、施設の整備をしてございます。ただ、職員の皆さんにも働きやすい環境も整えなくてはいけないということも認識してございますので、今後、検討させていただければと思います。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 同じ規則の616条には、事業者は夜間に労働者に睡眠を与える必要があるとき、または労働者が就業の途中に仮眠することができる機会があるときは、適当な睡眠、または仮眠の場所を男性用、女性用と区分して設けなければいけないとあります。この設計図では職員が仮眠する場所が設置されていませんが、これでは労働安全衛生規則違反になります。どのようにお考えでしょうか。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 仮眠する場所につきましては、現在、町内で事業を展開しております事業所の方に、様々こうアドバイスといいますか、施設の部屋の構成ですとか、あと職員の方の休憩場所ですとか、そういったところアドバイスをいただいたところでございます。その施設につきましても、特に職員の仮眠場所として個室を設けているということはございませんので、何らかの、その運用の中で仮眠が取れるスペースを確保して、職員が施設の夜間の管理をしながら仮眠を取っているということかと思われまので、そこについては確認をさせていただいて、しっかりと対応させていただければと思います。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 この設計図では、本当に利用者さんが満足できるサービスが提供できるのか、そして、施設の職員の労働環境も整っていないと思います。なので、ここの旧奥川地区に小規模に必要な設備を全て設けて、小規模をやるのは無理があるのかなと思いますが、その辺どのようにお考えかお聞きします。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは、ご質問にお答えいたしたいと思います。

今回の施設につきましては、できる限り利用者の方、またそこで働く職員の方の環境などに考慮しながら、間取りなどを決めたところでございます。また、今ほど議員からおただしのあった部分なども確認しながら、間違いのない施設整備に向けて進んでまいりたいというふうに思います。

なお、この施設整備につきましては、12月の全員協議会並びに12月の補正予算におきまして、しっかりと委託料の増額補正を認めていただいた中で事業を進めているということで、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 そういう利用者さんのサービス、そして職員の環境、労働環境、そして財政面でのシミュレーションもやっぱり十分に行っていただきたいと思います。町民福祉のための福祉施設が、町民を苦しめることになってはいけないと思います。

それでは、次に乳幼児の教育について。

○議長 上野議員に申し上げます。先ほど、社会福祉整備事業債の金額についての質問ありましたので、それ今、答弁できるということでもありますので、答弁させていただきます。

総務課長、新田新也君。

○総務課長 先ほど社会福祉整備事業債の償還期間がお答えできなくて、今、調べました。据え置き3年で、償還期間は25年であります。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 それでは、幼児教育・保育の無償化の背景、目的について、同じ認識で話を進めていきたいと思えます。

そこで、安倍総理大臣が無償化の目的を述べられていますので紹介します。日本が直面する最大の課題は少子高齢化である。子育て世代への投資のため、子育て世代の負担を軽減し、全ての子どもたちが質の高い教育を受けられるようにしたいと言われてしています。つまり、この無償化には二つの柱があって、少子高齢化と子育て支援。あともう一つは、全ての子どもたちが質の高い教育を受けて、生きていく上で必要な力を幼児期に身に付けられるようにするという、原点は人づくりにあるということです。

それで、安倍総理が言われた無償化の目的の、全ての子どもが質の高い教育を受けられるようにしたいの、全ての子どもという観点から、認定こども園の現状を伺います。現在、定員200名に対して、平成31年度で144名と、さっき資料にありましたけれども、ゼロ歳から1歳児で家庭保育対象となっている子どもは何人いますか。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは、お答えいたします。

ゼロ歳から1歳児のお子さんで、家庭保育の対象となっているおさんはというところでございますが、今現在、ゼロ歳から1歳児のお子さんにつきましては、認定こども園こゆりこども園のほうでお預かりして保育をしているところでございます。現在、ゼロ歳児で15名、1歳児で19名のお子さんを、こゆりこども園のほうでお預かりし、施設保育をしているわけですが、なお、そのほか家庭で家庭保育をしてらっしゃる子どもさんの人数につきましては、手元に今、数値がございませんので、後ほどお示ししたいと考えてございます。

ただ、このゼロ歳児、1歳児保育につきましても、年々需要が高まっておりまして、やはり若いお母さんが、産休、育休を取る環境ですとか、そういったことが障害になって早めに子どもさんをこども園に預けて、仕事に復帰なさるといようなケースが見受けられることから、年々増加の傾向になっているところでございます。数値については後ほどお示ししたいと思います。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 家庭保育の子ども、うちでみる人がいるからということで、希望しても認定こども園へ入園できない理由をお聞きしたいんですけども、無償化の目的から考えると、家庭保育の子どもたちも、こども園の子どもたちも同様に、同じ教育を受ける機会を提供するべきだと思うんですけども、お考えをお聞きします。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは、お答えいたします。

ゼロ歳児、1歳児の、非常にこう生まれて間もないお子さんの保育については、非常に手間がかかるといったところがございます。国のほうで今回、保育の無償化の対象といた

しましたのは、基本、3歳以上のお子さんが対象となっております。ただ、ゼロ、1、2歳児であっても、低所得者の方については、そういった機会を、教育保育の機会を設けるといった観点、あと経済的な負担の軽減を図る観点から対象としているといったところがございますので、町として、そのゼロ、1歳児、小さなお子さんを家庭でみていただくというのを強要しているわけではございませんで、家庭の事情、中には小さいお子さんの、子どもさんが成長していく過程で、やはり乳幼児のお世話、自分の子どもの世話は自分でやりたいというような家庭の考え方もございます。そういったことで、仕事の育児休業などを活用しながら、家庭で一生懸命、今、子育てに励んでらっしゃるご家庭があるというふうに理解しておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 それでは家庭保育の子どもも、希望すれば認定こども園で預かっていただけるということなんでしょうか。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは、お答えいたします。

乳幼児保育につきましては、やはり子どもさんを預かりながら、ただ保育基準が非常に高くなっております。ゼロ歳児では、子どもさん3人に対して1人の保育士、1歳児、2歳児のお子さんについては、子どもさん6人に対して保育士が1人対応しなくてはならないといったところで、誰もが希望すればということではございませんが、基本、保育の必要性を認定させていただいて、施設の利用となります。

その保育の必要性というのは、あくまでも家庭保育ができないご家庭、共働きで家庭での保育ができない、また、おじいちゃん、おばあちゃんがいらっしゃっても、なかなか高齢で、小さいお子さんを家庭でみるところができないといった条件があってはじめて保育の必要性を認定させていただいて、こども園の利用ということになりますので、そういった条件を整えば、こども園での入所、認定、保育認定を差し上げて、こども園の利用は可能となっておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長 時間を延長します。

2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 それでは、全ての子どもたちが質の高い教育を受けられるようにしたいの、質の高いという観点から、認定こども園での保育・教育の現状をお聞きします。

先ほどの全員協議会の中で、第2期の西会津町子ども子育て支援事業計画というのが示されましたので、だいたいは分かりました。第1期の評価としては、子育て支援の体制づくりができた。第2期のメインは、経済的な部分での負担軽減を図ったということですが、最も大切な部分の保育のビジョンというところ、具体的に、教育の質の向上を図るというところの、どのような教育によって、どのように保育の質を向上させていきたいのか、その辺、お考えあれば教えてください。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは、お答えいたします。

乳幼児の教育についてのおただしでございますが、先ほども申し上げましたように、町には保育施設として認定こども園こゆりこども園が1カ所ございます。そこで小さいお子

さんを含め、ほとんどのお子さんが認定こども園を利用して、就学前はそちらの施設を利用して小学校につなげていくという施設でございます。こども園内部でも事業計画というのを毎年度つくりまして、先ほど申し上げました教育、保育の目標を、園の教育、保育の方針に基づきまして、その目指す子どもの像に向けて、日々、先生方が子どもたちの教育、保育にあたっているところでございます。

なお、その推進にあたっては、毎日の、日々の計画、それをさらに週案ですとか、月案といった計画立てて、計画を立てて、それを先生方が日々こなしていく、その中で子どもとの関わりをもって成長につなげていくという園での取り組みをしてございます。細かくはちょっと申し上げられませんが、非常にきめ細かな計画を、子どもさんの年齢に応じた対応の仕方を決めながら進めているということでございます。

また、職員の研修なども、園内研修、また外部の研修、外部講師などを呼びながら研修をする。可能な限り外部での研修を受けて、やはり一施設しかございませんので、井の中の蛙にならないように、ほかの園での保育の実態を現地で学んできたり、また、研修会で、今現在の保育の指針の考え方などの研修で勉強してきたりといったことで、保育・教育の質の向上を図って、日々施設保育を行っておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 今、学校教育の中で、先ほどもずっと出てきましたけれども、非認知能力、これは就学前の子ども、乳幼児期にこの能力を高めることが重要であると、最近の研究で明らかになっていることはご存知だと思います。なぜかという、その乳幼児期が脳の原型が完成するのが5歳頃で、ゼロ歳から3歳までは、この脳を萎縮させずに安定して発達させる大切な年齢だということなので、乳幼児期の子どもへの質の高い教育というのは、この非認知能力を高めることだと言われている方もおりますが、認定こども園では、この能力に着目した教育を行っているのか、今後行うことは考えておられるのかお聞きします。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは、ご質問にお答えいたします。

こども園での教育・保育目標は、先ほど申し上げましたとおりでございます。その非認知能力を高めるための取り組みといったところでございますが、やはり乳幼児期のお子さんをお預かりする施設でございます。日々の生活を安全に営んでいく中で、保育士の先生が園児に対する声掛けであったり、ただ、その中で先生が全てやるわけではなく、子どもたちに自発的に行動してもらおうような、そういった場面を先生が抑制しないような形で、できる限りその子どもの成長、自発的な成長を促す取り組みで、そういった非認知能力を高めていくような行動につなげているのかなというふうに感じてございます。

なお、やはり集団での生活になりますので、その中で集団行動がどうしても強要しなくてはいけない、そういった部分の中にはございますが、そういった場面でも一人ひとりの子どもさんの個性、特性などを先生方が把握しながら関わっているというのが、こども園での実態であるというふう認識しておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 町内企業で働く若いお母さんが町外から通勤しています。住まいのある、

そのこども園の教育がとても充実しているのので、園を変えたくないということで、町内に転居していません。保育の教育の向上は、やはり若い人たちの移住定住にもつながると思いますし、保育士不足、ちょっと時間がないのですみません。の件につきましても、やっぱり保育士の働きやすさの条件としては、保育方針が充実していること。あと、労働環境、人間関係ってありますけれども、魅力的な保育・教育を提供している園であれば、保育士さんはやり甲斐を持って来てくださるのかなとも思います。

最後に、お願いしたいことがあります。町の乳幼児教育の質を高めるために、無償化の目的である全ての子どもたちが質の高い教育を受けられるように、三つ。

家庭保育の子どもも希望すれば認定こども園に入園し、同じ教育が受けられるようにはなっているんですね。

二つ目です。乳幼児期に非認知能力を高めることが重要であるため、この非認知能力に着目した保育・教育のビジョンを検討していただきたいということと。

あともう一つ、子育てをしている親への教育をどのように行っていくか、これを検討していただきたいと思います。

以上です。

○議長　それは、答えは、お願いして終わり。

○上野恵美子　これから検討してくださいということです。お願いして終わりでもいいです。

以上で終わります。

○議長　答弁あるそうです。

福祉介護課長。

○福祉介護課長　それでは、先ほどの答弁でお伝えできませんでしたゼロ歳児、1歳児の家庭保育を行っている人数についてご報告申し上げたいと思います。

まず、ゼロ歳児では、現在15人の方がこども園を利用されておりまして、そのほか25人のお子さんが家庭保育となっております。比較的ゼロ歳児については、産休、育休時期で、家庭で保育をいただいているといった子どもさんが多いといった傾向になってございます。

続きまして、1歳児ですが、全体で29人のお子さんがいらっしゃいまして、入園しているのが、19人でございます。19人のお子さんが入園しておりますので、差し引き家庭保育が10人のお子さんということで、ご理解をいただきたいと思います。

なお、ゼロ歳児、先ほど合わせますと40人、非常に多くの子どもさんという形になりますが、これは年度をまたいで、今現在ゼロ歳の子どもさんということでございまして、ほぼ1年ちょっとの間に生まれたお子さんということで、人数が多くなっているということでご理解をいただきたいと思います。

○上野恵美子　以上で一般質問を終わります。

○議長　お諮りします。

本日の一般質問はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　異議なしと認めます。

従って、本日はこれで延会することに決定しました。  
本日はこれで延会します。(17時01分)





令和2年第2回西会津町議会定例会会議録

令和2年3月10日(火)

開 議 10時00分  
延 会 16時41分

出席議員

1番	荒海正人	5番	猪俣常三	9番	多賀剛
2番	上野恵美子	6番	三留正義	10番	青木照夫
3番	小林雅弘	7番	小柴敬	11番	清野佐一
4番	秦貞継	8番	伊藤一男	12番	武藤道廣

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	薄 友 喜	農林振興課長	岩 渕 東 吾
副 町 長	工 藤 倫 也	建設水道課長	石 川 藤 一 郎
総 務 課 長	新 田 新 也	教 育 長	江 添 信 城
企画情報課長	矢 部 喜 代 栄	学校教育課長	玉 木 周 司
町民税務課長	渡 部 峰 明	生涯学習課長	五十嵐 博 文
福祉介護課長	渡 部 栄 二	代表監査委員	佐 藤 泰
健康増進課長	小 瀧 武 彦	農業委員会長	佐 藤 忠 正
商工観光課長	伊 藤 善 文	農業委員会事務局長	岩 渕 東 吾

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	長谷川 浩 一	議会事務局主査	渡 部 和 徳
--------	---------	---------	---------

## 令和2年第2回議会定例会議事日程（第5号）

令和2年3月10日 午前10時開議

開 議

日程第1 一般質問

散 会

（一般質問順序）

- |          |          |          |
|----------|----------|----------|
| 1. 小林 雅弘 | 2. 秦 貞継  | 3. 三留 正義 |
| 4. 伊藤 一男 | 5. 猪俣 常三 | 6. 小柴 敬  |
| 7. 多賀 剛  | 8. 青木 照夫 | 9. 武藤 道廣 |

○議長 おはようございます。

令和2年第2回西会津町議会定例会を再開します。(10時00分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程第1、一般質問を行います。

通告により、順番に発言を許します。質問者は順次質問席に着き、発言を求めてください。

3番、小林雅弘君。

○小林雅弘 3番、小林雅弘でございます。通告に従って一般質問をさせていただきます。

まず第1点目、町所有施設の電力料金の削減と、今後の太陽光や風力での電力の利用についてお伺いいたします。昨年度、町が東北電力と交渉し、従来約6,850万円以上かかっていた電力料金を、約500万円、7パーセント削減見込みとのこと。このご努力に敬意を表する次第でございます。また、この契約は5年間とのこと。

今、地方交付税が減らされ続ける中で、町は厳しい運営をされている、そういった中でこの電力料金引き下げは、町財政にとって大きな貢献であると考えております。ほかの自治体でも電力自由化の中で大きな負担となっている電気料の引き下げを図るために、様々な努力をしています。福島県内で一例をあげるならば、二本松市では1年ごとの入札制度を実施し、それまで年間2億7千から8千万円であった市の電気料金を、27パーセント以上、金額で7,560万円削減したとのこと。少しその内訳を申し上げますと、削減幅の大きいところでは、本庁及び各支所分で約920万円。小中学校分で約2,950万円。総合体育館分で約460万円だそうです。もちろん本町では分母が小さく、また施設の数が少ないため、このように大きな金額にはなりません。27パーセント、1,800万円とはいかなくても、それに近い金額を削減できれば、町財政にとって大きな貢献となり、町民の福祉に今以上にお金を回すことができます。そこでお伺いいたします。

第1に、この事例に鑑み、本町でもこの1年単位の入札制度の調査、研究をしてみたいかがでしょうか。5年間は東北電力と契約済みとのことではありますが、5年の間に状況が変わることもあり得ます。また、今から5年後を見据えていくことも大切だと考えております。

第2に、指定管理を行っている施設についても、1年単位の入札制度導入に関する協議、要請を行ってはいかがでしょう。もちろん各施設におかれましては、それぞれ電気量削減の努力をされていると思いますが、もし大幅な削減が可能になれば、施設運営に大きなプラスであると考えています。

第3に、今後、太陽光や風力などで生み出された電力を積極的に利用していくお考えはあるのかお聞きします。前述の二本松市の三保市長は次のように述べております。震災による東京電力福島第一発電所の事故を経験した市長として、二度とこのような惨事を起こさせてはならないという思いと、50年、100年先を見据えて、再生可能エネルギー、自然エネルギーによる電力の地産地消を図り、原発ゼロの社会をつくらなければならないと思っております。新たな戦略的取り組みとして、再生可能エネルギー、自然エネルギーを利用した太陽光発電、水力発電、バイオマス発電などを推進し、ご当地電力、ご当地エネルギー

ギーをコミュニティパワーによって生み出し、二本松市で使用する電力は全て二本松で発電し、供給していきたいと思っております。これらの事業については、市民が中心となった電力会社により、市民への電力を供給し、エネルギーで自立したまちづくりを目指してまいります。このような取り組みは新たな電力の供給を図るだけでなく、新たな産業の雇用を起し、さらに予熱の活用による農業や地域交流の場を提供することになります。将来に向けて自然エネルギーには大きな期待を寄せており、これらのことを実現するためには、人材の育成、体制づくりも重要であると考えております。以上、三保市長の言葉でございました。

私は、政治的立場は違うものの、この姿勢に深く感銘を受けた次第でございます。町のお考えを伺いたいと思います。

次に、第2として、町の避難場所及び避難所の備えについてお伺いいたします。昨年の台風被害など、近年、想定を超える災害が発生しています。今年も気象庁の長期予報によれば、夏は平年並みに暑く、梅雨の時期は雨が多くなる見込みとのこと。今から備えをするべきと考えます。そこでお尋ねします。

第1に、例えば、群岡地区の避難場所のうち、保育所が取り壊されて返還され、ハザードマップに変更が生じている箇所がありますが、避難計画を見直し、住民にその旨、伝える必要があると考えます。町のお考えを伺います。

第2に、先日、議会報告会で出された意見の中に、中野など、沢づたいの集落で一時孤立する可能性のある地域の避難についての不安の声があがりました。これら集落の避難についてシミュレーションをし、住民に丁寧の説明し、安心してもらう必要があると考えますが、いかがでしょうか。

第3に、避難所では、発電機、ダンボール性の簡易ベッド、仕切り、畳等、今までの災害の中で、さらに必要と認められる備品について、必要な資材は購入し、また業者と協定を結ぶなどの準備を進める必要があると考えますが、いかがでしょうか。私は中越地震の際は、会津若松市にりましたが、小千谷市に会津藩士の墓があることも関係し、また会津若松市と職場が災害協定の協力の協定を結んでいたことで市より要請があり、パン、おにぎり等の食糧、その他支援物資をトラック2台に積んで、夜、小千谷市の市役所に向かったことがございます。高速道路は歪み、段差ができ、余震の続く中、到着したときは、明かりの全くない漆黒の闇でした。その中で唯一、市役所に自家発電の明かりが見えたときは、灯台の明かりのように感じたものです。やはり明かりは人間にとって希望の陽だとも思いました。そして、業者との協定も力を発揮すると実感いたしました。

また、2011年の大震災のときは、福島県の浜通りに支援に入れなかったため、岩手県の遠野市をベースキャンプとし、主に釜石市と、瓦礫に埋まった大槌町に1週間派遣されました。避難所から完成した仮設住宅に引っ越す町民の支援と、仮設住宅に物資を運ぶ仕事が多かったです。避難をされていた高齢者にとって体育館の床は固く、底冷えがすると、避難生活が大変なものであったことが語られました。本町でも避難する事態が発生した場合、高齢者と子どもが多く含まれることが予想されます。これを前提に避難計画を組み、準備をしていく必要があると考えます。

以上、町の見解をお示しください。一般質問は以上でございます。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 3番、小林雅弘議員のご質問のうち、電力料金の削減と太陽光発電等の利用についてのご質問にお答えいたします。

まず、電力料金の削減であります。昨年4月より東北電力と役場庁舎や小・中学校などの主要7施設について、新たに5年間の電力契約を締結いたしました。その結果、昨年4月分から本年2月分までの11カ月間の電気料金は、前年比で約25パーセント、1,070万円の減となっており、消費税の引き上げによる増額要因はあったものの、大幅な削減が図られたところであります。

それでは、個別のご質問についてお答えいたします。まず1点目の1年単位の入札制度の調査・研究についてであります。先ほどご説明いたしました東北電力との契約期間があと4年あることから、契約満了時までに制度を導入するか否かを検討してまいります。

次に、2点目の指定管理施設における電力料金の入札制度の導入についてお答えいたします。現在、町有施設の指定管理を委託しております団体は6団体あり、その内の3団体は、毎年ではありませんが、見積もり合わせにより電力業者を決定しております。指定管理施設の電力料金の削減は、財政負担の軽減につながることから、今後、指定管理者との協議をはじめ情報提供等により削減に向けた取り組みを進めてまいる考えであります。

次に、3点目の太陽光や風力発電の積極的利用についてお答えいたします。太陽光発電につきましても、事業費全額が補助金で賄える県の補助事業を活用し、小・中学校やさゆり公園体育館、道の駅よりっせなど、合計7施設で導入しており、本町としては積極的な利用を図っているところであります。

○議長 町民税務課長、渡部峰明君。

○町民税務課長 3番、小林雅弘議員のご質問のうち、町の避難場所及び避難所の備えについてお答えいたします。

はじめに、旧群岡保育所が取り壊され、ハザードマップの変更と避難計画の見直しによる住民への周知についてのご質問にお答えいたします。

町は、災害対策基本法に基づき、居住者等が災害から命を守るために緊急的に避難する施設及び場所である指定緊急避難場所、避難した居住者等が災害の危険がなくなるまで一定期間滞在し、または災害により自宅へ戻れなくなった居住者等が一時的に滞在する施設である指定避難所として、目的に沿って指定をしております。

議員おただしの旧群岡保育所は、昨年、建物の解体撤去工事を行い、土地の一部は東北電力からの借地であったため、返却をしております。町といたしましては、現在も指定緊急避難場所としておりますが、避難場所は施設及び敷地全体を指定しており、施設がなくなっても町の土地が現存することから、現在も指定解除を行っていないのが現状であります。

なお、県が土砂災害警戒区域の追加指定の作業を進めており、追加指定が決定されれば新たなハザードマップの作成が必要となることから、その際に指定緊急避難場所等の見直しや掲載する避難情報の内容等について検討してまいりますのでご理解願います。

次に、一時孤立する可能性のある地域への説明についてお答えいたします。

町の災害時の対応としましては、大雨等により土砂災害が発生する恐れがある場合には、

気象庁等が発表する気象警報等により避難勧告等を発令し、指定緊急避難場所等への避難を呼び掛けております。

また、町内において、土砂災害や雪崩等により道路が寸断し孤立した場合、自治区長や地元消防団、地域住民等と連携を図り、孤立集落の状況を把握するとともに、西会津消防署や自衛隊等に、速やかに救助や救援物資の搬送等を要請し、地域住民の生命・身体を守ることを最優先して行うこととしております。

さらに、過去の災害を教訓に、道路の冠水による孤立などの恐れがある自治区とは、町から必要とされる情報提供や対応、地域住民の行動計画の確認など、有事に備えた話し合いを行っているところであり、今後も必要とする地域と話し合いを進め、安全・安心の確保に努めてまいりますのでご理解願います。

次に、避難所に配備する発電機等の資機材の購入や業者との協定についてお答えします。

町では、発電機や食料等のほか、東日本大震災の時にご支援のあった毛布やマット等の物資を備蓄しております。

議員からおただしのありました簡易ベッドや仕切り、畳等につきましては、避難される高齢者等やプライバシーを考慮した場合、有効であると考えますが、災害の発生箇所や規模等の違いから、避難される方のニーズも違ってきます。町では、災害時の多様なニーズに対し、必要な物資を調達するための体制として、現在、国や2市、13事業所等と災害時応援協定を締結し、要請により供給していただくこととなってなっております。また、県を通じて必要な物資を供給していただく体制も整備されております。

近年の災害は、大規模化・激甚化する傾向にあり、住民のニーズも変化していることから、過去の災害の実態や課題に即した災害時応援協定をさらに進めてまいりますのでご理解願います。

○議長 3番、小林雅弘君。

○小林雅弘 少し時間をいただきたいと思います。私の情報収集が一部誤っておりましたので、よろしいでしょうか。

○議長 3番、小林雅弘君。

○小林雅弘 それでは、再質問をさせていただきます。

まずその前に、私の情報収集が誤っておりまして、先日、担当課にお伺いしたところ、500万円の削減見通しという説明を受けておりましたが、実際には25パーセント、1,080万円の削減だというようなことで、私の今回の発言が誤っておりましたので、訂正をさせていただきます。

で、かなりなご努力をされている、そういうふうにも私も理解をいたしました。しかし、やはり交渉というものは、こちらがどのくらいのカードを持って相手との交渉に臨むか、これが私は交渉の一番大切なものだと思います。そういう意味では、今後、導入するかどうか否かを検討すると申しましたこの1年単位の入札制度、これも一つのカードになり得る、そう思います。その件についてのさらなるご見解をお聞きいたします。

そして、太陽光発電につきまして。

○議長 一問一答ですから、一つずつ。

総務課長、新田新也君。

○総務課長　　お答えをいたします。

1年単位の入札制度の検討というおただしでございますが、先ほどご答弁でも申し上げましたとおり、主要7施設は昨年4月より5年契約を東北電力と結んでございます。その契約が終わる前に、1年契約については導入するかどうかの検討をしたいというお答えをしたとおりでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長　　3番、小林雅弘君。

○小林雅弘　　はい。理解をしました。

それで次に、私の質問の中での3番目でございます。今後、太陽光や風力などで生み出された電力を積極的に利用していくお考えはあるのかという質問に対して、現在、7施設で導入しているというふうなお答えでございましたけれども、だいたい電力としてはどのぐらいの電力をまかなっているということでしょうか、お伺いいたします。

○議長　　総務課長。

○総務課長　　お答えをいたします。

現在、町で7施設に太陽光発電を導入しているとお答えいたしました。売電は行ってございません。その施設の電力の一部をまかなっていると。そのほかにも役場庁舎脇の野沢体育館、そこは蓄電までしてありますので、万が一停電の際には、その蓄電した電力を使えると。で、いくら電気量が削減になっているかというおただしでございますけれども、詳しい資料は今ございませんので、調べられれば後ほどお答えをしたいと思います。

○議長　　3番、小林雅弘君。

○小林雅弘　　ご答弁ありがとうございました。

それでは、再度、この3番について、町全体としてどのような方向性を持っているのか、それについての答弁を求めたつもりですが、やや質問に不十分さがあり、その点が触れられませんでしたので、ぜひ町長よりご回答をお願いしたいと思います。

○議長　　総務課長。

○総務課長　　不十分だというおただしでございますけれども、まず、町として、先ほどお答えいたしましたとおり、太陽光発電につきましては、できる限りの導入は図ってございます。それで、そのほかにも、この庁舎もそうですが、再生可能エネルギーということで、ペレットボイラーも導入してございます。

小林議員がおただしの電力のおただしの際に、経費の削減というお話でありましたが、バイオマスボイラー、再生可能エネルギーの積極的な導入ということで、町でも導入してございますけれども、経費の節減にはなってございません。そこら辺の関係といたしますか、費用対効果も町として十分検討しなければならない事項でございますので、そこらを十分に検討しながら導入するか否かというのは、今後、検討してまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長　　3番、小林雅弘君。

○小林雅弘　　私は削減だけを言ってるわけではございません。ですから、少しこの内容だけだと分かりづらかったのかなというふうに考えおります。ですから、説明の中で、私はあえて三保市長の言葉を述べて、その、この町でどういうふうに考えていくのか、これをただしたつもりでございます。一方では削減も必要です、もちろん。しかし、今、CO<sub>2</sub>

の削減等々も含めて、将来に向けてどんな世界をつくっていくのか、町をつくっていくのかという、やはりその観点からの町の姿勢の考え方も必要であろうと、そういうふうを考えて質問したところでございます。

今回、もしその件について用意がなかったと、そうおしゃれば、この次の機会に、またお伺いしたいと思いますので、今回はこれ以上の質問を控えさせていただきます。

それでは、よろしいですか、次に移らせていただきます。

(「質問すれば」の声あり)

○小林雅弘　もう言うてしまいましたので、次の機会に回したいと思います。

それでは、町の避難場所及び避難所、この備えについてでございます。まず、ハザードマップには、表示として群岡保育所というふうに明確に書いてございます。地図みたいのところですね。それはやはり直すべきではないか、何かあったときに混乱する可能性があるというふうに申し上げます。

そして、簡易ベッド、それから仕切り、畳等、これは今までの避難計画にあまり入ってなかったと思いますが、この件につきましては、やはり先ほど申しましたように、高齢者の方、底冷えがする。体調を崩すということがございましたので、ぜひ備えとして買っておくことではなくて、業者として協定を結ぶなどの備えとして、私は進めていきたいと、そう思う次第でございますが、いかがでしょうか。

○議長　町民税務課長。

○町民税務課長　それでは再質問にお答えいたします。

今ほど小林議員がおっしゃったことは、非常に有効であると認識はしてございます。業者等とも協定を結んでおりまして、そういった資材が必要になった場合は、速やかに供給していただくように万全の体制は取っていきたくと、このように考えます。

先ほどの備蓄品の中に、仕切り等、若干備えもございまして、必要なものはすぐに提供し、また必要となったものが不足する場合は、そういう協定を結んでいる業者等からの提供ということで進めてまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思ひます。

もう一つ、群岡保育所をハザードマップから外すべきというようなご質問でございますが、現在、旧群岡保育所ということで、ハザードマップには記載してございます。これまで指定緊急避難場所として町が指定しておりましたのは、公共施設、その場所ということでやってございます。今のところ建物はなくなりましたが、そこに町の土地があるということで、先ほどご答弁したとおりでございますが、今は指定は外してございません。

ただ、今年度、県の作業として、土砂災害計画区域の指定を今進めてございます。これは令和2年度で指定10カ所なる予定でございまして、全地区のハザードマップの見直しが必要となってきますので、その際に検討して、外すなり、そういったことをしていきたいと考えてございますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長　3番、小林雅弘君。

○小林雅弘　電気料金の削減、そして、また別な意味での、今後のこの町の電力のあり方、これらも全て、私は町民のこれからの生活に大きな影響を与えるものだと考えております。考え方としてですね。さらに、このハザードマップ等々、避難場所の問題は、まさにこれからの想定外の事故や、あるいは災害に備える、これが町民の命と暮らしを守る、本当に



現実のものだと考えております。

今後も町が、この問題に対して十分な備えをし、またそのことを、ここが大切だと思うんですが、町の皆さんに丁寧に説明していく、これがやはり町として町民からの信頼を得る大きな方法だと考えております。今後もその方向で町政の執行にあたっていただきたいと思っております。

以上をもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 皆さん、こんにちは。4番、秦貞継です。本日は事前に通告していた内容に沿って、町側に順次質問したいと思っております。

まずはじめに、感染症対策についてであります。昨今、新聞報道等で新型コロナウイルスの感染拡大が全国的にも問題となっています。本町は高齢化率も高く、感染が拡大すれば町民の健康被害も大きくなると予想されます。今後の感染症対策に対する町の考えを伺います。

一つ目として、本町の新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた取り組みはどのようになっているか。

二つ目として、各医療機関をはじめ、関係機関との連携、情報共有が重要と考えるが、町の考えはいかがでしょうか。

三つ目として、非課税世帯や高齢者一人暮らし世帯と生活弱者への対応はどのように考えているか。

四つ目として、今後開催されるイベントや行事等には、どのような対応を考えているかあります。

次の質問は、ふるさと応援寄附金についてであります。

一つ目として、現在までのふるさと応援寄附金の寄附状況はどのようになっているか。

二つ目として、これまでの取り組みの成果と課題は。

三つ目として、これまでの取り組みを踏まえ、今後の取り組みはどのように考えるか、であります。

最後の質問ですが、西会津診療所の診療体制についてであります。10月より新しい医師による診療が開始されましたが、その後の状況はどのようになっていますか。また、今後の西会津診療所の診療体制の充実に向けた町の考えを伺います。

一つ目として、新しい医師による診察が始まったことで、受診者の推移はどのようになったか。

二つ目として、診察をサポートする体制は整っているか。

三つ目として、今後の診療体制拡充に向けた取り組みは考えているか。

以上であります。町側の明快な答弁を求めます。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 4番、秦議員のご質問のうち、感染症対策についてのご質問にお答えをいたします。

まず、1点目の本町の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取り組みであります。町は、町民の生命及び健康を保護し生活や経済に及ぼす影響を最小に抑えるた

め、西会津町新型インフルエンザ等対策行動計画、及び国が示した新型コロナウイルス感染症対策の基本方針などにに基づき対応しているところであります。

具体的には、新型コロナウイルス感染症は現時点において有効な抗ウイルス薬などがないため、一般的な感染症予防として有効な、こまめな手洗いや、アルコール等による手の消毒、咳エチケットの励行、マスクの着用、規則正しい生活による健康管理など、自らが行える予防法と症状がある場合の受診方法などをケーブルテレビやホームページ、広報、全戸チラシなどにより適時周知しております。

また、町民生活への対策として、町民バスの感染予防対策や、不特定多数の方が利用する公共施設への手指消毒用アルコールの設置などの対策を行っております。

さらに、去る2月28日には正確な情報収集と迅速な情報提供体制を強化するため、町長を本部長として西会津町新型コロナウイルス感染症対策本部を設置いたしました。3月7日には県内で初めての感染者が確認されたことから、翌8日、日曜日には緊急の対策本部会議を開催するなど、これまで3回にわたり対策本部会議を開催し、イベント等の取り扱いや公共施設等における感染防止対策等について協議したところであります。今後も関係各課等が横断的に連携して感染予防及び感染の拡大防止等の対策に取り組んでまいります。

また、町民の皆さんの不安や心配事などの相談に対応するため、健康増進課内に電話による相談窓口を開設し、保健師による相談体制も整備したところであり、今後も刻々と変わる状況に応じた対策を遅滞なく行い、感染拡大防止に努めてまいります。

2点目の各医療機関や関係機関との連携・情報共有についてのご質問であります。感染の拡大防止を図るには関係機関等の連携・情報共有は不可欠なものであり、去る2月27日には会津地域医療会議が開催され、県や医師会、医療機関、消防、市町村などが取り組みの現状と今後の対応などについて情報共有を行ったところであります。また、町内の関係団体等に対しては、町の関係課を通して情報提供等の対応を行っているところであります。

3点目の住民税非課税世帯や高齢者一人暮らし世帯等、生活弱者への対応についてのご質問であります。経済的負担の面では、感染を判定する検査費用については、医師が必要と判断した場合は保険適用となり、また自己負担分も公費で補助されるため自己負担は発生しません。なお、検査により感染が確認された場合も、医療費の自己負担分は全額公費で賄われることとなります。

また、感染すると重症化しやすい高齢の方や基礎疾患をお持ちの方については、国が示す受診の目安により、県の相談センターに連絡した上で医療機関を受診していただけるよう、全戸チラシなどによりお知らせしているほか、保健師がケーブルテレビで高齢の方などに向けて丁寧呼びかけるなど、重症化予防に向けて周知しているところであります。

4点目の今後開催されるイベントや行事等にはどのような対応を考えているか、とのご質問であります。これまで国の対策本部や安倍総理大臣からイベント等の開催の必要性の再検討や、規模の大きなイベント等の中止、延期または規模縮小等の要請があったところであり、町といたしましても町内への感染防止を図ることが現時点で最も重要であると判断し、今後しばらくの間は町主催の多数の方が集まる事業やイベント等は基本的に中止または延期することといたしました。しかし、中止または延期することが難しい事業等に

については、感染予防に十分配慮した上で実施してまいります。なお、町内の関係団体、関係機関等に対しましてもイベント等の開催の必要性を、改めて検討していただくようお願いしてまいります。

その他のご質問につきましては、担当課長より答弁いたさせます。

○議長 町民税務課長、渡部峰明君。

○町民税務課長 4番、秦貞継議員のご質問のうち、ふるさと応援寄附金についてのご質問についてお答えいたします。

まず、1点目の現在までのふるさと応援寄附金の状況についてのご質問にお答えいたします。令和2年3月2日現在で、寄附件数は1,708件、寄附金額は2,455万3千円となっており、昨年度同期と比較いたしますと、件数で1,468件、金額で2,074万9,500円の大幅な増となっております。

次に、2点目のこれまでの取り組みと課題についてのご質問であります。これまでの取り組みといたしましては、サイト運営等の委託業者、返礼品の手配や発送業務を委託しております交流物産館よりつせ、町の三者による月1回の事業検討定例会を実施し、毎月の反省と今後の取り組み内容の打ち合わせを行い、寄附獲得に努めてまいりました。また、ふるさとチョイスに加え、昨年7月に楽天市場、さとふる、9月にANAのふるさと応援寄附金サイトに掲載を開始しました。

そのほか、WEB広告の掲載、在京西会津会会員へのダイレクトメール、首都圏の読売新聞ふるさと応援寄附金特集への広告掲載、各種イベントにおけるパンフレット等の配布、試食用西会津産米の配布など、PR活動に努めてきたところであります。返礼品につきましても随時新商品の開発や見直し等を行い、現在の返礼品掲載数は、61品目となっており、今後も、今年度目標額の3千万円を達成できるよう努めてまいりますのでご理解願います。

課題につきましては、PR活動や掲載サイトを今年度3サイト増やしたことにより、返礼品の確保について課題があったと認識しております。

本町の最大の返礼品は米であります。本制度の最盛期でもある12月を迎え、一般米のコシヒカリが、予想を超える数量の申し込みがあったことから、年明け早々に止むなくサイト掲載を中止しております。

次に、これまでの取り組みを踏まえ、今後の取り組みはどのように考えるか、とのご質問であります。WEB広告や新聞折込掲載など、広く情報発信していくとともに、イベントや首都圏等でのパンフレット配布や地場産品の試食品提供等を行うなど、PR活動に努めてまいります。

また、課題でもあります返礼品の数量確保についてであります。今年度の状況を踏まえ、既に事業者と打ち合わせを行い、在庫確保をお願いするなど、次年度に向けた打ち合わせを行っております。さらに、今後も返礼品の開発や随時見直し作業を行うとともに、来年度は掲載サイトを一つ増やす予定としております。

令和2年度の当初予算では、今年度と同額の目標額を計上させていただいております。さらに上を目指し、寄附獲得に努めてまいりますのでご理解願います。

○議長 健康増進課長、小瀧武彦君。

○健康増進課長 4番、秦貞継議員のご質問のうち、西会津診療所の診療体制についてのご質問にお答えいたします。

まず、1点目の受診者数の推移についてのご質問であります。西会津診療所の整形外科については、昨年10月に会津坂下町の佐藤信也先生を非常勤医師としてお迎えし、週2日の診療を行っているところであります。昨年10月から本年2月までの西会津診療所全体の受診者数は2万2,496人で、そのうち整形外科受診者数は1,069人、月平均で213人となっているところであります。

西会津診療所はこれまで、人口減少などにより受診者数が減少しており、平成29年度は前年度比579人減の2万5,821人、30年度は前年度比1,094人減の2万4,727人でありましたが、今年度は前年度と同程度の受診者数になる見込みであります。

次に、診察をサポートする体制であります。整形外科の開設に伴い新たに看護師1名を採用し診療体制の充実を図ったほか、必要な医療機具等を整備するなど、人的・物的の両面から診察をサポートしているところであります。

次に、今後の診療体制充実に向けた取り組みについてであります。本町における疾患の特徴として骨・関節・筋肉・神経などの体を支え、動かす機能の運動器に関する患者が多いことから、整形外科の開設は町民の受診機会の確保と利便性向上に大きな効果があったものと考えており、引き続き整形外科の診療体制が維持できるよう、鋭意努力してまいりますのでご理解願います。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 それでは、順次通告に従って質問してまいります。まずはコロナウイルスですね、昨今、本当に毎日のように新聞、テレビ等で放送されていますけども、これまで分かっている、新型ですので、なかなか国のほうでもそのウイルスがどういう特徴を持って、どういう健康被害を及ぼすかというの、なかなかつかめていないところだとは思いますが、今現在、町のほうでは分かっている、そのコロナウイルスの感染症の特徴というんですか、そういうものというほどのぐらいまでつかんでいるか、まずそこから伺いたいと思います。

○議長 健康増進課長。

○健康増進課長 それでは、現在分かっている範囲でのコロナウイルスの特徴というご質問でございますが、国の研究機関におきましては、現在、呼吸器系の症状が中心で、多くの方については軽症で済んでいるということでありまして。また、中国で4万4千人ほどの感染者が、調査をして、そのうち8割の方については軽症で済んでいるということでありまして。

なお、症状として、国内の感染者の症状として多いのが、熱による症状が72パーセント、咳による症状が62パーセントなどとなっているということでございます。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 私も同じような情報、得ています。8割ぐらいの方がほとんど軽症で済むということで、番組内で、テレビでやってたんですけど、ある大学の先生が言ってたんですけども、対処療法しかできないので、もしかかったとしても市販の風邪薬なんかでも効くんだけよなんて言ってた、総合大雄会病院のお医者さんがそういうふうと言ってたことも聞いて

てますので、とりあえずはそういうのでしのぎ、乗り切るしかないのかなというところだと思いますが、これかかったときの話であって、今、叫ばれている感染症予防というところでございますが、その予防、感染症にかからないための、現時点で一番重要なポイントというのはどこだと思いますか。

○議長 健康増進課長。

○健康増進課長 予防の方法についてでございますが、現在、感染の方法、感染するといわれているのが、飛沫感染と接触感染、これによって多くの方が感染が拡大するといわれております。これについては、まずチラシ、ケーブルテレビなどで繰り返し放送しておりますが、こまめな手洗い、あと咳エチケット、あと人混みを避ける。あるいは健康管理と申しますか、睡眠を十分に取って、しっかりと食べて、自分の体の免疫力を高めると、そういうことが有効な予防策ということと考えております。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 本当に、まさにおっしゃったとおりだと私も把握しております。これちょっと素朴な疑問なんですけど、例えば自分が風邪に、朝起きたらちょっと体がだるくて、体温計で計ったら38度ぐらいの熱があったというときは、これどうしたらいいんですか。ちょっと確認の意味でお伺いしたいと思います。

○議長 健康増進課長。

○健康増進課長 現在、国のほうで医療機関を受診する際の見直しということで広く周知をしておりますが、その見直しとしては、風邪の症状や37度5分以上の発熱が4日続いている方、あるいは強いだるさ、息苦しさ、こういった方については、まず帰国者・接触者相談センターに相談をした上で、その支持に従うということになっております。

先ほど議員が申されました38度の熱があった場合については、今の受診の基準からしますと、そういった相談にはあたらないのかなと思いますので、適宜医療機関のほうに相談していただければと思います。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 ですよ、やっぱり苦しくて熱が出て、どうしようとなったら、やっぱり一番あてにしている、身近であれば西会津診療所や、それぞれのかかりつけのお医者さんに行くしかないと思うんですが、今ちょっと、昨今、この話も出でたんですけども、今、検査が保険適用になって、民間でも検査が受けられるようになったという報道がありました。これ会津地域ではどのようになっている、今の指定、帰国者・接触者外来でしたら、それが指定機関だったと思うんですけども、それ以外の民間というのは、今、現時点ではどのような検査体制になっているのか、町のほうでどこまで把握しているかを確認します。

○議長 健康増進課長。

○健康増進課長 検査体制のご質問でございますが、まず現在では、そういった疑いのある方につきましては、先ほど申し上げました帰国者・接触者相談センターに相談をした上で、その疑いが、検査をしたほうが良いという判断をそこでした場合には検査をすることになっております。会津地区におきましては、帰国者・接触者外来という医療機関がありますが、これらについては、公表は、医療機関名は公表されていませんので、そういったところへの受診を勧奨されて、そこで検査をする流れになるのかなというふうに思います。

民間の検査につきましても、現在、全ての医療機関の医師が検査を依頼できるということではなくて、帰国者・接触者外来の医師が必要と認めた場合に、民間の検査機関に依頼をして、検査ができるふうに改正になったということでございます。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 確認なんですけども、今朝のニュース報道で確認したんですが、例えば、ちょっと熱があってお医者さんに行ったら、どうも症状から、その新型コロナウイルスの感染が疑われる場合は、そのかかりつけ医や、その受診したお医者さんのほうで紹介状を書いてもらえると、民間医療機関でも、その接触者外来でも検査してもらえていう、その検査体制ができたというふうに聞いたんですけども、それは、私はそういうふうに認識してたんですけども、それは間違いなかったでしょうか。

○議長 健康増進課長。

○健康増進課長 一般の医療機関に、そういった疑いの方が受診されて、その一般の医療機関の医師が、先ほどの帰国者・接触者相談センターに症状を医師が相談して、その指示があれば一般の医療機関の医師が紹介状を書いて検査できるという内容でございます。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 その辺に関しても、今後、周知等、そこに関しては一般の人は関係ないのかもしれないんですけど、そういうふうになっているということは分かりました、承知しました。

今ちょっと、12日だか、13日に、その国会のほうで承認されるかどうかといわれている特措法改正に関して、新型コロナウイルスに関してなんですけども、ここというのは、ちょっとどこを調べても、どんなふうに改正されるのかが、私つかめてなかったんで、その辺もし町側のほうでどういう情報が入っているのか、もしあればお示してください。

○議長 健康増進課長。

○健康増進課長 新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正の内容でございますが、現時点で分かっている範囲の情報でございますが、まず、国において緊急事態宣言という宣言をしますと、それを受けまして都道府県の知事は、不要不急な外出の自粛要請、休校や興行施設の利用制限などを要請、指示できることとなります。二つ目として、新たに緊急に医療施設、病院などを建設するような必要があった場合は、土地使用の要請、こういったことが主な内容ということで承知しております。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 とすると、その特措法ができて、国の指示があると、今例えば、休校している学校とか、中止や延期になったイベントも、ひょっとしたら延期じゃなく、また中止にさせられる可能性もあるということで理解しました。

もう一つ確認なんですけど、これ万が一本町においてコロナウイルスが発生した、患者さんがやむを得ず出てしまったといった場合というのは、そのときの対応というのはどのようにお考えでしょうか。

○議長 健康増進課長。

○健康増進課長 万が一町内で発生した場合の対応ということでございますが、基本的に、今やっております対応、対策をさらに強化するということになってこようかと思えます。不特定多数の方が利用する施設、あるいは町の公共施設、そういったところの休業、休館

も含めた検討も必要になってくるのかなということで、今やっている対策を強化するということで考えております。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 その際は、やっぱりこういうものというのは、町民あげて皆さんの理解の上で進めなくちゃいけないと思いますので、周知徹底を今のうちからお願いしたいと思います。

先ほどの質問の中でも、一番冒頭の中でも申し上げましたが、じゃあどこから誰を守るかということが大事だと思うんです。ここに関しては、それぞれの方々、対象の方々についてお話したいと思いますが、やっぱり弱い方々から守るべきだと思うんです。我々のようなびんぴんしてて、ご飯をどんどん食べられて、自分で病院に行ける人はいいんですけど、そうではない、生活弱者といわれる方々とか、そういった弱い方々を守ることが、私は一番最初に考えなくちゃいけないと思うので、その立場でお聞きします。

やはり高齢者ですね、守らなくちゃいけない、重症化するともいわれていますし、もしくは基礎疾患を持った方々を守らなくちゃいけないと思うんですけども、その高齢者、ちょっと大雑把であれですけども、高齢者への感染が拡大しないように阻止する手立てというのは、今現在、うちの町ではどのように行われているのかお伺いしたいと思います。

○議長 健康増進課長。

○健康増進課長 感染の拡大防止ということで、全ての町民の方に対して基本的には同じ周知をしておりますが、特にリスクの高いといわれる高齢者、あるいは基礎疾患のお持ちの方に向けて、ケーブルテレビでその方々に呼びかけるような形で、今、注意喚起をしております。

また、さらに先ほど町長の答弁でもありましたように、当分の間については、不特定多数の方が集まるイベントについては中止、または延期ということで町のほうで方針を決定いたしましたので、こういったことを関係団体、関係機関のほうに協力していただけるような要請をしてみたいと考えております。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 これ例えばですけど、高齢者がかかると非常に重症化するというお話を聞いてます。で、足がないんですね。我々のように運転ができる人間ならいいんですけど、なかなかデマンドバスとか、巡回バスを使って病院に出てくるような方々、例えばもしかかったとすると、すごい強いだるさ、両方の肺炎を起こすというふうに聞いてますので、そういった場合というのは、もし苦しいとなった人たちがいたとき、その方々ってどうやって診察、医療機関に行けばいいのか、その交通手段等はお考えでしょうか。

○議長 健康増進課長。

○健康増進課長 受診の際の交通のお話でございますが、まず高齢者の方、あるいは基礎疾患のお持ちの方については、少し調子が悪くなった段階で、早めに受診していただくようなことを呼びかけていくことが大切なのかなと感じております。引き続き、一応国のほうでは、一定の受診の目安の基準を設けておりますが、高齢者とか基礎疾患のお持ちの方については、その日数が短くなっておりますので、そういったことを今後も周知を繰り返して行って、あまり重い状態になる前に受診をしていただくように呼びかけていきたいと考えております。

○議長 その受診する場合の交通手段とかという、どういうふうにして行けばいいのかというような質問だったのでは。

健康増進課長。

○健康増進課長 酷くなる前に、ご自分で受診できるようなうちに受診していただくようなことを周知してまいりたいと思います。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 お年寄りって我慢するんです。我々はすぐ痛い、苦しいと言うかもしれないですけど、やっぱり先輩方っていのうは、ぎりぎりまで我慢して、なるべく人に迷惑がかからないようにするんですね。だから、先ほどもケーブルテレビ等でそういったことを周知するっておっしゃってましたけども、ケーブルテレビも限られてると思います。見る人、見ない人がいると思います。やはり町で、さっき言った一人暮らしの独居世帯のね、老人の方々もそうですけども、やはり声掛けとか、やっぱり顔見て、目を見て、救ってあげることが大事だと思いますので、そういった方向もぜひ、今後、考えていただきたいなと思います。また、これ質問じゃございません。ぜひこれからも考えていただきたいということで。

ちょっと新聞報道等で目にしたんですが、名古屋市緑区でデイサービスの利用者が相次いで感染を起こして、大変な人数になったというふうな話を聞いているんですけども、本町の対策に関しては、その辺は大丈夫でしょうか。一応確認しておきます。

○議長 福祉介護課長、渡部栄二君。

○福祉介護課長 それでは、介護施設での感染予防対策についてのおたしでございまして、私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

福祉施設、町内にございます介護施設につきましては、それぞれ事業者が責任を持って感染症予防対策に取り組んでいることかと存じます。なお、国からもそういった事業所には通知がなされておりまして、高齢者施設であれば、高齢者介護施設における感染予防の対策マニュアルなどを徹底するよといった内容で、事業所での感染症対策を促しているところでございます。

その対策の具体的な中身としましては、先ほど健康増進課長から話がございました、手洗いの徹底ですとか、あと咳エチケット、また送迎時の職員の体温の計測、またそういった施設での面会の制限などもさせていただきながら、できる限り感染予防に努めているということで町のほうでは把握しておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 もちろんその高齢者の方々を守ることも大事なんですけど、そういう方々を見守る方々を守ることは、もっと非常に大事だと思います。要はスタッフの方々がいなくなってしまうと、守る人がいなくなってしまうんです。そういった訪問をされる方々等への、今、昨今、大変問題になってますマスクだとか、アルコール消毒とか、そういった物品等、その方々を守る体制というのは大丈夫なんですか。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは、そういった高齢者を介護している職員の感染症予防の対策ということでお答えをいたしたいと思います。



施設での介護員の方、また在宅における要介護者の方の介護を行う訪問事業など行う事業者の職員の皆さんにつきましては、朝の検温などは徹底しているというところがございますし、またそういった体調管理も、それぞれ職員の皆さんでやっていただいていることかと思えます。ただ、その対策として問題になっておりますのは、マスクの確保の部分でございますが、施設ごとに調査をいたしましたところ、今のところ、何とか例年行っている感染症予防対策のためのマスクの確保を施設事業所のほうで行ってございまして、今現在、3月いっぱい、もしくは事業所によってはそれ以降まで、何とかその施設での在庫での対応が可能ということではございますが、今、市場ではマスクが非常に不足しているといったところもございますし、このコロナウイルスの終息が、さらに長引けば、事業所でのマスクの不足というのは発生してまいりますので、そういった対策もこれから事業所と連携を取りながら講じてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 ぜひそうしてください。これから質問しようかと思ってたんですが、こども園等もそうですね。今まだ休園してない。あの辺にいるスタッフの方々も相当不安だと思えます。いつ自分がかかるかどうか分からない。一生懸命頑張ってる方々が、一番被害を被るようなことは絶対あってはいけないと思えますので、今、課長の答弁あったとおり、その方々を守る体制を今からでも準備してください。大変だと思えますけども、ぜひそこはお願いしたいと思えます。

ちょっと時間の関係上、次の質問にいきますが、コロナウイルスで家庭で、学校の通達の中に、外出も控えるようにということが書いてありました。コロナウイルスで、要はうちに来てくださいという指示で自宅にいると思うんですけど、これ以上ずっと休みが続けば、子どもたちに与える影響というのも、ちょっと私、非常に大きいと思うんです、身体的な意味でね。その辺はどのようにお考えか、まずそこをお伺いします。

○議長 学校教育課長、玉木周司君。

○学校教育課長 子どもたちに関する質問ですので、私のほうでお答えいたします。

総理の臨時休業の発表があった翌日です。先月27日の日に、朝一番で町内の校長会議を開催いたしまして、その中で、休業中の子どもたちの活動等につきましても協議いたしました。そこで休業中の子どもたちの活動につきましても議論いたしまして、今ほど議員ご指摘あったようなことも十分に検討いたしました。その一環としまして出てきましたのが、ケーブルテレビを活用したエクササイズの放送というようなことでございます。基本的に休業中になりますので、外出は控えるようにというようなことでございますが、自宅周辺、または宅内でできるエクササイズの放送をしたらどうかということが校長会議の中でもございまして、それを昨日から放送しているというようなことで、対策の一助としていところでございます。

以上です。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 この休校というのは、今の時点でどのぐらいまで続きそうなんですか。

○議長 学校教育課長、玉木周司君。

○学校教育課長 国、それから県教委の要請に基づきまして、町教育委員会として、現時点では春休み前までということになりますので、3月の23日までというようなことで想定しております。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 分かりました。それでは、学校のほうはなかなか聞けないということなんで、一番心配してたところだったんですけども、要は、子どもたちの健康面なんですよ。うちでそういったことをやってくださいとケーブルテレビで周知しているのは分かるんですけど、このまま続くと子どもたちの健康、そのコロナウイルスに怯えるあまり、どうなるのかなということが非常に心配だったもんですからお聞きしたんですけども。

昨日、沖縄県の浦添では、市立小中学校の授業を再開するという判断を下した市町村もあります。あと、小笠原でしたっけ、小笠原でも休校取りやめだったかな、にしたところもありましたけど、今後、判断難しいと思うんです。その子どもたち、コロナウイルスにかからないようにするのか、それとも子どもたちは、例えば大人の方々の健康や経済面、これもやっぱり考えなくちゃいけないと思うんですよ。

こういったときに、やっぱり非常に難しい、要はそういった措置を続けるのかどうか、それとも思い切って勇断をするのかどうか、非常に難しいところだと思うんですけど、その今後の判断の、例えば休園、休校、もしくはイベントの中止、延期も含めて、その大きな判断、決断というのはどういうところを基準に、国、県とおっしゃいましたけど、最終決断は自治体が下すものだと思いますが、その辺の判断基準について、町長にぜひ伺いたいと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 いろいろお話がありましたけれども、今、福島県で感染者が出て、この感染者がどういうふうに推移するのか、あるいは浜通りから中通り、あるいは会津のほうまで来るのかどうか、そういうことをやっぱりいろいろその状況によって判断しないといけないなというふうに思っています。

これいつまで終息するのかというのは、今の時点では、私らも専門家ではありませんし、あるいは県や国の情報をいただいて、あるいは国、県のそういう方針を判断をしながら、町としては最終的に判断しなきゃいけないのかなというふうに。今の時点でいつまでというわけには、今どういうふうに感染者がどう拡大していくか、ほとんど日本全国に感染が拡大しているわけですよ。だからそういう状況の中で、いろんな状況を総合的に判断して、適切に判断をしてまいりたいなというふうにしか、今の時点ではそれ以上のことは言えないというふうに思いますので、ひとつ理解をいただきたい。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 非常に、もし例えば再開をするにしても、このままイベント等の休止を続けるにしても、非常に重要な判断をいつか、要はしなくちゃいけないと思います。そこら辺に関しては、やっぱり十分町民の理解、もしくはそれに関わる方々の理解も必要ですし、情報発信、もしくはそういったことの徹底というのは、必ず必要になってくると思いますので、もし重要な判断をする場合は、言うまでもないとは思いますが、町民の皆さんの理解を得られるようにご努力いただきますよう、よろしく願いして次に質問に移りたいと

思います。

ずっと暗い話ばかりしてましたが、ふるさと応援寄附金についてなんですけども、先ほど課長の答弁で、前年比2千万もの寄附金増まで結びついた、この努力というのは、私は非常にすごいと思います。

ちょっと個人的な意見ですけども、私らいつも議員として町のいろんな問題点を指摘するとは思んですけども、こういった町が一生懸命努力して結果を出しているものに関しても、ちゃんと我々は目を向けなくちゃいけないし、これは町民に対しても情報発信しなくちゃいけないという思いで、私、今回質問出しましたが、これ、ここに至るまで、この大きな金額に至るまでの、今までの、ずっと取り組んできたネット等で開始したのは4年前だったから、3年前だと思いましたが、その前、以前、4年前ぐらいから、もしくは5年、分かっている範囲でいいですけど、5年ぐらいから、どのようにその寄附金の額が増えてきて、件数がどのように推移してきたか、まずそこをお伺いしたいと思います。

○議長 町民税務課長、渡部峰明君。

○町民税務課長 お答えいたします。

町民税務課でつかんでいる範囲でお答えさせていただきますが、まず平成27年が44件で130万5千円。28年度が55件で606万。29年度が45件で126万1千円。昨年、昨年からふるさとチョイスにネット掲載、1社してございます。262件で1,010万3,500円。なお、3月末に大口があったということで、現在のところは、まだ昨年よりは2千万の増ということですが、最終的には、1,400万ぐらいの増かなということで落ち着きそうでございます。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 我々の町の財源がなかなか大変だといってる中、この金額というのは、私は大変な結果だと思います。素晴らしいと私は思います。

で、先ほど反省点の中にもありましたけど、米が足りなくなった。よく言えばうれしい悲鳴ですよ。要はそこまで自分たちが目標として頑張ってきたけども、それ以上の結果が出てきたということでございますから、そこら辺をこれからどうするかというのは課題だと思うんですけど、あと、これ私からもお願いしたいんですけども、在京西会津会等でも、もちろんホームページというのはすごく大きかったと思います。確かに初期投資で、要はお金をかけて、もっと収入を増やそうと、これは大きな、すごく勇断だったと思いますが、結果的には2年、3年かかって成功した。これ非常にいいと思うんですけども、その影に、今まで支えてくれた方々もいらっしゃいますんで、その方々に対する御礼と、もしくは寄附いただいた方への温かい、その御礼というのは、ぜひ徹底していただきたいと思います。

で、個人的な考えなんですけど、これがどんどんどん広げれば、西会津産米の米が、要は日本中に広がって、ひいては米農家さんの収入アップに私はつながると思うんですけども、やっぱりその辺というのは、町側としてはどのようにお考えでしょうか。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 お答えいたします。

米の返礼品で申しますと、今年度965件の申し込みがあったということでございます。

米の納品価格は業者からということになってございまして、米の購入価格は、こちらのほうではなかなかつかみきれていないところはございますが、ただ今後、米が町の地場産品の目玉ということでブランド化されていけば、値段というのはどんどん上がっていくと思うんですね。魚沼産のように上がっていくのかなと、そうすれば、当然、農家に入る所得というのは上がっていくのかなということで、ふるさと納税を通じて、寄附を獲得するだけではなくて、そういった地場産品の振興も含めてやっていけば、そういう生産者の懐が潤っていくと。そうすれば、当然、税収も上がってくるというようなつながりをもって取り組んでいきたいと、このように考えてございます。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 ずばり聞きますが、私はこういうふうに町が一生懸命取り組んで、結果まで出て、明るい未来が見えているものに関しては、やはり役場さん頑張っただけじゃなく、要は町民の方々もできる限り協力するべきだと私は思います。その結果が町全体の、要は経済的にも生活的にも潤うほうにつながると思うし、非常にこの暗い話ばかりの中に、今、見えた一途の明るい話だと思いますので、ずばり聞きますけど、町民の皆さんとか、例えば我々に対してもそうですけど、何か協力できるものっていうのはどういったところなんでしょう。あれば。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 これまでも町民の皆さまには、8月、お盆に帰省されたご親戚の方とか、そういった方にパンフレットをお配りしていただいたり、PRもしていただいております。で、議員の皆さまにもパンフレットを知人とか、ご親戚のほうに紹介していただいて、ご協力いただいたりということで、そういう皆さまのご協力があったからこそここまで来ていると思います。

今後とも町民の皆さまと、また議員の皆さまのご協力を得ながら、どんどん町をPRしていただいて、寄附につながっていただくようなことでご協力をいただきたいと思います、このように考えてございますので、令和2年度の取り組みに対しましてもご協力をお願いしたいという考えでございます。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 あまり時間もないので、このホームページを使って、大々的にやっていこうと、その方針を切った、今、課長の思いも聞きましたけど、私、町長の思いも聞いてみたいんです。大変だったと思います。前の課長のときから随分苦労されて、一生懸命やってこられた結果がやっと今、花結んだと思いますけども、今後の展望について、町長もしお考え等あれば、もし町民の皆さんに訴えたいことあれば、ぜひお聞きしたいと思います。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 ふるさと納税について、初めてお褒めの言葉いただきました。私が町長就任してから、これからの西会津町の新しいまちづくりをするための財源措置としては、有望な手段だなということで、これまで1年目に3千万の目標を立てて、取り組んできたわけでありましてけれども、なかなかその時点では、1年目ではなかなかその目標に達成することはできないなと思っておりましたけれども、ようやく2年目、3年目になって、その目標額を達成するような状況まで来たということ。このことはもちろん職員の皆さんの努力もあ

りましたけれども、いろんな機関、あるいは町民の皆さん、あるいは議会の皆さんも民間の企業と一緒に行っていただいてPRをしていただいたというようなこともあって、今、3千万に近い状況になっているわけであります。

そういうことで、これをもっともっとやっぱり拡大をしていかないといけないなど。それはなぜかという、これからの新しいまちづくりのため、例えば子育ての支援、あるいは高齢者の支援、いろんなところに財源を、やっぱりそのふるさと納税から得た3割くらいになるわけですが、そういうお金をそういうところに、町民の皆さんにとって一番望まれているところにそういうお金を投入していきたいなというふうに思っております。

地方交付税がどんどん減っていく中で、これからの、やはり豊かな人生といいますかね、町民の皆さんが健康で長生きできるようなまちづくりにする上で、いろんなところにいろんな財源が求められるわけであります。全員協議会、あるいは一般質問でありましたけれども、福祉施設だって、これからいろんな、もっともっと拡大といいますか、しないといけないこともあるわけでありますけれども、そういう中で、これからいろんな財源が求められる中で、ふるさと納税については、もっと力を入れていかないといけないなど。

そのために、いろんなところにいろんなPRをしてまいりました。で、これについては、機会あるごとをお願いをしているわけでありますけれども、例えば町民の皆さんにお願いすること、できることはというようなお話でありますから、例えばの話ですけど、連休においでになる、あるいはお盆においでになる、あるいはお正月においでになる、あるいはいろんな町の大きなイベントにたくさんの方がおいでになるわけですから、そういう機会をやっぱりしっかり捉えて、西会津町の、ただ寄附をしていただくだけじゃなくて、これからのまちづくりの部分、こういうところに、このふるさと納税の財源を使いたいと、こういうふうに魅力のあるまちづくりにしたいという、そういうまちづくりの姿も、ある程度示さないと、ただ返礼品で寄附額を求めるだけでは、私はちょっと足りないのかなと。やっぱりこれからのまちづくりの姿を、やっぱり皆さんに知っていただくという、そういう作業も、3年目になるわけですから、これからそういうことも考えたPRをしてまいりたいなというふうに思っております。

また、皆さんのほうからいろいろアイデアがありましたら、どんどん遠慮なく町のほうに言っていただければありがたいなと、そんなふうに思います。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 ぜひ、これはもちろんトップに立ってやっていただくのは町側でございますが、全町民あげて、いい、明るい兆しが見えるわけですから、頑張ってもらってやっていただきたいなと思います。

もう一つ、次の質問なんですけど、これも明るいお話なんですけど、坂下から佐藤医師が整形でいらっしゃっていただいて、先ほどの答弁でもありましたが、西会津診療所の受診者が増えたと、これも、要は私がずっと言い続けてきましたけど、医師確保、医師確保をやらなくちゃいけないよ、それ頑張った結果、そういう先生を見つけてきて、結果としてずっと何百人単位で、要は受診者が減ってった診療所が、前年同様となったって、これ素晴らしいことだと思うんですよ。

ちょっと時間がないので、まとめてお話ししますが、今後たぶんそういった、要は整

形等でいらっしゃる患者さんが増えることが望めますので、施設内、要は手すりだとか、そういったものを拡充させるような考えというのはありますか。

○議長 健康増進課長。

○健康増進課長 診療所内の施設の充実というご質問かと思いますが、整形外科開設に合わせて、例えば待合室に、今まで置いてありましたパイプ椅子を、不安定だということで、それをしっかりとしたベンチに替えたり、また令和2年度におきましては、車椅子用のトイレ、今ございませんので、車椅子でも利用できるようなトイレに改修するという事で、整形外科の利用者の方に安全に施設を利用していただけるようなことで、今後、修繕を図ってまいりたいと考えております。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 もう時間もございませんので、最後にまとめてですけども、コロナウイルスの問題等もあります。ですが、今言ったふるさと納税や、先ほど言った医師確保の結果、町民の皆さんに利用してもらいやすい診療所ができた。やっぱり努力がちゃんと実っている部分が我が町にも出ているんですね。今後は、これは皆さん、どの課もそうだと思いますけども、やっぱり努力するという事は大事ですし、結果が出ていることに関しては、我々もちゃんと認めて、さらによくなっていくように、一町民としても応援したいと思いますので、さらなるご努力と結果が出ることをご祈念して、私の一般質問といたします。

○議長 6番、三留正義君。

○三留正義 皆さん、こんにちは。6番、三留正義です。私は今定例会に二つ質問を通告しておりますので、順次通告してまいります。

一つ目は、財政についてというくくりの中で、令和2年度予算において、財政健全化はさらに向上する見通しなのかを伺います。

二つ目は、町長の提案理由の中で少しベトナムとの話がありましたけれども、そのベトナムとの交流について。

一つ目は、外国人介護人材育成機関設置事業は、ベトナムの方を主な対象としているようですが、この事業の目的はどのようなものなのか。また本町にどのような効果を想定しているのかを伺います。

二つ目、本町で外国人との交流を考えたときに、まず言語の問題があります。町の皆さんの不安もここから発しているものと考えられますが、どのような政策を想定されているのか伺います。

三つ目は、町の皆さんの理解度は極めて低いと現時点で感じていますが、町側ではどのように受け止めていますか。また今後どのように説明し、理解を求めていくのかを伺います。

○議長 暫時休議にします。(11時39分)

○議長 再開します。(13時00分)

総務課長、新田新也君。

○総務課長 6番、三留正義議員のご質問のうち、財政についてのご質問にお答えいたします。

令和2年度の当初予算編成におきましては、限られた財源の中で、第4次西会津町総合

計画に掲げる「笑顔つながり 夢ふくらむまち ～ずーっと、西会津～」の実現に向け、住民福祉の向上や人口減少に歯止めをかけ経済を活性化する事業など、真に必要な施策に優先的に予算措置したところであります。

また、将来にわたり健全な財政運営を維持していくため、当初予算編成前に実施計画を策定し、各種事業の調整により地方債借入額や一般財源投入額の抑制を図っているところであります。

令和2年度予算において、財政の健全性はさらに向上するのか、とのおただしであります。先におただししたとおり、小学校整備事業や認定こども園整備事業など、近年の大規模事業の実施に伴い、いずれも指数が前年度より上昇しておりますが、令和2年度予算が指数に与える大きな影響はないものと考えております。

本町におきましては、中長期を見据えた財政運営を行うため、公債費負担適正化計画を自主的に策定しており、今後も財政の健全性の維持・向上に努めてまいりますので、ご理解願います。

○議長 企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長 6番、三留正義議員のベトナムとの交流についてのご質問にお答えいたします。

外国人介護人材育成教育機関設置事業につきましては、外国人介護人材のリーダー的役割を果たす人材を育成する教育機関、いわゆる外国人向けの介護福祉士養成施設を設置するものであり、受け入れる留学生の対象国は、議員おただしのとおり、主にベトナムを想定しております。

1点目の本事業の目的と効果についてのご質問であります。本事業の最大の目的は、人口減少に歯止めをかけ、地域活性化を図るためであります。本事業は、全国的な介護人材不足への対応として、外国人介護人材の受け入れが進められる中、長年にわたって進めてまいりましたトータルケアのまちづくりの取り組みを町の強みとして最大限に活用できる事業であり、町にとって大きなメリットがあるものと考えたところであります。

期待できる効果といたしましては、将来にわたって一定の介護人材が確保できることはもちろん、地域経済の活性化や地域資源の有効活用、さらには国際交流機会の創出など、複合的な効果が期待できると考えております。

次に2点目の言語の問題に関するご質問ですが、調査報告では、日本語能力試験で概ね日常会話ができるレベルN3以上を取得している留学生の受け入れを想定しております。さらに、本教育機関は日本語学校としての認可も受けることとしており、介護で重要なコミュニケーション能力も含めた日本語教育をしっかりと行うこととしております。

次に3点目の町民の皆さんの理解と今後の説明に関するご質問ですが、本事業につきましては、これまでは実現可能性も含めた調査を中心に進めてきたところであり、町民の皆さんに対して具体的に説明できる段階ではございませんでしたのでご理解をお願いします。

来年度以降であります。先日の全員協議会で本事業の内容についてご説明申し上げた

際、議員各位より出されましたご意見を踏まえ、事業を進めるには、いくつかの課題を解決する必要があることから、令和2年度予算に事業費は計上せず、町民の皆さんへの説明も含め、今後十分に検討してまいります。

○議長 6番、三留正義君。

○三留正義 ちょっと私が想定したものとだいぶかけ離れたので、介護の養成学校のほうについては、令和2年度予算には事業費は計上せず、町民の皆さんへの説明を含め、今後、十分検討するという、今、答弁だったかと思えます。その中で、いくつかお伺いできるものだけお伺いしていきたいと思えます。

今の答弁の中に限って絞っていくしかないのかなと、今、聞いていて思ったんですが、描きはまだあるんだと、そういうものを目指していくということは、当然あるという解釈で今話を聞いていたので、ただ現段階はそこに至っていないということでしょうかから、まず、私の質問の中に書いた言語ですね、今、答弁の中でN3、規格で日本語N3取ればうんぬんと、日本語学校の認定も視野に入れてるんだというお話だったかと思えます。

私ね、これずっと疑問だったのは、ベトナム人の犯罪なんかもありますけれども、今まではEPAでしたっけか、そういった形で二国間協定の中の枠組みで来て、資格が取れないと、基本的には帰る。母国に帰るという仕組みなようですけども、皆さん帰っているのか何だかは、ちょっと分からない方もいらっしゃるみたいですが、そうすると、今、今度新しい法律が施行されて、私が見たのは、平成31年の3月の法務省のもので話してるんですけども、その中では、もうちょっと低いレベルでNの4でしたっけか、一応、入国できるみたいな話で書いてあったかと思うんですけど、基本、ちょっと学者先生のほうの話を参考にさせてもらおうと、試験に合格できないという、その問題何だろうと思ったら、試験は日本語試験なんですね。私もそれ見て、ああ、なるほどと、会話じゃなくて日本語の文章に答えなくちゃいけない。これはかなり壁が高いのかなと思えますね。私自身も。

であることは、合格できなかった場合の方の将来的なケアも含めて、これは視野に入れていかななくちゃいけないし、そういったものは町で、言葉というものについてももう少し深く考えて受け止めているのか、まずそこをお答えいただきたい。

○議長 企画情報課長。

○企画情報課長 お答えいたします。

ベトナム国内では、非常に日本への渡航希望者というのは非常に多くて、日本語学校の経営も盛んに行われておりまして、入国前に、先ほどN3と申しましたが、日常会話程度を習得して入国するという方が近年増えております。私ども先ほど答弁で申しましたが、この事業考えた際に、やはり介護という職種柄、コミュニケーション取れるぐらいの日本語でないと、非常に今後、さっき議員が申された、やっぱり介護福祉士の資格も取得は困難だということで、日本語教育をしっかりと行う必要があるだろうということで、通常2年の介護福祉士の養成課程を3年にしまして、1年間は、主に最初の1年間は日本語学校ということで、十分日本語をしっかりと習得してもらいまして、介護福祉士を目指してもらう。そういう事業の仕組みにしたいと、そういう調査結果が出ておりましたので、町としてもその方向でというふうには考えておりました。

○議長 6番、三留正義君。



○三留正義 現段階でそういうことなんでしょうね。ただ、この広報というか、事業で決まらないから、町の方たちになかなか教えるすべがない。今現行は、確かにそういう手法的には、事業というのは確かにそれは分かります。ただ、西会津町の風土、そういったものに直接関わってくる、町民性というかね、日本国民性というか、そういった部分も、その言葉の中、地域のコンセンサス、そういったものを町側で、その部分は強く描いていかないと、導入に際してはね、非常な摩擦というか、当然出でくるのかなど。

だから、この言葉の壁をどうしていくんだよというものを、今後グローバル化に向けて、この町で事前に、皆さんにどういうふうにあるべきかとかね、そういうものを皆さんにある程度、町の方向性みたいな形で、事業としてうんぬんといえなければ、何らかの糸口を見つけて、町の方たちに広報とかね、お伝えする部分、部分的にでも。それは今回の町長の最初の提案理由の中にあつたベトナムと交流を進めていくんだという、その中身ね、それは、この介護人材、外国人の介護人材を養成していく、そこに結び付けていく、全員協議会でだいぶこうお話があつたので、私もだいたいの内容は分かっています。ただ、その中で、やっぱり言葉なんだなと、どうしても言葉の壁、だから普通の事業だと国内で、日本のものでやっていく、通常の事業というのは国内型のもの、自治法でいっている手順、法定手順でやってるのは全く問題ないんです。それは当たり前なんですけど、この問題については、町全体がある程度、話が浸透するというのかな、こういうことを町は考えている、構想として持っているよ程度の温度のものを、やはり共有しないと、なかなか進めていくにも、私自身も抵抗がある。

だからそういったことをどこまでお伝えできるのかという問題になっちゃいますけども、何らかの手法をもって進めるとすれば、やはりこういう方向を町は目指しているみたいなものを、やはりできるだけ広く伝えるような時期、そういったものを目指してほしいなと思うんですが、それについてはどうでしょうか。

○議長 企画情報課長。

○企画情報課長 お答えいたします。

この事業につきましては、平成 29 年度補正予算で議決していただいて始めた事業ということで、最初は新産業創出事業、今年度、外国人介護人材の育成教育機関設置調査事業ということで、調査を中心に進めてまいりました。その中で、外国人介護人材の養成施設、主にベトナムからの人材を招致した教育機関の設置ということで、提案がされたものでございますので、これについて、まだ詳細、詰まってない部分、実施する場所ですとか、そういうことも、今後検討していく必要があるんで、そういった決まってない部分、それから今、調査結果を受けて、町で検討している段階で、なかなかこう町民の皆さんに具体的にお話するという段階になつたということで、現在、現時点ではそういう考えであります。

今後、進めていくには、やはり外国人の方、全員協議会で 90 人規模の学校ということで説明申し上げましたが、やはりそういう大勢の外国人が、もし町に来る、招致して来るといふうになれば、やはりそこは町民の皆さんによくその部分は、そういう不安を払拭するような作業は、当然必要になってくると思いますので、その辺は十分に町としても説明できるように対応していきたいというふうに考えております。

○議長 6番、三留正義君。

○三留正義 はい、できるだけ効果があがるというか、町も人口の問題というかね、歯止めをかけたい、その気持ちは私も十分同じですね、理解できます。介護人材も少ない、そういう問題の組み立ての中から生まれてくる必要性というものなんでしょうけれども、やはりこれ、ちょっとずっと長く言ってますが、国内にあって国内のものの国内の事業ではないので、やはりこれはちょっと繊細な部分が非常に多いので、今後も調査、もしくは検討事項について、議会側にこうできるだけ細かくというかね、伝えていただきたいなと思っていますので、今後ともその進捗についてはお伝えいただきたいと、それはお願いになりますけれども、一応事業化は見合わせたということなので、この辺にとどめたいと思います。

次は、財政のお話を少しご説明いただきたいと思います。答弁の中で、後段のほうで、さほど影響はないというお話がありましたが、予算ですから、当然、私もそれは補助事業うんぬん、金額が確定しないものについてね、こねこね話せる理由もないので、ただその概して総花的でもいいんですが、町側としてはできるだけ健全な財政を目指していきたいんだという、そういうお話だったと思うんですが、普通交付税、先ほど、前の答弁の中でかな、町長も普通交付税がこう減ってきているんだという発言がありました。私も実数的に、それは見て取れる。増えていく要素がないんだと。その中で、別の話が出ていたようですけども、今後の普通交付税の推移として、再三お伺いしてますけれども、まず、ちょっと手元になかったんで、29年の決算の段階で、普通交付税の姿がどの程度変化があったか。あと30年、29から30年について、どのくらいの変化があったか、お手元に数字があったら、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長 総務課長。

○総務課長 普通交付税のご質問にお答えをいたします。

まず、おただしの29年度の決定額でございますが、25億2,967万5千円であります。翌年度、平成30年度の決定額が、24億8,249万円と、前年度よりも4,718万5千円の減額となっております。普通交付税につきましては、ここ数年、減少傾向が続いておりましたが、令和元年度に前年度よりも1億4千万ほど増えたということで、令和2年度につきましても、これはまだ予算の段階でございますが、ほぼ元年度並の普通交付税の額になっているという状況でございます。

○議長 6番、三留正義君。

○三留正義 普通交付税が増えるということで、期待して、今、聞いていたんですが、ふと思ったんですけど、町債の償還金で、普通交付税充当分があるんだったなと今思って聞いていたんですが、それを除くと、どのくらいになるのか、お手元にあれば。

○議長 総務課長。

○総務課長 お答えをいたします。

令和元年度の起債の交付税算入率、算入率といいますか、令和元年度末の起債の一般会計の年度末残高が75億、約ありまして、そのうち62パーセントが交付税算入ということで、残り38パーセントが一般財源で、今後、負担しなくちゃいけない額になってまして、今おただしの今年度の交付税の中で、公債費、起債の償還で措置される分、今年度予算で、

基準財政需要額に算入された公債費の額が、6億2,700万ほどでございます。その分が、当然、交付税の中に入っているということでございます。

○議長 6番、三留正義君。

○三留正義 はい、そうすると、残高と一部連動する部分というのも、見逃せない部分だなということで、改めて認識しました。なかなか町債のほうも残高が、今まで大きな事業いくつか経てきて、残高が減ってくるという兆しが、令和4年でしたっけか、一応、見込みでは令和4年がピークを迎えるであろうという、前回は説明も受けておりますが、なかなか事業として進めていくには、財政のほうとしてもなかなか難しい、厳しい状況にはあるんだなと理解します。

ただ、その中で、もう一つ財政の中で私不安があったのが、水道事業、水道事業について、30年の決算と29年、一般会計から繰り出ししている分について、ちょっと説明いただきたいと思います。

○議長 総務課長。

○総務課長 水道事業会計の繰出金のご質問にお答えをいたします。

まず、水道事業会計の繰出金から申し上げます。平成29年度の決算で、9,437万円。それから、平成30年度の決算では、9,480万円と、ほぼ同じと。この水道事業会計につきましては、ルールがございまして、水道事業会計で起債の償還額が出てきまして、その8割を一般会計が繰り出ししていると、その分だけでございます。

それから、簡易水道事業特別会計、これは令和元年度まで別会計ということで、2年度から一本化されますけども、簡易水道事業の特別会計の繰出金につきましては、平成29年度、4,104万1千円。それから30年度が3,821万3千円であります。これにつきましては、入ってくる使用料等の収入、それから事業があれば起債、全ての歳入から歳出、その差額分を一般会計で繰り出しをしてございます。今度令和2年度から水道事業会計、簡易水道事業の特別会計、一本化になりますけども、二つの会計合わせますと、29年度、30年度、令和元年度も、これは予算でございまして、1億3千万から1億4千万の間で推移をしているという状況でございまして。

なお、その水道事業会計、簡易水道特別会計ともに、交付税で算入される分がございまして、それぞれ水道事業ですと約1,100万、それから、簡易水道特別会計ですと約1千万程度、毎年交付税で算入されていると、これは起債とは関係ございません。

○議長 6番、三留正義君。

○三留正義 ちょっとこんがらがっちゃってますけども、そうすると、一般会計からはルール上で、二つ水道と簡水で1億3千ぐらいは出てるんだと。交付税で事業に充てられる、積算で約2千万ぐらいはお金はきていることはきてるだろうと。それにしても1億以上は拠出していると。私も2期目くらいからこの水道事業、なかなか容易にならないなとみていたんですが、この水道事業について、向上するというか、改善するような、今後の要素、見通し、そういったものが見受けられるのか、それとも横ばいで推移するのか、その辺についてつかんでいる部分があれば、ご説明いただきたいと思います。

○議長 建設水道課長、石川藤一郎君。

○建設水道課長 お答えいたします。

水道事業、簡易水道事業もそうでなんですけれども、老朽管の更新ですとか、やはり起債事業でやっているというのが実情でございます。それで、この水道、それから簡易水道ともにですけれども、その償還のピークが令和5年度というふうなことで、今、試算してございます。そこを過ぎますと、右肩下がりといいますか、減っていくというような状況でございますので、そういった意味では一般会計からの繰り入れも、先ほどのルールというようなこと、答弁ありましたけれども、それに従って減っていくだろうというふうに見ております。

○議長　　6番、三留正義君。

○三留正義　　ある程度、中長期にみれば安定してくるだろうということだと思います。そんな中で、先ほどの介護の養成の施設ですか、そういったものも適期に判断されて、進めるにあたって、非常に大きな事業になるでしょうからね、私自身も非常に注目するところだし、議会側もできるだけ情報がほしいような内容の事業ですから、町の財政の健全性、そしてそういった、これから新しいというか、調査して行って歩いていく事業、そういったものに十分細心の注意をいただきながら、鋭意進めて行っていただきたいと思います。

私の一般質問はこれで終わります。

○議長　　8番、伊藤一男君。

○伊藤一男　　皆さん、こんにちは。8番、伊藤一男であります。私は今次定例会におきまして、大きく2項目にわたって一般質問の通告をしておりますので、これから順次質問をいたします。

まず、新産業創出事業についてであります。本町ではベトナムとの交流を新たな産業の創出につなげるため、外国人介護人材育成教育機関設置調査事業と農林産物加工品等輸出調査事業を実施してきましたが、その調査内容と今後の見通しについて伺います。

まず、外国人介護人材育成教育機関設置事業についてであります。

これについては、まず、1として、役場内にプロジェクトチームを設置しているようですが、その構成メンバーについてお伺いしたいと思います。

二つ目として、町内関係機関をはじめ、県や日本、ベトナム両国の関係機関との調整、手続き等の進捗は。

三つ目として、運営費や施設整備費に国県の補助はあるのか否か。

四つ目として、施設の設置場所は規模、運営方法について。

5の、調査は今年度で終了するのか。

6、事業実施の見通しは、についてお伺いいたします。

次に、農林産物加工品等輸出調査事業についてお伺いをいたします。

①として、干し柿や柿の加工品を調査事業としたプロセスと理由についてお伺いしたいと思います。

二つ目として、干し柿や加工品の生産体制について、関係者との協議は進んでいるのか。

三つ目として、調査は今年度で終了するのか。

④、事業実施の見通しについて。

⑤、調査結果の報告はいつになるのか、お伺いをいたします。

次に、新型コロナウイルス感染に関する町の対応についてお伺いをしたいと思います。

昨年12月に中国武漢市において発生した新型コロナウイルス感染症は、世界各国に広まり、国内においても感染者が多数発生し、死亡者も出ている状況であります。次に文章については、まだ通告前、まだ県内においては感染者は出なかったわけではありますが、現在、県内においては感染者が1人確認されております。そういうことで、本町には高齢者も多く、肺炎などの感染が心配されるところであります。

このようなことから、新型コロナウイルス感染症に関する町の対応について伺います。

○議長 企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長 8番、伊藤一男議員の新産業創出事業についてのご質問にお答えいたします。

まず、外国人介護人材育成教育機関設置事業についてであります。本事業につきましては、6番、三留正義議員にお答えしたとおり、全国的な介護人材不足への対応として、外国人介護人材の受け入れが進められる中、トータルケアのまちづくりの取り組みなど、町の強みを生かし、外国人、主にベトナム人を対象とした介護福祉士養成施設を設置するものでありまして、事業実施により、地域経済の活性化や地域資源の活用、国際交流機会の創出など、複合的な効果が期待できる事業と考えているところであります。

1点目の役場内のプロジェクトチームについてであります。企画情報課の課長以下4名の職員、及び福祉介護課の課長以下3名の職員、計7名の職員を構成員として、昨年7月に設置したところであります。

次に関係機関との調整や法手続きの進捗についてであります。まず、学校運営の委託先として想定しております町内の社会福祉法人には、事業内容を説明した上で協議を進めたところでございます。国の関係省庁、県の関係部局には教育機関設置の際の設置基準や申請方法について相談を行ってきております。ベトナムとの関係においては、ベトナム国内の学校や送り出し機関などとの調整を委託業者と連携しながら進めてきたところであります。

なお、法手続き等に関しましては、調査段階でありますので、具体的な設置手続きに着手はしておりません。

次に、運営費や施設整備費の財源についてであります。運営費につきましては、主に学生から徴する授業料で賄うこととしておりますが、留学生の負担軽減のための奨学金や生活費支援など、町が行う留学生支援に係る経費につきましては、特別交付税で8割が措置され、施設整備等のハード部分につきましては補助金や有利な起債の活用も見込めるものと考えたところであります。

次に、設置場所や規模、運営方法に関するおたがしであります。設置主体は町、運営は町内の社会福祉法人への業務委託を想定したところであります。また、学校の規模につきましては、1学年30人の定員で3学年、最大で90人規模としておりまして、設置場所につきましては、遊休施設の活用や新築の場合も含めて、複数箇所を調査・検討したところであります。

最後に、今後の調査と事業の見通しについてであります。6番、三留正義議員にお答えしたとおり、先日の全員協議会で議員各位から出されましたご意見を踏まえ、事業を進めるには、いくつか課題を解決する必要があることから、令和2年度予算に事業費は計上

せず、今後十分に検討していくことにしております。

次に、農林産物加工品等輸出調査事業についてのご質問にお答えいたします。

まず、柿の加工品を調査事業としたプロセスと理由についてであります。ベトナムとの交流を通じた産業の創出に関する調査を進めていく中で、干し柿など日本産の柿の加工品の評価が高いことが分かりました。そこで、町内においては大量の身しらず柿が未利用資源として存在する状況であることから、柿を活用した新たな加工品の開発と、併せて他の町内産農林産物加工品を含めた販路としての輸出の可能性について調査を進めてきたものであります。

次に、加工品の生産体制についてであります。昨年度は干し柿、今年度は身しらず柿のジャムの開発に取り組んだところでありますが、いずれも新たな加工品開発として取り組んでいるものであり、生産体制を協議するまでには至っていない状況であります。

調査結果や今後の見通しに関するおただしであります。昨年度調査した干し柿につきましては、ベトナムに送った試作品について、食味は一定程度の評価は得たものの、既にブランド化されている他の産地の商品との差別化や品質が安定しないことなど、課題も多岐にわたりました。

一方、今年度取り組んでおります身しらず柿のジャムにつきましては、商品として十分な品質の試作品ができたものと考えております。

現時点で完成したジャムの試作品のベトナムにおける反応等に関する調査結果は出ておりませんが、他に類似商品が少なく、かつ未利用資源である身しらず柿を原料としたジャムが新たな加工品としての可能性を見い出せたことは、本事業の一つの成果として捉えており、道の駅等をはじめとした国内販売も含め、商品化の可能性を確認できたことから、本調査事業については今年度で終了する考えでありますのでご理解願います。

○議長 健康増進課長。

○健康増進課長 8番、伊藤一男議員のご質問のうち、新型コロナウイルス感染症に関する対応についてのご質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症に関する町の対応につきましては、4番、秦貞継議員のご質問にお答えしたとおり、西会津町新型インフルエンザ等対策行動計画、及び国が示した新型コロナウイルス感染症対策の基本方針などに基き対応しているところであり、国内での感染者が確認されたことなどを受け、1月22日からケーブルテレビやホームページなどにより感染症予防として有効な、手洗いやアルコール等による手指消毒、咳エチケットの励行、マスクの着用、規則正しい生活による健康管理など自らが行える予防法と、症状がある場合の受診方法などを周知してまいりました。

また、感染すると重症化するリスクの高い高齢者や基礎疾患をお持ちの方にも、保健師がケーブルテレビに出演し予防法や症状がある場合の対応などについて丁寧に説明し、重症化予防を呼び掛けております。

町民生活への対応では、町民バスでの感染予防対策や、不特定多数の方が利用する公共施設への手指消毒用アルコールの設置、小学校休業に伴う放課後児童クラブの時間延長、地域経済への影響調査などを実施し、町民生活への影響を最小に抑えるための対策を講じているところであります。

また、去る2月28日には町長を本部長とした西会津町新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、正確な情報収集と迅速な情報提供体制を強化するとともに、関係各課等が横断的に連携して感染予防及び感染の拡大防止等の対策に取り組むことといたしました。さらに、健康増進課内に電話による相談窓口を設置し、保健師による相談体制も整備しているところであります。

今後も、感染者数などの状況を注視しながら、町内への感染防止に取り組んでまいりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長 8番、伊藤一男君。

○伊藤一男 それでは、それぞれ答弁いただきましたので、これから再質問をいたします。まず、予算は、令和2年度は計上しないということだったんですが、疑問点といたしますか、その点についておただししていきたいと思えます。

まず、外国人の介護人材育成教育機関設置についてであります。役場にプロジェクトチーム、7人でしたか、そういうようなことで発足して、いろいろと協議をされてきたようではありますが、これのキャップといたしますか、これは企画課長がなっていられるのでしょうか。

○議長 企画情報課長。

○企画情報課長 企画情報課長が主任でございます。

○議長 8番、伊藤一男君。

○伊藤一男 このプロジェクトチームというのは、委託先から示された、そういう調査結果について検討するというか、あとは町で単独に取り組むような、取り組みをしなければならないような、そういうことについて、その都度検討してきたのでしょうか。

○議長 企画情報課長。

○企画情報課長 このプロジェクトチームの業務であります。今回、新産業創出事業から外国人介護人材育成教育機関設置調査事業に至っておりますが、この事業について、委託事業者と連携して、まず調査を進めるということが一つの任務でございます。それから、この調査結果を受けまして、今後その調査結果を受けて、この教育機関設置に向けた作業について、またさらに取り組んでいくということで、これは企画情報課のみでなくて、福祉介護のほうについても関連するということで、2課で連携してプロジェクトチームを組んで進めるものとしたところであります。

○議長 8番、伊藤一男君。

○伊藤一男 このプロジェクトチームが、この事業の方向性や指針といたしますか、そういうものを決定するような、そういう位置付けのものだったのでしょうか。

○議長 企画情報課長。

○企画情報課長 お答えいたします。

プロジェクトチームでその方向性について決定するというものではありません。他課にわたる内容ですので、複数課にわたる内容ですので、プロジェクトチームで検討を進めると、作業を進めるといったものでございます。

○議長 8番、伊藤一男君。

○伊藤一男 何か、このプロジェクトチームを昨年の7月から設置されたということなん

ですが、ちょっと何か遅いような気がするんですが、平成29年度からですか、9月の補正予算で計上されてから、ちょっと何か発足が遅いような気がするんですが、その間はどのようなことだったのでしょうか。

○議長 企画情報課長。

○企画情報課長 プロジェクトチームの設置の時期であります。基本的には、この新産業創出事業につきましては、広く全国的な社会状況、それから西会津の状況、西会津の地域資源、そういったものを総合して、どんな産業が今後西会津で有効かというものを広く、まずは調査していただいたものです。その中から、調査を進める中で介護が非常に人材が不足している、それと合わせて非常にベトナムからの人材が多く日本に流入していると、そういった状況から、教育機関の設置ということで出てきたものですから、プロジェクトチームの設置については、その時期に、去年の7月ですが、設置したということでございます。

○議長 8番、伊藤一男君。

○伊藤一男 それでは、町内の関係機関というのは、社会福祉法人ということになっているようですが、この辺の話し合いというのは十分されたということではあります。この辺については、かなりの突っ込んだ話し合いと申しますか、例えば、今、西会津町に学校が、小学校、中学校、そして県立ではあります。やはり町や地域の協力を得ながらやっている高校というようなことであって、またそこに3年間で90人を定員とするような、そういう教育機関の設置というのは、かなり厳しい、誰が見てもちょっと厳しいんじゃないのかと。

また、そういうものを、事業主体は町かもしれませんが、養成の育成機関と申しますか、それは、社会福祉法人になると思うんですが、大変なそういう、ハードルが高いようなものになるんじゃないかと思うんですが、その辺については、そういう町内の機関ですね、関係機関ではそういう突っ込んだような話し合いまでは行ってなかったのでしょうか。

○議長 企画情報課長。

○企画情報課長 お答えいたします。

この教育機関の設置事業につきましては、調査段階ということですが、議員申されたとおり、町内の社会福祉法人のほうに事業内容を説明して、このような事業を想定した場合、どのような課題があるかですとか、そういうことで話し合いは行っております。ただし、答弁でも申し上げましたが、まだ設置の申請をしている段階でもありませんので、調査段階で、将来に向けてどういう体制がつくれるのかということで意見交換をしていたような段階です。

それとあと、仮にこういった機関を設置するような場合は、社会福祉法人に委託ということで、この調査の中での事業の仕組みはなっておりますが、やはり町が設置して、人材確保、ハード部分も含めて、相当部分を整備した上で委託するということになるかと思っておりますので、社会福祉法人が新たに学校運営を一から準備するというものではなくて、町がそういった設置するということ調査の中では考えております。

○議長 8番、伊藤一男君。

○伊藤一男 それでは、この法手続きについて、法手続きというのは、許認可関係につい



てだと思うんですが、社会福祉士、養成関係については、その県の許認可といたしますか、それで大丈夫なのでしょうか。また、日本語教育については法務省関係で、やっぱり許認可が必要になると思うんですが、その辺についての話し合い等はされたのでしょうか。

○議長 企画情報課長。

○企画情報課長 この学校の設置、認可の関係ですが、この介護福祉士養成施設については県の認可でございます。この認可につきましては、介護福祉士養成施設の設置基準が厚生労働省から示されてまして、それに基づいて県が設置の可否を判断するということになっております。それから、日本語学校につきましては、法務省所管でありまして、これにつきましては、国に設置の認可をするということで、国に対しましても、県に対しても、そういった相談はしておりますが、まだ設置申請、設置計画書、そういったものがまだ作成できる段階にありませんので、相談といった段階でございます。

○議長 8番、伊藤一男君。

○伊藤一男 まだちょっと話し合いの段階だったということでもありますので、この点については、

それでは、運営費や施設設備に国県の補助はということで、私、質問したわけでありませんが、運営費についてはいろいろと留学生に対する特交の8割の補助とか、いろんなものがあるというようなことではありましたが、学校施設整備費、居住改修費、そういったものについては、これは従来の、ただ学校施設に関しては、そういう施設補助があるのでしょうか。

○議長 企画情報課長。

○企画情報課長 この学校の整備費についてであります。まず一つは、この財源として事業債、起債の充当は可能かと思われ。それも平成29年度から、専門学校に過疎債が充当できるというような情報もつかんでおります。それからその補助というお答えいただきましたが、これについては具体的にどんな補助が使えるというようなものは確認しておりませんが、地方創生推進交付金ですとか、そういったものを調査してまいりたいということは考えておりました。

○議長 8番、伊藤一男君。

○伊藤一男 それでは、運営費といたしますか、例えば日本語の教師といたしますか、日本語を教える教師とか、やっぱり介護福祉士の資格習得のための、そういう教師といたしますか、そういうところの先生の経費とか、そういったものについては補助とか、そういうものはないのでしょうか。

○議長 企画情報課長。

○企画情報課長 この学校運営に関して、この教員の手当てに対する補助なりということですが、基本は、この学校運営は学生からの授業料で運営を賄うというのが基本だと思われ。その学校運営に対して補助というものは、今のところそういったものは把握してございませんが、この仕組みの中では、学生から徴する授業料、これは多額になりますので、それに対して町から留学生が払う授業料、生活費も含めて町から奨学金なり、生活支援費なり、そういったことで相当程度支援するような方向、それに対して留学支援した自治体に対して、国から特別交付税措置があるというようなことで、それを活用して事業を

運営するというような事業の仕組みでございます。

○議長 8番、伊藤一男君。

○伊藤一男 あと、留学生の渡航費用とか、そういったものについては特交とか何かで、そういうものはやっぱりみるんでしょうか。

○議長 企画情報課長。

○企画情報課長 お答えいたします。

渡航費用につきましても、留学支援に当たるのではないかなというふうに考えておりますので、それも特別交付税措置の対象となり得ると考えております。

○議長 8番、伊藤一男君。

○伊藤一男 それでは、施設の設置場所等、規模について、その辺について、まず質問したいと思います。設置場所については、まだというか、本当にやるとしたら、やると仮定するならば、空いている学校であったり、空き家であったりというようなことでありましたが、これについては、いろいろあったんでしょうが、90人規模の学校ということになると、かなりの大きな場所が必要になるんじゃないのかと思うんです。最終的に90人となると、大変大きな施設になると思うんですが、その辺についてはどのように、設置場所については考えていらっしゃったんでしょうか。

○議長 企画情報課長。

○企画情報課長 この学校の規模ですが、設置基準からして積算すると、約100平米、千平米ほどの学校の面積が必要になると試算しております。これが入る施設となりますと、やはり町内でいえば遊休施設を活用するとすれば、廃校施設が考えられます。それから、その廃校施設が難しいとなれば、遊休地を利用して新築、または用地を求めて新築、それから複数で検討しております。

○議長 8番、伊藤一男君。

○伊藤一男 いろいろと質問しましたが、いろいろ答弁いただきましたので、この外国人の介護人材の育成教育機関設置については予算に計上しないというようなことでありましたので、この辺で終わりたいと思います。

それでは、続きまして農林産物加工等輸出調査事業についての質問をいたします。干し柿についてと加工品についてのプロセスと理由については、先ほど答弁ございました。この事業は委託業者のISCの提案だと思っております。これは外国人の育成事業と同じだと思うんですが、その提案といたしますか、そういう受けて、プロジェクトチームで検討してきたと思うんですが、町では、過去にやっぱり干し柿というようなことで、小島地区のほうでそういうような特産品にというようなことでやったような経過があるようですが、ただ、町の特産品には至らなかったというようなことだと思っております。そういう中で、なぜその干し柿を特産品に選定したのか、まずその辺からお聞きしたいと思います。

○議長 企画情報課長。

○企画情報課長 お答えいたします。

まず、議員の先ほど質問にありましたプロジェクトチームでとありますが、プロジェクトチームについては介護人材の教育機関、そちらのほうを主体にやっておりますので、こちらはプロジェクトチームは組んでございません。

それで、なぜ柿かということではありますが、まず、この調査を進める中で、答弁でも申し上げたましたが、ベトナムにおいて非常に柿の加工品、特に干し柿が人気が高い、日本の品物の評価が高いという点。それから、未利用資源として収穫されずに残っている西会津柿が町内に非常に多いと。こういった現状を踏まえて、それでは、そういったものを利用して何か産業を起こせないかということで調査を進めてきたものであります。

○議長 8番、伊藤一男君。

○伊藤一男 干し柿ということで調査事業というような、あとは加工品やったわけですが、西会津町の特産品というのは、そのほかに米とか、キノコとか、酒なんかもそうでしょうけども、あったと思うんですが、なぜそういうものを選定できなかったのか、その辺について。

○議長 企画情報課長。

○企画情報課長 お答えいたします。

今回、先ほど申しましたとおり、未利用の資源、柿に注目したということで、あまり広くは検討してございません。ただ、今年度につきましては、柿、それから干し柿だけではなくて、柿のジャムの開発、そういったものにも取り組み、あと町内で生産される農林産物を利用した加工品、そういったものを中心にベトナムでの評価、そういったものを調査するもので、あまり広く検討はしてないということでございます。

○議長 8番、伊藤一男君。

○伊藤一男 それでは、柿については加工品はかなり有効だというようなことで、これから国内で販売にも向けていかれるというような答弁だったわけではありますが、そういうことで、これから、やはり生産体制、これから町内や友好都市とのイベントとか、そういうところで販売していくということになれば、やはり生産体制というものを十分に構築していかないと、やはりこれからの特産品のあれにはならないだろうと思いますが、その辺について。

○議長 企画情報課長。

○企画情報課長 今回、柿のジャムについて、その開発を依頼した加工所が1カ所、町内の一つの加工場ということで、今後につきましては、その加工場と調整することも含めて、他の加工所でもそういったものができるかということで調整してまいりたいと思います。

○議長 8番、伊藤一男君。

○伊藤一男 それでは、次に移りたいと思います。新型コロナウイルス感染症に関する対応についての再質問に移りたいと思います。いろいろと答弁いただきました。それで、西会津町に当てはめると、対策本部を設置してから、高齢者の方や子どもの保護者でもよろしいですが、37度5分以上の熱があって、どうしたらいいかと、そういうような問い合わせ、そういったものは町や、保健所から例えば町にあったというような経過はございますか。

○議長 健康増進課長。

○健康増進課長 ご質問のような方からの問い合わせは、現在ありません。

○議長 8番、伊藤一男君。

○伊藤一男 私の質問の中で、やはり高齢者が心配だと、高齢者が一番重症化しやすいと

というようなことで質問したわけではありますが、高齢者の人だったら、例えば熱があったら、例えば先ほど同僚議員からも交通機関の話もありましたけれども、逆に、すぐ診療所に行ってしまうんじゃないのかというふうに思うんですが、そういう場合の対応といたしますか、それについてはどのように考えていらっしゃいますか。

○議長 健康増進課長。

○健康増進課長 熱などの症状がある場合の方が、診療所を受診した場合の対応というご質問でございますが、まず国でもいっておりますとおり、37度5分以上の熱が数日間続く場合、あるいは強い倦怠感、息苦しさがある場合については、一般の医療機関を受診せずに、帰国者・接触者相談センターに相談していただくことを、まず町のほうでも周知を図っております。

ただ、それでも診療所のほうに直接受診された方がいた場合の対応としまして、まず感染を防ぐということから、入り口において問診、聞き取りをしまして、まず施設の中に入らない状態で聞きするということにしております。その後、インフルエンザの対策と同じになりますが、個室、診療所内の個室、あるいは自家用車のほうでお待ちいただきまして、その後、医師による詳しい問診を行うこととしております。その時点において医師の判断で相談センターのほうに相談したほうがいと医師が判断した場合は、相談をして指示を仰ぐということになっております。その時点で医師のほうでインフルエンザ、あるいは違う新型コロナ以外の病気が疑われる場合については、それに合ったような診療をしているということでございます。

○議長 8番、伊藤一男君。

○伊藤一男 町では、コロナウイルス感染症に関する対応については、各戸への啓発文書とか、ケーブルテレビ等、十分な啓発はしているわけではありますが、ただ、高齢者にとっては、なかなかテレビでやっても、文書で知らせても、なかなかすぐ、我々もそうですが忘れてしまうといえますか、そういうことでなかなか対応ができないといえますか、そういう場合、高齢者にもっと分かりやすく啓蒙するといえますか、そのような方法については、どのように今、考えていらっしゃいますか。

○議長 健康増進課長。

○健康増進課長 高齢者などに対して、もう少し分かりやすい啓発が必要ではないかというご質問でございますが、引き続き、今後につきましてもケーブルテレビ、チラシ、ホームページ、広報などで、高齢者の方にもできる限り分かりやすい内容でお伝えをしていきたいと考えております。特に今現在、高齢者の方向けに、ケーブルテレビのほうでは保健師が出演して、そういった方に呼びかけるようなことでお知らせをしているところがあります。

また、対策本部の設置に合わせまして、町独自の相談窓口も設置いたしましたので、そういった窓口の活用も、今後周知をして、何か心配事があれば町のほうに相談をしていただけるようなことを、引き続き周知してまいりたいと考えております。

○議長 8番、伊藤一男君。

○伊藤一男 きめ細かい対応をしていただきたいと思いますと思いますが、やはり一人暮らしの高齢者とか、やはり体がちょっと不自由な方とか、そういう方については、直接会ってやると

いうことはかなり危険性ありますので、何か電話等で直接分かるような、そういう啓発の仕方というか、そういうことも考えていただきたいと思いますが。

○議長 福祉介護課長、渡部栄二君。

○福祉介護課長 それでは、お答えいたします。

高齢者の日々の生活の中での、こういった感染症があった際の支援体制といったところでございますが、町では高齢者を支える仕組みづくりの中で、様々な見守り体制を整えております。地域にいらっしゃる民生委員さんですとか、そのほかにも見守り協定を結んでおります事業所などもございまして、日々の変化の中で高齢者の方の様態が変化されたときには、そういった方々が危険を察知して情報をいただけるというふうな体制も取っております。

ただ、先ほど議員がおっしゃるような、訪問でしたり、あとは電話という方法も一部してらっしゃる民生委員さんなんかもしらっしゃるかもしれませんが、やはり今回、接触することで危険性を高めるといったこともございますので、民生委員さんの活動についても国からの指示がございまして、できる限り訪問活動についても対策を講じながら適切な訪問活動を行ってほしいというような国からの通達もございますので、そういった中で、できる限りの高齢者の生活の中での、そういった変化を読み取っていくというふうな活動はしているものというふうに考えてございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 8番、伊藤一男君。

○伊藤一男 対応については十分分かりました。

あと、町内で、やはりマスクが不足しているのか、店屋さんで何かかなり少なくなっているというような話を聞きますが、町の関係のそういう診療所であったり、歯科医師さんであったり、そういうところのあれは十分に、これからまだまだ感染症についての対応というのはかかると思っておりますので、十分その辺の対応は、十分なされているのかお聞きしたいと思っております。

○議長 健康増進課長。

○健康増進課長 マスクが不足しているというご質問でございますが、現在、町の診療所、あるいは町内の福祉施設において、当面、しばらくの間はマスクは、今ある在庫のもので足りるということで考えております。しかし今後、終息時期が延びれば、当然マスクが不足する、マスクだけでなく、消毒用のアルコール液も不足してくるということが予想されますので、こういったことについては、必要な施設にマスク、あるいは消毒液が行き渡るような要望を、今後、国、あるいは県にそういった要望もしていくことも模索をしていきたいと考えております。

○議長 8番、伊藤一男君。

○伊藤一男 新型コロナウイルス感染についての対応については、十分理解したところがあります。これ以上新型コロナウイルス感染症が広がらないことを願って、私の一般質問いたします。ありがとうございました。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 5番、猪俣常三です。質問に入る前に、今年に入って新型コロナウイルスに感染された方が予想以上に多く、治療薬のない現在、社会を騒がせておりますが、いまだ

新型コロナウイルスの猛威は収まっておりません。このウイルスの感染により重症となられて、お亡くなりになられた方々に対して心からご冥福をお祈り申し上げ、今も治療を続けておられる方々にお見舞いを申し上げたいと存じます。

本町において、町民の皆さんへ、うがいや手洗い等を実施して予防に努め、さらに相手に飛沫、つまり唾が飛ばないようにマスク着用しながら、拡散防止をお願いして、注意喚起をされております。引き続き油断することなく、町民の皆さんが全員健康であるよう心からお祈り申し上げます。

さて、本町の課題について、今次の一般質問の通告をしておりますので伺ってまいります。

小規模多機能型居宅介護施設についてであります、何点か伺います。

1点目は、この施設は、国民年金で入所できる施設を整備しますとの町長の公約と整合した施設なのか。

2点目は、高齢化が進み、地域及び一人暮らしの方には地域密着型の特別養護老人ホームが最適と考えますが、小規模多機能型居宅介護施設は適さないと思いますが、変更する考えはないか。

3点目は、この施設を通所、デイサービスと、泊まり、ショートステイで利用する場合、一つ目に、誰がケアプランを作成するのか。二つ目に、通所、デイサービスと、泊まり、ショートステイで、別の施設を利用することができるのか。三つ目に、運営母体はどのようになるのかお伺いいたします。

次に、子育ての取り組みについてであります、町が、西会津町こゆりこども園管理運営に関する基本協定書に基づき、認定こども園と放課後児童クラブの二つの施設について、指定管理により業務委託されております。本年、指定管理者が保育士の募集をしたが、必要な職員の数を採用することができなかったことから伺いをいたします。

1点目は、指定管理者の保育士の募集及び採用者が定数にならなかったことに、町としてどのように関わってきたのか。

2点目は、令和1年度末までの保育士の採用状況は、過去5年間どのようになっているのかお伺いいたします。

次に、農林産物加工開発事業についてであります。

1点目は、農林産物加工開発事業による農家の所得向上をどのように捉えているのか。

2点目は、農林産物のブランド化を目指す商品加工は重要と考えますが、町の考えは。

3点目は、加工ネットワークの活用内容は。

4点目は、町の総合計画における農林産物加工開発事業の具体的な取り組みについてお伺いをいたします。

以上、私の一般質問とさせていただきます。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 5番、猪俣常三議員の小規模多機能型居宅介護施設についてのご質問にお答えをいたします。

1点目の、公約との整合性はとのご質問でありますけれども、現在、奥川地区に整備を予定しております小規模多機能型居宅介護施設は、介護が必要な高齢者にデイサービスや

ショートステイといった居宅介護等サービスを計画的に提供する施設であり、利用するサービスの組み合わせによって、国民年金の受給額の範囲内で利用することができる施設があります。

次に2点目の、高齢化が進む地域や一人暮らし世帯の方に小規模多機能型居宅介護施設は適さないのではとのご質問ですが、これにつきましては、第7期の介護保険事業計画が平成30年の3月22日に議会で議決をいただいている事項であります。まずそれをご理解いただきたい。高齢者が住み慣れた地域で安心して生活するために、在宅に居ながら利用できる居宅介護等サービスの提供施設は、大変有効な施設であると考えております。

次に3点目の、ケアプランは誰が作成するのかとのご質問ですが、施設を利用する場合は施設に配置している介護支援専門員がその方に応じたケアプランを作成することとなります。

次に4点目の、デイサービス、またはショートステイを別の施設で利用できるかとのご質問ですが、小規模多機能型居宅介護施設を利用している場合、同じ介護等サービスであれば別の事業所を併用して利用することはできないこととなっております。

次に5点目の、運営母体はどのように考えているかとのご質問ですが、運営主体につきましては、社会福祉法人等への指定管理を考えております。

町といたしましては、町民の健康づくりの推進による健康寿命のさらなる延伸を目指すとともに、介護が必要になっても地域で安心して暮らせる環境づくりのため、既存の介護施設から距離的なハンディキャップのある奥川地区に施設整備を行い、介護等サービスを安定的に提供するため施設整備を進めるものであり、奥川地区自治区長の皆さまへの説明会を行い、ご理解をいただいております。

その他のご質問につきましては、担当課長より答弁いたさせます。

○議長 福祉介護課長、渡部栄二君。

○福祉介護課長 5番、猪俣常三議員の子育ての取り組みについてのご質問にお答えいたします。

はじめに、指定管理者の保育士募集及び採用者が定数にならなかったことに、町としてどのように関わって来たのかとのご質問にお答えいたします。

保育士の採用につきましては、こゆりこども園の運営上必要な保育士数について、町で取りまとめをいたします入園予定者数や園において提供する保育サービス、次年度退職者数などに基づいて、にしあいつ福祉会が募集人数を決定し募集を行っております。なお、保育士数につきましては、町予算へ影響を及ぼすことから、事前に町に協議をいただいているところでございます。

また、今年度の当初募集において募集人員に達しなかったとの報告を受け、募集期間を延長し再募集することや、再募集でも応募がなかったことによる運営体制の協議など、その都度連携して対応してまいりました。

次に、保育士の過去5年間の採用状況につきましては、平成27年度が1名、平成28年度が1名、平成29年度が1名、平成30年度が5名、平成31年度が1名となっております。なお、令和2年度は1名を採用予定として内定しているとの報告を受けておりますので、ご理解願います。

○議長 農林振興課長、岩渕東吾君。

○農林振興課長 5番、猪俣常三議員の農林産物加工開発事業についてのご質問にお答えします。

農林産物の加工につきましては、生産から加工・販売までを一体的に推進することにより、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取り組みであり、農家の所得向上や雇用の確保につながるものと考えております。本町では、平成22年度から農林産物加工開発事業に取り組んでおり、交流物産館よりっせにおける加工品の売上も年々伸びていることから、農家の所得向上に寄与していると捉えております。

次に、農林産物のブランド化についてであります。本町においては、地域性の要素を差別化のポイントとした地域ブランドの構築が重要であると認識しております。このためには、地域と結びつきのあるブランド化された製品が必要であり、農林産物の加工品につきましても、その一つであると考えております。

次に、にしあいづ農林産物加工ネットワークにつきましては、会員相互が加工・販売等の技術の向上と知識と情報の交換を行い、自らの資質の向上を図ることを目的とし、平成25年から活動を行っております。令和元年度では、ふるさとまつりや雪国まつり、県外のイベント等へ参加し本町の農林産物加工品をPRしたほか、先進地視察研修の実施や、6次化食の楽校等の受講等により、加工の技術や知識の向上に努めてきたところであります。

次に、農林産物加工開発事業の取り組みについてであります。令和元年度では、加工ネットワークによる先進地研修や販売促進イベントの支援を行ったほか、6次化食の楽校の開催や商品開発支援委託、加工施設管理委託、加工施設整備補助等を実施してきたところであります。

町といたしましては、今後とも、農家の農林産物加工への取り組み拡大や新規取り組みへの誘導を図るとともに、町加工研修施設の利用拡大に努めてまいりたいと考えております。また、加工品のブラッシュアップにより品質及び付加価値の向上が図られるよう、町内の加工グループ等の活動を支援してまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 それでは、再質問させていただきたいと思っております。町長からのご答弁をいただいた中でございますが、当初、平成29年の9月、7月だったと思っておりますが、そのときに、公約としていろいろとお話されてまいられたというふうに私も伺っております。国民で入所、入所というのは、もちろん長く入れることを入所と私は受け止めておりますし、また利用というのは、また利用する方々という意味合いのものであって、そのように私は捉えたいの質問とさせていただきたいと思っております。

その施設を整備するというところで、町長として、またもう一つは、特別養護老人ホーム等の施設を増設するというところをお話されていたと私は記憶しておりました。その住民の方も特別養護老人ホームができていくというふうに信じておりましたので、その期待がすごく大きかったと私は思っております。なぜ公約どおりに国民年金でも安心して長く入所できる施設を整備していただけなかったのかということから伺いたします。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 私の公約には、確かに小規模多機能型の居宅介護施設は公約に入っています。そ



これは言葉の利用と入所の見解は、私もどういう区別をするのか分かりませんが、そこに入れることは間違いなく入れるわけですね。ですから、入所という言葉が適当なのか、あるいは利用ということが適当なのか、今、私もその判断は、ちょっと今しかねておりますけども、利用はできるたには間違いのないわけですね。

町が今、いわゆる健康で長生きできる健康づくりもしているわけでありますよね。だから、施設に入らなくてもいいよなということと、この事業というのは、私は一体的に進めていかないといけないとそう思っています。そういう意味で、健康づくりも合わせてやってきました。その中で、どうしてもやっぱり介護を受けないといけない方については、そういう施設を利用していただくということでありまして、これについては、先ほども申し上げたように介護保険事業計画の中で、これがしっかり計画されないと、その施設は整備できないんです。この多機能型居宅介護施設については、第7期にしっかり計画させていただいて、この3年間の中で施設を整備して、来年から入所していただくという、そういう段取りといたしますかね、スケジュールになっているわけでありまして。

特別養護老人ホーム、これも私は、昨日の2番議員にもお答えしましたけれども、将来的には必要だと思っています。ですが、これもやはりわずか1期3年の計画の中に、多機能型も建てる、特別養護老人ホームも建てる、こうなれば、介護保険料にみんなぶつんですよ。介護保険料にその料金が跳ね返るわけです。だからやはり、それは状況を見ながら、今必要な部分から、やっぱりやっていかないといけないということで、小規模多機能型から始めました。

将来的には特別養護老人ホームも考えないといけませんけども、昨日申し上げませんでしたけども、じゃあこういう施設を建てたときに、介護する人をどうやって確保するんですか。日本人の人材が確保できない中で、この人材を確保できなければ施設だけつくって誰も介護する人がいなくなる。だから、いろんなことを考えて、外国人の話もありますけれども、そういうこと含めてね、やっぱり順序よくといたしますか、施設がしっかり健全な運営ができるように、あるいは町民の皆さんが安心して生活できるように、一つ一つやっぱり整備をするというのが私の考え方であって、全てのものが必要だから、今、全てやるということになると、私はそんなことはすぐできないですし、それが今度いろんな起債の償還、いわゆる公債費比率にぶったりね、いろんなところにもぶってくるわけですから。そこは財政的なことも考えて、お考えをいただきたいなというふうに思います。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 今、町長から7期で議会の議決を得たのではなかったかというお話でありました。当然そのときには、小規模多機能型のご提案が入ってたかもしれません。しかし中身をよく精査をしてみますと、デイサービスというのが入っていたようであります。それからまた、ショートステイというのも入ってました。しかし、国民年金で入れるという方の思惑というのは、私らは長く入っていきたくいんだけど、体が動かなくなったときには、できるだけ国民年金の安いもので長く入れる施設があればいいですよということから、入所というのがすごくとらわれていたわけですから。それにも関わらず、デイサービスとショートステイに限られてしまったということだけは、何とも私としては腑に落ちないところだということでお尋ねしているわけでありまして。

○議長 暫時休議にします。(14時43分)

○議長 再開します。(14時46分)

5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 デイサービスもできる、それからショートステイもできるという施設でありますので、あえてそこに加えていただけるのが、長期入所ができるところの部分を入れることができないだろうかということをお伺いしたいと思います。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは、小規模多機能型施設に長期の入所を加えることができないかというようなおたがしでございますが、基本的には介護保険で運営いたします事業所につきましては、県または町が指定を行う事業所となります。これは介護保険法に基づいて指定を受ける施設として、それぞれ役割を持った施設なり、サービス事業所が展開されているところでございます。

今回、町が計画しております小規模多機能型居宅介護施設につきましては、地域密着型サービスという位置付けがなされておまして、町の条例でうたわれておる施設として整備するものでございます。その施設の中には、デイサービス、ショートステイ、訪問介護、この三つのサービスを提供する施設として指定を行うといったことになっておりますので、長期の入所はできないこととなっております。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 それでは、ショートステイと、今の長期の区別だけ、ちょっと説明求めます。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 入所とショートステイの利用の仕方でございますけれども、基本的には1カ月を通じて入所しながらサービスを利用するといったことが入所となります。その間、1カ月の間にご自宅に戻っていただく日数を一定程度設けていただければ、それはショートステイといった取り扱いになることと認識しております。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 そこでお尋ねをしたいんですけれども、当初、聞いたか聞かないかは別といたしましても、国民年金で、5万円が入れるんだという話は私も、歩いている中でちらちらと聞かされたことがあります。ところが、そのショートステイと、それからデイサービスを使った施設を使って、なおかつ家からまた戻って、家のお金も払う、その施設も払うとなると、二重の払いになるので、それは5万円どころの話ではないんじゃないのかというお話もあるんですが、それはどうですか。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは、お答えいたします。

サービス利用のあり方についてでございますが、基本的には、その方の認定の度合いによってサービスを利用する量が変わってまいります。要支援1から要介護5までの方が、この施設では利用可能ではございますけれども、そういった認定された区分に応じて施設利用ということになろうかと思っております。それは施設に配置されたケアマネジャーが、その計画を個人の方の必要なサービス、生活を支えるための必要なサービスとして計画を立てた中で、そこにそういった収入なども、あとは日頃ご自宅に戻った際に必要な生活費など

といった生活面なども加味しながら、サービス計画を組み立てていくということになりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 どうしても、私、理解できないのが、質問の中でもちょっと質問させていただいてますけども、私としては小規模多機能型の居宅介護の施設は、非常にこれ適正ではないんだなというふうには思っている一人なんだよね。ところが、なぜこれを言っているかという、長期の入所ができないということがネックなんです。だから、町長が、私はこういう考えでやってきたんですよということを言っているにも関わらず、小規模多機能型が出てきたということが、じゃあ町長の、今、考えられてたお答えと、私としてはどうしても理解できないということがあって、再度質問させていただきます。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 私は、言ってきたことは一貫して同じことを言ってきたつもりでありますし、それを理解していただけないのは残念だなと思いますけれども、要は、小規模多機能型を利用できる人と、それから、いわゆる地域密着型の施設、これから奥川につくろうとしている施設あります。それから、今、元の役場の裏にあるしょうぶ苑も地域密着型の、いわゆるあそこも小規模多機能型施設ですよ。で、やっぱり最後まで看取りをする、そういう施設については、これは特別養護老人ホーム。それぞれの施設の目的があるわけです。

私はやっぱり、最後までそこにじゃなくて、健康づくりと合わせて、そして元気で長生きしていただきたいと、そして時々、そういう施設を利用するような施設がないと困るなというようなことから、小規模多機能型の施設を、これまで整備をしたいということでやってきたわけでありまして。だから、その先については、これからちょっと考えないといけませんけれども、要は健康で長生きしていただけるような施策をしっかりとやることによって、この小規模多機能型施設も、私は有効な施設だなと、そんなふうに思ってます。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 町長の思いはよく分かりましたけども、私としては、いずれにしても町民の皆さんが特別養護老人ホームができるものとしての判断があったということなんです。だから、再度聞いているわけです。じゃあ町長の考えていることと違ったことが、じゃあ小規模多機能型で説明されてきたのかと、こういうことなんです、それをお尋ねしてたわけですから。私はそういうところを、町長、じゃあ違っていたんじゃないのかということをお尋ねするところです。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 さっきも申し上げましたけれども、一度に全ての、4年間の中で全てできるわけではないので、それは私の公約の中に、それは将来も含めての思いの部分もあります。だからそれは、一概に全ての施設ができるわけではないので、その先には特別養護老人ホームを考えてますよということは申し上げたわけでありまして、それが公約違反だというようなことになることは、ちょっと私は、それはちょっと違うなというふうに思っております。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 町長それは違うんですよ。町民の皆さんは、すごく町長を慕ったんですよ。

それだけいいものをつくってくださるということを感じたんですよ。ところが、小規模多機能型の施設ができるということになったときに、えっ、特別養護老人ホームではないのかと、こういうことなんですよ。それは、入所ができるから、ああ、これはいい施設だなと、だということ、町長はさゆり周辺のように、さゆり周辺のようにと言ったところは、あそこには老人保健施設もあって、それからまた特別養護老人もあって、そういうことが、ああ、いいものが奥川のところにできるのか、を信じられたわけですから。そこに出てきたのが小規模多機能型だからこそ、ちょっと違うんじゃないのというので、おただしをしているんですよ。そこをお尋ねしてるんです。何も間違っているか、間違っていないかは町長の判断でしょうが、私としては、どうしても理解ができなかったと言ってんです。

○議長　町長、薄友喜君。

○町長　私が公約でね、申し上げてきたこと、それはいろいろ申し上げてきました。でもそれは、4年間の中でできることとね、そして4年間の中で、ある程度道筋ができるものと、いろいろあるわけですよ。私の公約の中では、特にこの中でも、いわゆる国民年金の金額の範囲内でできる施設をつくりたいということ、その中でもこの4年間の中でやりたいということ、言ってきました。

だから、特別養護老人ホームをつくらないということではないんですよ。これは将来的に向けて私はそういう町にしたいと思って、そういうことを皆さんに申し上げてきたわけですから。だから、その名前が変わったとかね、施設がどうのこうのではなくて、要は、そこに住んでいる人たちがそういう困ったときに、ちゃんと入れる施設であればいいわけでしょう。それぞれの小規模多機能型は多機能型の、いわゆる利用目的がある。特別養護老人ホームは最後の看取りまでやっていただける、そういう施設もあればいいわけですから、現にあるわけですよ。だから、それはこれから将来に向けて、そういう施設もちゃんと整備をしないとイケない。

10数年前から施設介護から、いわゆる在宅介護に方針がシフトされた。これからはやっぱり自宅で、自宅でやっぱり最後を終われるようにと、方針がちょっと変わったんですよ。そのために、ずっとその特別養護老人ホームだけじゃなくて、いわゆる自宅で最後の生活をできるような、そういう在宅介護の方針が出たわけで、そのために私は小規模多機能型、その近くに奥川の地域の中にそういうのがあれば、そこに住んでいる人たちは安心してそこで生活できることになるわけで。

だから、やらないということじゃなくて、将来的にはいろいろ、私はこういうようなことをやりたいというようなことは申し上げてきました。それが4年間で全部っていうのは、そういうものの解釈は、これ政治家はそんなこと、たぶん言ってないと思いますよ、4年間の中で全てできることを、皆さん申し上げて、できなかったからどうだという、それは皆さんから言えば、そう言いたくなるかもしれませんが、やっぱりそれは4年間の中でできること、しかもそれをやるためにはしっかりした、いわゆる計画に載らないと、載せないと補助も受けられない、そういうことがあるわけですから。そこらはね、ちょっとご理解をいただきたいと思ひますし、特別養護老人ホーム、私もこれは当時から必要だと思ひてきました。でもそれは、これから将来に向けていつの時点で整備するかというのは、これから皆さんと協議をさせてもらいたいと、そのように思ひています。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 私は、町長の腹の中を想像させていただきますと、思いは、特別養護老人ホームの施設というのがちらほらしていたのではないかと、私はそういうふう思ったので、あくまでもその施設が必要であったと。であったんなら、今の特別養護老人ホームのさゆりのところを増設していただいたほうがよかったのではないかと、こういうふう思うんですが、どうです。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 さっきも申し上げたけども、こういう福祉施設を整備するときには、いわゆる介護保険事業計画にしっかり載せないといけないんですよ。平成30年ですよ、30年の、いわゆる第7期の計画のときには、いわゆる小規模多機能型の居宅介護施設を計画させていただきました。それは3月の議会で議決いただきました。

私は当時、10数年前ですけども、これからは絶対特別養護老人ホームが必要だというふうにして、当時その話をお願いした経緯があります。でもそれは、これからの時代は、いわゆる在宅介護に移行する。そっちのほうが重要ですよということになって、どっちかという介護老人保健施設のほうを増設のことだったです、考え方。だから、特別養護老人ホームの、私は2階建てでも3階建てでもいいからつくっていただきたいというお話を当時はした経緯があります。ところがそういう国の方針の、そのシフトがされたために、これからはやっぱり在宅で介護を受けられるような、そういう時代にしないといけないということで、在宅介護に力が入ったんですよ。

だから、今もそうなんです、今もたぶんそういうことで、やっぱり最後は自分のうちでと、あるいは近くのそういう地域密着型の施設でという考え方に、今、あるわけですけども。だから、ただそこに全てが、困っている人達が、その施設に全部入れるわけではないので、本当に困って、もう最後の看取りの部分については、それぞれの目的にある特別養護老人ホームにお世話に、そこに入らせていただくというような、そういう段階を踏むような形になるわけでありまして。

ですから、私は特別養護老人ホーム、つくらないとは言ってませんから、将来的には必ずこれはつくらないといけないと、今の待機者の数を見たって、これからどんどん、いわゆる超高齢化時代になれば、どうしてもやっぱりそういう施設にお世話にならないといけない方たちが増えるわけですから。そのときのためにも、ある程度の増設をしないとけない。ただ、そういうことと合わせて健康づくりもやらないといけないということで、去年から健康で長生きできるまちづくりにも着手したわけですから、そこはやっぱり総合的にものを考えていただきたいと、単独のそのものだけじゃなくてね。

そういうことで、私は将来的には特別養護老人ホームも必要だというふうに考えております。ただ、それにはこれから介護する人材をどう確保するかと、ここの問題、大きな問題があるわけでありまして、これは、これから将来に向けて、しっかり考えていかなければいけないというふうに思っておりますので、いろいろ公約違反じゃないかというようなお話でありますけれども、私はそういうふうには考えておりませんし、将来的には公約を果たしてまいりたいというふうに思っております。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三　　とにかくこの問題をやり取りしては、もう私の時間がございませんので、この程度にとどめておきたいと思います。ただ、私としては納得のいく状態ではないというところだけ申し上げておきたいと思います。

次、子育ての取り組みについてでございますけれども、まず、私がこの取り組み、子育ての問題について質問させていただいたのは、ある方が保育士になりたいという話の中で、ここに西会津町のいい環境の場所にお勤めになれるには、すごくいいことだなというふうに期待をしていたところ、ほかの町村のほうに、もう採用決まっていますという話でありました。そういった関係で、子育てについては、保育士の内容については、町として指定管理をされているということで、委託されてるものですから、限られたご答弁であろうと、こんなふうに思います。

ただ、町として指定管理をしたから、そういう考えはないと思います。町としての責任はないよということではないだろうとは、私は思いますので、その採用ができなかったことに対しての町の思いを聞かせてください。

定数も、退職された方の部分も資料があるとすれば、教えてください。

○議長　　質問は一つずつお願いします。それと、今の雇用うんぬんの場合、プライバシーに係るようなことだけは避けてください。

福祉介護課長。

○福祉介護課長　　それでは、お答えいたします。今年度の募集に対して、定数を満たさなかった点についてのご質問でよろしかったでしょうか。

それでは、その点についてご説明申し上げたいと思います。その点については、職員採用の募集の件は、先ほど答弁でも申し上げましたとおり、にしあいつ福祉会が、例年、次年度の運営体制を整えるために、採用に向けて各種募集活動を行っているところでございます。

町といたしましても、昨年の、そういった予算の関係などもございまして、相談を受けながら、その採用募集についての相談、または協議などを行ってきたところでございます。残念ながら様々な理由によって、募集定員を満たさなくて、今年度につきましては、前回の全員協議会でもご説明いたしました、放課後児童クラブの民間委託をすることで、何とかその子ども園の保育士確保をしていきたいといった町と福祉会との協議の結果のご説明をさせていただいたところでございます。

町といたしましても、地域の宝となる子どもたちを唯一保育する施設として、西会津町こゆりこども園がございまして、そこで保育士の先生方の確保を行いながら、適切な環境で保育・教育環境を整えていきたいという考えには変わりはありませんので、福祉会等、様々な、答弁でも申し上げましたような、環境を整えながら、ぜひ西会津町のこども園で働きたいといった資格職の先生方に就いていただきたい。そういった募集活動を引き続き行っていきたいというふうに考えてございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長　　5番、猪俣常三君。

○猪俣常三　　今年度、退職された方が何人おられたのか、それをちょっとお尋ねします。

○議長　　福祉介護課長。

○福祉介護課長　それでは、お答えいたします。平成31年4月に退職された方の人数でよろしいでしょうか。

今年度、当初、実際は退職は3月31日付けでの退職といったこととなりますが、退職されたのは2名でございます。

○議長　5番、猪俣常三君。

○猪俣常三　そこでお尋ねをいたしますが、子育てしやすい西会津町がうたわれているわけですが、町外でも名が通っています、とても育てやすいと、いったところでお尋ねさせていただきますが、子育てしたいんだけど、ゼロ歳から1歳児の方が、どうしても今年も預かってほしいなというような申し込みはなかったかどうか。

○議長　福祉介護課長。

○福祉介護課長　それでは、お答えいたします。

今回のご質問でございますが、ゼロから1歳児の保育希望があったのかというご質問でございますが、ゼロから1歳児のお子さまにつきまして、そのほかの年代のお子さんにつきましても、年度中途での保育希望は、その都度受け付けをしております。一時保育も含めて、その都度必要であれば、こども園の利用について申請をいただいて、利用に向けて手続きをさせていただいているといったところでございますので、年度内でのお預かりするお子さんについても、年度末に向けて児童数は増えていくといったところで、施設の利用人数は増えているところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長　5番、猪俣常三君。

○猪俣常三　何でこれをお尋ねをするかといいますと、保育士がいなくて、もしかしたら保育する手間といましようか、それがなかなかできないということがあったのかどうかにつながるだろうということも含めて、今、お尋ね申し上げたわけですが、そういうことがないということであれば、それはそれで、私の質問は避けたいと思います。

ただ、今後この保育士がどうしても足りない、今後町としてみているだけでなく、どういうふうにしていかなければならないのか、そういった方針的なものが協議されて、これいい方法だなというようなことがあるとすれば伺いたいと思います。

○議長　福祉介護課長。

○福祉介護課長　それでは、お答えいたします。

保育士の確保に向けましては、今まで勤務されていた保育士の先生方が、退職する人数が非常にこう、毎年毎年多いことが、今回の保育士不足につながっている一つの要因かと思われま。今後は、ある程度、採用時期が、年代に応じた保育士の方の定年といった流れになってまいりますので、そう多くの保育士を年度ごとに確保しなくはいけないといった時期は過ぎていくのかなというふうに感じております。なお、それにつきましても、子どもさんたちの保育ニーズに対応した保育士の数、職員数の確保は、間違いなくしていかなければいけないといったところでございますので、担当課といたしましては、地域にいらっしゃる潜在的な専門職、保育士の先生方の掘り起こしですとか、ご協力をいただきながら、退職された先生などにお声をかけて、保育士の、今現在のこども園の運営のバックアップといいますか、支援をしていただくような体制づくりに向けて、今、協議を重ね、徐々に進めているところでございますので、ご理解いただければというふうに思います。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 次にテーマを変えますが、農林産物加工開発事業についてでありますけども、ご答弁をいただきました。とにかく町の食品加工に対して、西会津町以外から高い評価を得ていることは、私自体が聞いております。西会津町には加工開発する施設があります。それから指導者もいる。大変期待されている加工開発事業であることを知らされております。当時の前町政のときに、この事業に取り組んできたことが高く評価されております。

そこで伺いますが、町としてこの開発事業に興味をわくような取り組み方、旧群岡中学校にある研修所、どのように利活用をされてきたのか伺いたいと思います。

○議長 農林振興課長、岩渕東吾君。

○農林振興課長 お答えをいたします。

群岡地区にある加工の研修施設の、どのように使われてきたのかというご質問でございますけれども、加工が始まってこの10年、加工に取り組む方々が、自らの加工品が開発できるように、町としてあそこに研修施設を整備して、商品開発やそれぞれの技術の向上に生かしていただけてきたということでございます。それぞれの加工所の皆さんが、現在はもう自前で設備等を整備されておりますので、あの加工所の利用につきましては、自前の設備で足りない部分をそこでその設備を使うというような形で、現在は利用されておりますけれども、ここに至るまでにあつては、自分の設備を整備する前にあの加工所を利用して商品開発に取り組んでこられたというふうに認識しております。

以上でございます。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 もう一つ、再度質問させていただきますが、行政改革の取り組みの中で、事業費の減額が270万ほど減額され、なおかつ700万くらいがあがったのかな、そういう予算の中で、どうこれから加工開発の事業、その機械が利活用がされてくとは言いながら、どんな考え方で、6次化までも進められているということも分かっているんですけども、どういうふうにしてその機械、その研修所を生かしていくのかということだけ、具体的にご説明いただきたいと思います。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 お答えをいたします。

今後の町の考え方ということでございますけれども、まず1点目には、国、県でもこの6次化事業については、かなり力を入れてきているところでございます。県でも専門家の派遣等の事業がございますので、西会津町は今後そういった専門家の指導をいただくような形でステップアップをしていかなければならないんじゃないかなというふうに考えております。商品開発から販売まで、しっかりとした技術と知識、ノウハウを身に付けていかなければならないということで、そういった専門家の活用、県と協力をしながら考えてございます。

また、個別の加工所に対しての支援につきましては、加工ネットワークの会長とも意見交換をさせていただきましたが、これから加工ネットワークの皆さんの中でお話し合いをし、また、町といろいろと情報交換を進めながら、その方向性については考えていきたいと思います。ということでお話をいただいておりますので、今後、加工事業者の皆さんと話し合い



をさらに深めながら、その支援策について考えてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 そこでさらにお尋ねします。GAPという農業生産工程管理というのがありまして、これに匹敵するHACCPというのがあるわけです。これらを義務化されるといふことになると、当然、経過措置期間に研修会とか勉強会も考えなきゃならないと思ひます。そういうことになったときの、町の継続的な支援というのには必要だと思ひます。どのようにお考えなのかお尋ねします。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 お答えをいたします。

今、議員からご質問がありました、その新たな制度的な変更点につきましても、町内の加工事業者がどの程度理解をされているのかという部分を十分に把握いたしまして、町として必要な支援をしていきたいというふうにご考慮させていただきます。

以上でございます。

○議長 5番、猪俣常三君。もう時間になりました。

○猪俣常三 以上をもちまして一般質問を終わります。

○議長 暫時休議にします。(15時24分)

○議長 再開します。(15時45分)

7番、小柴敬君。

○小柴敬 皆さん、こんにちは。7番、小柴敬であります。今次定例会におきまして、大きく三つの項目について質問をしておりますので、順次質問させていただきます。

第1点目、有害鳥獣対策についてであります。令和2年1月25日開催の有害鳥獣対策講演会は130人以上の参加者があり、町民の関心の高さが感じられました。新年度の予算には令和元年度の2倍の予算が計上され、重点的な対策に取り組もうとする町側の姿勢が感じられますが、以下の点についてお伺いをいたします。

1点目として、令和2年度事業の内容について。

2点目、令和2年度の重点目標について。これは捕獲頭数目標であったり、電柵拡充であったり、わな狩猟免許取得者等のことについて質問をさせていただきます。

3点目、わな、猟銃免許取得希望者に対する補助制度について。

4点目、わな免許講習会の会津地区開催について。

5点目、現在までの捕獲頭数、イノシシ、サルなど、及び実施経過報告についてであります。

次に、大きな2点目ではありますが、地域おこし協力隊配置事業についてであります。地域おこし協力隊隊員の活動報告が、2月23日よりつせにて実施され、12名の隊員から活動の発表がありました。令和2年度予算は、前年度より3千万円以上の増額となっておりますが、以下の点をお伺いいたします。

1点目、隊員数及び配置分野について。

2点目、町内の主な活動拠点について。

3点目、協力隊員の活動に対しての見える化、及び活動報告に対する町の考え方について。

て。これは隊員の3年間の目標等の指導を含んでおります。

大きな3点目であります。町道改良舗装工事、上原西6号線、流雪溝整備についてあります。流雪溝の整備については、野沢町内担当の自治区住民の長年の要望事項でありました。新年度予算に4千万が計上されましたが、以下の点についてお伺いをいたします。

- 1、終点、流末はどこを予定しているのでしょうか。
- 2、供用開始時期はいつ頃を見込んでいますか。
- 3、水量の確保・分水時間等についてお伺いをいたします。
- 4、流雪溝整備に関する今後の町の考え方について。

以上、町側の明快な答弁、よろしくお願ひします。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 7番、小柴議員の有害鳥獣対策についてのご質問のうち、(2)の令和2年度の重点目標についてのご質問にお答えをいたします。

有害鳥獣による農作物等の被害は、人口減少や遊休農地の増加などを背景として、全国的な問題となっておりますが、本町におきましては、近年、特にイノシシによる被害が急増し、その深刻さは、被害の多い地域の皆さまにとって死活問題といっても過言ではないほどの緊急事態であると認識しております。

町では、これまでも鳥獣被害対策に取り組んでおり、今年度は、喫緊の課題であるイノシシ対策として、捕獲報奨金の増額や集落単位での電気柵の整備、国の交付金によるICT活用の実証事業のほか、農林水産省の鳥獣被害対策アドバイザーであります長岡技術科学大学の山本准教授を講師とした捕獲技術の現地指導会と講演会の開催などを実施してまいりました。

ご質問の令和2年度の重点目標につきましては、取り組みの成果が目に見える形でお示しできるようにすることが重要であると考えており、イノシシの捕獲頭数を50頭、電気柵設置集落を延べ15集落、わな猟免許取得者を新たに20人という目標を設定いたしました。この目標を達成するため、令和2年度は、これまでの取り組みを大幅に強化し、今年度の約2倍の予算を計上したところであります。

具体的には、イノシシの捕獲報奨金を1頭当たりこれまでの1万円から1万6千円にさらに引き上げるほか、わな猟免許取得費用の全額補助、地域で中心となって活動できる人材を育成するための専門家による技術研修など、従来の対策に加えて新たな対策を講じてまいります。

私といたしましては、被害を最小限に食い止めることにより、農家の皆さまが安心して農業ができる環境を取り戻せるよう、会津地域課題解決連携推進会議や会津北部地域鳥獣害防止広域対策協議会等との広域的な連携を図りながら、鳥獣被害対策に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

その他のご質問につきましては、担当課長より答弁いたさせます。

○議長 農林振興課長、岩渕東吾君。

○農林振興課長 7番、小柴敬議員の有害鳥獣対策についてのご質問のうち、令和2年度事業の内容、わな・銃猟免許、捕獲頭数及び実施経過についてお答えいたします。

まず、令和2年度の事業内容についてですが、主な内容といたしましては、イノシシ捕

獲報奨金を1頭1万円から1万6千円に増額したほか、イノシシ用のくくりわなを150基購入し、わな免許取得者に対しては免許取得に要した費用の全額を補助することといたしました。さらには、猟友会員の活動強化と技術向上を支援するため、巻き狩りによる一斉捕獲10回分の出動経費、専門家による技術講習並びに先進地研修に要する経費について予算を計上したところであります。

また、被害防止パトロールや電気柵の補助等につきましては、これまでの対策を継続しながら、より一層の強化・拡大を図っていく考えであります。

次に、わな・銃猟免許取得の補助制度についてですが、わな猟免許につきましては、免許取得に必要な講習会受講料、受験費用、診断書料、交通費、初年度の狩猟者登録料の全額について、1人最大3万5千円を助成することといたしました。また、銃猟免許につきましては、教習射撃と交通費について最大5万円の助成を受ける国の制度があり、町独自の助成はありませんが、今後支援の方法について検討してまいりたいと考えております。

次に、わな猟免許講習会の会津地区開催についてですが、令和元年度では、免許試験が会津地区で1回、郡山で3回、伊達市で1回、講習会につきましては福島で4回、郡山市で1回開催されたところであります。会津地区での講習会について、主催団体であります県の猟友会に確認したところ、数年前に開催した経緯はあるものの、現在は開催する予定はないとのことでありました。

町といたしましては、受験者の負担を軽減し、わな猟免許取得者の拡大を図るため、会津地区の市町村と連携して会津地区での講習会開催を要望してまいります。また、当面の間は、交通費の助成やマイクロバスでの送迎などで対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

次に、現在までの捕獲頭数と実施経過についてお答えいたします。令和2年2月末現在の捕獲頭数は、ツキノワグマが13頭、ニホンザルが81頭、イノシシが6頭であり、ツキノワグマとニホンザルにつきましては、例年より多く捕獲したところであります。このうち、ツキノワグマについては、4月から12月までの間、農作物の被害等に対応してその都度捕獲許可を出し、猟友会員が箱わなを使用して捕獲いたしました。ニホンザルについては、パトロール隊員による銃器での捕獲と、猟友会員及び専門員による箱わな等での捕獲を通年で行っており、現在も捕獲活動を継続しているところであります。イノシシについては、くくりわなと箱わな、並びに銃器を使用して猟友会員が捕獲活動を行ってまいりましたが、例年になく少雪のため、冬期間の捕獲が伸びなかったところであり、年度末に一斉捕獲を実施する計画であります。

町といたしましては、捕獲頭数の向上を目指し、様々な対策を講じて全力で取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を願います。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 7番、小柴敬議員の地域おこし協力隊配置事業に関するご質問にお答えいたします。

まず、隊員数及び配置分野についてのご質問ですが、1番、荒海正人議員の質問にご答弁申し上げましたとおり、町では平成25年度より地域おこし協力隊を配置し、これまで延べ19名を採用し、3月1日現在12名の隊員が活動しております。令和2年度に

つきましては、行政課題解決型の移住定住、スポーツ振興、情報発信、西会津高校魅力化、アート・芸術、番組制作、出ヶ原和紙、会津張り子の8分野8名と、集落支援2名の合計9分野10名、ソーシャルビジネス型、いわゆる起業型でございますが、コーディネーター3名とプレイヤー10名の最大で23名の配置を予定しております。

次に、町内の主な活動拠点のご質問についてであります。隊員の活動内容により、役場本庁舎をはじめ、奥川支所、公民館、西会津国際芸術村、西会津高校など活動場所は様々であり、伝統産業の継承のように、主に町内企業や自宅工房での作業が中心となる活動のほか、起業コーディネーターのように、マーケティングや首都圏におけるイベントでのプロモーション活動など、主に町外の活動が中心となる協力隊もいることから、本町の地域おこし協力隊の活動範囲は広範囲となっております。

次に、協力隊活動に対しての見える化及び活動報告等に対する町の考え方についてのご質問であります。広報紙、ケーブルテレビ、SNSによる活動内容の紹介に加え、町内イベント等でのブース開設によるPRなど、これまで以上に協力隊活動が見えるよう周知を図ってまいります。また、協力隊活動における将来的なビジョンを隊員本人と共有し、活動年度ごとの目標設定を行い、それを達成できるようアドバイスを行いながら、地域の活性化と隊員の定住・定着につなげてまいりたいと考えておりますのでご理解願います。

○議長 建設水道課長、石川藤一郎君。

○建設水道課長 7番、小柴敬議員のご質問のうち、流雪溝整備についてのご質問にお答えいたします。

はじめに、町道上原西6号線流雪溝整備事業の概要について、ご説明申し上げます。現在、本路線における流雪溝の整備済み区間は、路線全体の半分程度となっております。このため、町では流雪溝の延長を行い、当該路線全体に流雪溝を整備することで、地域住民の利便性向上を図ることとしております。

本事業は、国土交通省道路局所管の防災・安全交付金事業を活用し、本路線のほか、JR野沢駅からさゆり公園や芝草地区方面に通じる町道上原西2号線の一部に側溝整備を行い、流末として町道芝草西林線に架かる芝草橋の袂から一級河川・四岐川に放流することとしております。

次に、供用開始の時期についてであります。今のところ具体的な事業完成までの期日を申し上げることはできませんが、町といたしましては、できるだけ早期の事業完成を目指し努力してまいります。

次に、本路線の流雪溝整備における流量についてのご質問であります。町では、現地において流量計による観測を行っており、その結果から十分な流量を確保できることを確認しております。また、投雪時間につきましては、本事業が流雪溝の延長のみであることから、現在と同じ時間帯での運用を想定しております。

最後に、流雪溝整備に係る町の考え方について、お答えいたします。野沢地区における、すべての流雪溝の水源は、山口堰から一級河川・長谷川の水を引き込み、その水を流雪溝に利用しております。町といたしましては、今後とも限られた水量を上手に利用し、引き続き効率的で効果的な流雪溝の整備・運用に努めてまいりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 7番、小柴敬君。

○小柴敬 それでは、順次再質問をさせていただきます。まず、有害鳥獣対策についてということで、いろいろご答弁いただきました。その中で、町として、私の手元でもあるんですが、有害鳥獣対策に関する各いろいろな報告、あるいは計画があります。この一部としまして、平成30年度の計画変更ということで、31年度、令和元年度ですけれども、生体数調査等の実施ということで、うたっているわけでありまして、今回の事業の内容につきまして、生態調査という形では載ってなかったんですが、これICTを活用した生態調査なども考えていただきたいと思います。その点に対する町の考えをお伺いいたします。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 お答えをいたします。鳥獣のその個体数の調査ということでよろしかったでしょうか。

現在、町では数年前にサルの群れ、個体数の調査をいたしました結果を基に、その追跡調査を専門員が中心になって行っておるところでございます。

また、イノシシにつきましては、現在、効果のある調査方法というものが全国でも確立をされていないところがございますので、町といたしましても、これといった具体的な調査方法については見出していない状況でございますが、議員のご提案のありましたICTを用いた個体数の調査につきましては、有効な方法があれば積極的に導入をしてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 7番、小柴敬君。

○小柴敬 以前、農林振興課のほうで箱わなを設置し、その手前でセンサーカメラを起動させ、箱わなの周りに集まる状況等、ICカメラでありますけれども、それを見させていただきました。その際に、うやうやとウリ坊から大型個体等が入る直前までということで動いておりましたけれども、やっぱりそういったところの箱わな等を、各イノシシが出没する場所、そこに箱わなを仕掛け、エサ付けをし、そしてセンサーカメラ、ICTのセンサーカメラで記録、記憶を取ると。それで、相手を知らなければ捕獲頭数どうのこうのといっても仕方がないものですから、とりえあず、まず数、何頭ぐらいいるのか、それを把握する必要があると思うんですが、そういった計画はあるんでしょうか。もしなければ、ぜひお願いしたいんですが。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 お答えをいたします。

ただいまの議員からご質問いただきました、その箱わなの周辺にカメラを取り付けて、誘引を回ったというようなことでございますけれども、昨年その取り組みを奥川地区で行いたしました。結果から申し上げますと、30頭近くの群れが確認されたわけございまして、箱わなにも誘引ができてきたわけでございますけれども、最終的にクマが箱わなに入ってしまった、それ以降は捕獲に至らなかったというような状況でございました。

こういった経過も踏まえまして、引き続きほかの地区でもカメラと箱わな、あるいはそのカメラとくくりわな、両方運用いたしまして鳥獣の生態を、そういったICT機器で計測をしながら、また、わなの効果、捕獲の技術の向上に役立てていく取り組みは継続をし

てまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 7番、小柴敬君。

○小柴敬 農水省が今年度の2月に発表いたしました鳥獣被害の現状と対策というものがありまして、この令和2年度に農水省に関しましては、このイノシシ等、鳥獣被害含めて、約100億円の予算を計上しております。ですから、それがよく見てみますと、各市町村には配分をされないと、要は、大きなところの団体等に配分をされるというようなことではあるんで、なかなか使い勝手がよくないんですけども、この中で、特別交付税の対象経費として、その駆除等の経費と調査研究費、これなんかも盛り込まれております。

ですから、何とかこういったものを利用してセンサーカメラの増設、それから箱わなの増設、こういったことを提案したいんですが、それに対して町の考えをお伺いします。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 お答えをいたします。

ただいまのご質問いただきました国の鳥獣被害防止総合対策交付金についてでございますけれども、現状を申し上げますと、先ほど答弁で申し上げました会津北部地域鳥獣害防止広域対策協議会という組織がございます。西会津ほか、周辺の5市町村が加盟している組織でございますけれども、この協議会でこの交付金については活用いたしております。

5市町村で昨年の、近年の実績ですと1,500万円ほどの活用があるわけでございますけれども、本町におきましては、そのうち430万ほどをこの交付金の割当をいただいて、西会津町の有害鳥獣対策協議会のほうで事業を行っております。この中にはセンサーカメラの購入経費、そういったものもみれるということになってございまして、センサーカメラにつきましても、令和元年度で何台か購入したところでございます。

町といたしましては、こういった有利な交付金については最大限活用いたしまして、議員がご提案ありましたセンサーカメラ等のICT機器の整備につきしても、積極的に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 7番、小柴敬君。

○小柴敬 率直に質問しますが、今現在、町にあるセンサーカメラの台数について、何台あるのかお聞きしたいと思います。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 お答えをいたします。

今、正確な数字は拾ってはございません。ただ、経常的に10台ほど運用しております。それと、本年度、農山漁村の交付金事業において18台を購入したところでありますので、合わせて約30台くらいは保有しているというような状況でございます。

以上でございます。

○議長 7番、小柴敬君。

○小柴敬 28台ということで、では、箱わなの数もそれと匹敵するくらいあるんでしょうか、お尋ねします。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 お答えをいたします。

箱わなの数でありますけれども、イノシシ用とサル用とあるわけでございますけれども、

合わせて20基ほど所有しております。

以上でございます。

○議長 7番、小柴敬君。

○小柴敬 ぜひともそのイノシシ用の箱わなをもう少し増設していただいて、出没する各地区、要望があった地区の、まず個体を調査が、とりあえず必要かと思えます。県によりますと、平成30年度、5万4千頭から6万2千頭、非常に広い数なんですけれども、幅的にですね。年間2万5千頭以上捕獲しないと減少に至らない。この前の講習会でも、数の7割を捕獲しないと減少に至らないという准教授の先生からの講習がありました。

何頭獲ったではなくて、何頭存在するかをまず調べないと、その7割が何頭に該当するのか、そこをしっかりとやっぱり調査すべきと思いますが、今後の対応をお願いします。返答をお願いします。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 お答えをいたします。

生息数とその捕獲頭数に関してのご質問でございますけれども、イノシシに関して申し上げれば、先の講演会でも山本先生からお話があったとおり、イノシシは山奥に活動する個体と、里に降りてきて被害を及ぼす個体とに分かれているということで、イノシシの全体数を把握して、むやみにその捕獲するのではなくて、里に被害を与える個体がどのくらいいるのかということを確認して、効率的な捕獲活動、防除活動をする必要があるということでございますので、被害を及ぼす加害個体、これについて、それぞれの地区でどのくらいいるのかということを確認をしながら、それに合った捕獲活動、防除の対策について取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長 7番、小柴敬君。

○小柴敬 その調査をする段階で、今回、同僚議員から写真を見せてもらいましたけれども、萱本地区でも、またイノシシが発生し、田んぼが荒らされてたということであります。ですから、荒らされた場所、それぞれある程度特定をしていただいて、そこにとりあえず、まだ農作業が始まる前ですので、そういった個体数調査、そういったものをしっかりとやっていただいて、敵の数、イノシシの数をしっかりと把握していただきたいと思いますが、今後の対応、いかがお考えでしょうか。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 お答えをいたします。

各地区に広がっているイノシシの被害につきましては、それぞれの地区における現状について、専門員を中心に地域の方々の協力を得ながら、十分に現況把握に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長 7番、小柴敬君。

○小柴敬 具体的にしっかりと対応をお願いしたいと思えます。農林振興課職員では数、足りないと思えますので、もし協力することができましたら協力させていただきたいと思っております。

現状をちょっとお聞きしたいんですが、狩猟免許取得者、それから、わな免許取得者、

これ一問一答ではありますけれども、同じようなことでありますので、現状、だいたい年齢構成を含めて、分かる範囲で結構です、お願いします。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 お答えをいたします。

まず、銃猟免許の取得者でございますけれども、現在 23 人でございます。年齢構成については、詳細には調査をしてございません。ただ、比較的高齢者の 65 歳以上の割合が多いというふうには把握をしてございます。わな猟免許の取得者につきましては、現在 11 人でございます。これにつきましても、年齢構成については詳細には把握はしてございませんが、65 歳以上の高齢者の割合が比較的多いのではないかとこのように推測しております。

以上でございます。

○議長 7 番、小柴敬君。

○小柴敬 わな猟の講習会、会津地区開催を含めて、同僚議員、昨年、この西会津における講習のときに郡山まで行って、くくりわなの免許を取ってまいりました。でありますので、もし、わな猟免許を取る機会がありましたら、私も参加をして協力させていただきたいと思っております。

それにつけても会津地区での開催、これが年に 1 回ということでもありますので、何とかやはりこれを 2 回ぐらいに開催を増やしていただくような要望活動をしたいと思うんですが、町の考えはいかがですか。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 お答えをいたします。

わな猟免許の免許試験、そして講習会の開催を会津地区で、これまで以上に多く開催できるよう、町といたしましても猟友会、あるいは県を通じて要望をしてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長 7 番、小柴敬君。

○小柴敬 その点、要望、しっかりとお願いをいたします。同僚議員でも何人か希望者がいるようでありますので、しっかりとそれには参加させていただきたいと思っております。

現在までの捕獲頭数等に対しての報告がありましたけれども、今年、非常に雪が少なかったんで、先日、中野地区というか、四岐地区で巻狩を開催したわけでもありますけれども、獲れなかったという報告は受けております。で、その後、追跡調査的な狩猟を試みるということで、その後の報告は受けてませんが、その後はどういうふうになりましたでしょうか。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 お答えをいたします。

議員が今おただしのありました一斉捕獲のその後の対応についてでありますけれども、その後、四岐地区の先の山口集落方面で追跡して、イノシシの捕獲に臨んだわけでございますけれども、残念ながらイノシシの足跡を追うことができなかったという結果でございました。

しかしながら、猟友会の分会長の皆さんと再度お話をいたしまして、この 3 月 15 日に、



今度は奥川地区でもう一度一斉捕獲を行うということでご協力をお願いしておりますので、ご理解をいただきたいと思ます。

○議長 7番、小柴敬君。

○小柴敬 イノシシは、1ないし2平方キロと、意外と行動圏が狭いとお伺いしております。今後そういったことを踏まえて個体数調査、それから3月15日、巻狩を実施するということでもありますので、事故等のないようにしっかりと個体数調査、それから捕獲、とにかく数を減らさないと増えるばかりでありますので、その点はしっかりと担当課としても前向きに、具体的に実施計画を立て、しっかりと今回の質問に対応していただくようなことを実施していただきたいというふうに考えます。

質問を変えます。地域おこし協力隊配置事業ということでもあります。隊員数、それから配置分野、これに関しては同僚議員と同じ質問になりましたので、これに対しては課長のほうからご答弁いただきましたが、今回、4月になりますと、当然、ワークインレジデンスに準じましたプレイヤーとする協力隊員、これが一応、今現在たぶん募集中ということであろうかと思ます。

先日、ワークインとちょっとかぶるところがありますので、かぶって若干質問させていただくことをお許しいただきたいんですが、この六つのプレイヤーの部門、これに対する今のところの隊員何名くらい、こう手を挙げているかについて、分かる範囲で結構です。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 お答えいたします。

起業型隊員が取り組みます六つのプロジェクトに対しての、今現在の隊員の確保状況ということでございますが、今現在、確保と申しますか、4月中に来たいという隊員の数といたしましては、10名に対しまして、一応4名は確保したというところがございます。

○議長 7番、小柴敬君。

○小柴敬 今回、ケーブルテレビのアナウンサーを含めた情報活動部門に対しての募集もかかっているようですが、現在の状況はいかがでしょうか。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 お答えいたします。

行政課題解決型ということで、ケーブルテレビのほうの番組製作等の地域おこし協力隊、募集してはありますが、今現在、確保はできていないという状況でございます。

○議長 7番、小柴敬君。

○小柴敬 先ほどワークインレジデンスと若干かぶるということでありましたので、今回のそのワークインレジデンス事業の部分の、野沢地区の拠点整備ということで考えていらっしゃるように説明を受けました。その中で、地区の商店を改装して、そこに拠点づくりを考えているということでありまして、その工事費等々含めて、県の地域創生総合支援事務事業費ということで1,350万、これが計上されております。この中で、実践事務の400万という形ではありますけれども、これはどのような内容なのか、分かる範囲でお示してください。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 お答えいたします。

県の地域創生総合支援事業の部分の中で、いわゆる拠点の整備づくりと委託料として、実践業務 400 万円という形になっておりますが、こちらのほうにつきましては、今、プログラムの実践を管理するという形で、その関係の経費ということで、管理業務的な意味合いを使っておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長 7 番、小柴敬君。

○小柴敬 今現在、募集活動を行っているということで、我々もちょっと若干問題があるんじゃないかなという点を指摘させていただきたいと思ひんですが、募集に関して、どちらかという町主導型ではなくて、芸術村を管理します委託管理の先が中心となってやっております。

その中で、委託管理先の会社についての中での活動で、NCL というふうなことをよく聞くんですが、この NCL の活動内容でもっての募集というふうな、その募集チラシですね。があるというか、内容を見てとると、西会津の協力隊じゃなくて、NCL のサポートというふうな形で取られかねない。なおかつ、その募集された方々が、どちらかという町内拠点じゃなくて、西会津芸術村を中心として動いてしまうということで、見える化がなかなか図れないというふうに考えておりますけれども、その点に関して、今後どう町は対応していただけていますか。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 お答えいたします。

今回の起業型の隊員の募集ということにつきまして、町が主導的ではないのではないのかというふうな部分でございますが、今回の起業型の隊員の募集にしましても、一応町でも委嘱状は交付しております。募集にあたりましても、起業できるスキルのある方ということで、町としてもある程度条件を出して、しっかりそういう人材を確保していただくというふうな部分をお願いしてるところでございます。

先ほど申し上げました、議員ご指摘の、その NCL とはなんぞやというふうな部分でございますが、こちらのほうにつきましては、現在、その活動拠点が全国に 13 拠点ほどあるそうでございます。地方の実情に合わせまして、官と民との調整を図りながら地域課題を解決していくという取り組みを行っている団体でございます。その団体の、いわゆる人材募集のシステムを、募集業務を委託している会社が業務提携を行っているということでございますので、町といたしましては、特にその団体はあることは承知しておりますが、その団体と何か業務提携を結んでいるという部分ではございませんので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長 7 番、小柴敬君。

○小柴敬 募集のチラシ、文章の中をちょっと見させていただきますと、その中の一隊員というか、一個人として参加してくれというふうな内容とも受け取れる部分がありますので、この辺に対しては十分と今後注意していただきたいというふうにして考えます。

人材募集、それから人材育成という観点から、地場産としての見直して、そういったものを掘り起こしてくれるというふうな人材の確保もお願いしたいと思ひんですが、その点はいかがですか。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 人材確保にあたっての考え方ということで、基本的な考え方、申し上げますと、やはりその町の地域資源をいかに活用できる人材、いわゆる価値を創造できる方を隊員として迎え入れたいと、考え方を持っておりますので、そういうやはり、その地域資源をうまく有効にできるスキルのある方を、ぜひ確保していきたいということで考えております。

以上でございます。

○議長 7番、小柴敬君。

○小柴敬 事業の進捗状況によっては、当然、その地区の住民だったり、あるいは区長さんだったり、そういった方たちと一緒に、その事業を盛り上げるために地域を、我々としても紹介して回るといようなことも可能でありますので、もしそういうチャンスがありましたら、ぜひご相談いただけたらと思います。

それでは、最後の町道改良工事についての設問に変えさせていただきます。今回、当該地区の住民にとっては長年の要望事項でありました。これに対して予算が付き、今年度中に工事が進むということでありましたけれども、これは概ね何メートルぐらいの距離になりますでしょうか。

○議長 建設水道課長。

○建設水道課長 お答えいたします。

上原西6号線の全体延長が470メートルほどございまして、このうち約半分の240メートルというのが整備済みと。それで、事業計画の計画延長でありますけれども、約400メートルを想定してございます。

○議長 7番、小柴敬君。

○小柴敬 その際、おそらく道路幅が限られておりますので、当然、流雪溝に投入口、これらはグレーチングにするとして、騒音対策、車が通ったときには非常に大きな音がする場合がありますので、その騒音対策についてはどのようにお考えですか。

○議長 建設水道課長。

○建設水道課長 騒音対策ということでございしますが、この事業計画につきましては、予算が成立して4月以降、国の内示等ありましたら、速やかに業務、設計等の業務委託を発注し、工事の発注につなげてまいりたいというふう考えております。その中で、今ご指摘のありました騒音対策についても十分反映するように指示してまいりたいと思います。

○議長 7番、小柴敬君。

○小柴敬 今年度、町内におきましては、積雪、降雪等が少なかったものですから、流雪溝の詰まりとか、そういったものは発生しませんでした。今回計画の部分で、おそらく流末部分が丁字路みたいな、鍵みたいな形になって、そこが最終的に詰まる可能性がありますので、その場所の設計についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長 建設水道課長。

○建設水道課長 お答えいたします。

流雪溝の設計につきましては、旧建設省、現国土交通省の流雪溝設計運営要領というのがございます。この指針に基づいて設計することになります。その丁字路の曲がり角の流末というお話ですけれども、その曲がりにつきましても、45度よりも緩くという指針が

ございますので、当然その要領に則った設計をしていくということで解決していきたいと思いを思います。

○議長 7番、小柴敬君。

○小柴敬 しっかりと対策を今のうちから取っていただきたいと思いを思います。また、早期の開設を地元住民に要望をされておりますので、よろしくお祈りをいたします。

また、野沢町内においても高齢化によって、こういった流雪溝、あと分水、そういったものの担当者が少なくなっております。この先、今、除雪弱者も増えております。ですから、その冬場の除雪、そういったものに対しまして、しっかりと高齢者対応をお祈りして、今回の設問をこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長 お諮りをします。

本日の一般質問はこの程度にとどめ、延会したいと思いを思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

従って、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。(16時41分)

令和2年第2回西会津町議会定例会会議録

令和2年3月11日(水)

開 議 10時00分  
散 会 15時11分

出席議員

1番	荒海正人	5番	猪俣常三	9番	多賀剛
2番	上野恵美子	6番	三留正義	10番	青木照夫
3番	小林雅弘	7番	小柴敬	11番	清野佐一
4番	秦貞継	8番	伊藤一男	12番	武藤道廣

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	薄 友 喜	建設水道課長	石 川 藤一郎
副 町 長	工 藤 倫 也	会計管理者兼出納室長	成 田 信 幸
総 務 課 長	新 田 新 也	教 育 長	江 添 信 城
企画情報課長	矢 部 喜代栄	学校教育課長	玉 木 周 司
町民税務課長	渡 部 峰 明	生涯学習課長	五十嵐 博 文
福祉介護課長	渡 部 栄 二	代表監査委員	佐 藤 泰
健康増進課長	小 瀧 武 彦	農業委員会会長	佐 藤 忠 正
商工観光課長	伊 藤 善 文	農業委員会事務局長	岩 渕 東 吾
農林振興課長	岩 渕 東 吾		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	長谷川 浩 一	議会事務局主査	渡 部 和 徳
--------	---------	---------	---------

## 令和2年第2回議会定例会議事日程（第6号）

令和2年3月11日 午前10時開議

開 議

- |       |       |                                       |
|-------|-------|---------------------------------------|
| 日程第1  | 一般質問  |                                       |
| 日程第2  | 議案第1号 | 西会津町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例         |
| 日程第3  | 議案第2号 | 西会津町交通教育専門員設置条例の一部を改正する条例             |
| 日程第4  | 議案第3号 | 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例            |
| 日程第5  | 議案第4号 | 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第6  | 議案第5号 | 西会津町税条例の一部を改正する条例                     |
| 日程第7  | 議案第6号 | 西会津町営住宅条例の一部を改正する条例                   |
| 日程第8  | 議案第7号 | 西会津町定住促進住宅条例の一部を改正する条例                |
| 日程第9  | 議案第8号 | 西会津町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例               |
| 日程第10 | 議案第9号 | 西会津町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例            |

散 会

（一般質問順序）

1. 多賀 剛
2. 青木 照夫
3. 武藤 道廣

○議長 おはようございます。

令和2年第2回西会津町議会定例会を再開します。(10時00分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程第1、一般質問を行います。

通告により、順番に発言を許します。質問者は順次質問席に着き、発言を求めてください。

9番、多賀剛君。

○多賀剛 皆さん、おはようございます。9番、多賀剛でございます。今定例会に2件の一般質問通告をしておりますので、通告に従いまして順次質問をさせていただきます。また、昨日、一昨日来の同僚議員の質問と一部重複する内容もありますが、なるべく重ならないように質問したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

質問に入ります前に、毎年この3月議会定例会を迎えるとき、大変悲しく、重苦しいできごとを思い出されます。2011年3月11日に発生した東日本大震災とその後の東京電力第一原発事故であります。今日で丸9年が経過し、被災地のみならず、全国各地において鎮魂の祈りが捧げられております。9年の歳月は帰還できない被災地を置き去りにしながらも、着実に復興の歩みを進め、表面上はもとの町並みが戻りつつあります。しかし、いまだに全国には4万8千人もの避難者がおります。真の復興、心の復興までには、まだまだ時間がかかるのかなという感じしております。

我々はこの大震災と原発事故の教訓と記憶を風化させることなく、後世に引き継ぐ責任を強く感じているところであります。本日、震災発生時刻の午後2時46分には、皆さま方とともに犠牲になられました方々に黙祷を捧げたいと思います。

それでは、質問に入らせていただきます。

まずはじめに感染症対策、新型コロナウイルス対策と今後の対応についてお尋ねをいたします。昨年年末に中国武漢において新型コロナウイルスに感染し、発症が確認されてから3カ月になろうとしております。感染エリアも中国、東南アジア諸国にとどまらず、全世界に広がりを見せつつあります。日本国内においても感染者が日々増加しており、感染拡大が止まりません。感染経路についても、既に追えないケースもあり、先週には県内においても感染者が確認され、いつ身近に感染者が確認されてもおかしくない状況にあります。漠然とした不安と市中感染の恐怖も広がりつつあります。

それを受けまして、政府は先月末、26日に基本方針を策定し、今後の1、2週間で感染を抑え込めるのか拡大していくのかの瀬戸際だとして、全国の公立小中学校、高校、当別支援学校の臨時休校を要請し、各種イベント、スポーツ大会の中止や延期、規模の縮小の要請。また、クラスター感染を防止するために、不特定多数の集まる機会、宴会等まで自粛などを矢継ぎ早に指示や要請があったところであります。

政府からの基本方針が示され、各種要請があつて、瀬戸際とされる2週間が経過いたしました。専門家会議においても感染拡大を何とか持ちこたえられているのではないかという談話もあり、今後1週間ほどをかけ分析をし、今月中旬、19日ごろには、今後の対応を発表したいとの報道もあったところであります。この新型コロナウイルスは医療機関のみ

ならず、多岐にわたって多大な影響を及ぼしております。今後の対応についてお伺いをいたします。

なお、先ほど申し上げましたけども、昨日来の同僚議員のやり取り、ご答弁で大まかなところは理解しましたので、主に今後の対応についてお伺いをいたします。

一つ目に、診療所、介護施設等での今後の対応はどうするのか。また今、特別問題となっているようなことはないのかお伺いをいたします。

二つ目に、高齢者、基礎疾患を持っておられる方々は重症化しやすいといわれております。新聞等の報道では、2、3日はすぐに医療機関を受診するのではなくて、しばらくは自宅で経過観察をしていただきたいという報道もあります。しかし、私はこんなことでもいいのかなと考えております。季節型のインフルエンザ、あるいは別な疾病であったらどうするのか、重症化しやすい方ほど早く医療を受ける。診療していただいて適切な処理を受けることが重要だと考えますが、いかがでしょうか。そういった方々にはどのようなアナウンスをしているのか、政府の方針だけでいいのか、お考え方をお伺いいたします。

三つ目に、今後の各種イベントやスポーツ大会等に当たっての考え方は分かりました。西会津町新型コロナウイルス感染症対策本部が3月8日付けで発表した主催イベント、行事等における判断基準によりますと、要は、3月31日までは、各種イベント、行事等は中止、自粛するということでもあります。この判断に至った経緯はどういうことだったのかお伺いをいたします。

四つ目に、小中学校、高校にあっては、現在、臨時休校の要請があり、休業となっているところであります。小中学校では休校の間、ケーブルテレビを使ったテレビの授業やタブレット端末を使っての遠隔授業など、先進的な取り組みが多くのマスコミにも取り上げられて、数多くの反響が寄せられているということでもあります。そんな中において心配なのは、慌ただしくいきなり休校の措置を取らざるを得なかった学校現場では、年度中にやらなければならないことが、やり残したことへの対応等、相当な混乱があったことは想像できるところであります。残されたカリキュラムは大丈夫なのか、また、今後の対応と行事日程等、どうなるのかをお伺いいたします。

五つ目に、現在は休業とはしていないこども園の対応は大丈夫なのか。今後の対応についてもお伺いをいたします。

2点目の質問といたしまして、移住・定住促進についてお尋ねをいたします。福島県においては新年度予算の重点事業のトップに、人口減少・高齢化対策プロジェクトをあげております。本町にとっても最重要課題であり、人口減少対策の一つとして、移住・定住促進は即効性のある大変有効な手段であると考えております。移住・定住の前段として、交流人口、関係人口の拡大があります。地域おこし協力隊等の募集時などの本町の評判を聞くと、先日の副町長の答弁でも申し上げておりましたが、本町は周辺自治体に比べ、関心がある、行ってみたいという高評価の感想が多いようであります。

しかし、それだけでは移住・定住にはつながりません。縁があって本町に来てもらった。いい町だと感じてもらう、そしてこの町で住んでみたい、暮らしてみたいと思った。ここまでは何とかできるようになったと感じております。しかし、ここからの次のステップが大変重要であり、また難しいところであります。いくら定住をしてみたいと思っても、安



定をした生活ができる見通し、収入がなければ移住・定住にはつながらないと考えます。町の考え方について何点かお伺いをいたします。

一つ目として、移住・定住に向けて、今、何が一番必要と考えますか。また、今まで何が足りなかったと感じておりますか、お伺いをいたします。

二つ目に、ことあるごとに移住するには起業だ、起業だとよく耳にしますが、起業するのは容易であります。しかし持続するのは大変難しいと感じております。起業後、ある程度持続したサポートも必要と考えますが、ご見解をお伺いをいたします。

三つ目に、新年度地域おこし協力隊員を大幅に増員するようではありますが、採用にあたっての考え方をお伺いいたします。

以上の2点を私の一般質問といたします。明快なご答弁をお願いいたします。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 9番、多賀議員の移住・定住促進に関するご質問のうち、移住・定住に向けて今何が必要と考えるか、何が足りなかったのかについてのお答えをいたします。

人口減少や少子高齢化の進展に伴い、本町をはじめ全国の多くの自治体が、人口減少の問題に直面しており、地域コミュニティの維持や、地域づくりの担い手の確保が課題となっております。

一方、都市部においては、ライフスタイルの変化により、人の役に立ちたいという社会的な価値を重視する考え方が広まってきていることや、ICTの進展によりテレワークなどの場所にとらわれない働き方なども一般的になり、若者を中心に、都市部から農山漁村等への移住の動きが出てきております。

国の住み続けられる国土専門委員会は、都市部から農山漁村等への移住に関し、地域に求められるものの例として、一つに仕事、二つに生活の利便性、三つに自治体のサポート、四つ目に地域・人の魅力の四つをあげております。

町ではこれまで、移住・定住の促進のために、首都圏でのイベントにおきまして、空き家バンク、起業支援補助金、定住促進事業補助金など移住・定住施策を中心に町をPRしてきたところであります。その結果、移住定住総合支援センターを通じて町に移住した方は27組38人となっており、一定の成果があったものと考えております。

また、県が昨年11月から本年3月1日まで本町を含む、奥会津8町村への移住を推進する、ふくしまチャレンジライフ推進モデル事業を実施いたしました。申込者全体51人のうち32人、率にして63パーセントを本町が受け入れたところであり、本町に対する興味・関心の高さの表れと感じているところであります。

今後は、これまでの移住・定住施策のPRに加え、町の医療費助成制度・保育料無料化などの子育て支援施策をはじめ、ICT環境や交通アクセスなどの生活の利便性、そして自然環境や歴史、人の魅力などをパッケージ化し総合的・一体的に情報を発信し、移住・定住をさらに推進してまいりたいと考えております。

その他のご質問につきましては、担当課長より答弁いたさせます。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 9番、多賀剛議員の移住・定住促進に関するご質問のうち、起業のサポート、地域おこし協力隊についてお答えいたします。

まず、起業に係る継続したサポートの必要性についてのご質問についてであります。町では平成26年6月に策定した創業支援事業計画に基づき、テレワークセンターを中心とした民間の創業支援事業の情報共有や、創業支援アドバイザーによる創業セミナーの開催により起業支援を行っているほか、起業セミナーを受講された方が空き店舗や空き家を活用した起業に対しては、町の空き店舗及び空家利活用補助金の対象となるなどの支援も行っており、これまでの起業者は延べ11組13人となっております。

また、起業後も起業支援アドバイザーへの相談ができる体制を整えており、町といたしましても事業が継続できるよう可能な限りの支援をしてみたいと考えております。

次に、新年度の地域おこし協力隊の採用にあたっての考え方についてであります。令和2年度は、新たに行政課題解決型で3名、ソーシャルビジネス型、いわゆる起業型で最大10名の配置を予定しております。採用にあたりましては、前向きに地域課題に取り組む姿勢、町の可能性に価値を生みだせる意識の高さ、そして3年後のビジョンをしっかりと持っている隊員を確保していきたいと考えておりますので、ご理解願います。

○議長 健康増進課長、小瀧武彦君。

○健康増進課長 9番、多賀剛議員の感染症対策のご質問のうち、診療所の対応などについてのご質問にお答えします。

1点目の診療所及び介護施設などでの対応についてであります。感染の拡大防止を図るため、国が示す受診の目安としている数日間の発熱や、強いだるさ、息苦しさなどの症状がある方は、まず帰国者・接触者相談センターに電話で相談した上で、指定された医療機関で受診することになっているため、これまでケーブルテレビやホームページ、広報紙などで繰り返し周知しているところであります。

しかし、そのような症状がある方が診療所を受診した場合は、診療所玄関において症状を聞きとり、自家用車や診療所個室で待機していただくこととしております。その後、症状や行動歴などを詳しく問診し、医師が新型コロナウイルス感染症の疑いがあると判断した場合は、帰国者・接触者相談センターに連絡して、その指示に従うこととしております。なお、これまで診療所において疑いのある方の受診はありません。

また、院内感染予防対策として、各部屋の入口にアルコール消毒液を設置しているほか、正しい手洗いや咳エチケットのポスターを掲示し注意喚起を行っております。さらに午前及び午後の診療後には、施設内の清拭消毒及び換気を行うなどの対策を実施しているところであります。

次に、診療所職員の対応であります。医師を含む職員全員がマスクの着用と、アルコールによる手の消毒の徹底を図っているほか、毎朝出勤時に検温を行い、発熱などの症状がある場合は業務に従事させないようにするなどの対策を実施しております。

また、町内の福祉施設などにおいては、入所者への面会制限をはじめ施設利用者や職員の検温及び手指衛生の徹底などの対策を実施しているとのことでもあります。

2点目の、高齢者・基礎疾患を持っている方へ、どのようなアナウンスをしているのかについてのご質問にお答えいたします。感染すると重症化するリスクの高い高齢者や糖尿病、心不全、呼吸器疾患など基礎疾患のある方の重症化を防ぐため、国が示す受診の目安である37度5分以上の発熱が2日程度続く場合や、強いだるさ、息苦しさがある場合は帰

国者・接触者相談センターに早目に相談していただくようホームページや広報紙、全戸チラシなどで周知しており、さらに保健師がケーブルテレビにより丁寧に説明し、重症化予防を呼び掛けているところであります。

また、町民の皆さんの身近な相談先として健康増進課内に電話による相談窓口を開設し、不安や心配事などの相談体制を整備したところであり、今後も様々な機会を捉えて感染防止と重症化予防を周知してまいります。

3点目の各種イベント・スポーツ大会等の開催についての考え方ではありますが、4番、秦貞継議員のご質問にお答えしたとおり、今後しばらくの間は町主催の多数の方が集まる事業やイベント等は基本的に中止または延期いたしますが、中止または延期することが難しい事業などについては、感染予防に十分配慮した上で実施してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長 学校教育課長、玉木周司君。

○学校教育課長 9番、多賀剛議員の感染症対策についてのご質問のうち、小中学校の対応につきましてお答えいたします。

小中学校における臨時休業につきじつては、何よりも子どもたちの健康・安全を第一に考え、多くの子どもたちや教職員が、日常的に長時間集まることによる感染リスクをさけるため、国や県教育委員会の要請により、本町におきましては、小中学校を3月4日から臨時休業としているところであります。

次に、残されたカリキュラムはどうするのかとのおただしであります。文部科学省から今回の臨時休業に伴う教育課程に関するQ&Aにおきまして、児童生徒が授業を十分に受けることができなかつた場合には、学習に著しい遅れが生じることがないように、必要に応じて、次年度に補充のための授業として前年度の未指導分の授業を行うことなどをあげております。

本町におきましては、臨時休業期間中におきましても家庭学習を課したり、次年度に補充のための授業や補習を行ったりするなど、適切な配慮をするよう、小中学校を指導しているところであります。この家庭学習におきまして、議員がお話いただいたとおりでございますが、本町ならではの学習として町ケーブルテレビを活用し、児童生徒の心身のケアや学習支援のための特別番組の放送を行ったり、小学校4年生から6年生は、タブレット型パソコンの学習ソフトを活用した家庭学習などに取り組んでおります。

また、中学校では各教員による実際に未修部分のビデオ授業を行うほか、民間教育事業者のインターネット上で学べるオンライン教材を視聴しての学習する環境を整備いたしました。

なお、臨時休業により標準授業時数を下回った場合でも、そのことだけで学校教育法施行規則に定める教育課程に反するものとはされず、また、各学年の修了や卒業の認定は、児童生徒の普段の成績を総合的に評価し認定することになっております。

次に、今後の行事日程についてであります。今月、今週13日の中学校卒業式、23日の小学校卒業式につきましては、参加者の範囲を縮小して実施いたします。また、町の教職員離任式については町ケーブルテレビで児童生徒や町民向けに離任挨拶を放送する番組を予定しているところであります。このほか、PTA総会・懇親会等のPTA主催行事に

つきましては延期や自粛を要請しているところであります。

4月以降の行事につきましては、随時変わる状況を鑑みて対応していくこととしておりますが、修学旅行は小学校は5月、中学校は4月に予定していたため、秋に延期することを検討しております。

今後、感染の状況や国及び県教育委員会の方針等を考慮し、町教育委員会として適切に対応してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長 福祉介護課長、渡部栄二君。

○福祉介護課長 9番、多賀剛議員の感染症対策のご質問のうち、こゆりこども園の対応についてお答えいたします。

こゆりこども園の対応につきましては、国より学校の臨時休業に関連しての保育所等の対応について、去る2月27日付けで事務連絡があり、保育所については、保護者が就労しているなど、家庭で保育できない乳幼児が利用するものであることなどから、感染の予防に十分に留意した上で、原則として開所するよう考えが示されたところであります。

町といたしましては、休園することによる影響などを踏まえ、保育所における感染症対策ガイドラインや園内感染症対応マニュアルに基づき、感染予防の対策を徹底しながら、こゆりこども園での保育を継続しております。

なお、今後、園児や職員など施設内において感染症が発生した場合、または地域において感染が拡大している場合においては、臨時休園等の対応について検討してまいりますので、ご理解願います。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 それでは、順番に再質問をさせていただきます。まず、今ほどご答弁いただきました新型コロナウイルス対策についてでありますけれども、昨日来の答弁、やり取りの中で概分は分かりましたが、巷では大変心配されているマスク、あるいは消毒液等の不足が騒がれておりますけれども、何とか3月中旬くらいまでは介護施設、医療機関等も含めて大丈夫だということではありますが、私はこんなことを考えたときに、やっぱり不慮の事態に備えるためにも、やっぱりマスク、消毒液、消毒綿なんかも今なくなってるそうですね。そういうものの備蓄なんかも、今後必要なのかと、そんなむやみに大量にということではありませんが、考えました。その辺のお考えをお尋ねいたします。

○議長 健康増進課長。

○健康増進課長 マスク、あるいはアルコール消毒液などの備蓄をする考えはというご質問でございますが、議員おただしのとおり、今回のような感染症が、また今後ある場合も想定しまして、ある程度マスクとか、アルコール消毒液の不足する時期が終わりましたら、町でも必要数を購入して備蓄をしてみたいと考えております。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 ぜひそのようにお願いします。

それと、このいろんなところでのいろんな状況によって対応が分かれているところでもありますけれども、先ほど私、冒頭の質問で申し上げましたけれども、いわゆる重症化しやすいといわれる方々には、本当に国の指針どおり、熱が、高熱が出てるのに、1日、2日、あるいは2日から4日といろんな指針ありますけれども、そんなことしていいのかなと、して

おいていいのかなという考えであります。今ほどのご答弁で、実際、熱がある、咳が出るという方は、人がいる待合室ではなくて別室で待ってもらったり、自家用車で待ってもらったりということがありますから、私はそういう方々には積極的に国の指針がどうあろうが、やっぱり高齢者、基礎疾患を持った方々には、早期受診、そして早期治療を図っていただくことが重症化にならないと私は持論で持っておりますので、そんなことも私はぜひアナウンスしてほしいなという考えであります。

ですから、実際に咳が出る、熱があるという方々は、例えば普通の、一般の外来のお客さんがいる時間を外して、例えば診療時間が終わった後、あるいは裏口から、いわゆる個室に入れるような診療体制をぜひ取っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 健康増進課長。

○健康増進課長 診療所での対応ということでご答弁を申し上げますが、現在においては、まだ議員おただしのような分けてということは、部屋を分ける、あるいは自家用車で待っていただくという対応ですが、今後この感染が県内でも拡大をした時点においては、例えば診療時間を分けて、そういった疑いのある方については、この時間に受診してくださいとか、そういった対応は今後検討してまいりたいと考えております。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 ぜひ重症化される前に、国の指針もさることながら、本町にあってはまだ感染者も出ておりませんし、基本的に、やっぱり季節型のインフルエンザ、あるいは新型コロナ、別な疾病を考えるのが今の時期なのかなという考えありますから、ぜひそんなことで進めていただきたい。

それとあと、この学校休業によって、いろんな職場環境の中で、例えば共働きをされる方は、子どもだけうちに置いていくことができないということで、お父さんになるのか、お母さんになるのか、休まざるを得ないというような状況が巷ではあるようでございますが、本町においては、例えば役場、あるいは行政組織、今、言ったこゆりこども園等々で、そういう休まなきゃいけないというような事例は発生しておりますでしょうか。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 お答えをいたします。

役場職員、診療所ですとか、本庁舎、出先含めて、今のところ、子どものために仕事を休む必要のある職員はおりません。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 いないということでありますから、それが実態なんだろうけども、やっぱり詳細を調べていくと、そればかりではないような、私、気がします。ですから、もしそういう事案が生じたときには、やっぱりこういう緊急事態でもありますから、それなりにしっかりと、仕事は、日々の仕事は大変忙しいの承知しておりますけども、対応していただきたいと私は思います。

それとあと、まず先ほど学校教育課からのご答弁いただきましたけども、一つ確認しておきたいんですが、休業の要請があって3月4日から春休みまで休業とするというようなことで認識しておりますけども、その春休みまでというのは、いわゆる3月の23日までということなのか、例えば春休み入って新学期まで全部休まなきゃいけないということなの

か、その辺をまずお尋ねします。

○議長 学校教育課長。

○学校教育課長 再質問にお答えいたします。

臨時休業というような期間でございますので、3月23日まで、春休みが始まる前日までということになっております。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 例えば、春休みまでということ、春休み全部休むのかなと、私、だから、3月24日以降も残されたカリキュラム、あるいは情勢が好転すれば、じゃあ休んだ分、授業再開しますよということも実際あり得るのか、その点もお尋ねします。要は、3月、春休みまでというと、新学期始まるまで休みなのか、と捉える人もいるし、23日まで休みなのかという捉える方もいますので、その辺をちょっと明確にしてください。

○議長 学校教育課長。

○学校教育課長 お答えいたします。

先ほど申し上げましたとおり、臨時休業期間中の対応ということで、今、発出しております文科省等のQ&Aもそうなんですけども、まずは3月23日までの対応についてお答えをしているところでございます。昨日の国の専門家会議、それから文科大臣からの記者発表もありましたが、今後の動向につきましては、来週19日の判断を待ちまして、その後の対応について考えていきたいということでございます。

従いまして、1回目の答弁でも申し上げましたとおり、4月以降の行事についても、それに合わせて判断してまいりたいというふうに考えております。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 分かりました。先ほどの私の質問の中でも、いわゆる本町の対策本部が、早々と3月31日まではいろんな主催行事、イベント、自粛するということが発表されましたが、今、学校教育課長が申し上げたように、国の専門家会議等ですか、瀬戸際とされる2週間が過ぎて、1週間程度、いわゆる状況判断して、来週19日には今後の対応を発表するというので、昨日あたりも報道がありましたけども、私は、先ほど、何で31日まで先走ってこう自粛に決めちゃったのかな、それ決めたことに対してはしょうがありませんけれども、来週の状況を見てからでもよかったのかなという思いがあります。

あと、学校教育課は、そうすると24日以降、好転すれば学校を始めるという可能性もあるということによろしいですね。

○議長 学校教育課長。

○学校教育課長 お答えいたします。

実は昨日の文科大臣の記者会見なんかを見ますと、やはりそういう回答もされておまして、国としても、まだそれを判断する時期ではないというような記者発表をしておりました。町教育委員会としましても、今しばらく状況を見ながら適切に判断していきたいということでございます。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 分かりました。これは誰でも確定したことは言えないのは当然でございます。

それと、昨日の4番のやり取りで、ちょっと中途半端になってしまいましたけども、子

どもたちのその居場所というのかな、いろいろ巷、新聞、ニュース等でも問題になっておりますが、今、学校がこういう状況になったんで、学校の対応というのは、やっぱり低学年とか高学年、あるいは中学校で、それぞれ対応分けるべきだなと思いますが、学童保育に行っている子どもたちは、何か中身を見ると、密閉した空間で普通の学校の授業と同じような感じでこうやっているような気がしますが、その学童保育に関しては、特別、問題ありませんか。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは、放課後児童クラブの関連のご質問ですので、私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

小学校の臨時休業にあたりまして、家庭に戻されたお子さんが学童保育を、そもそも1年間を通じて利用されているお子さんに対しては、放課後児童クラブのほうで臨時的な措置といたしまして、時間を延長して朝の7時半から夜の7時まで受けられる。これは長期の休みの対応と同じ時間帯になりますが、受け入れることを今実施いたしております。

なお、対象人数としては、放課後児童クラブの通常の対象人数は50人を超える人数でありますけれども、現在利用されているお子さまは36人といった人数になってございます。これは施設を利用する際に、できる限り集団での活動を、感染予防の観点から、ご家庭で一日過ごせるお子さんがいらっしゃれば、ご家庭での生活を送っていただきたいというような要請をいたしまして、結果として36名の子どもさんが、現在利用しているといったところでございます。

密閉された空間での利用といったところでは、こども園内にごございます放課後児童クラブの部屋であれば、今まで50人のお子さんが利用してたわけなんですけど、そこではやはり感染予防の観点から、広い空間を利用したほうがいいということで、学校の協力を得て、小学校のランチルームを利用して、そこで、非常に広い空間が利用することが可能となっております。

また、そのランチルームの上にごございます多目的ホール、そちらのほうも活動の場として利用させていただけるといったところでは、できる限り子どもたちの1人当たりの空間を、広い空間を保ちながら生活を送っていただいている、環境を整えたということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 分かりました。何か見るところによると、学校の教室で、いわゆる自習等々やらせても同じような環境ができるんじゃないかなという、私、思いましたので、これからの判断は、これから先のことになっていきますがお任せします。

それとあと、今後の対応について、今ほど卒業式、入学式等々の話ありましたけども、来賓をなくして、なるべく少ない人数でやるというような方針であります。それはそれでいいでしょうけども、いわゆる飛沫感染を抑えるために全員マスクをして式を受ける。あるいは国歌、校歌、式歌なんかも歌わないなんていう学校もあるようでありますけども、本町はまさかそんなことはありませんでしょうけども、確認しておきます。

○議長 学校教育課長。

○学校教育課長 お答えいたします。

まず、今週、中学校の卒業式にあたりましては、今ほど議員ご指摘のとおり、なるべく時間を短縮する、または飛沫感染に留意するというので、マスクの着用等について励行しているわけですが、卒業証書の授与だったり、そういった部分ではマスクを外すというようなことだったり、あとは、一部式歌については割愛させていただくというようなことで考えているところでございます。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 こういう事態でありますから、その程度はやむを得ないのかなと。私、極端な例ばかり話してるようでありますから、それが全てではありません。全員マスクで記念写真を撮ったとかね。今言ったように国歌も校歌も歌えないなんていうことがあったんでは、いわゆる子どもたち、今あまりこの時期に、非常事態にセンチメンタルなことを語ってというような感覚もありますけども、やっぱり人生の節目の思い出づくりには大変重要な行事とかね、だと思しますので、その辺の配慮はしっかりとさせていただきたいと思ます。

まず、この新型コロナに関しては最後になりますけども、町長、あるいは対策本部の判断でいろんなイベント等々の自粛を決めたということでもあります。それはそれで理解しました。ただこの、やめるのは大義がありますから簡単なんですけども、いわゆるこの自粛要請を解除するタイミングというのは、私、大変、やめるとき以上の、数倍ものパワーが必要とか、難しい判断があるかなと思ますけども、昨日の町長の答弁でも、いわゆる町民の安心安全を守るプラス、いわゆる経済に及ぼす影響も最小限に抑えなければいけないというようなご答弁いただきまして、私もそのとおりであります。

町内の飲食店等々、私、歩いてみますと、やっぱり大変な悲鳴をあげてる、この年末、年度末にかけて、いわゆる歓送迎会、送別会、あるいは今までやってた集まり等々も全部自粛というようなことがあります。ですから、私としては、先ほどは恐怖を煽るようなことを、難しい話しましたが、早くこの状況を打破して、通常の状態に戻していただきたいと思ます。

そのためにも、町長、あるいは対策本部の適切な判断を期待しておりますが、さっきの学校に関しても、国の要請はありながらも、うちの町は大丈夫だと、自治体の判断で学校を再開したところもあります。うらの町はもう安全対策をしっかり取っているというようなことで、いろんな自粛要請も、それはそれとして、うちはやるよというところもあるようです。そういう判断を期待しておりますが、町長、いかがでしょうか。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 今現在いろんな行事、イベントについては自粛要請をといたしますが、いろいろ中止、または延期にしているところが本当に多くあるわけでありまして。このことが町全体に与える影響というのは、私は非常に大きいなと、そんなふうに思っております。

で、これの解除、いつするのかということでもありますけれども、今の時点では、なかなかこれは国もなかなか判断が難しい状況にある中で、一自治体でどう判断するかというのも、これもまた難しいことだなというふうに思っております。この判断につきましては、当然、福島県内の、いわゆる患者さんの状況、あるいは終息の状況、あるいは専門家の、国のいわゆるそういう判断基準も含めて、あるいは町内における関係機関といえますが、



例えば医師の判断をいただくとか、いろんなことの総合的に判断をしていかないといけないのかなというふうに思っております。今の時点でいつ頃かというようなことは、ちょっと申し上げることはできませんけれども、やっぱり町民の皆さんが安心できるような、そういう状況になったら解除するというふうに思っております。

ただ、こういう災害というのは、やっぱり私は少し大騒ぎといいますかね、大げさにすることでちょうどいいのかなと。ですから、安全を考えた上で判断をしないといけないのかなというふうに思っております。

これからしっかり国の情報、あるいは県の情報、福島県内のそれぞれ、今、いわき、浜通りでありますけれども、今後、中通り、会津、また西会津町にそういう感染者が出る可能性はないわけではないわけであるわけですから、いろんな状況を総合的にみて判断をさせていただきたいなど、その判断が町民の皆さんにとって安心できるような、そういう判断をしてまいりたいと思っております。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 ぜひそうしていただきたいと。うちの町の、いわゆる最重要課題であります人口減少、そのための交流人口、関係人口拡大というようなことは、私は常々こう申し上げております。この春先というのは本町にとって、4月、5月、6月というのは、いろんなイベントが目白押しであります。その、いわゆる実行委員会等々の判断も大変迫られていると、春先ね、5月になれば、いわゆるレッドホープスの公式戦もあるし、末にはなつかしc a rショーもあるし、6月は奥川健康マラソンもある。その判断を、やっぱりあんまり引き延ばせないような状況にもなりつつありますので、早めの対応をしていかなきゃなと。

テレビ見ておりますと、いわゆる、この新型コロナウイルスにやられる前に、もうこのままいけば社会が、経済が疲弊して社会が崩壊してしまう、そんなパニックを煽るような評論家の方もいますけども、私はそうはならないと思いますけども、そんなところも判断していただきたいと思います。

それで、時間も少なくなりましたので、質問を変えます。まず、移住・定住促進についてでございます。移住・定住促進の中で、私、今回は同僚議員がいろんな、コロナもそうですけども、だいぶ重複する質問がありますので、分からなかったことだけをちょっとお尋ねしております。先日来の、いわゆるやり取りのことを聞いてますと、私は地域おこし協力隊の方々が、今いらっしゃる方、優秀な方々は、ぜひ卒業というか、3年間経過後もこの町に残って住めるような状況であればいいなという思いでおります。現在4人の方が移住していただいているというような報告もありましたけども、実際は本当の意味で町外から来て、起業して残っている方というのは1組の方であります。

それで、いろんな今、現在いる地域おこし協力隊の方々、いろんな業務を担っていただいております。企画では集落支援だったり、SNSなんかでの情報発信だったり、あるいは教育課では西高の活性化に取り組んでいただいたり、生涯学習ではスポーツの振興なんかに取り組んでいただいている方々います。その方々が実際に3年間で任期満了後、私どんな形でこの町に残っていただけるのかなというようなことで、大変こう考えるとこるんですが、そんなところは担当課としてはどんなことを考えておられますでしょうか。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 お答えいたします。

地域おこし協力隊が3年後の任期満了後にどう定着に結びつけるかという部分に関してでございますが、町といたしましては、平成25年のその制度導入以来、やはり3年後というものを意識させて、これまで定住に向けた取り組みという形で進めてまいりました。その対策といたしましては、やはり3年間のうちでどういう形で定住に向けた事業、いわゆる起業をするのかとか、どういう形で就業にするのかという形で結び付けてきたところでございます。

先ほど、これまで7名中4名の隊員が西会津に残りましたという部分に対しては、やはり結婚が一番多く、その次に完全なる起業というのは、確かに議員ご指摘のとおり1名でございました。ですので、そういうような部分の中で、これからの行政課題解決の中で残っていくような方策という部分につきましては、それぞれ担当課のほうにおきまして3年後のビジョンを一緒に共有しながら指導していく、対応、どういうあと資格取得のですね、いろんな形で支援策は用意しておりますので、それで定住につなげていければというような部分では考えております。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 実際に、さっきの質問の冒頭で言いましたけども、定住するというのは、やっぱりこの町で生活の見通し、飯が食っていけるというような状況でなければ、私は残れないと思うんですね。だから、その今までやってきたこと、いろいろこの町にとって必要なことをこうやってきていただいたんだろうけども、何かね、本当にそれで飯食えるのと私は常々考えてます。それはね、やっぱり学校でも、やっぱり行政でも、いわゆるがちり儲けてくださいよなんていう分野というのは、なかなか指導も難しい分野だと思うんです。

だからそんなところはね、やっぱり民間の力を使って、本当の、いわゆる移住しようとする方の悩みを聞いてもらうというようなことを、今現在、その行政と、いわゆる課長が考えてることと、やっぱり実際にこの町で移住しようと思っている方のギャップが、私は乖離があるような気がします。そんなところを埋めるための作業というのは、やっぱり時間をかけてやっていく必要があると思いますけども、いかがでしょうか。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 お答えいたします。

確かに起業という部分につきましては、今では1円で会社ができるような時期でございます。やはりそれを継続していくという部分が大変重要かと考えております。町といたしましても、先ほども申し上げましたが、創業支援事業等におきまして、その事業計画等、あと資金繰りとかの部分で創業支援アドバイザーのお力を借りながら、これまで創業等に結びつけてきたということでございます。

しかしながら、その事業を受けたとしてもなかなか、先ほど11組13名の方が起業したという部分でお答えはしましたが、やはり中には廃業された方も2名ほどおります。そういう部分も含めまして、やはり今後、起業に向けた厳しさという部分を町が考えるのではなくて、やはり民間の方々も入れながら、その起業に向けたアドバイスができればなとい

う部分で、今後、対話と申しますか、そのいわゆる打ち合わせの場とか、それを充実させて、起業意識に向けた形で醸成をしていければと思っております。

以上です。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 ぜひ進めていただきたいと。それで、時間もないので、いわゆる地域おこし協力隊等々の活動がよく見えないというような話、同僚議員もいろいろしました。それでね、私、気が付いたことがあります。昨日、一昨日の話を聞いて。商工観光課長、あまり意識してないと思いますけども、私、実はメモしておいたんです。あまりにも横文字が多すぎる。あのね、聞いただけで、ワークインレジデンス、ソーシャルビジネス、ローカルメディア、オーベルジュ、コーディネーターにプレイヤー、バックアップにフォローアップ、クオリティ人材、キーパーソン、マッチング、ブラッシュアップ、これね、こんなの三つ四つ続けたらば、単純なことやっていても町民は分かりづらくなりますよ。ですから、これからはね、なるべく分かりやすく、そんなことにも気を付けていただきたい。

それで最後になりますけども、町長、これはお金もかからなくてできることですけども、やっぱりね、以前言ったことあるかもしれないですが、本当にこの町は、西会津町は移住者に日本一やさしい町ですよという、そういう宣言をしながら皆さんに来ていただいて、しっかりフォローアップ、フォローアップ言っちゃったな、対応していくということが、やっぱりその宣言一つでだいぶイメージも変わると思いますから、そんなことはいかがでしょうか。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 ただいまご指摘ありました、まさにそのとおりのことだと思います。私はやっぱり西会津町の環境、素晴らしい環境にあるなど、その中でも、やっぱりよそから来た人をどう温かく迎え、あるいはフォローするかということが、さっき申し上げた四つの例がありましたけども、その中にも人の問題ありました。まさにやっぱりそこがこれから大事なことだなというふうに思っておりますので、ご意見を十分、今後、移住・定住に向けての発信にしていきたいと思いますというふうに思います。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 大変実のあるやり取りができました。本当にありがとうございました。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長 10番、青木照夫君。

○青木照夫 おはようございます。10番、青木照夫でございます。今次の一般質問は1年間の予算を決める大事な3月定例議会であります。事務事業や業務改善、利用料金などの見直し案が示され、当町の今後の運営に欠かせない重要な案件などが示されております。しかし私は、あえて現状を直視し、持続可能な効果のあることを提言し、3項目ほど質問させていただきます。

それでは、全員協議会の中で事務事業の見直しとして、いいでの集いの説明があったことから伺います。

一つ、見直しの理由に、旅行業法に抵触し、令和3年度から山開きイベントとし、開催するとのことですが、いいでの集いを継続するために旅行業者などとの検討はされたのか

伺います。

二つ目、我が町は自然豊かな風光明媚な場所や観光スポットなどが随所にあります。交流人口を最大限に生かすには、旅行業法の運用が重要であり、旅行業を取り扱える資格を有する方の活用などが重要と思うがどうかお尋ねします。

三つ目、山開きのイベントを開催するとしているが、今までのいいでの集いのネーミングの変更などがあるのかを伺います。

次に、地域おこし協力隊の活動状況についてお尋ねいたします。地域おこし協力隊の質問は同僚議員が質問しており、今、地域に根ざした役割、活動が、当町にとっていかに重要であるか、共通した課題であります。私からの観点で質問をいたします。

一つ目、過疎化が進み、限界集落などが見られます。そのことから集落支援の役割は重要であり欠かせません。現在、奥川、新郷地区の集落を2人が担当しているようですが、群岡、尾野本地区集落も同様、高齢化が進み、自治区での対応など困難な状況にあり、集落の支援が必須の課題と考えてます。そこで、集落支援の増員を図るべきと思いますが、お尋ねいたします。

二つ目、地域おこし協力隊は3年間の活動期間ですが、若者は夢のある、魅力ある、生きがいのある町を求めてきます。受け入れ態勢を積極的に進め、協力隊の増員を図るべきと思いますが、いかがですか。

三つ目、出ヶ原和紙づくりとして、地域おこし協力隊の方がおります。かつて出ヶ原和紙は会津では有名な伝統工芸品でありました。伝統を守り、和紙づくりの技術を継続するための必要性をどのように捉えているのかをお示してください。

最後の質問であります。国際芸術村の利活用について伺います。国際芸術村では年間来場者が4千人と増え続けているようです。特に他県者の来場者が多くなり、車での乗り入れが大半であることから質問いたします。

利用者から環境整備、駐車場が必要とする声があります。国際芸術村のイベントの開催も充実を増しており、今後利用者が増え続けることが予想されます。今までにも駐車場の問題を取り上げた経緯があります。その後、新郷地区の集落の話合いなどはどのようにされてきたのかをお伺いいたします。

以上が私の一般質問であります。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 10番、青木照夫議員のいいでの集いの見直しについてのご質問にお答えいたします。

いいでの集いにつきましては、従来の不特定多数の方々を募集する運営方法が旅行業法に抵触する恐れがあったことから、平成30年度、第56回より、西会津ふるさと町民倶楽部24-IDの会員を対象にした催事とし、一般の方で参加を希望される場合は、会員登録後に応募していただくなど、旅行業法に抵触しない方法で実施してきております。

しかしながら近年の傾向としては、個人や少人数での登山が好まれていることから、いいでの集いの参加を希望する方が少なく、今年度については実行委員会で決定した最少催行人数の25人を下回ったため、やむなく中止したところであります。

また、参加者や帯同スタッフの高齢化により、スタッフの確保及びイベント自体の安全

確保がなかなか難しくなっていることから、いいでの集い実行委員会で検討した結果、令和3年度よりツアー形式の実施を取りやめ、より多くの集客を図るため山開きイベントとして実施することが決定されたところであります。

ご質問の旅行業取得者等との検討につきましては、旅行業法の抵触が懸念された段階で、登山ツアーを実施しているツアー会社への委託を検討した経緯がありますが、事業費が高くなるほか、参加者の負担も大きく、さらにはこれまでご協力をいただいていた西会津山の会との関わりがなくなるなど、デメリットが多く、外部委託による実施は適当でないとは判断いたしました。

次に、旅行業法の運用についてのご質問ですが、交流人口の拡大には、より多くの方々に興味を持っていただき、観光に来ていただけるような旅行商品も必要であると考えます。そのためには、旅行業務取扱管理者の資格を有する旅行者との連携が非常に重要であり、今後、新たな旅行商品を企画していただけるよう、町内外の旅行者に対し、自然や歴史、文化など数多く存在する本町の魅力を関係団体の皆さんとともに、広くPRしてまいりたいと考えております。

次に、いいでの集いのネーミング変更についてのご質問ですが、本イベントは実行委員会を組織し実施しているイベントであり、ネーミングについても実行委員会で決定することとなりますが、事務局といたしましては長年慣れ親しまれた、いいでの集いというネーミングは残していきたいと考えておりますので、ご理解願います。

次に、地域おこし協力隊活動状況に関するご質問のうち、協力隊の増員と伝統を守り継続するための支援についてお答えいたします。

まず、協力隊の増員を図るべきことのご質問についてであります。町では地域外の人材の積極的な誘致による地域の活性化と、隊員の定住・定着を図ることを目的に平成25年度より地域おこし協力隊制度を導入しております。

地域おこし協力隊の募集にあたりましては、各課等において募集する分野やその必要性についての要望を集約し、全庁的に募集人員を決定しているところであり、令和2年度は継続の隊員を含め最大で23名の配置を予定しております。募集活動につきましては、県主催による首都圏での地域おこし協力隊募集イベントへの参加や、町単独で実施している東京でのイベントのほか、本年度は大阪府で初めて本町の独自の移住プロモーションイベントを開催し、町の魅力をPRするなど協力隊の確保に努めているところであります。

次に、出ヶ原和紙の協力隊活動についてのご質問についてお答えいたします。出ヶ原和紙の地域おこし協力隊員は、福島県との共同設置の隊員として平成30年11月に委嘱し、出ヶ原和紙の原料となるコウゾの収穫から紙すきまでの一連の過程について、国内外のワークショップなどで実演し、出ヶ原和紙制作の技術継承と普及活動を行っております。また、制作された出ヶ原和紙は、県会津地方振興局の委嘱状や感謝状に使用されているほか、町の成人証書にも使用されるなど認知度を上げてきております。

このような取り組みを町内外に情報発信することで、和紙づくりに関心のある方々からの問い合わせが増加しており、今後の技術継承にも期待しているところであります。また、本年度は和紙の材料となるコウゾの収穫について、町老人クラブ会員の方々にご協力いただいております。

町といたしましては、隊員が3年間の期間満了後に生計が立てられるよう今後も様々な面で支援を図ってまいりますので、ご理解願います。

次に、国際芸術村の利活用についてのご質問にお答えいたします。

西会津国際芸術村の今年度1月までの来場実績は、3,901人であり、月平均で390人、1日平均12.7人となっております。また、この間の1日で50人以上の来場者があった日は7日間となっており、多数の来場者が予想される場合には芸術村駐車場のほか、旧新郷小学校園庭や新郷連絡所の駐車場を利用するなどし、対応しているところであります。

このようなことから、地区集落との駐車場に関する話し合い等につきましては、これまで行っておりませんので、ご理解願います。

○議長 企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長 10番、青木照夫議員の地域おこし協力隊の活動状況についてのご質問のうち、集落支援に関するご質問にお答えいたします。

町では、人口減少、少子高齢化に伴い、一部の集落において、農道や水路の維持管理、冠婚葬祭や祭礼、伝統行事の伝承などの集落機能の維持が困難になっている現状から、平成23年度より集落支援員を配置し、集落機能維持等の支援に取り組んできたところであり、さらに、平成29年度からは集落支援担当の地域おこし協力隊を配置し、隊員の持つ人的ネットワークや情報発信力を生かしながら、集落支援の取り組みを強化しているところであります。

現在は、集落支援員1名、地域おこし協力隊2名の体制で、主に奥川地区を中心に活動をしており、重点集落の巡回・見守り活動や、地域資源を活用した集落主催行事の支援に取り組んでおります。また、年々困難になっている農道や水路の維持管理の共同作業、いわゆる人足をイベント化し、大学生等を呼び込み、支援してもらう取り組みも進めています。

おただしの集落支援分野担当の地域おこし協力隊の増員であります。今年度実施いたしました集落に関する実態調査の結果をみますと、集落支援員等による支援を希望するとした集落は、前回平成28年度調査と比較して、奥川地区を中心に増加しており、奥川地区以外の尾野本地区や群岡地区の集落でも、詳しく支援の内容を聞いてみたいという集落が増えております。

こうした状況を踏まえ、支援を希望する集落や支援が必要と思われる集落などと、具体的にどのような支援ができるかを話し合い、地域おこし協力隊員もしくは集落支援員の必要人数を見極め、増員について判断してまいりたいと考えますので、ご理解願います。

○議長 10番、青木照夫君。

○青木照夫 再質問させていただきます。はじめのいいでの集いのことで質問させていただきましたが、変更、やむなくされたという原因は三つほどあげられておりました。参加者が少なくなった。それから、旅行業法に抵触する。登山者のスタッフの確保が困難だという理由が述べられております。

その中で、今までの旅行業法が、確かに2、3年前までは実施されていたのかなど、振興公社にそういう1名の方がいたことで、そのことの原因で、どうしても呼びかけに減少が生じたということが大きな原因でありますか、その点いかがですか。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 お答えいたします。

旅行業法に抵触という部分につきましては、その取り扱いのできる方がいないというわけではございませんで、平成30年時に全国的に自治体が行うこのような、いわゆる、例えば例をあげれば、夏休みに林間学校に行くということで自治体が募集する部分について、旅行業法に抵触する恐れがあるということが一つの原因という形になっておりますので、取り扱いのできる方がいなくなったからできなくなったということではございませんので、そこら辺はご理解いただきたいと思います。

○議長 10番、青木照夫君。

○青木照夫 私も詳しい、そういう法的なことは分かりませんが、例えば、登山者口の調べたところで、新潟県、それから山形、隣の喜多方、山都、調べてみました。それで、山都町は旅行業法は、私たちは関係ありません。聞いてみると、私たちは直接現地に集合して登山するので、それでやらせてもらってます。新潟県の登山口では、今は合併されて市になったところではありますが、以前、役場の方が資格を持ってやってられたようですが、合併してからは町主導では、いろんなそういう観光関係の影響もあるだろうしということで、観光会社に頼んで、それで実施されているということを調べさせていただきました。

それで人数の割合を見ますと、山都町、年間で1,927人。それで、いいでの集い、その日は何人ぐらいかということ、30人前後絡まりだということを知っております。同じく新潟県も年間2千人ぐらい。以前からずっとダウンして減っているそうでありまして。山形県も同じく以前よりずっと減っているそうでありまして。伺いますと、スタッフの高齢者、また登山者の愛好家の高齢化などの原因があるようでありまして、ただその中で、私は一番この飯豊山ということで、すごいイメージがあるわけです。

というのは、今どこの学校でも、校歌でも、応援歌の中でも飯豊山というのはこう出てきます。その中で私は、首都圏から、私も17年間、首都圏で生活した仲間、何年かに1回、奥川に案内します、10人前後ぐらい。それで、飯豊山麓に行ってみたくて、それで現地のブナの原生林を見て、それから祓川山荘に行って登山を案内するということを見せていただいております。そのぐらいにこの飯豊山ということに対しても、毎年行ってみたいと、いいでの集いには合致しないというところも、私の友達もありますが、それだけイメージがあるところでありまして、何とかこのダウンしたイメージを奥川に、本当に自然の残っている、体験のできるようなところに来ていただきたいと願っておりますが、その辺の町方の努力というか、今後の捉え方、どういうお考えでいらるか、ちょっと伺います。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 お答えいたします。

町として飯豊山はどう捉えているかという部分のご質問でございますが、やはり飯豊山につきましては、町の象徴的である地域資源という形で認識しております。また、こちらのほうの地域資源、いわゆる自然のブナ林とか、その辺の自然環境等の部分に対しての、いわゆる森林浴的な部分も観光資源になるという形で捉えているというところでございます。

ご質問の中で、飯豊のツアーについてという部分ではございますが、飯豊山の部分につ

きましては、山登りと申しますか、登山のレベルでは難しいレベルに入ってます。全国的にみても飯豊山は大変難しい山でございます。その中で、これまで実施してまいりましたが、なかなか登山部分、一人では登れないという方が高齢者になって、町の集いに参加して登った経緯もございますし、途中でリタイヤされたケースとか多々ございます。それだけ厳しい山でございますので、それなりのリスクも伴うという形から、その平成30年の旅行業法のときに、ある程度見直しを図りながら続けてきたというような部分をご理解いただければと思っております。

今後の展開としましては、先ほども申し上げましたが、山開きイベントということで多数の方が集まっただけのようなイベントとしたいということと、各自でもし山の案内人の方を頼むなどという部分についてはご紹介していきたいと考えておりますし、そういう形で飯豊山の振興と申しますか、その地域資源を活用した観光というものは発信していきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 10番、青木照夫君。

○青木照夫 山の案内人というか、スタッフということでしょうか、現在何人ぐらいいらっしゃいますか。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 お答えいたします。

現在、山の会といたしましての会員数につきましては、概ねだいたい15、6人程度という形になっております。

○議長 10番、青木照夫君。

○青木照夫 昨日たまたま山の会の方と会ったことがありました。それで、スタッフは十分なのかと言ったら、今の人数、十分でやれますという、山登りの方がいらっしゃいました。であるならば、私はそういう中で、本当にやる気があれば、この宝、奥川の自然というのは本当にほかにないと思います。そういう意味で、私は移り住んだ方が私の仲間2人います、家を建てて。そのぐらいの魅力のある山でありますので、私は今の人数を聞かせていただいて、何とかそういうクリアできないのかなと思いますが、その点の、今後の話し合いで各関係団体の皆さんと、こう相談されて、また見直しというか、令和3年からということですか、山開きイベントというのは。というのは、今までの飯豊の集いと山開きのイベントの内容というのは、その違いはどういう違いがありますか。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 お答えいたします。

令和2年度につきましては、いいでの集いは開催いたします。令和3年度以降の山開きイベントという部分につきましては、こちら実行委員会でございますので、実行委員会の中で内容を詰めてまいりたいということで、まずは来年度の実施に向けて、今後、いわゆる、いいでの集い実行委員会の中でどういうイベントにしていくかということを検討はしていきたいと考えております。

○議長 10番、青木照夫君。

○青木照夫 山登りの話の中ですが、先月、浜・中・会津の議会交流会がありました。その中での話の出た内容ですが、これからは裾野を広げて、町民と一緒にやりたいというこ



とで、私の座っている中で、何がじゃあ浜・中・会津で共通点があるのか、向こうのほうから、西会津は山があるじゃないですか、私のほうにも山がありますという中で、広野町さん、平田村さんという中で共通点を見出したんですが、今課長が言われたように、飯豊山はなかなかそういう厳しい山岳で、それが果たして実行できるかできないか分かりませんが、飯豊山近くでも、何かそういうね、イベントが開かれて、町民の交流にこうもって西会津にこう来ていただけるのかなと、これは私の個人の思いで、また一部の平田村さん、広野町さんとの話の中での出たことでありますので、将来にわたって私は、やはりもっと裾野を広げていくには、交流人口を拡大するには、やっぱりそういういろんな面でそういう手をつないで一緒にやっていけることも一つの知恵なのかなと思います。

平田村さんは、ぜひ来てくださいということで、いろんな面でサービスを提供して、芝桜ですか、去年なんかは配られたようですので、西会津町もこの飯豊山を何とか縮小しないで、もう数十年前は若い人が、飯豊連峰合衆国を目指そうと、最近までは飯豊山の、飯豊の遺産を、世界遺産を目指そうというようなことが出ておりましたので、ぜひ縮小しないで、今の中で、それはさっき課長も言われたように、町民と行政と議会で、3者でやっぱりこれからのまちづくり拡大を目指していきたいと思います。その点、いかがですか。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 お答えいたします。

浜・中・会津の友好交流協定の中で、山というような共通認識が出たということですが、私が知る限り、浜の広野町、あと平田村につきましては、登山と申しまして、例をあげれば蓬田岳ですかね、の部分で、飯豊山のように2千メートル級の山ではないということで、まず登山のレベルがちょっと、まず違うのかなという部分は考えております。

ただし、町といたしまして、千メートル級で鏡山とか、登れるという部分はございますので、その辺でもし山の紹介という部分ができれば、そういう形で伝えていって、交流人口につなげていければと考えておりますので、いわゆる飯豊山に焦点を当てるだけではなくて、ほかの山の資源ということで、飯豊山を除くと12ほどいい山があるということがございますので、その辺は一つの、今後の交流人口の拡大につながるものかと思っておりますので、それはPRさせていただきたいと思っております。

○議長 10番、青木照夫君。

○青木照夫 そのように、ぜひ努力していただいて、交流人口の拡大につなげていただきたいと思います。

次、地域おこし協力隊、集落支援のことについてお尋ねいたします。現在、奥川、新郷地区に2人の方が、体制で活動されておりますが、集落支援のその内容について、先ほど課長からも答弁されましたが、この今、本当に高齢者、65歳の人、その割合、限界集落、ここで申し上げた群岡地区、尾野本地区、ほとんどその中に入っております。これから答弁の中では必ずそこに配置するとか、検討という答弁にはなっておりませんが、これはやっぱり緊急的な課題であるということで、こう申し上げておりますので、その点の集落支援の必要性をもう一度聞かせていただけますか、尾野本、群岡、順々。

○議長 企画情報課長。

○企画情報課長 お答えいたします。

答弁の中で集落の実態調査を行ったというふうにお答えいたしました。平成28年にも同じようなものを行っておりまして、やはりその時点と比べると、集落機能の低下というのやはり見られます。町としては、個々の集落に入りまして、その実態を、状況が違いますので、個々の集落と話し合いながら、その集落支援の必要性について判断して、その地域おこし協力隊の増員についても判断してまいりたいというふうに思います。

○議長 10番、青木照夫君。

○青木照夫 私の調べた範囲の中で、まず尾野本地区、これは上谷、下谷、黒沢一部を除いて、全世帯37、その中で空き家が13世帯。それから、住まれていらっしゃるのが49人。高齢者がその中でなんと38名であります。高齢化率がもう90パーセント近くになっております。それは私が調べた内容であります。そういう本当に、中には2人で頑張って80歳超えられて守っていらっしゃる方、自治区の方もおられます。やはりそういう方の現状を、やはり今言ったのは尾野本地区の上谷、下谷のことではありますが、その点は調べたことがございますか。

○議長 企画情報課長。

○企画情報課長 お答えいたします。

逐次その高齢化率の調査というのは集落ごとにしておりまして、議員おっしゃられた現状については把握してございます。先ほども申し上げましたが、集落ごとに状況というのが異なっておりまして、一律に高齢化率が高いからといって、直ちに集落支援が必要という状況かどうかは、やはりその集落と話し合いの中で確認してみないと分からないところもございまして、そういったことをきめ細かく対応してまいりたいと思います。

○議長 10番、青木照夫君。

○青木照夫 その集落に行って対応してみないと分からないとおっしゃいますが、これはもう現実にこの数字見て、これももう限界集落です。これを見て、調べてみます、そんな悠長な判断でよろしいんですか、私はそういうところに常に顔だしたり、何か世帯に回ったりすることありますが、大変な日々を送られておられるんです。だからこういうところは、緊急的に、この地域おこし協力隊合わせて集落支援、これは大勢募集されて、それで町で活気をあげられるということでもありますので、集落支援については、やはりもっともっと現場を直視して、そういう高齢者の、やっぱり救い、救われのあり方をもう一度見直すべきだと思いますが、その点いかがでしょうか。

○議長 企画情報課長。

○企画情報課長 先ほど例として議員、上谷地区の例を出されたわけですが、上谷地区の集落につきましても、集落支援員、それから地域おこし協力隊が訪問して、区長さんのところに訪問して、実態については聞き取りということで、調査なり、その状況については確認して、今後の支援について検討しておりますので、その点をご理解いただきたいと思います。

○議長 10番、青木照夫君。

○青木照夫 今、全国の地域おこし協力隊というのは、全員で5,300人いるそうです。受け入れ自治体が1,741自治体、今、全自治体というのは1,800くらいだと思いますが、ほとんど各地方の自治体が受け入れているようであります。その中で、定着率なんです、

これはデータであります。4割か5割は、その首都圏から来られた、またその協力隊として近県からこられた方が定着しているようであります。

そういうデータのもとで、本当に西会津町を盛り上げていただきたい。いいことばかりでは、やはり、じゃあ行って助けてあげようかな、そういうものじゃなくて、ああ、ここなら自分がやれる。ここなら助けられるというようなイメージがあって、そういう協力隊、集落支援の方がいらっしゃるんだと思いますが、その点の集落支援の定着、また協力隊の定着率というのは、捉えられたことありますか。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 お答えいたします。

まず定着率ということでございましたので、まず私のほうからお答えしたいと思います。全国的な、まず定着率申し上げますと、去年度の数字でございますが、国で全体の中で63パーセントがその地域に定着していると。それで福島県については61パーセント、町につきましては、再三申し上げておりますが、これまで7名の隊員が終了いたしまして、4名定住ということでございますので、国、県からは低いですが、57パーセントの隊員が定着しているというような数値となっております。

それと、全国的な傾向を申し上げさせていただきたいと思いますが、闇雲に地域おこし協力隊を募集したからといって、地域にすぐ地域おこし協力隊が入るかというのは、そうではございません。先ほど多賀議員のほうに申し上げましたが、町のサポートとか、地域の魅力、あと仕事とか、そこら辺の部分がやはり不足していると、なかなか起業は、いわゆる隊員は来ないということがございます。

したがって、もう少し隊員を募集するには、もう少ししっかりと町の考え方とか、ビジョンをもう少ししっかりしませんと、安易に来る方が多くて、すぐに、いわゆる離職してしまう、1年以内に離職するという傾向も多くなっているというふうな形になっておりますので、その辺を踏まえまして、慎重に町としては隊員を配置しているということでございます。

ちなみに、お隣、新潟県の定着率はもっと低くて22パーセントということで、大変低くなっておりますが、その辺もいろいろな方があるのかなと思っておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長 10番、青木照夫君。

○青木照夫 60パーセント以上の定着率があるということをおっしゃいました。やはりこれからは受け入れ、そういう地域のビジョンがあれば、今言われたようにいらっしゃるという可能性があると思います。その中で例を申し上げることでありますが、下谷、上谷は棚田があります。私の友達がそれを絵を描いて、個展にやったような素晴らしい棚田があります。それ地域協力隊でみますと、棚田を目指して協力隊で入られるという方もこうあるんですね。だから、あそこもまだ頑張っているらしい棚田がありますので、そういうことで、もし町の一つのビジョンとして、棚田がありますよ、応援していただける方が、どうですかというようなことがもしあるならば、私はそれ一つ提案しておきたいと思えます。その辺はいかがですか。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 棚田に関する地域おこし協力隊ということで、いわゆる棚田を売りにして部分については石川県等とかで大変ございます。西会津町で棚田という部分があるのかという部分は、ちょっと私もあまり存じあげていないんですが、確かに急傾斜地に段々と小さい田んぼがあるというのは存じあげておりますが、そこを活用して、地域おこし協力隊という部分となりますと、やはり3年間はいいいんですが、3年後いかに定住していただくという部分を考えますと、大変ちょっと厳しいのかなと。その辺も、いわゆる観光資源の一つとして捉えるという部分であれば可能かもしれませんが、現時点では、棚田の部分を活用したという部分については、配置という部分については、全町的な部分の中ではそういう要望ありませんので、その辺は大変厳しいかと考えております。

○議長 10番、青木照夫君。

○青木照夫 それではもう一つ、集落支援のことで、やっぱり見える化ということで昨日もお話が同僚議員に出ました。この集落支援で、中で、現在2人いらっしゃいます。その中にもう1人地元の方がやってらっしゃいます。そういう中で、中には何で、町民の方は何で自分たちをもっと採用してくれないのか、そういう希望があるんだけど、どうなったんだということが、こう問われることがあります。その協力隊の支援の内容というか、国からの支援隊の方と地元でやってらっしゃる支援隊の方の、その内訳というか、内容というのはどういうあれですか、ちょっと教えていただけますか。

○議長 企画情報課長。

○企画情報課長 お答えいたします。

まず地域おこし協力隊の制度と、集落支援員の制度が異なっておりまして、地域おこし協力隊については、町外から人材を招致してくるという仕組み。集落支援員は、この地域の中で人材を採用して集落支援を行っていただくということで、制度がまず基本が違いますので、ご理解いただきたいと思います。

それから、集落支援員の採用についても、当初は公募ということで広く募って採用しておりますので、その点についてもご理解いただきたいと思います。

○議長 10番、青木照夫君。

○青木照夫 ありがとうございます。

それでは、次の質問に移らせていただきます。出ヶ原和紙、この質問についてでございますが、これは本当に大変な、見させていただくと、これ議長の許可をいただいて資料、これいただいておりますが、26ページにわたって出ヶ原和紙の資料でございます。世界各国からそういう身近なところの活動をされていらっしゃる、実績のある方ですが、この方が、今、一昨年11月からですか、採用されて。あと2年間、この方がもし2年間が終われば、その取り組みというのは、継続ということに対しての町の考えはいかがですか、その後の。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 お答えしたいと思います。

常々私申し上げておりますが、やはり地域おこし協力隊、3年後には、いわゆる定住をしていただきたいという希望がございます。従いまして、これまでもその定住に向けまして、出ヶ原和紙が伝統産業として成り立っていけるような形で、商品等の紹介等を行ってきた。また、その技術の向上のために積極的に研修という部分にも出しております。その

隊員につきましては、やはり今後も残っていただけるように、何が支援が必要なのかとか、あとどういうことで悩んでいるのかという部分を共有しながら、定着に向けて支援できればと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 10番、青木照夫君。

○青木照夫 何が必要で何がどうなのかということは今言われましたが、この和紙づくりというのは、本当に1人でやってらっしゃるんですね。私もいつか訪ねたとき、12時、1時まで1人で平気でやってるんですね。このアーティストというのは、1人でやるのが何かこう辛いんですかね。それを継承するということになると、私はいろんな面で大変じゃないのかと思います。

その中で、二本松、またほかのところでは、ボランティアスタッフなんかを募集して協力していただいているというような、またほかの上川崎和紙というのは2名の方を手伝って、一緒にやってらっしゃるということですが、今この人材を本当に、なかなかいらっしゃらないと思います。この方を継続して出ヶ原和紙を、やはり伝統を守っていただくには、その協力隊をさらに採用するのか、また地域の方の人をボランティア員か、またそういう人をお手伝いしていかないと、この和紙づくりというのは大変なのかなと思いますが、その点いかがですか。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 お答えいたします。

確かに今現在、出ヶ原和紙の隊員につきましては、その和紙づくりの工程を1人でやっているということがございます。原料のコウゾの収穫から、あと蒸し剥ぎから、たたきですね、という形で1人の工程でやっております。確かに議員が申されましたように、二本松の上川崎和紙、あといわき市の遠野和紙ですね、につきましては複数の方々でやってるということがございます。

町といたしましても、その隊員と常々話しておりまして、まずコウゾの収穫から、何とかならないかという相談を受けたことから、町老人クラブのご理解をいただいて、今年からそのボランティアでやっていただくというような形の支援はしてまいりました。

今後そういうふうな方々、協力してもいきたいという方については、随時受け入れさせていただきたいと思っておりますので、その辺の活動の詳細も紹介しながら、そのボランティアの確保とかには努めていきたいと思っております。

○議長 10番、青木照夫君。

○青木照夫 1人では、これは継続は難しいと思っておりますので、その点をフォローしていただければと思います。この本当に1人でやっているということで、私、20数年前に出ヶ原和紙、喜多方に、あるところに行ったら、これ出ヶ原和紙だよと、分厚い10センチくらいのを、私、見せられました。そのとき出ヶ原和紙って私、全然知りませんでした。それを見て、ああ、こういうものがというと、いろんなそういう歴史を見ると、会津藩からのつながりとか、そういうのがあった。それで、近年というか、昭和の何年までやってらっしゃったんだか分かりませんが、その方は書道家で、やっぱり出ヶ原のそういうつながりの中で譲っていただいて、それ見させていただいて、ああ、これはと思って私はある出ヶ原の退職された方にお話して、こういうものあるんですと言ったら、昔からやってるん

だということで、私もコウゾを、そこにはないから、コウゾをあちこち探して、取ってつくっていただいた経緯があります。

でもその方も1人でやらずにちやいけなから、結局はコウゾの木もみんな植えました、伸びました、増えました。だけど1人でやっていらっしゃったから、やはりもう無理だということで、閉められたということがありますので、その点はやっぱりフォロー、これから協力隊でそういう方を補うというか、フォローしていただくような人がいなければ、なかなかこの和紙づくりというのは大変なのかなと。

でもこういう経歴を見ますと、こういう方に頑張っていて、やっぱり西会津町にはこういう方がいるんだということを、やっぱり誇りにもっていただきたいと思います。その点のフォローのあり方、もう一度。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 出ヶ原の伝統産業の継承の隊員のフォローということでございますが、これまでフォロー全くしてなかったというわけではございませんので、これまでには打ち合わせの中で、こういう部分で不足しているという形でのご相談を受けたことから、今回は手始めといたしまして、コウゾの収穫というような部分。あとそのできあがった作品につきましては、ことあるたびにご紹介申し上げまして、先ほどご答弁申し上げましたが、県の会津地方振興局の県税分の感謝状の賞状になるとか、あと県地域おこし協力隊の委嘱状と、あと町の成人証書というような部分で、様々な面で利活用していただいていると。

また、過半開催しました雪国まつりの中では、復興大臣にも和紙づくりの部分を紹介しているというような部分もございますので、その辺を踏まえて、その作品等の販路という部分もフォローしているということでございますので、ご理解いただければと思います。

○議長 10番、青木照夫君。

○青木照夫 ありがとうございます。

次、最後の質問に国際芸術村のことでお尋ねいたします。先ほど読み原稿でも、年間4千人もいらしゃると、来場者がいるということで、答弁の中には、特に地元の地区集落の代表者の方との話し合いはしておりませんということでありますが、私はやはり国際芸術村ですから、地域の地元の人にも感心して、ああ、どうぞ使ってください。こういうところにいらしゃってくださいという気持ち、やっぱり大事だと思います。やはり私は個人的に地区集落の区長さんですか、お尋ねしました。そしたら、それは特別なあれではなくて、いいですよ、使ったら直していただければそれでいいですよというご返事はいただいたんですが、やはり来られた方が、こう来て、あれ、あそこに広い土地があるのに、この手前で止めなくちゃいけないのかなという、そういうね、中身の分からない人は、あれっと思うんです。

私の思いは、そういうことで、国際芸術村であるならば、やはり地区集落の方とよくよく話し合っ、やっぱり理解していただいて、そして地区集落の方にも参加していただく、それでというようなことが、何か少し欠けているんじゃないかなと私自身はそう見えるんですが、地元の地区集落との、この触れ合いというのはどう感じてもらっていますか。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 お答えいたします。

まず、少し言葉足らずでございましたが、国際芸術村の駐車場につきましては、今現在、旧校庭でございました部分につきましては、社会教育施設ということで、その使用にあたりましては生涯学習課のほうに使用申請を出しまして、使用しているということでございますので、その駐車場の部分については十分に、いわゆる問題はないのかなと考えております。

また、地区集落の方々との触れ合いという部分に対しては、様々な催事の部分ではお知らせはしているということでございますが、その使用についてとか、そういう部分については、なかなか敷居が高かったのかなという部分がございます。ですから今後、その指定管理者の部分につきましては、地域の方々とできるだけ理解を得ながら進めるような形で指導していきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 10番、青木照夫君。時間になりましたので。

○青木照夫 国際芸術村は名前のおり本当に国際芸術村です。これは私が、自分のこと言うと、またあれでしょうけど、私が議員になった16年前、最初の質問が、まだスタートしないときに国際芸術村の構想を質問に取り上げました。新郷は新しい郷に生まれるチャンスです。国際芸術村、ぜひこれを繁栄させていただきませんかというのが、まだ体に染み付いてる。木造の温もりのある校舎を生かしてもらいたいということがありましたので、ぜひ国際的な知名度にあるような国際芸術村にしていきたいと思います。その点、いかがですか。

○議長 時間になりましたから。

○青木照夫 時間ということで、以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長 暫時休議にします。(12時03分)

○議長 再開します。(13時00分)

平成23年3月11日に発生した東日本大震災から9年が経ちました。発生時刻の午後2時46分に犠牲者のご冥福を祈り、謹んで黙祷を捧げたいと思います。その時刻が本会議中の際は、暫時休議にしますので、ご了承願います。

以上です。

12番、武藤道廣君。

○武藤道廣 12番、武藤です。今定例会に通告をしている何点かを順次質問いたします。同僚議員が同様な質問をし、答弁をもらっていますので、それ以外に留意しながら質問したいと思います。

まず、新産業創出事業についてであります。今次の一般質問で同僚議員の質問により、全体像が見えてきました。私はこの外国人ベトナム介護人材育成教育機関設置事業の業者委託業務について3年間の調査を行われ、ようやくその委託内容と報告、結果が定例会直前に示されたことについて申し上げます。

当時の議長としての私も責任を感じておりますが、当初から詳細な委託内容とその結果を求めなかったことは、議会としてチェック機能の行使に欠けていたと反省をしております。今、その内容を詳しく知り得たわけであります。事業として町や国の介護ニーズの増加による介護士の不足を補い、介護政策や町民の不安に対する事業としての崇高な考えで

あるという、そういうことは理解はできます。

しかし、事業として町単独での事業であること、特に町の財政力、年 60 億円の予算前後での学校開設と運営は無理があり、また町にどれほどのメリットがあるのか甚だ疑問が残ります。結果的に町は関係予算を削除するというような方針のため、それを評価し、私の質問を取り下げるものであります。

また、農林産物加工品等輸出調査事業についてですが、答弁によると町の道の駅よりっせや、国内での販路を求めるとのことです。加工業務や販路開拓は農林振興課や商工観光課の事業として引き継ぎ、促進されるよう申し上げます。

以上、申し上げまして新産業創出事業についての質問はほぼ回答を得たものとして、質問を取り下げるものであります。

質問に移ります。まず、令和 2 年度予算について。

一つ、歳出における重要政策と捉えている事業と予算はということであります。町民生活への効果を踏まえてご答弁をお願いします。

一つ、予算編成に事務事業見直しの評価、検証等はどのように生かされていますか。かねてより議会側としまして、事務事業の見直しというものは強く求めておりました。時代の流れ、あるいはニーズの変化による事業を常に見直すことによって、よりよい政策を遂行するという点では、それが常に求められているものであります。この程それほどのように生かされているのか。現在の状況や町民のニーズはどのように把握され、対応されているかを踏まえて質問するものであります。

一つ、移住・定住政策について。同僚議員の質問にもありましたが、町の取り組み状況はどのようになっておりますか。

次に農業関係の移住・定住政策として、町の農業の特徴を生かし、ミネラル野菜や食味のよい米、菌床キノコ等の栽培、後継者不足、あるいは高齢化ということですが、新規参入者としての考えの中で、協力隊から新規就農者としての移住・定住を進める考えというのが、何かこの町は欠けているような気がしますが、その辺はどのようになっておるか、特に質問したいと思います。

次に、安全安心のまちづくりについて。

一つ、国の進める国土強靱化計画の策定状況と、重点とするものはどのようになっておるのか。

一つ、高齢化の進む中での町民の生活道路の整備の考え方と、優先順位の捉え方はどのようになっておるのか。新規、あるいは修繕、改良、または交通事故の多発地点の改良等はどのような優先順位で改良されるのかをお聞きします。

次に、豪雨被害軽減への国の制度活用と、その関係機関への要望強化についてであります。台風 15 号、19 号の被害により、国がある程度の補助をしてそれを防止するような制度をつくっております。それを利用して町管理、あるいは県管理の河川の河床整備や、地滑り等の防止、防護の計画はなされておるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

以上をもちまして私の一般質問とします。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 12 番、武藤議員のご質問のうち、令和 2 年度予算についての歳出における重要政



策と捉えている事業と予算についてお答えをいたします。

令和2年度は、引き続き西会津町総合計画（第4次）に基づき、人口減少対策の三本柱として人材育成、移住定住の促進、健康長寿、を事業推進の基本的な考え方に据え取り組んでまいります。

おただしの重要政策と捉えている事業につきましては、基本的には、総合計画のプロジェクトXで定める10のプロジェクトに重点を置いて進めていく考えであります。特に有害鳥獣対策や健康づくり、小規模多機能型居宅介護施設の整備などは最重点事項として取り組む考えであります。

具体的に申し上げますと、まず、子育てコミュニティづくり関連では、新たに、インフルエンザ予防接種の無償化や、放課後児童クラブにおける2人目以降の無償化を実施してまいります。

産官学民連携教育では、GIGAスクール構想の実現に向け、西会津小・中学校の無線LAN増設などにより、ICT教育環境の充実を図ってまいります。

西会津産農林産物ブランド化では、西会津産米のPRの強化、ミネラル野菜・菌床キノコの産地化に向けた各種取り組みを継続するとともに、新規事業として、健康な土づくり事業においてスマート農業の導入を支援してまいります。

有害鳥獣対策につきましては、町の最重点課題と位置付け、積極的な予算計上をいたしました。これまでの取り組みをさらに引き上げることで、被害の軽減効果を目に見える形で示し、農家の生産意欲の向上につながるよう各種対策を強化してまいります。令和2年度は、特にイノシシ対策について、生態の把握と捕獲技術の向上が課題となっていることから、ICTを活用した対策、先進事例や専門家の活用、捕獲報奨金の増額、わなの増設とわな猟免許の取得支援、巻狩りの拡充への支援、電気柵の設置拡大などに重点を置き、複合的に取り組んでまいります。

継業・創業・起業支援では、創業支援事業や空き店舗及び空家利活用補助事業などにより、創業を支援するとともに、若者の移住・定住を促進するため、定住住宅整備費補助金を継続するほか、ワークインレジデンス事業の推進により新たな起業と定住の促進を図ってまいります。

若者向け住宅整備につきましては、本年10月の供用開始を目指し、鋭意作業を進めてまいります。

生活習慣病予防対策では、本年2月に、「幸せになる健康づくり～「百歳への挑戦」のその先へ～」をキャッチフレーズとする西会津町健康増進計画（第2期）を策定したところではありますが、令和2年度は、健康増進計画アクションプランの策定に取り組むとともに、鎌田實先生から助言・指導を受けながら各種事業を推進してまいります。

小規模多機能型居宅介護施設につきましては、住み慣れた地域で介護サービスを受けられるよう、奥川地区の遊休公共施設を活用し、整備してまいります。

除雪弱者対策関連では、高齢者世帯等が冬期間でも安心した生活が送れるよう、雪処理支援隊の充実と除排雪費用助成事業を進めるほか、新年度は、流雪溝設置工事を実施してまいります。

野沢・尾野本エリアの将来構想である中心エリア整備構想につきましては、令和2年度

より本格的な検討に着手してまいります。

以上、ご説明を申し上げましたが、令和2年度予算につきましては、一般会計の総額で62億2,300万円、前年比3.2パーセント増の積極的な予算を組んだところであり、将来に夢と希望が持てる、活気あるまちづくりに資する事業に重点的に配分し、総合計画に掲げる将来像の実現のため、全力で取り組んでまいりますので、ご理解願います。

その他のご質問につきましては、担当課長より答弁いたさせます。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 12番、武藤道廣議員の令和2年度予算についてのご質問のうち、事務事業見直しの評価・検証等は予算編成にどのように生かされているのか、とのご質問にお答えいたします。

事務事業の見直しや使用料・手数料の見直しにつきましては、人口減少や高齢化の進行、さらには、子育て支援や産業振興、防災対策、社会資本整備など、あらゆる分野で行政需要が増大している中で、効率的・効果的な行政運営及び健全な財政運営をより一層推進するため、今年度、その作業を進めてまいりました。

事務事業等の見直しにあたりましては、情勢の変化や費用対効果、受益に応じた適正な負担など、様々な観点から評価・検証を行うとともに、議員各位からいただきましたご意見を参考に、継続や廃止、縮小、拡充などの最終案を決定したところであります。この最終案につきましては、去る2月17日開催の議会臨時会におきまして、関係条例改正案のご議決をいただき、今定例会で提出いたしました令和2年度当初予算案に反映させているところであります。

また、令和2年度当初予算に反映はできませんでしたが、関係団体等との調整が必要な事務事業等につきましては、今後、早急にその作業を進め、令和3年度以降の予算に反映させてまいる考えでありますので、ご理解願います。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 12番、武藤道廣議員の移住・定住政策についてのご質問にお答えいたします。

はじめに、移住・定住政策の取り組み状況についてであります。町では平成27年10月より西会津国際芸術村に移住定住総合支援センターを設置し、担当スタッフが芸術村来場者へ町の魅力を伝えているほか、移住相談者の相談を受け付け、仕事や住まいのマッチングを行い、移住に向けた案内を行ってまいりました。

この移住相談をはじめ、お試し移住住宅O t a m eを活用した地域マッチングの充実、空き家バンクの推進と定住促進助成事業の活用による住宅対策、空き店舗及び空家利活用事業補助金や創業支援セミナーによる起業支援施策など、これらの活用を積極的に紹介し、総合的に施策を展開してまいりました。

この結果、本年2月末現在までの相談件数は延べ220件で、このうち27組38人の移住につながったところであります。

次に、空き家対策についてであります。利活用が可能な空き家につきましては、空き家バンクへの登録を進めるとともに、空き店舗及び空家利活用補助金、定住促進助成事業における中古住宅の取得と空き家整備に係る補助制度により、空き家の利活用促進を図っ

ているところであります。

しかしながら、空き家バンクに登録するには、不動産登記や土地の境界確定等が必要となりますが、実態としては相続等の手続きが行われていないなど、権利関係が整理されていないケースが多く、また所有者自身も町外にお住まいで当事者意識が薄いこともあり、空き家バンクに登録される物件は少ないのが現状であります。

町といたしましては、空き家の利活用促進を進めるためには、まず空き家バンクの登録件数を増やすとともに、補助制度等を有効に活用していただくことが重要と考えており、今後設置される空家等対策協議会や移住定住総合支援センターによる空き家情報の収集や相談への対応、農地付き空き家の取り組みなどにより、移住を希望する方への選択肢を増やし、移住者の増加につなげてまいりたいと考えております。

今後、これらの施策を総合的に推進し、移住・定住の促進を図ってまいりますのでご理解願います。

○議長 農林振興課長、岩渕東吾君。

○農林振興課長 12番、武藤道廣議員の令和2年度予算についてのご質問のうち、新規就農者関係の政策・予算についてお答えします。

本町の農業者の高齢化は年々進んでおり、農林業センサスによれば、本町の農家人口は総体的にどの年代でも減少傾向が見られますが、特に60歳未満の減少率が高く、担い手の確保が喫緊の課題となっております。

このことから、新規就農への対策につきましては、県との連携により、就農希望者が抱える不安や問題等を相談できる体制の整備や、就農の形態に合わせた情報提供を行い、担い手の確保に努めております。同時に、新規就農者の生活の安定化を図るため、国の事業の活用や、町独自の事業による支援を行ってまいりました。その結果、平成20年度から11年間で11組14名の新規就農等につながったところであります。

令和2年度では、新たに町外から新規就農者を呼び込むための事業として、首都圏等で開催される就農フェアへの参加を予定しているとともに、新規就農者の就農初期の経営が安定するまでの一定期間のサポートとして、国の農業次世代人材投資事業、経営開始型と町単独の西会津町新規就農者あんしんサポート事業について予算を計上したところであります。

町といたしましては、今後とも、農業を担う新たな人材の確保を図るため、町内で新たに農業を始める方に対して、安定して持続可能な農業経営の基盤づくりができるよう支援してまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

なお、武藤議員の先ほどのご質問の中で、協力隊から農業の定住を進める取り組みが進んでいないのではないかとご質問がありましたが、町といたしましては、協力隊の活用についても検討はいたしております。しかしながら、3年後の就業を見据えた際に、この受け入れ先をどうするかということで、なかなか受け入れ先が見つからない現状にありまして、現在は募集にまでは至っていないというところが現状であります。

しかしながら、ほかの新規就農支援事業と合わせて、今後とも引き続き取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長 町民税務課長、渡部峰明君。

○町民税務課長 12 番、武藤道廣議員の安全安心のまちづくりについてのご質問のうち、国土強靱化地域計画の策定状況と重点についてお答えいたします。

国では、国民の生命や財産を守るため、国土強靱化基本法に基づき、地方公共団体における国土強靱化地域計画の策定を推進し、国土強靱化の取り組みを一層推進しているところでもあります。

また、各省庁の支援方針として、地方公共団体が策定する国土強靱化地域計画に基づき実施する防災、減災、インフラ対策などの取り組み等に対し、交付金制度の特性に留意し実効性を考慮しつつ、これまでの一定程度配慮に加え、さらに重点配分、優先採択等の重点化及び要件化を行うことにより支援の充実を図ることとしております。

本町におきましては、令和3年度の国の予算における要件化導入に向け、令和2年8月に国に対する概算要求があることから、これを目途に本計画を策定することとしております。

現在の策定状況につきましては、庁舎内組織の体制を構築したところであり、基本目標、備えるべき目標及びリスクシナリオの策定作業などを進めている段階であり、今後、脆弱性評価や施策分野ごとの強靱化施策の推進方針を策定することとしております。

本計画書の策定にあたっては、防災や減災、過去の災害等を考慮し、生活道路の改良や橋梁の修繕、消防防災に係る資機材の整備など、町民の安全・安心なまちづくりに必要な事業を重点施策として盛り込みながら、策定してまいりますのでご理解願います。

○議長 建設水道課長、石川藤一郎君。

○建設水道課長 12 番、武藤道廣議員のご質問のうち、生活道路の整備及び豪雨災害軽減について、お答えいたします。

はじめに、道路整備に関する基本的な考え方についてであります。道路整備は、防災や医療等の安全・安心の確保や、産業・経済の振興、生活の質の向上等、均衡ある町の発展と町民生活に欠かせない、まちづくりの基本であると考えております。

次に、道路整備の優先順位の捉え方につきましては、道路交通の安全・安心を担保するため、政策的に進めている路線の改良のほか、自治区からの要望や道路パトロールなどで整備が必要な箇所を把握し、現地の状況や自治区からお聞きした内容を基に、重要度や緊急度等を考慮した上で優先順位を定め、事業計画に反映させております。

次に、豪雨被害軽減に係る国の制度活用について、お答えいたします。現在、町では国土強靱化地域計画の策定に着手したところであり、豪雨災害軽減についても、本計画にどのように位置付けるか等、十分に検討してまいります。また、国からの豪雨災害軽減に関する具体的なメニューや制度内容につきましては、現時点で示されていないことから、今後、情報収集に努め、迅速、適切に対応してまいります。

次に、県等関係機関への要望につきましては、毎年、会津総合開発協議会や地域づくり懇談会等、あらゆる機会を捉え要望活動を実施しております。特に先の台風第19号で冠水した町道沿いの阿賀川の河岸については、会津総合開発協議会の要望に、改修の必要性を盛り込むようお願いしたところであり、町としましては、今後とも積極的な要望活動に取り組んでまいりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 12 番、武藤道廣君。

○武藤道廣　　まず全体に言えることでありますが、予算の執行についてであります。昔から言われておりますように、最小の経費で最大の効果をあげるということで努力されているものとは思いますが、それに加えて、役場庁舎はもちろん、町民の共通意識といえますか、課題の共有によって、それを実現する。あるいは解決するという力は大変大きいものと感じております。

　そんな中で、マンパワーというものが、そういう意味では大きな力を発揮すると考えておりますが、マンパワーの活用についてはどのように考えておられますか。

○議長　　副町長、工藤倫也君。

○副町長　　お答えいたします。

　マンパワーの活用についてというご質問でございますけれども、議員も申し上げられたとおり、事業を進めたりする場合には、昔から、人、物、金が必要だというふうに言われております。中でも人の部分については、いくら予算が付いても、それを進める人がいなければ進められないわけでございます。それについては、非常に重要なものとしてずっと進めてきているものと考えております。

　近年、特に町の仕事に関しては複雑多様化してきております。専門性も高くなってきていると感じておまして、一人ひとりの持つ仕事の量は増えてきているというふうに感じております。その中で、今年度、働き方改革のこともあり、事務事業の見直しや業務改善等の取り組みを行ってきたところでございます。そういったことを今後とも継続しながら、マンパワーが最大限に生かされるよう、町の職員をはじめとして、今、町にいる、あるマンパワーを最大限に生かされるように取り組んでまいりたいと考えております。

○議長　　12番、武藤道廣君。

○武藤道廣　　それでは重点事業に、個々について少しずつやっていきたいと思っております。先ほど説明がありました重点事業の中で、有害鳥獣対策につきまして、本当に予算の倍増と申しますか、それだけの配慮をしていただいたことに関しては感謝申し上げる次第でありますけれども、どうしても専門的な猟友会、あるいはそういった役場の担当というだけの部分での解決は難しいと思っております。今このように被害が大きくなったことに対しまして、やはりこれから新年度を迎えて、各地区の区長会、あるいはそういった団体において、わなの免許の取得の推進という意味で、そういった意味での説明等をそういうときにやって、一人でも多くそういった有害鳥獣を防止する、農業者だけではなくて、個々が自分たちのところは自分たちで守るような姿勢を強化するべきと思っておりますが、その辺はどう考えておられますか。

○議長　　農林振興課長。

○農林振興課長　　有害鳥獣対策のご質問についてお答えをいたします。

　確かに、わなの免許を広く拡充するためには住民の皆さんへの啓発が必要だというふうを考えてございます。その方法につきましては、様々な方法があるわけでございますが、集落への説明会なども含めて十分に検討させていただきたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長　　12番、武藤道廣君。

○武藤道廣　　続きまして、健康増進計画に関してであります。私もはじめの頃、百歳への

挑戦ということで、これからは、百歳への挑戦のその先へ、というキャッチフレーズになっております。百歳への挑戦が始まって以来、ずっとそれに努めて来たわけでありましたが、その当初の町民の反応と比べると、今現在、残念ながら健康に取り組むといいますが、そういった意識がちょっと少ないんじゃないかなというような感じをしておりますけれども、やはりこの計画、事業を成功させるには、町民と一体となった町総ぐるみでの進め方が大切だと思いますが、その辺の周知の方法、あるいはやられてはおりますけれども、どうもその辺、いまいちょっと身近に感じないというのがありまして、その辺の強化をどのように考えておられますか。

○議長 健康増進課長。

○健康増進課長 健康づくりににおける今後の取り組みの考え方というご質問かと思いますが、議員おただしの過去に百歳への挑戦をキャッチフレーズに取り組んでいた際には、食生活改善推進員、例えばですが、そういった方が中心となって塩分の摂取量だとか、野菜摂取量とか、そういった町の健康課題の改善に向けて取り組んでまいりました。

その当時と現在、比較しますと、社会情勢として家族構成が変わってきているのかなという感じがあります。例えば当時ですと、食改さんとして活躍していただいた各家庭の主婦の皆さんが、町で行っている各種教育の内容を家庭に持ち込んで、その家族の中に広げていったという経過があると思いますが、今のそういった核家族化が進んでおりまして、そういった方と一緒に暮らしている家族というのが少なくなってきているのかなということが昔と少し違ってきているのかなと思います。

そういったことで、社会情勢の変化はありますが、食改、あるいはその健康運動推進員、町だけでなく、そういった健康づくりに携わるいろいろな組織ありますので、そういった皆さんと今後は連携して、こういった活動をすることによってそういった町民の皆さんへ浸透していくかということと一緒に考えながら、これからいろいろな事業を実施していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長 12番、武藤道廣君。

○武藤道廣 今説明ありましたけれども、時代が変わった、ニーズが変わったということでもありますけれども、評価できるのは、小中学生といいますが、特に小学生の食育がいろんな意味でそういう効果を出してきているんじゃないかなと、やはり子どもさんと一緒になって、家族がそれに同調するというと変ですが、そういう効果は大変大きいと思います。

そういった意味での健康寿命の延伸ということでもありますので、やはりその家族、あるいは地域に飛び込んで、本当に膝を交えてそれを理解してもらおうというのが一番大事だと思いますので、その変をもっと強化していただきたいと思います。

それと、県でも健康に関してははすごく力を入れてるわけでもありますけれども、県との連携といいますが、その変はどのようになっておりますでしょうか。

○議長 健康増進課長。

○健康増進課長 健康づくりの県との連携というご質問でございますが、議員申されましたように、県でも今、健康長寿県を目指しまして様々な取り組みを実施しております。特に市町村と連携する部分におきましては、空気のきれいな施設ということで、禁煙ですね、たばこをその店で吸わないような取り組みを推進して、そういった施設を多くしたいとか。

あるいは健康応援店ということで、例えばメニューにカロリー表示をしたり、野菜を少しメニューに入れてもらうと、そういったような取り組みを県のほうで市町村と一緒にやって、これから増やしていこうという取り組みを町と一緒に今後やっていって、町内でも既に数店の店舗については、そういった協力をしていただいておりますので、今後町内でも協力いただいて、そういう店、店舗ですね、増やしていきたいなというふうを考えております。

○議長 12番、武藤道廣君。

○武藤道廣 はい、分かりました。

小規模多機能型居宅介護施設の建設と申しますか、それに関してであります。地元としましては、地元の住民は町が捉えておりますように、野沢までの移動時間が長すぎる。あるいは、やはり知った人の集まりでという、ものすごく要望が強いわけでありまして。そんな中で、地元としましては早期の開所を望んでいるわけでありましてけれども、この計画の地元説明、周知というものはどのように考えておられますか。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは、お答えいたします。

今、町で計画しております小規模多機能型居宅介護施設の整備についての住民への周知の点についてのご質問でございますが、今議会が終了いたしまして予算などがご議決いただいた後に、町で現在持っております情報を基に町民の皆さんへの説明会などを開きながら、ご理解をいただく機会を設けてまいりたいと思っております。

なお、これから施設整備につきましては、令和2年度内での完成に向けて作業を進めていくわけではございますが、きめ細かな説明を重ねながら、皆さんに不安にならない、また完成時には、ぜひすぐにでも利用していただきたいといった部分でございますので、丁寧な説明を重ねてまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 12番、武藤道廣君。

○武藤道廣 次に、事務事業の見直しに関してでありますけれども、これは議会側としても常にそれを求めきたわけでありまして。1年ごとの事業の評価、そしてその検証ということでもありますけれども、やはり今までやってきたものを縮小する、あるいは廃止するという中では、当事者と申しますか、関係者との話し合いと申しますか、理解が一番大事だと思っておりますけれども、今回は料金とかそういった面が多がったわけですが、今後そのやってきた事業をそういった面で再編、あるいは縮小、廃止するときの関係者に対する姿勢と申しますか、理解を得るためにはどのような努力をなさるつもりですか。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 お答えをいたします。

使用料、手数料の見直し、事務事業の見直しにつきましては、議会の全員協議会等で内容についてはご説明をしております。その中で、令和2年度、新年度になって実施できるもの、2年度には実施はできませんけれども、3年度以降、関係団体等の協議が整えば実施をしていくものと、そういった分けて議会でご説明をしております。

今後、もちろん丁寧な、関係団体等へは丁寧なご説明をした上で、整えば3年度以降に実施していくということで、町の裁量で、判断で事務事業の見直しは実行する考えはござ

いませんので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 12番、武藤道廣君。

○武藤道廣 今、回答がありましたけれども、特に補助金とか助成金とかというのは、今まで3年とか5年とか、年月を決めたような中での期間がありましたけれども、それが成功して、対象相手が一本立ちできる、成功したという形での、また廃止とかというのは本当に理解できるんですが、その変の見極めが大変難しいと思うんですよ。事業を進めてきた、それに関わってる人が一生懸命やってきたけど、なかなか結果というか効果が表れない。それを単なる一定の期間があったから、じゃあ廃止しますというのも、また先ほどの対象施設の意見の交換の場でもいろんな問題もあるわけでありましてけれども、今までやってきた事業がニーズに合わないとか、時代が全然違うというんではないんですが、それを進める上での評価といいますか、もっと力を入れなくちゃならないという場合があると思うんですが、その変はどのように考えているんですか。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 お答えをいたします。

かなり町が補助してる団体がございます。年間相当の補助金、負担金が予算化されてございます。事務事業の見直しの基本的事項でございますけれども、議員が先ほど申されたとおり、時代の流れ、ニーズの変化、それに的確に対応した事務事業の見直しをしていくと。各種団体の補助金等につきましては、実態、例えばある団体があって、利益が出ているにも関わらず補助をしているような団体もございます。そこら辺はきちんと見極めながら今後対応をしてみたいと考えてございます。

○議長 12番、武藤道廣君。

○武藤道廣 次に、移住・定住策について質問いたします。町としましては、空き家対策、あるいはそういった中でいろいろ調査しまして、今まで空き家の調査はされたわけですが、その後、その利活用にどうしてもつながらないというような印象を持っております。というのは、調査しただけで運用できない空き家のデータ等が多くあるのではないかとということ。どうしても行政だけでは難しいということで、所有者との関係の構築というものがこれから大事になってくるんじゃないかなと。

そして、空き家、いろんなイベントでそういった人を呼んで見てもらうわけでありましてけれども、一番そこで問題になってるのが、空き家が発生するかしないかのうちにその対応をするのが一番大事だと思うんですが、どうしてもそれが遅くなって、改築とか何かが必要になる、特に水回りとかね。そして後は仏壇の処理とか、あとそういった形で、入居者側がどうしても二の足を踏むような場合が多くなると思っております。

そんな中で、空き家バンクへ登録されてもその辺がうまくいってないんじゃないかなと思うんですが、その辺はどのように捉えておられますか。

○議長 副町長、工藤倫也君。

○副町長 お答えいたします。

前段の部分のご質問にお答えしたいと思います。今まで空き家調査をやってきた主な目的は、固定資産税の関係等での調査が主な目的でございました。そのため、こういう調査というのは、本来アンケート調査等の目的に限ってそのデータを活用するというのが、個



人情報の関係からしても筋でございますので、税の関係で調査を行った場合には、空き家バンクに使うかどうかとかというところには、基本的には使えないという認識でこれまではやってまいりました。

今回、新しく調査の中で、空き家バンクへの登録等についての意向のアンケートを合わせて行って、そのデータを開示してもいいのかどうかというようなところまで踏み込んで調査をしております。そこで空き家バンクに登録してもいいというお答えをいただいた方については、有効に活用していこうということで、今までの調査よりはそういったところに活用できるようなやり方をしているということですので、その点をご理解いただきたいと思っております。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 お答えいたします。

まず空き家利活用に対する関係についてでございますが、まず1点目のイベント等を開催したらどうかというような部分で、先行事例を申し上げますと、北陸のほうでは空き家等について、その首都圏か、関西圏からツアーを組んでいるというような、いろんな事業もございます。また、議員ご指摘のとおり、空き家になってすぐ、直ちにであれば改修場所は少ないんですが、経年劣化してしまいますと、確かに水回り等々に多額の費用がかかってしまうという部分の実例はございます。

町といたしましても、これまで空き家とか、利活用補助金という起業向けの部分については補助等を考えておりましたが、今後設置されます空家対策等協議会の中で、もう少し有効的な空き家の利活用ができないかという部分と、空き家と移住を合わせました形で、トータル的なパッケージ化という部分をちょっと考えていきたいということで、今、検討を始めるところでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 12番、武藤道廣君。

○武藤道廣 ちょっと質問が前後しちゃうんですが、これから協議会をつくってやるというような形で、そこに臨むのはどうしても空き家バンクへの登録の推進と、あるいは安全安心のための解体というような、両方進めるということでもありますので、まずその中で、一つは、完全な解体までいかない、空き家にならないような、要するに利用できるバンクに登録するというような形での方策としては、今ほどお話がありましたように、固定資産税の請求といいますか、地元にはない人に請求のために、同時に空き家バンクへの勧誘だとか、そういった関係の周知と、それから進め方というものが、この前、総務の委員会で視察したとき、ああ、これは有効だなというようなことあったんですが、その辺の考え方のご意見をちょうだいしたいと思います。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 お答えいたします。

協議会では、今、議員がおっしゃいました二つの面で空き家対策を進めてまいりたいと考えてございます。そして、解体せざるを得なくなっただけからの対応ではなくて、やはり空き家を活用する部分に重点を置けば、解体する部分も少なくなってくるのかなということと考えてございます。そうした場合、毎年固定資産税の切符を所有者の方にお送りする際は、適正に空き家を管理してくださいというような文章は入れておりますけれども、今、議

員がおっしゃったようなことも含めまして、今後活用に向けて通知をするなり、やってみたいと考えてございます。できれば空き家を川下で食い止めるのではなく、川上で、活用の部分でやっていければなという具合に考えてございます。

○議長 12番、武藤道廣君。

○武藤道廣 空き家の川上、川下の言葉が出ましたので話しやすくなりましたけれども、普段のそのアンケート調査の中で、空き家予備軍の調査といたしますか、高齢者の単身世帯とか、あるいは本当にその家の住む人がいなくなるというようなアンケート調査も必要ではないかと思うんですが、その辺はどう考えられますか。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 今回の調査は年に数回のみ利用している方へのアンケートも実施してございます。今おただしのありました件につきましては、調査はしておりませんが、今後、新たに空き家になるというような情報を、できれば自治区長さんからの情報提供をいただくようなことも、ちょっと体制づくりも考えてございます。それで、一人暮らしの方が、例えばお亡くなりになった場合ですと、その家族の方が町民税務課のほうには必ず届出にまいりますので、その際にいろいろとご相談をさせていただきたいなど、このように考えてございます。

○議長 12番、武藤道廣君。

○武藤道廣 それでは定住のほうに移ります。定住という一言に言えば、本当に難しいということでもありますけども、やはりこれを成功するには、都市部からの移住者の募集とか斡旋といったようなことができる人と、あるいは地元の世話人というような、そういった合同チームが、協力者といいますか、地元の協力者、あるいは世話人といったようなチームの必要性が大事だと思いますし、またそれが大きな効果を発揮すると思いますが、その辺はどのようにお考えですか。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 お答えいたします。

いわゆる都市部からの移住者を迎えるために、町の中で世話人等も必要ではないのかという部分でございますが、こちらのほう、やはり地区の方々がしっかりとまとまっているところ、その代表者がまとまっているところは移住者が確かに増えております。そういう形ですので、町といたしましてもそういう関係づくりということで、その地区にキーパーソンとなるような方々をちょっとピックアップしながら、今後その方を中心となって、その地区は空き家を紹介できるような取り組みとか、そういうのを進めていきたいと考えております。

○議長 12番、武藤道廣君。

○武藤道廣 全国の例を見ますと、定住に成功しているというのは、国県の支援とか補助金に加えて、町独自の単独事業がすごく大きな効果をあげているというようなところがあります。その辺はどのようにお考えですか。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 お答えいたします。

確かに全国的に補助金の額が大きいところ、独自の施策をやっているところというのは、確かに移住は増えているという部分でございます。例をあげれば、お隣、喜多方市等につ

きましては、最大で世帯で移住となれば400万円ということですが、今現在、令和元年度で終了ということで、新たな形で事業を継続しているという部分でございます。

町といたしましても、先ほど申し上げましたが、今後の定住環境、移住環境を進めるために、その空き家を利活用した中で、どういう形がいいのかという、移住・定住に向けた形でパッケージ化、町の独自の補助金等につきましても十分に検討していきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 12番、武藤道廣君。

○武藤道廣 あとは一つの方法としては、対象者を絞ったような方法。例えば雇用を紹介しながらシングルマザーに対象を絞るとか、そういった形での移住・定住を進めてるところもありますが、そういった考えはありませんか。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 お答えいたしたいと思っております。

対象者を絞ってという部分につきましては、今まで町の取り組みといたしましては、いわゆる芸術関係というか、アートの感覚の思考を持った方ということで、それを中心にやってきたという部分がございます。従いまして、先ほど議員ご指摘の対象者を絞ってということで、シングルマザー協会とか、様々なところがございまして、その方々が求める移住環境という部分も十分に調べながら、そういう対策ができるかどうかは、来年度、十分には検討していきたいと考えております。

○議長 12番、武藤道廣君。

○武藤道廣 質問を変えます。先ほど農林課長のほうから話がありましたように、私としては、農業後継者の問題です。協力隊で3年間農業関係でそれを携わって、その後、その新規就農といいますか、そういった制度で5年間だっけか、150万くらいずつ。ああいうのをきちっと利用すれば、後はこれだけ遊休農地が増えてるといいますか、高齢化によって離農する人が多いわけですから、その辺をきちっとマッチングすれば、そういった人たちもここを希望するような体制ができるのではないかなと思うんですが、その辺の考えをお聞かせください。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 お答えをいたします。

地域おこし協力隊で研修をした後、就農につなげていってはどうかというご質問でございますけれども、それも視野に入れて検討しておりますが、現在は農業次世代人材投資事業の準備方という、その研修に充てられる国の補助事業もございまして、それを活用しておられる民間の法人でありますとか、あるいは農の雇用事業という、民間の法人が新規就農希望者を研修を受け入れて、その費用を県、国からまかなっていただくという事業もございまして、それも活用されてる法人がございまして、また、県の研修制度というのもございまして、それを導入されてる法人もございまして、様々それぞれの就農希望者に合った形で支援を活用させていただいているという現状でございます。

そういった中で、地域おこし協力隊の活用につきましても十分に視野に入れて検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 12番、武藤道廣君。時間になりました。

○武藤道廣 時間でありますので、以上をもちまして質問を終わりますけれども、いろいろお聞きしましたが、本当に頑張ってやっていただきたいと思います。建設課のほうは時間がないので、改めて質問させていただきます。ありがとうございました。

○議長 以上をもって一般質問を終結いたします。

日程第2、議案第1号、西会津町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

町民税務課長、渡部峰明君。

○町民税務課長 議案第1号、西会津町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本条例の改正内容は、町長が提案理由のご説明で申し上げましたように、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、印鑑登録証明事務取扱要領の一部が改正されたことにより、町条例の改正を行うものであります。

主な改正内容といたしましては、成年被後見人による印鑑登録を行うことができるようにするものであります。

それでは、議案書に基づき、改正内容についてご説明を申し上げますが、併せて条例改正案新旧対照表もご覧願います。

西会津町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を次のように改正する。

まず、第2条についてですが、これは印鑑登録の資格を規定したものであり、第2項第2号中、成年被後見人を意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）に改めるものであります。

次に、第4条は印鑑の登録を規定したものであり、第4項中、記録されているを記載（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調整する住民票にあっては、記録。以下同じ。）がされているに改めるものです。

第6条は登録事項を規定したものであり、第1項第3号中、記載の次の（ ）書きの説明を削除し、同項第7号中の記録されているを記載がされているに改めるものであります。

次に、附則であります。この条例は令和2年4月1日から施行するものであります。

以上で、ご説明を終了させていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第1号、西会津町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

従って、議案第1号、西会津町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第2号、西会津町交通教育専門員設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

町民税務課長、渡部峰明君。

○町民税務課長 議案第2号、西会津町交通教育専門員設置条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本条例の改正内容は、町長が提案理由の説明で申しあげましたように、地方公務員法及び地方自治法の改正により、令和2年4月より特別職非常勤職員の厳格化が図られることから、町条例の改正を行うものであります。

改正内容といたしましては、今回の改正により交通教育専門員の身分が非常勤特別職から有償ボランティアの位置付けとなることから、これに合わせた所要の改正を行うものであります。

それでは、議案書に基づき、改正内容についてご説明を申し上げますが、併せて条例改正案新旧対照表もご覧願います。

西会津町交通教育専門員設置条例の一部を次のように改正する。

まず、第4条についてですが、これは交通教育専門員が受け取る報酬を規定したものであり、見出し及び同条中の報酬を報奨金に改めるものであります。

次に、第5条は公務災害補償を規定したものであり、市町村議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例を別に定めるところに改めるものであります。

次に、附則であります。この条例は令和2年4月1日から施行するものであります。

以上で、ご説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。ありませんか。

9番、多賀剛君。

○多賀剛 今回の改正では、身分が非常勤特別職から有償ボランティアになるというようなことで、報酬が報奨金になるということであり。時間当たりの金額も全く同じであります。これは全く、いわゆる名称が変わるだけで、手当等々も変わるとかそういうことはないのか、それ一つと。

公務災害補償の規定を削除して別な形で対応するということではあります。具体的にはどのような形で対応なさるのか、2点おたじします。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 お答えいたします。

まず手当額等につきましては、今までどおり変わりございません。額については変わり

はございません。これまで何かあった場合、公務災害ということでしたが、別に定めるところといたしますのは、自治区長さんも同じ有償ボランティアということになりまして、それと同じような保険に加入するという対応させていただきたいと思います。

○議長 ほかにありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第2号、西会津町交通教育専門員設置条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

従って、議案第2号、西会津町交通教育専門員設置条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第3号、職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、新田新也君。

○総務課長 議案第3号、職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案につきましては、地方公務員法及び地方自治法の改正により、令和2年4月から採用する会計年度任用職員について、職員と同様にサービスの宣誓が必要となることから、所要の改正を行うものであります。

それでは、改正条文についてご説明を申し上げますが、併せて条例改正案新旧対照表の4ページをご覧ください。

第2条は、職員のサービスの宣誓を規定しており、第2項として、会計年度任用職員のサービスの宣誓の規定を新たに加えるものであります。

次に附則であります。この条例の施行期日を令和2年4月1日とするものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

9番、多賀剛君。

○多賀剛 新年度から、いわゆる会計年度任用職員として採用されるということですが、いわゆる本年度までいました臨時職員、あるいは委託職員等の総数と、新年度採用される会計年度任用職員の数は同じなのか、それとも変動があったのか、一つと。

いわゆるこのサービスの宣誓というようなことをするようではありますが、具体的にはどのよ

うな形で宣誓をさせようとしてるのか、その2点をお尋ねします。

○議長 総務課長。

○総務課長 お答えをいたします。

まず現在の臨時職員、委託職員の数と会計年度任用職員に移行した後の数の違いということでございますが、44名が46名、2名増になります。

それから、宣誓書の内容でございますが、町の職員ですと、採用時、辞令交付の際に、日本国憲法を尊重し擁護することを誓います。地方自治体の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、といった宣誓をしていただきます。会計年度任用職員につきましては、数も大変多ございますので、宣誓書に署名をしていただいて町のほうに出していただくと。今度、会計年度任用職員に移行しますと、文面等も職員と同じ取り扱いになりますので、なおさら宣誓はしていただくようになります。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 宣誓のやり方等は分かりました。

この2名増員になったということでありまして、具体的にはどの部門にどういう配置の仕方をしたのか、ご説明できればお示してください。

○議長 総務課長。

○総務課長 増員になった分についてお答えをいたします。

まず、介護認定調査員、現在2名でございますが、それを1名増の3名。それから、生涯学習指導業務、現在4名であります、1名増の5名。

以上でございます。

○議長 ほかにありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第3号、職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

従って、議案第3号、職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第4号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

町民税務課長、渡部峰明君。

○町民税務課長 議案第4号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する

条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本条例の改正内容は、町長が提案理由のご説明で申し上げましたように、空き家等の適正管理を推進するため、空家等対策の推進に関する特別措置法の規定に基づき、空家等対策計画の策定や特定空家の認定等を協議するために、空家等対策協議会を設置するにあたりまして、その協議会委員の身分・報酬等を定めるものであります。

それでは、議案書に基づき、改正内容についてご説明を申し上げますが、併せて条例改正案の新旧対照表もご覧願います。

議案第4号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

今回の条例改正は、別表第1の表のうち特別職の名称の項中に空家等対策協議会委員を加えるものであり、報酬額の区分は1回、金額は6,300円であります。

次に附則であります。この条例は令和2年4月1日から施行するものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

9番、多賀剛君。

○多賀剛　この、いわゆる費用弁償、報酬の条例とは直接関係ありませんが、今回、空家等対策協議会を設置するための条例改正ということですが、今ほどの一般質問等々でも話ありましたけども、この協議会を設置することによって、国、県辺りからの解体補助、あるいは空き家の改修補助等々が受けやすくなる、受けられる条件だということ、私、以前の質疑の等々でお尋ねしましたけども、そんなことで間違いはないのか。これこの協議会ではどんなことを決めていかれるようになるのか、委員は概ね15名程度ということでありましたけども、その点をお尋ねいたします。

○議長　町民税務課長。

○町民税務課長　9番、多賀議員のご質問にお答えいたします。

まず、国の補助の要件としまして、協議会が設置されていること。また、空家等対策計画が策定されていることということとはございまして、補助は受けやすくなるということは間違いございません。それと、協議会での協議内容につきましては、空家計画の策定、またその策定したものの変更等、特定空家等の認定、また、その空き家に対する、例えば指導、助言、勧告、それぞれもこの協議会で協議しながら進めていくというようなことでは考えてございます。そしてまた、活用の部分もこの協議会でも協議していくということで考えてございます。

まだ詳しい内容につきましては、現在のところ協議中でございますが、現段階では今お話できる範囲で回答させていただいております。

○議長　町民税務課長。

○町民税務課長　委員につきましては、地域住民の代表とか、また学識経験者等々、15名以内。町長を筆頭にとということで15名以内で考えてございます。

○議長　9番、多賀剛君。

○多賀剛　具体的なことはこれからのことだということで、ご説明しづらいのかもしれない



せんが、私この、いわゆる空家計画、あるいはこの空家等の対策協議会を立ち上げることによって、相当な国からの支援が受けられるものと思っておりますが、具体的金額等はまだ示されたいですね。示されなければ後ほど伺うようにして、示されたい。それをお尋ねします。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 国の補助金につきましては、上限が事業費の5分の2ということになってございます。ただ、町の補助額と同額ということになりますので、最大で町、国を合わせますと5分の4ということになりますけれども、町の額と同額ということで、その以内ということでお話をさせていただきます。

○議長 ほかにありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第4号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

従って、議案第4号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第5号、西会津町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

町民税務課長、渡部峰明君。

○町民税務課長 議案第5号、西会津町税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本条例の改正内容は、町長が提案理由のご説明で申し上げましたように、平成30年度の地方税制改正に伴う、地方税法の一部改正がありましたことにより、法人の町民税につきまして町税条例の改正を行うものであります。

主な改正内容といたしましては、法人の町民税の申告方法等に関する規定の整備であります。

それでは、議案書に基づきまして、改正内容についてご説明を申し上げますが、併せて条例改正案の新旧対照表もご覧願います。

議案第5号、西会津町税条例の一部を次のように改正する。

第23条は町民税の納税義務者等について定める規定であります。第1項は法律改正による文言の修正であります。

第3項は、人格のない社団等について、電子申告義務化に係る規定を適用しない旨の規

定の整備であります。

第48条は法人の町民税の申告納付について定める規定であります。第10項から第12項については法律改正により、資本金が1億円以上の法人に対して、納税申告書を電子情報処理組織による提出義務について規定するものであります。

それに伴い、第1項については第10項から第12項についての申告の規定を加えるものであります。

次に附則についてご説明申し上げます。

第1条は、施行期日についての規定であります。この条例は、令和2年4月1日から施行するものであります。

第2条は、経過措置を規定するものであり、この条例の施行期日以前に開始された事業年度分の法人の町民税及び連結事業年度分の法人の町民税については従前のおりとするものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第5号、西会津町税条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

従って、議案第5号、西会津町税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第6号、西会津町営住宅条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、石川藤一郎君。

○建設水道課長　議案第6号、西会津町営住宅条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

本案につきましては、町長が提案理由の説明の中でご説明申し上げましたとおり、民法等の改正に伴い、連帯保証人の極度額を加えるなど、所要の改正を行うものであります。背景であります。民法の一部を改正する法律が本年4月1日から施行されます。この改正では、民法の債権関係について全般的な見直しがされております。

これを受け町では、法改正の意を体し、公営住宅の適切な維持管理に努めるとともに、入居者の安全で安心な暮らしの確保や、サービスの向上につなげてまいりたいと考えております。

それでは、議案書をご覧いただきたいと思います。併せまして条例改正案新旧対照表の10ページから12ページもご覧いただきたいと思います。

西会津町営住宅条例の一部を次のように改正する。

第11条の2は、連帯保証人の極度額についてであり、連帯保証人が保証する極度額を入居当初の家賃の12月分に相当する額とする旨を新たに加えるものであります。

第15条は、収入の申告等についてであり、公営住宅法・施行規則の改正による条ズレの修正であります。

第19条は、敷金についてであり、入居者に未納の家賃等があるときは、敷金を債務の弁済に充てることができることとする規定が新設されたことに伴い、新たに加えるものであります。

第21条は、修繕費用の負担についてであり、入居者に修繕に要する費用負担を求める場合は、当該費用の負担について町長が具体的に定めなければならない旨を規定するものであります。

第42条は、住宅の明渡請求についてであり、第3項の改正は、法に基づく規定でありまして、不正行為によって入居した者に対する請求額の算定に利用する利率を法定利率に改正するものであります。

第52条は、入居者資格についてであり、親族について、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律の規定と同趣旨にするものであります。

附則は、施行期日と経過措置で、令和2年4月1日から施行、適用し、施行前の西会津町営住宅条例第42条第3項の利息の割合は、従前の例によるものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

9番、多賀剛君。

○多賀剛　これ先日お尋ねしたかもしれませんが、現在受けている連帯保証人は、この条例後は、いわゆる極度額を限度としてするようになるのか、以前からこの連帯保証人はどうなさるのかお尋ねします。

それとあと、現在、このいわゆる回収不能となってるようなものが実際あるのかどうかということです。

それとあと、この新旧改正案の一番最後に、支給要件の中で、いわゆる結婚の届出をしない事実上の婚姻関係も認めるということでありますが、これからは、いわゆる事実婚でも、いわゆる入れるようになるのか、以前からそうだったのか、あるいはこれ同性でもいいのかどうか、難しい問題もありますが、その点が分かればお示してください。

○議長　建設水道課長。

○建設水道課長　それでは連帯保証人の極度額のご質問にお答えいたします。

この極度額を設定する、いわゆる責任の上限を定めるといいますのは、4月1日以降施行されてから適用されるというものでございます。

それで、これまでの契約につきましては、従前の例というふうに経過措置に記載しましたとおり、今までどおりの契約でいくということでありまして、過去のものについては上

限度というものは適用されません。

あと未納の状況ということですが、以前も何度か議員の皆さまからご質問いただいているところがございますけれども、平成30年度決算時点で過年度も含めると約1,700万ほどございます。ただ、この未納につきましては、町の大きな課題だというふうに捉えておりますので、納入指導ですとか、あとは臨戸訪問、そういった形で全庁あげて全力で解消に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

あと52条の関係でございますけれども、これは上位法に、今回（ ）書きの部分は入ってきたというようなことで、国土交通省のほうから通達がございました。その国が示します公営住宅管理標準条例というものがございまして、そこにも入ってきたということで、これまでこの国の準則といいますか、その指針どおりに改正してまいりました。背景としましては、先ほど議員がおっしゃられたとおりにかなと思ひまして、やはりある意味柔軟性を持たせてきたのかなというふうには理解してございます。

○議長 建設水道課長。

○建設水道課長 もう1点質問ありまして、回収不能の分ということでございますけれども、亡くなってしまった方ですとか、あとは行く先不明とか、若干でございますけれどもございます。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 分かりました。その行方不明等々は、じゃあ荷物とか何かあるから、その部屋は明け渡しはしてもらえない状況なんですか。要は、後から使える状況にするには、いろいろ算段が必要だと思いますけれども、そんなところと。

あと、先ほど言ったように今の時代、その入居要件の件でね、大変難しいケースも多々想定されるということで、1番何かもLGBTなんていう話をしましたけれども、事実婚というと、大概、我々は婚姻届はしないけれども、女性と男性の組み合わせが多いんですが、事実婚と認めるようになれば、いわゆる同性同士の入居なんかも、これは認めざるを得ないのか、柔軟に対応しなきゃいけないというようなことでありますが、その辺ご答弁できれば確認いたします。

○議長 建設水道課長。

○建設水道課長 回収不能の件でお答えいたします。

その先ほど、若干と申し上げましたのは、既に退去された後の方でございます、現在、荷物があるとかということではございません。そういった対象者でございます。

あと52条ですか、その部分で、同性とかという部分でございますが、これは法で現在縛られてるものではございませんので、ここに記載したとおりでございます、含まれてくるのかなというふうには考えてございます。

○議長 6番、三留正義君。

○三留正義 1点だけ、19条に次の1項を加えるということで、3項がありますが、これちょっと今読んでたら、町側の債権についての相殺権で、債務指定充当権は認めないよと、延滞している人が債務指定はできない、放棄してくださいよってということで解釈してよろしいのか、ご確認します。

○議長 建設水道課長。

○建設水道課長 お答えいたします。

19条、敷金に関してでございますけれども、これは、これまで4項におきましては、出るときに債務があれば充当してもいいよというのが判例で定められておりましたが、3項におきましては、新たにできた規定でございます、これを追加させていただくわけでございますけれども、ここで初めて入居者の敷金を未履行の債務の弁済に充てることができる、改めて法改正でなったというようなことでございます。

○議長 ほかにありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第6号、西会津町営住宅条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

従って、議案第6号、西会津町営住宅条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

暫時休議にします。(14時43分)

○議長 再開します。(14時47分)

日程第8、議案第7号、西会津町定住促進住宅条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、石川藤一郎君。

○建設水道課長 議案第7号、西会津町定住促進住宅条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

本案につきましては、議案第6号の条例改正と同様に、民法等の改正に伴い、所要の改正を行うとともに、若者向け住宅について、名称や家賃等を定めるものであります。

それでは、議案書をご覧いただきたいと思います。併せて条例改正案新旧対照表の13ページから15ページもご覧いただきたいと思います。

西会津町定住促進住宅条例の一部を次のように改正する。

第8条の2は、連帯保証人の極度額についてであります。連帯保証人が保証する極度額を入居当初の家賃の12月分に相当する額とする旨を新たに加えるものであります。

第14条は、敷金についてであり、入居者に未納の家賃等があるときは、敷金を債務の弁済に充てることができる旨を加えるものであります。

第16条は、修繕費用の負担についてであり、入居者に修繕に要する費用負担を求める場合は、当該費用の負担について町長が具体的に定めなければならない旨を規定するものであります。

別表第1の改正は、現在、整備を進めております若者向け住宅について、第3定住促進住宅として条例に追加するものであります。

別表第2の改正は、第3定住促進住宅の家賃についてであり、町内外のアパートの状況等を踏まえ、部屋の位置に応じて3万8千円から4万円に規定するものであります。

別表第3の改正は、駐車場の使用料について規定するものであります。

附則は、施行期日で、令和2年4月1日から施行し、別表第1から別表第3までの改正規定は、令和2年10月1日から施行するものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第7号、西会津町定住促進住宅条例の一部を改正する条例を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

従って、議案第7号、西会津町定住促進住宅条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第8号、西会津町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、石川藤一郎君。

○建設水道課長　議案第8号、西会津町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

道路占用料は、道路法第39条の規定に基づき道路管理者が徴収し、金額や徴収方法は、条例で定めることとなっております。

国では、道路占用料を3年程度で改正する方針のもと、道路法施行令の改正により対応しております。この内、市町村の占用料の額は、固定資産税評価額の平均を基に五つの級地に区分され定められております。

今次の改正は、道路占用料の額の改正であり、固定資産税評価額の評価替え等を踏まえ、一部を除き増額若しくは据え置きとなっております。

それでは、議案書を説明いたします。併せて条例改正案新旧対照表の16ページから21ページもご覧いただきたいと思っております。

西会津町道路占用料徴収条例の一部を次のように改正する。別表を次のように定める。

別表は、占用物件とそれに対する占用料の単位と金額が記されております。占用物件は、

道路法第32条の第1項第1号から第6号までに掲げられている電柱、電話柱、電線、水道管など、道路法施行令第7条の第1号から第13号に掲げられている看板、旗ざお、工事用の詰所などでありまして、それぞれの種類に応じた単位と金額が記されております。

附則は、施行期日と経過措置でありまして、令和2年4月1日から施行、適用し、施行前の占用期間に係る占用料の額は、従前の例によるものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第8号、西会津町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

従って、議案第8号、西会津町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第9号、西会津町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

町民税務課長、渡部峰明君。

○町民税務課長 議案第9号、西会津町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本条例の改正内容は、町長が提案理由の中でご説明申し上げましたとおり、これまで検討してまいりました消防組織の見直しに伴う町条例の改正を行うものであります。

改正内容といたしましては、職名の修正と、西会津町消防団に女性消防隊を設置するため、報酬の班長の区分に女性消防隊長を追加するものであります。

それでは、議案書に基づき、改正内容につきまして、ご説明を申し上げますが、併せて条例改正案新旧対照表もご覧願います。

西会津町消防団設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第2は、消防団員の報酬を規定したものであり、区分の庶務を総務に改めるものであります。また、区分の班長に女性消防隊長を加えるものであります。

次に、附則でありまして、この条例は令和2年4月1日から施行するものであります。

以上で、ご説明を終了させていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

4番、秦貞継君。

○秦貞継 何点かお伺いいたします。

この女性消防隊長というのは、新しく設けたそうでございますが、役割等、新しくつくものですから、どういった役割でこの役職ができたのか、まずお示してください。

それと、この女性消防隊長に関しては、例えば退職等に関しては、上の段にありますように、班長とか、ほかの団員のように保障されているのかもどうかもお示してください。

同じような質問になっちゃうかもしれませんが、これは、例えば一朝有事の際、もしものことがあった場合は、女性消防隊長に関して補償はされるのかもどうかもお示してください。

それと4点目として、今回の改正によってどのぐらいの予算に影響が出るのかもお示してください。

以上4点でございます。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 秦議員のご質問にお答えいたします。

まず、女性消防隊長の役割でございますが、女性消防団員をまとめていただくというようなことで、班長のような役目ということで考えてございます。ただ今後、女性消防隊の役割ですとか、消防団員の役割ですとか隊長の役割につきましては、今後協議を進めながら、さらに詳しく決めていきたいなというところでございます。

退職につきましても、班長と同じ、男性の団員と同じ扱いになってまいります。

それと、有事の際の補償でございますが、当然消防団ということで、公務災害に該当しますので同じように補償もされます。

女性消防隊としての全体の影響額でございますが、女性消防隊としては、枠としては一応15名を設けてございます。その15名分の報酬を確保してございます。それと、必要な部分の被服費等も新年度では計上させていただいてございます。

それと、まず報酬につきましては52万ほどでございます。それと被服につきましても、それぞれ15万ほどは確保してございます。

それと、あと公務災害補償等の負担金につきましては、特別にその女性消防隊としての計上はございませんので、公務災害の負担金については影響なしということで、報酬と被服費等での影響額が、今お話した内容でございます。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 今、女性団員をまとめる隊長としてだと思んですけども、15名みているということですけど、これ隊長ばかりいても団員がいなければしょうがないですけど、この辺の団員確保等、要は隊としてまとめあげるには人が必要なんですから、その辺の目処というのはついているのかもどうかを確認の意味でしたいと思います。

あと、役割、これから協議を進めるということなんですけど、この条例、4月1日から施行するんですね。もう日前もないので、今どこまでその役割等というのが話が進んでいるのか進捗を確認したいと思います。

それと、これ退職等は団員と同じということですけども、これ今まで何十年も女性消防隊で頑張ってもらった隊長さんもらっしやいますよね。ああいった人には当てはまらな



いんでしょうか。

その3点を再質問いたします。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 お答えいたします。

まず、女性消防団員でよろしいですね。ここで申しますと、その他の団員に含まれますので、特に隊員としての区分は設けてございません。その他の団員に含まれます。

それと、女性消防団員の確保につきましては、現在申し込みを取っておりまして、4月1日での委嘱ということになりますから、ただ、今申し込みある方に集まっていただいて、打ち合わせをやるような段取りでは、今、進めてございます。その中でこういった役割もしていただくかということも含めまして、ちょっと打ち合わせというような形で。

ただ、女性消防隊ということで任意団体が今までございました。その業務を引き継ぐというようなことでは、今、考えてございまして、最終的には今週金曜日に打ち合わせをしながら、その辺をすり合わせをしていくということで考えてございます。

これまで女性消防隊として活躍していただいたわけですが、あくまで任意団体ですので、この消防団としての退職という意味では、それとはまた別でございましてので対象にはならないということをご理解いただきたいと思います。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 今ちょっと説明でありましたけども、最終的な確認なんですけど、今の説明で今週の金曜日、最終的な打ち合わせをするということですから、今週の金曜日ではほぼ形が見えるということの認識というか、理解でよろしいのかどうかと。

あと、その際に、引き継ぐこと前提ですよ、要は新しい仕事をしてもらうんじゃなく、今でも十分な活動されていると思うんですけども、それを引き継ぐような、確認を今週金曜日、最終的にするというような考えでよろしいのかどうか。あとそのときに最終的な団員等の構成も分かるということでもよろしいでしょうか。その三つが今週金曜日、確認できるということでもよろしいでしょうか。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 お答えいたします。

まず、今週、女性消防団員になる方々とのちょっと打ち合わせ、すり合わせということで考えてございまして、活動内容につきましては、今ほど議員がおっしゃったように、今までの活動を引き継いでいただくというようなことでは考えてございます。

ただ、女性消防隊を本部付けということで考えてございまして、最終的には団本部で了承をいただくというような作業が出てくるのかなということで、金曜日で最終決定ということではなく、今後さらに団本部との調整とか、していかなくちゃいけないのかなという具合に、今、考えてございまして、それに向けて進めているところでございます。

○議長 ほかにありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第9号、西会津町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

従って、議案第9号、西会津町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。(15時11分)

令和2年第2回西会津町議会定例会会議録

令和2年3月12日(木)

開 議 10時00分  
延 会 16時36分

出席議員

1番	荒海正人	5番	猪俣常三	9番	多賀剛
2番	上野恵美子	6番	三留正義	10番	青木照夫
3番	小林雅弘	7番	小柴敬	11番	清野佐一
4番	秦貞継	8番	伊藤一男	12番	武藤道廣

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	薄 友 喜	建設水道課長	石 川 藤一郎
副 町 長	工 藤 倫 也	会計管理者兼出納室長	成 田 信 幸
総 務 課 長	新 田 新 也	教 育 長	江 添 信 城
企画情報課長	矢 部 喜代栄	学校教育課長	玉 木 周 司
町民税務課長	渡 部 峰 明	生涯学習課長	五十嵐 博 文
福祉介護課長	渡 部 栄 二	代表監査委員	佐 藤 泰
健康増進課長	小 瀧 武 彦	農業委員会長	佐 藤 忠 正
商工観光課長	伊 藤 善 文	農業委員会事務局長	岩 渕 東 吾
農林振興課長	岩 渕 東 吾		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	長谷川 浩 一	議会事務局主査	渡 部 和 徳
--------	---------	---------	---------

## 令和2年第2回議会定例会議事日程（第7号）

令和2年3月12日 午前10時開議

開 議

- |       |        |                               |
|-------|--------|-------------------------------|
| 日程第1  | 議案第10号 | 令和元年度西会津町一般会計補正予算（第9次）        |
| 日程第2  | 議案第11号 | 令和元年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算（第3次） |
| 日程第3  | 議案第12号 | 令和元年度西会津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1次） |
| 日程第4  | 議案第13号 | 令和元年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第4次）  |
| 日程第5  | 議案第14号 | 令和元年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第3次）    |
| 日程第6  | 議案第15号 | 令和元年度西会津町水道事業会計補正予算（第3次）      |
| 日程第7  | 議案第16号 | 令和2年度西会津町一般会計予算               |
| 日程第8  | 議案第17号 | 令和2年度西会津町工業団地造成事業特別会計予算       |
| 日程第9  | 議案第18号 | 令和2年度西会津町住宅団地造成事業特別会計予算       |
| 日程第10 | 議案第19号 | 令和2年度西会津町後期高齢者医療特別会計予算        |
| 日程第11 | 議案第20号 | 令和2年度西会津町国民健康保険特別会計予算         |
| 日程第12 | 議案第21号 | 令和2年度西会津町介護保険特別会計予算           |
| 日程第13 | 議案第22号 | 令和2年度西会津町水道事業会計予算             |
| 日程第14 | 議案第23号 | 令和2年度西会津町下水道事業会計予算            |

散 会

○議長 おはようございます。

令和2年第2回西会津町議会定例会を再開します。(10時00分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程第1、議案第10号、令和元年度西会津町一般会計補正予算(第9次)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、新田新也君。

○総務課長 議案第10号、令和元年度西会津町一般会計補正予算(第9次)の調整について、ご説明を申し上げます。

今次補正の主な内容であります。年度末の整理予算として、事業費の確定や見込みなどに伴い、歳入・歳出全般にわたり予算額の調整を行ったところであります。

それでは予算書をご覧ください。

令和元年度西会津町の一般会計補正予算(第9次)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億2,822万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63億3,244万7千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

繰越明許費の補正、第2条、繰越明許費の補正は、第2表、繰越明許費補正による。

地方債の補正、第3条、地方債の補正は、第3表、地方債補正による。

補正の主な内容であります。事項別明細書でご説明いたします。10ページをご覧ください。

まず歳入であります。1款、町税、1項1目、個人町民税、500万2千円の増、1項2目、法人町民税、71万4千円の減、2項1目、固定資産税、302万円の増、3項1目、軽自動車税、73万7千円の減は、それぞれ収入見込みによるものであります。

11ページをご覧ください。

8款、地方特例交付金、1項1目、地方特例交付金、168万1千円の増は、自動車税及び軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減による減収分の補てんに伴うものであります。

11款、分担金及び負担金、1項1目、災害復旧費分担金、717万2千円の減は、台風第19号被害に係る農地及び農業用施設災害復旧事業費の確定見込みによるものであります。

12ページをご覧ください。

13款、国庫支出金、2項5目、土木費国庫補助金、370万5千円の減は、社会資本整備総合交付金の地域住宅計画事業の確定によるものであります。

13ページをご覧ください。

14款、県支出金、2項1目、総務費県補助金、105万円の減は、ふくしま移住支援金給付事業の確定によるものであります。2項2目、民生費県補助金、137万7千円の減は、確定見込みによる、子ども医療費助成事業補助金、73万円の減や子ども・子育て支援交付金、88万5千円の減などあります。2項4目、農林水産業費県補助金、1,639万7千円の減は、確定による環境保全型農業直接支払交付金、181万3千円の減や林業専用道整備

事業補助金、1,176万円の減などがあります。2項8目、災害復旧費県補助金、2,431万3千円の減は、確定見込みによる農地及び農業用施設災害復旧事業補助金の減であります。

14ページをご覧ください。

3項1目、総務費委託金、468万5千円の減は、確定による参議院議員通常選挙費委託金、164万6千円の減及び県議会議員選挙費委託金、267万1千円の減などがあります。

15款、財産収入、2項2目、物品売却収入、324円の増は、更新に伴う除雪用タイヤドーナツの売却によるものであります。

16款、寄附金、1項1目、一般寄附金、231万9千円の増は、確定見込みによるものであります。

次に、15ページをご覧ください。

17款、繰入金、2項8目、ふるさと振興基金繰入金、1,075万4千円の増及び9目、高額療養費支払貸付基金繰入金、200万円の増は、それぞれ基金の廃止に伴い繰り入れするものであります。

16ページをご覧ください。

20款、町債につきましては、過疎対策事業債や災害復旧事業債、緊急自然災害防止対策事業債など、事業費の決定等に伴い額の調整を行なうものであります。

次に、17ページをご覧ください。歳出であります。

まず、1款、議会費、1項1目、議会費、181万3千円の減は、確定見込みによる旅費、100万円の減や印刷製本費、30万8千円の減などがあります。

2款、総務費、1項5目、財産管理費、1,872万円の増は、18ページに記載の今次補正における剰余金の財政調整基金への積立金、1,894万7千円の増などがあります。なお、今次補正後の財政調整基金の残高見込みは、6億757万4千円であります。6目、企画費、219万8千円の減は、確定による雪対策基本計画推進委員会委員報償金などの報償費、69万2千円の減、印刷製本費などの需用費、54万9千円の減などがあります。10目、ふるさと振興費、663万8千円の減は、地域おこし協力隊の報酬や社会保険料、委託料など合計で642万6千円の減などによるものであります。

19ページをご覧ください。

11目、総合情報政策費、726万円の減は、ケーブルテレビの映像機器高度化更新事業の確定に伴うものであります。13目、地方創生費、791万8千円の増は、まち・ひと・しごと創生総合戦略策定アドバイザー委託料、100万3千円の減や、にしあいづ移住支援事業補助金、140万円の減、ふるさと振興基金の廃止に伴うみんなで創る未来基金への積立金、1,075万4千円の増などによるものであります。

20ページをご覧ください。

2項1目、税務総務費、169万4千円の減は、確定に伴う税申告受付システム設定業務委託料、77万円の減などがあります。4項3目、参議院議員通常選挙費、136万9千円の減及び21ページの4目、県議会議員選挙費、266万2千円の減につきましては、確定による職員手当や需用費の減などによるものであります。

23ページをご覧ください。

3款、民生費、1項3目、老人福祉費、199万5千円の増は、高額療養費支払貸付基金

の廃止に伴う生きがい福祉基金への積立金、200万円の増などによるものであります。

24 ページをご覧ください。

2 項 1 目、児童福祉総務費、176 万 3 千円の減は、子育て医療費サポート事業助成費、169 万 4 千円の減や乳幼児家庭子育て応援金、80 万円の減及び国民健康保険特別会計事業勘定繰出金、161 万円の増などによるものであります。2 目、児童措置費、155 万円の減は、認定こども園に係る燃料費等の需用費、100 万円の減及び児童手当、55 万円の減であります。

25 ページをご覧ください。

4 款、衛生費、1 項 2 目、予防費、142 万 7 千円の減は、風しんの追加的対策に係る抗体検査及び予防接種委託料の減であります。

26 ページをご覧ください。

6 款、農林水産業費、1 項 3 目、農業振興費、799 万 7 千円の減は、栽培指導専門員報酬、23 万 1 千円の減、確定による園芸ハウス整備工事、17 万円の減、27 ページに行きまして、農業次世代人材投資事業補助金、150 万円の減、環境保全型農業直接支援対策交付金、240 万 6 千円の減などによるものであります。

28 ページをご覧ください。

2 項 1 目、林業総務費、1,624 万 3 千円の減は、確定による菌床栽培ハウス整備工事、130 万 2 千円の減及び杉山前佛線に係る林業専用道整備工事、1,480 万円の減などによるものであります。

29 ページをご覧ください。

7 款、商工費、1 項 2 目、商工振興費、80 万 8 千円の増は、今冬の小雪により影響を受けている中小企業の資金繰りを支援するための、緊急経済対策資金信用保証料補助金、100 万円の新規計上などであります。3 目、観光費、82 万 7 千円の減は、確定による周遊観光促進事業企画運営等委託料、50 万円の減などによるものであります。

30 ページをご覧ください。

8 款、土木費、4 項 1 目、住宅管理費、799 万円の減は、町営西林東住宅屋上改修事業の確定による設計監理委託料、114 万円及び工事費、685 万円の減であります。3 目、住宅建築物耐震改修促進費、122 万 1 千円の減は、申請が無かったことによる木造住宅耐震改修促進事業補助金、100 万円の減などあります。

31 ページをご覧ください。

9 款、消防費、1 項 3 目、消防施設費、110 万 3 千円の増は、確定による消防ポンプ購入費、21 万 6 千円の減、消火栓の修繕等に係る負担金、131 万 9 千円の増であります。

10 款、教育費、1 項 2 目、事務局費、216 万 9 千円の減は、臨時職員賃金、30 万円の減、32 ページにいきまして、小中学校各種大会出場補助金、50 万円の減、小中学校交流事業補助金、40 万円の減、西会津高校活性化対策修学資金貸付金、28 万 8 千円の減などあります。1 項 4 目、スクールバス運行費、360 万円の減は、運行計画の見直し等による運行業務委託料、400 万円の減などあります。

33 ページをご覧ください。

4 項 1 目、社会教育総務費、138 万 6 千円の減は、講師謝礼等の報償費、39 万 5 千円の

減、印刷製本費、36万円の減などであります。

34 ページをご覧ください。

3 目、文化財保護費、111万5千円の減は、遺跡試掘賃金、95万3千円の減などあります。

11 款、災害復旧費、1 項 1 目、農業施設災害復旧費、5,739万4千円の減は、台風第19号に係る災害復旧費の確定見込みによる現年災害復旧工事、5,653万1千円の減などあります。

35 ページをご覧ください。

2 項 1 目、道路橋りょう河川災害復旧費、2,037万6千円の減は、小杉山地区の地すべり対策応急工事費の事業費確定による減であります。

12 款、公債費、1 項 2 目、利子、600万円の減は、今年度借入分の地方債償還利子の利率が当初の見込みより低くなったことなどによるものであります。

次に、6 ページをご覧ください。

第2表、繰越明許費・補正・追加であります。事業の実施にあたり関係機関との協議に不測の日数を要したことなどにより、それぞれ年度内に事業の完了が見込めないことから、翌年度に事業を繰り越して実施するため、繰越明許費の設定をお願いするものであります。

まず、2 款、総務費、1 項、総務管理費であります。現在整備を進めております、若者向け住宅整備事業の工事費、9,933万円及びケーブルテレビ映像機器高度化更新事業の工事費、1,188万円であります。

次に、6 款、農林水産業費、2 項、林業費の林業専用道整備事業、2,067万1千円は、奥川杉山地区の杉山前佛線の整備に係る工事費であります。

次に、8 款、土木費、1 項、道路橋りょう費の町道防雪柵設置事業、200万円につきましては、町道野沢柴崎線に整備を予定しております防雪柵の風向・風速等の調査に係る委託料であります。また、橋りょう修繕事業、768万5千円は、町道芹沼芝草線に架かる幸平橋の補修工事費であります。

次に、8 款、土木費、3 項、都市計画費のさゆり公園長寿命化事業、4,797万4千円は、野球場バックネット更新工事などの設計監理委託料及び工事費であります。

次に、9 款、消防費、1 項、消防費の防災行政無線デジタル化事業、1億3,040万円は、工事監理委託料及び工事費であります。

次に、11 款、災害復旧費、1 項、農林水産施設災害復旧費の農地農業用施設災害復旧事業、5,913万円は、台風第19号被害の復旧に係る工事費などあります。

次に、11 款、災害復旧費、2 項、公共土木施設災害復旧費の林地崩壊防止事業、5,226万4千円は、小杉山地区の地すべり対策に係る工事費などあります。

7 ページをご覧ください。

第3表の地方債補正・変更であります。

まず、社会福祉施設整備事業費につきましては、小規模多機能型居宅介護施設整備の設計委託料に充当を予定しておりましたが、交付税への算入がないことから、借り入れをせずに一般財源で対応することとしました。

次に、公営住宅建設事業費につきましても、町営西林東住宅の屋根防水工事に充当を予



定しておりましたが、交付税への算入がないことから、借り入れをせずに一般財源で対応することといたしました。

次に、災害復旧事業費につきましては、台風第19号に係る復旧対象事業費の確定に伴い、限度額の変更を行うものであります。

起債の方法、利率、償還の方法については変更ありません。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。ありませんか。

4番、秦貞継君。

○秦貞継　何点かお伺いいたします。

まず25ページ、保健衛生費の1項2目、予防費のこれ風疹ですよ。風疹だと思んですけど、これ今、検診率、要はどのくらい進んでいるのかの現状をお示してください。

続きまして、30ページ、土木費の4項3目、木造住宅耐震改修促進事業補助金ですけども、申請なしというお話でしたが、今までの利用実績等、もし分かりましたらお示してください。

あとその次のページ、31ページで、1項3目、消防施設費で消火栓維持管理負担金が131万9千円あがってますが、修繕の内容をちょっと詳しくお示してください。

あと最後に、また次のページ、32ページなんですけども、教育総務費の1項2目、補助金、小中学校交流事業補助金が40万円減となっておりますが、この要因をお示してください。

以上です。

○議長　福祉介護課長、渡部栄二君。

○福祉介護課長　それでは、お答えいたします。

25ページ、4款、衛生費のうち、2項1目、予防費、予防接種の委託料が今回減額となっております。その要因といたしましては、議員がおっしゃるように風疹の追加的対策を今年度から行っております。抗体を持ってもらっじゃない男性の一定年齢の方に対して、今回ご案内を差し上げて、風疹の抗体検査並びに抗体がない方については予防接種をしていただくということで、対策を講じているところでございますが、対象といたしましては、558名の方に対象としてご案内を差し上げております。そのうち、今現在、抗体検査を実施いたしましたのが157名、受検率といたしまして28.1パーセントの方が受検しているということでございます。

なお、この数字につきましては、国保連合会から受検をした人数が、ある程度の事務処理の期間をおいて報告があるものですから、これは1月分までの受検者数ということでご理解をいただきたいと思います。

なお、この受検をした中で抗体がある方が70名の方、抗体がない方が87名の方がいらっしゃいました。その抗体がない方が、今度、抗体を獲得するために予防摂取を受けることになるわけなんですけど、70名のうち34名の方が予防接種まで受けてらっしゃると、接種率については48.5パーセントの方が摂取をしているということでございます。

なお、国のほうでもこの風疹対策につきましては、追加の勧奨をするなど、できる限り抗体の検査並びに予防接種についてしっかりと行っていただくような、町といたしまして

は勸奨をしてみたいというふうに考えておりますので、この対策については令和2年度、令和3年度と引き続き実施することとなりますので、その中で受検率並びに接種率を向上させていきたいというふうに考えております。

○議長 建設水道課長、石川藤一郎君。

○建設水道課長 それでは、住宅の耐震関係のご質問にお答えいたします。

まず、耐震の診断の関係ですけれども、実績としましては平成24年から開始しまして、各年2件ずつで、これまで10件、平成29年度にはございませんでした。その次の耐震診断の工事の関係ですけれども、これまで実績はございません。

以上でございます。

○議長 町民税務課長、渡部峰明君。

○町民税務課長 それでは、消防施設費の消火栓維持管理負担金のご質問にお答えいたします。

消火栓の修繕、または移設ということで、上小島2カ所、西林、塚田、下小屋、あと中野ですか、この6カ所の消火栓の修繕、または2カ所の移設ということで、不足する額を計上させていただきました。

○議長 学校教育課長、玉木周司君。

○学校教育課長 教育総務費、小中学校交流事業補助金の減につきましてご説明をいたします。

これは事業精査による減ということでございまして、大きな理由としては2点、1点は豊間交流につきまして、貸切バスの利用から町の教育委員会のバスの利用にしたことによる事業費の減。それから、あと沖縄県大宜味村との交流におきまして、参加児童数の減による減ということでもあります。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 順次再質問いたします。ちょっと確認なんですけど、風疹って大人になってもし発症すると重症化するのかなど。ちょっと教えていただきたいなど、こんなところで聞いていいのかなどあれなんですけど。

それと、実は私も慌てて受けたんですけども、この検診受けたんですけど、これ28パーセントって随分、正直低いなと思うんですけど、周知方法はどのようにされているのかをお聞きしたいと思います。

例えばメディア、もしくは、例えばホームページだとか、紙面配布だとか、その辺、ちょっと詳しい周知方法をお示してください。

あと、こちらも、30ページの木造住宅耐震改修促進事業補助金なんですけども、診断は今まで10件あったというんですけど、工事が今まで1回もないというのは、これ補助金の使い方というんですかね、あり方に関しても、ちょっとどういうふうに、今、町としては捉えているのか、考えをお示してください。

次の消火栓維持管理負担金ですが、移設がメインだったのか、修繕であれば、例えばどんな修繕が必要だったのかをちょっと詳しく。例えばもう老朽化が進んでいて、今後そういうのがどんどんやらずにやらないのかどうか、ちょっと自分、確認したかったものですから、その辺も含めてお示してください。

あと、確認ですけれども、じゃあこの40万円減というのは、バスを使ったことによることと、子どもが減ったから仕方がないというものでよろしいのかどうか、最後に確認の意味でお示してください。

以上です。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは、風疹のご質問についてお答えをいたしたいと思います。

まず、大人になってから風疹にかかった場合、重症化するのかといったところでございますが、今回、風疹の追加的対策を実施する目的といたしましては、妊娠している女性の方が風疹にかかることによって、生まれてくるお子さんが先天性の疾病を持つ可能性が高いといったところで、社会の中で風疹を全国的に排除していきたいといったところで追加的対策として実施しているところでございます。

なお、大人の方がかかることによって重症化するというのは、その方のやはり持ってらっしゃるものですか、医学的などところはちょっと判明はしませんが、目的としてはそういった目的で実施しているところでございまして、大人の方が風疹にかかっても、その早急に重篤な状態になるということでは、理解をしていないところでございます。

あと、この周知の仕方というところでございますが、町のほうでは、基本的には対象者、先ほど申し上げました558名の方にダイレクトメールで抗体検査のご案内を差し上げております。その中には、分かりやすい説明のチラシなどを入れて、ぜひしっかりと抗体検査を受けていただきたいというふうなご案内を差し上げているところでございます。

さらに広報紙やケーブルテレビ、あとホームページでも抗体検査の検査受検に向けてのお知らせもしておりますし、国のほうでもCMでの周知をしたりですとか、様々な機会を捉えて周知を図っているということでございます。

なお、受検率が28.1パーセントで、議員の感覚で低いんじゃないかというふうな捉え方でございますが、やはりこれ全国的にも受検率が非常に低くなってございまして、全国で13パーセントの方が検査を実施しているといった情報が入ってございます。なお、国でも完全に実施していただくように市町村、対象者に呼びかけていただきたいというふうな通知もございますので、引き続き、令和2年度、3年度と対策期間がございまして、受検率100パーセントに向けて周知徹底を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 建設水道課長。

○建設水道課長 それでは、住宅の耐震診断の質問にお答えいたします。

補助金等の考え方というようなことでございました。まずこの制度ですけれども、県の補助金を活用して実施しております。原則としまして、まず診断を行った方が耐震の工事もできるという制度でございまして、それで、この制度的になんですけれども、補助対象事業費の割には100万円というようなことで、その補助金が少ないというのが実際の、その工事まで至らない要因かなというふうには捉えております。

なお、最終的には、その申請のあった方、過去にございましたが、話し合いの中で本人が取り下げたという事例もございます。

あと、県との話し合いの場が、毎年、地域づくり懇談会などという場がありまして、そ

ここでこの件についても毎回意見交換をさせていただいておりますので、今後よりよい方向に向くよう交渉というか、話し合いは継続したいと思います。

あと最後に、町の姿勢でございますけども、やはり町民の皆さんの安心安全を確保するという意味では、この制度は町の姿勢として続けていく考えでございます。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 それでは、消火栓の修繕の関係のご質問にお答えいたします。

まず、移設につきましては、塚田地内の1基と、中野地内の1基、この二つの移設だけでも187万ほどで、そのほかは、下小屋、上小島、西林につきましては、パッキン等の不具合等もございまして、修繕をしているというような状況でございます。

○議長 学校教育課長。

○学校教育課長 再質問にお答えいたします。

減額の理由につきましては、先ほど申し上げましたとおりでございますが、豊間交流、それから大宜味村交流、夏、冬とも予定どおり事業実施できたわけでございますが、今冬の暖冬、少雪に伴いまして、内容を大きく工夫しながらも、楽しく有意義な交流事業は実施できたところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 私、何でかという、たまたまホームページ、ニュース等見ているうちに、事の重大性が分かったんですけども、うちの町、少子高齢化といわれてて、新生児なんかね、もうありがたい、何としても守らなくちゃいけない立場だと思うんです。だから、全国が13パーセントなんていうのは、これ私は関係ないと思います。おっしゃったとおりで、100パーセントを目指して、これは対象者というお話しでしたが、やっぱり周りからも、議会でも私、言われたんですよ。お前、この年齢じゃないのかと言われて、ああそうだなと思って、やっぱり気が付いてね、やらなくちゃいけないなと思ったところもあるので、この周知方法についても、やっぱり広報、ケーブルテレビ、国のCMでもやっていますけど、やっぱり周りの方々からも声かけてもらえるような方法も、やっぱり考えなくちゃいけないんじゃないかなと思いますが、最後に、今後の町の周知方法に関しての方向性をお示してください。

重症化に関しても、私が聞いた話では、子どものころにかかるよりはというふうに聞いてましたので、その辺も、例えば周知するとき、もしあなたがかかったら大変なことになりますよと言われれば、ちょっとやらなくちゃいけないと思いますよね。その辺も、もし事実確認をしてから周知につなげてみてはどうかなと思いますが、その辺も含めた今後の方向性をお示してください。

あと、今、30ページの木造住宅耐震改修に関しては、課長がおっしゃったとおり、これが一番のメインだと思います。要は、やってみたものの、検診したけど、やっぱり実際自分が出さなくちゃいけないもの、補助金は出るけども、それ以上というものはもう明白であれば、その辺も今後煮詰めて、方向性をやっぱり早急に、おっしゃったとおりだと思いますよ。安全安心を考えれば、もうずっとずっとこのまま使われない状態できたことが、ちょっと私は問題じゃないのかなと思いますが、今後もこれ早急に対策を考えるべきだと思いますけど、その辺、最後にちょっと今後の確認をしたいと思っております。

あと最後、確認ですけれども、消防消火栓維持管理に関しては、今の数字を聞きますと、移設が大部分で、大きな修繕は今後あまりないというふうな認識でよろしいのかどうか。その確認だけです。

以上です。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは、ご質問にお答えいたします。

風疹のご質問でございますが、町といたしましても、やはりこういった社会に身を置く方が、先ほども申し上げました妊娠した女性の方に感染させると、非常に子どもさんが先天性の障害を持って生まれてくる可能性が高いという状況を踏まえまして、ぜひその地域から風疹が出ない環境づくりを進めてまいりたいといったところは、これからも取り組んでまいりたいというふうに考えております。

なお、その周知の仕方でございますが、基本的には、先ほど申し上げましたご本人にお出ししておりますダイレクトメールの中に、抗体検査を受けていただきたいと、必ず受けていただきたいというようなチラシも入れてございますし、また、町の働き盛り健診ですとか、あと総合健診の中でも対象者の方ですとかには、風疹の抗体検査を受けていただきたいというようなご案内も差し上げているところでございます。

また、町のほうでは、先ほどの対象者の方で未受検の方についてはデータを持っておりますので、これから令和2年度、3年度については、未受検の方について直接の受検勧奨ということで取り組んでまいりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

また、先ほど言われたような、地域で皆さんが風疹を排除していくような環境づくりに向けても、何か対策ができるものがあれば取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 建設水道課長。

○建設水道課長 お答えいたします。

繰り返しになるようでございますけれども、議員のご指摘を、今後とも県との話し合いの中で十分煮詰め、よりよい制度になっていくような話し合いは継続して続けてまいりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 お答えいたします。

今ほど議員がおっしゃいましたように、移設が大きな金額になってございます。現在のところそれ以外の不具合はございませんので、今年度はこれで終了かなと思ってございますが、ただ今後も不具合がありましたら、早急に対応していくというようなスタイルでいきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 ほかにありませんか。

9番、多賀剛君。

○多賀剛 私も何点がお伺いをいたしたいと思っております。

まず、歳入の部分でありますけれども、町民税、個人町民税、均等割、所得割が増えております。徴収率等も上がっているということではありますが、この増えた要因を、まずお示しくください。

それとあと 13 ページになりますが、県支出金の中の一番上、福島移住支援金給付金事業補助金というもの、これ歳出にも出てくるのかもしれませんが、いわゆる東京 23 区に 5 年以上住まれた方が移住された方に補助金が出るということで、私、承知しておりますが、これの実績が分かればお示してください。

あと、次の 14 ページの寄附金なのですが、この一般寄附金、これはこの金額で確定見込みだということですが、これふるさと応援寄附金でなくて、一般寄附金としてなったところの理由をお示しいただきたい。

それと、あと次、歳出に移りますが、これ新規事業の中で、29 ページの、いわゆる少雪による緊急経済対策資金信用保証料の助成補助金というようなことでありますけれども 100 万円。これは何件ぐらいを見込んで、この 100 万円を計上されたのか。

それと、あと 32 ページの教育費のスクールバスの運行費、これ委託料でスクールバスの運行業務委託料、これ運行経路等見直して、今さらのこの 400 万円減額になるというのは、どんなどころを見直して 400 万円になったのかなということをお示してください。

あと、この今次補正には出てきませんが、昨年、消費税増税に合わせて、いわゆる子育て世代の負担軽減、あるいは生活弱者のための負担軽減をするために、プレミアム付き商品券というのを販売するようにいたしました。私、今次補正でいろいろ減額とか何か出てくるのかなと思いましたが、これは出てこないということですので、この前ちょっとお尋ねしたら、そのプレミアム商品券、販売実績がおそらく 30 パーセント程度だろうということでありましたけれども、私はこの生活、いわゆるこの対象となられた方ばかりでなくて、これ商品券、全部売れたら町内への経済効果というのは相当期待しておったんですが、残念ながら 3 割ぐらいしか売れなかったみたいなどころであります。この補正にあがってこなかった理由と、何でこの、せっかく政府が 25 パーセントものプレミアムを付けて商品券を販売しようとしたのに、3 割ほどしか行き渡らなかったのか、その点をお尋ねいたします。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 まず一般寄附金のご質問からお答えをいたします。

今次補正で 231 万 9 千円を増額しまして、総額 232 万円とする補正でございますが、合計で 3 件分でございます。1 件は会社からいただいた一般寄附金。それからもう 2 件が、町内の方からいただいた寄附金ということで、3 件とも寄附者のご意向によりまして、ふるさと応援寄附金ではなくて一般寄附金で受けさせていただいたということでございます。

○議長 町民税務課長、渡部峰明君。

○町民税務課長 それでは、町民税の歳入のご質問にお答えいたします。

今回、増額での補正でございますが、これまでの徴収率、徴収見込みで今回補正させていただいたところでございます。なお、徴収率につきましては、現在のところ 98 でみておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長 福島移住支援金給付事業補助金についてお答えいたします。

これについては歳出にも出てまいりますが、歳出の 2 款、総務費、1 項 13 目、地方創生費、補正予算書でいいますと 19 ページでございますが、町の事業で申しますと、にしあい

づ移住支援事業補助金でございます。この実績についてでございますが、当初この補助金については、1世帯100万円というところで2件分の補助金を見込んでおりましたが、実績については1世帯の移住がありまして、その1世帯については単身世帯ということで、100万円ではなくて60万円の補助金ということで、1件の交付ということでございます。

以上です。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 お答えいたします。

まず今次補正で、信用保証料補助金ということで100万円の増額補正をさせていただきました。これにつきましては、今次の暖冬によりまして、いわゆる除雪事業者等の補助のためということで、一応こちら信用保証、利率の最大のマックスが1.35パーセントということで、上限1千万といたしましたので、だいたい13万5千円程度の最大値となるということでございます。従いまして、その最大値でだいたい7件程度を見込んでいたということでございます。

続きまして、プレミアム商品券、なぜ今次の補正に出なかったのかということでございますが、こちらプレミアム商品券につきましては、一応2月末までの使用期限であったということで、今次の補正の部分までには、ちょっと間に合わなかったということでございます。具体的に、今まで販売の総額ということでございますが、割合としては27.1パーセント程度ということで、やはり3割には満たなかったということになっております。うち、その販売で非課税と子育て世代の割合ですが、非課税者につきましては26.5パーセント、子育て世代については33.6パーセントということで、今次のプレミアム商品券については、なかなか消費喚起には至らなかったというような部分で認識しております。

○議長 学校教育課長、玉木周司君。

○学校教育課長 スクールバス等運行業務委託料の減額につきましてご説明を申し上げます。

大きく2点の要因がございます。

まず1点は、運行計画の見直しということでありまして、これは今年4月から小学校の教育課程が大きく変わります。1年前から教育委員会のほうで準備を始めるということで、今年度から小学校の下校便を2便から1便に試行的に実施したということで、午後、下校時に2本出るスクールバスの運行を小学校の部分で1本にしたことで減額というのが大きな要因になっております。冬期の対応を見るために年度途中、補正しないで、今回3月で補正したということでございます。

もう1点の理由は、昨年度中に委託の運転手さんが個人の都合でおやめになられた形がありましたので、それで委託先が当初予算の中では変更になりまして、その委託先変更に伴う減という部分でございます。

以上です。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 分かりました。一般寄附金は寄附者の意向だということで、これしょうがない。町民税務課長が本当に一生懸命ご苦労されて3千万に近づいてきたんで、これ入れれば相当近くなるかなと、そういう思いでお尋ねしたところであります。

あと、今のスクールバスの委託料なんですけど、実際1便減便して、子どもたち、あるいはほかに影響がなかったのかなど、私、心配しているわけですけども、試行的にやってみたというご答弁ですが、新年度はその状態でいくようになるのかお尋ねをいたします。

あと、にしあいづ移住支援事業補助金、私も一般質問で言いましたけど、この移住に関しては相当な、このシステムで移住される場合は、移住者にとっては相当有利な助成が受けられるということではありますが、今年度は残念ながら1件、単身者1名だけだったということでもあります。これ、あんまりね、周知されていないような気がするんですが、もっと広く周知する方法なんかもこれからは必要だと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

あと、先ほどのプレミアム商品券は結果ですから、27パーセントくらいしか売れなかった、販売できなかったということ、それはよくやっぱり検証しなきゃいけないと思います。副町長も前おっしゃってましたけども、せっかく、町の腹が痛まないから、あまりこう一生懸命にならないなんていう見方をされるのもしゃくですから、せっかくね、これだけの手当てをしてもらったやつは、本当に私は個人的にももったいなくてしょうがないと、100パーセント販売できれば、先ほど言いました町内の経済効果も相当あったなという思いがありますけども、結果としてこうなったということでも残念だと思います。その辺のご見解をお尋ねいたします。

○議長 企画情報課長。

○企画情報課長 にしあいづ移住支援事業補助金についてお答えいたします。

この補助金につきましては、国のわくわく地方生活実現政策パッケージ関連事業ということで制度化されたものでございまして、それを活用して、県と町が国に共同申請で行っている事業ということですが、先ほど実績60万円、1件ということでお答えしましたが、これ県で最初の交付だそうでございます。少し前の情報ですが、12月時点では県内でこの西会津の交付が1件だったそうでございます。非常にあまり活用されていないということで、国としても、やはり活用に向けて制度の少しハードルを低くすると、もう少し使い勝手をよくするという改正も行われておりますので、そういったことも含めて、町としてケーブルテレビ、広報紙、そういったものを通じて広報してまいりたいと思います。

○議長 副町長、工藤倫也君。

○副町長 お答えいたします。

プレミアム商品券の関係の質問にお答えいたします。議員おっしゃるとおり、全くそのとおり、せっかく国で予算を付けて、町でも対応してやってまいったものが使われないということは非常に残念でございます。少しこれから詳細に分析はしていかなければいけないなと思っているわけでございますけども、やはりこれまでのプレミアム商品券とどこが大きく違うかという、先にお金を払って、2万円で2万5千円分の商品券を買うような仕組みになっているということで、その上乗せ分の5千円分の商品券をお配りして、その分上乗せで使えるような仕組みにしようとか、2万円買ったならその5千円分が上乗せで使えるような仕組みにしようとか、何かその、あらかじめ関係者にお配りできるような仕組み等について、これから今回の反省を踏まえて国等に、どういった仕組みであれば使ってもらえるのかということも町としても何かの機会に提言できるように検討していきたいと思っておりますし、当然、国においても、全国的に使用率かなり低かったようでご



ございますので、国においても今後検討がなされるものというふうに考えております。

○議長 学校教育課長。

○学校教育課長 再質問にお答えいたします。

少し詳しく申し上げますと、その新教育課程に対応するために小学校1年生から6年生まで一斉に帰れるようにするために、今回こういうようなスクールバスの見直しをしたところでございます。なお、小学校低学年、1、2年生が高学年と帰るために、ちょっと遅れるわけでございますが、このことにつきましては、地域学校共同本部、放課後子ども教室を活用しまして、地域の人たちに放課後、1年生、2年生も1学期はそうでしたが、みていただいて。あとは学校のほうで高学年のスクールバスに合わせる時間まで学校でみていたというようなことで対応してきたところでございます。

なお、試行1年やってみまして、この4月からも継続してこの小学校は、下校は1便、1年生から6年生まで一斉に帰るというような体制で来年度も実施していきたいというふうに考えております。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 大変分かりました。

最後のスクールバスだけなんですけども、いわゆる経費の節減、あるいはそんなところも目的ではないでしょうけども、一番はやっぱり子どもたちの目線で、子どもたちに負担をかけないような形の運行形態にさせていただきたいと、それだけ心配されますので、ご答弁できれば。

○議長 教育長、江添信城君。

○教育長 今までバスの便には、小学校は低学年用とその便ということだったんですが、やはり低学年が帰ってしまうと、やはり家に入ってしまうと友達との関係がなかなか広がらない。だったら、学校に残って子どもたちと遊んでいて、お兄さんたちの便と一緒に帰っていたほうが、低学年の子どもにとってよりいいんじゃないかと。その中に放課後子ども教室等で、多少宿題をみてあげるとか、そういう子どもたちが学校に残ってたほうが、より効果的だろうということで一斉に帰る方向性を取ったということですので、経費を削減するために一斉に帰すような方式を取ったということではなくて、そういう教育的な配慮があったということをご理解いただければと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長 ほかにありませんか。

6番、三留正義君。

○三留正義 私は1点です。第2表の繰越明許費補正ということで、数がいっぱいあるので、最初に総務課長のご説明では、関係機関との調整に不測の日数というような説明だったかと思いますが、ちょっとその不測の日数を調整したものだけが全部そうなのか、ちょっと不明だったので、ここをちょっと質問させてもらいますけれど、一番最初の若者向け住宅整備と橋梁修繕かな、幸平橋、議運で確かそうお聞きしましたね。幸平橋、あとさゆり公園の長寿命化、あと防災行政無線デジタル化、この四つを抜いてお聞きしたいと思います。あと、幸平橋については、竣工、完了についてはいつごろになるのか合わせてお答えいただきたいと思います。

○議長 企画情報課長。

○企画情報課長 繰越明許費の若者向け住宅整備事業についてお答えいたします。

この事業につきましては、昨年9月の議会でご議決をいただきまして、契約額2億3,650万円で2カ年の債務負担行為を設定して契約してございます。当初の予算額について、令和元年度の限度額として設定して契約しておりましたが、そのうちの前金払いの分を除いて、まだ出来高があがっていないということで、翌年度に繰り越すものでございます。

○議長 建設水道課長。

○建設水道課長 橋梁補修工事の繰り越しのご質問にお答えいたします。

橋梁につきましては、これまでもそうですけれども、債務負担行為を設定させていただきまして、概ね2カ年にまたがってやっているという経過はございます。それで、橋梁補修に関してスケジュール等でもう少し申し上げますと、4月1日付けで交付金の決定を受けてから現地の調査、設計、それから積算業務というようなことを経て、最終的に工事を発注するということになりまして、年度内になかなか標準工期で完成するということはできないというようなことで、常にこういった2年をまたぐような形でやらせていただいております。それで、最終的な工期でございますけれども、令和2年9月の末ということで考えてございます。

○議長 三留議員に確認します。さっき4項目言いましたけど、4項目についての質問でよろしいですね。四つだけでね。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 お答えいたします。

さゆり公園の長寿命化計画事業でございますが、こちらのほう先ほど総務課長からご説明ありましたように、バックネットと電気小屋等の部分を工事を予定しておりましたが、この予定を前に、会計検査院の検査を受検させていただきました。その中で、予定していた部分について補助交付金の対象、対象にならないとかというような部分が出たものですから、その工事内容の見直しを行いまして、その関係でちょっと工期がずれてしまったということから繰り越しするものでございます。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 お答えいたします。

防災行政無線デジタル化事業につきましては、債務負担行為で工事をさせていただいております。繰り越しの理由としましては、東京オリンピック等によりまして資材等の確保が不測の日数を要しているというようなことで繰り越しさせてもらうものでございます。

○議長 6番、三留正義君。

○三留正義 一番聞きたかったのは、実は地元の幸平橋の、これが9月ごろでいいんですね。はい、了解しました。

以上です。

○議長 7番、小柴敬君。

○小柴敬 3点ほどお聞きします。

まず28ページの林業専用道の整備工事、これ1,480万、これが減額というか、工事が進んでないというか、その要因をまずお示してください。

それからその次ですけれども、30ページの住宅管理費の799万、設計管理委託料。それ

から町営住宅、これは西林東住宅だったんですが、これは、これほど減額になったというのは、その予定価格よりも入札価格、この差のなのか、それとも工事内容によるものなのか、その辺をお示してください。

それから最後ですけれども、35 ページ、橋梁の河川被害復旧で、現年災害に関して2千万以上が確定ということでありましたが、この工事について繰越明許で5,200万あがってるんですが、今年度の事業がこれだけ確定をし、それでまだ工事は残っているという意味でしょうか。また、その残っている部分の内容が分かればお示してください。

以上です。

○議長 農林振興課長、岩渕東吾君。

○農林振興課長 お答えをいたします。

私のほうからは6款2項1目、林業総務費の中の林業専用道整備工事の減額の理由でございますが、当初予算編成時点では500メートルの工事を予定をしておりました。その後、工事の量の精査をいたしまして、実績では319メートルの工事であったということで、延長が少なくなったことによる工事費の減ということが理由でございます。

以上でございます

○議長 建設水道課長。

○建設水道課長 それでは、お答えいたします。

まず住宅管理費の工事費委託料の関係でございますけれども、大きくはこの工事費、685万円ほどの減額ということでございまして、それに伴って設計管理委託料も減額ということでございます。要因でありますけれども、当初設計の中ではアスファルト防水というような形の特殊な防水を想定してございました。そして、工事を発注して進む中で、変更が生じました。それは、そこまでやらなくても一般的なシート防水で間に合うという判断がなされましたので減額をさせていただきたいということでございます。

○議長 建設水道課長。

○建設水道課長 それから、小杉山のほうにつきましては、ほぼ予定した工事は完成してございます。大きなもので言いますと、集水井、水を集めるための井戸、それからその下の段に、排水する横ボーリング、これらの工事は既に完成しまして、機能も良好でございます。残工事としましては、集水井の付近に安全柵といいますか、そのフェンス。あとは工事のための進入路、その先の入っていくための町道の生成。最後には書類整理などございますけれども、残工事は若干残っておりますけれども、実質は4月中旬に終わるんじゃないかという見込みは立ててございます。あと、この春の作付け等には影響がないように進めるというようなことで確認はいたしているところでございます。

以上でございます。

○議長 7番、小柴敬君。

○小柴敬 林業専用道に関してですが、予定しているメーター数は、当初は1,900だと思っておりますけれども、残り1,700メーターでありますけれども、刻み刻みでいくと、おそらくこの計画的には何メーターぐらいずつ進んでいって、最終的には何年度ぐらいに完成を、今、見込んでいるんでしょうか、それ1点。

それからアスファルト防水と、それからシート防水、この金額が相当やっぱり差が違う

と思うんですけども、その金額の差についてお示してください。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 お答えをいたします。

林業専用道の今後の事業計画ではありますが、令和2年度では400メートル弱の工事を予定しております。残り令和3年度、4年度、5年度、令和6年度までの工事を、現段階では予定をしております。工事量といたしましては、令和3年度以降は100メートルから200メートル、毎年工事をするという計画になってございますが、なるべく早い年度に工事が完成できるよう努力してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いします。

○議長 建設水道課長。

○建設水道課長 町営住宅の屋上の改修工事の件でお答えいたします。

もともとの屋根の状況がアスファルト防水というようなことでございます。それで設計する中で、その一般的な防水工事で十分いけるというような判断がなされたことから、一般的な防水工事に変更したと。それでその差額がこの685万円というようなことでございます。

○議長 差額というより、どのくらい値段の差が、何倍とか、何分の一とか。

建設水道課長。

○建設水道課長 お答えいたします。

工事内容、その詳細については、今、調べまして、後ほどお答えしたいと思います。

○議長 ほかにありませんか。

12番、武藤道廣君。

○武藤道廣 私も何点か質問したいと思います。

先ほどちょっと聞き漏らしたんですが、まず6ページの繰越明許です。それで、先ほどの杉山の前佛線のことですが、これ全体工事としては総延長が何ぼで、それから総事業費はどのくらいになっておるのでしょうか。何か最初の予定と比べると完成年度もだいぶ延びたような気がするんですが、その辺がまず1点。

それから、町道防雪柵設置事業、これ確か繰り越しの繰り越しで事故繰り越しになるんじゃないかなと思うんですが、ならないですか。ただ、雪が暖冬でなかなか検査ができないというような状態だと思うんですが、次年度もまたこれ暖冬であったら、これいつまでこういう状態が続くのか、事務处理的にはどんな方法で、入札が終わってると思うんですが、どのような処理で進めるのか、ちょっとそれをお聞きしたいと思います。

それから、32ページ、西会津高校活性化対策就学支援貸付金ですが、これは本年度、だいたい何人くらいに貸して、今現在、貸し付けしている人数をお知らせください。

○議長 建設水道課長。

○建設水道課長 それでは、繰越明許費の防雪柵設置事業の件でお答えを申し上げたいと思います。

議員ご指摘のとおり、このような暖冬でございまして、実質的な風向風量調査は非常に、この時期ですから難しいのかなというふうに考えてございまして、繰り越しをお願いしたところでございます。

現時点では、来シーズンまで繰り越させていただきまして、最終的には令和3年の3月

の末というようなことでお願いしたいと思っておりますが、来シーズンの雪の降り具合と  
いいますか、そういった状況を想定しながら、もう1年先とか、1シーズン先を見据  
えて、同じような形でやっていきたいなというふうに思っております、その結果を得ら  
れれば、その先、防雪柵というようなことに進んでいくわけでございます。ただ、今時点  
では、何とも来年の降雪の状況というのが読めませんので、もう少しシーズンの中で判断  
はさせていただきたいなというふうには考えてございます。

○議長 建設水道課長。

○建設水道課長 事故繰りというお話ございましたけれども、今年初めてやったものでご  
ざいますので、そうではございませんのでご理解いただきたいと思えます。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 お答えをいたします。

林業専用道のその全体像ということでご質問でありましたけれども、まず整備延長につ  
きましては、全体で1,710メートルでございます。全体の事業費、今後の分も含めてであ  
りますが、概ね1億9千万円ほどを予定しております。今後の事業スケジュールでござい  
ますが、先ほども若干7番議員にお答えをいたしました、最終の完成年度を令和6年度  
と予定しております。

以上でございます。

○議長 学校教育課長。

○学校教育課長 それでは、西高修学資金の貸付金の件につきましてご答弁を申し上げま  
す。

予算では2名を予定しておりましたが、今年度の新規の貸し付けは1名でございました。  
現在、貸し付けしている生徒は3名であります。

以上です。

○議長 12番、武藤道廣君。

○武藤道廣 先ほどの防雪関係なんです、一応検査をして、地図を見て検査をすると。  
今、実際はこれ契約は結んだと思うんですが、その辺の処理というのはどのようになるの  
かということ。そのままずっと事故繰り越しいっちゃって下ろすのか、それとも続けて  
やるにしても、その契約の関係ではどういう関係が、そのまま継続できるのか。

それと、何か今話聞いてましたら、それによって実施します、結果次第でこの事業その  
ものをやめるということもあり得るわけでしょう、今、調査だから、早い話が。その辺ち  
よっと確認したいと思えます。

それと、杉山の前佛線ですが、予算の都合で年数もあって、これ100メートルから200  
メートルずつやるというような話と受け取ったんですが、やはり100メートルにそれだけ  
の毎年の金額がかかるからこれだけの年数がかかると、そう理解してよろしいんでしょ  
うか。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 お答えをいたします。

林業専用道の今後の計画についてお答えをいたします。議員から今、財源の問題という  
ようなお話がございました。林業専用道の補助につきましては7割の補助をいただけるわ

けでございませうが、残りの3割については特別交付税の措置が令和2年度まで措置されるわけでございます。令和3年度以降は町の一般財源という形になるわけでございますが、そのほかに森林環境譲与税もこれに充当できることとなっております。そうした財源の充当、財源を考慮いたしまして、今後の事業計画を組み直したというような内容でございます。

しかしながら、国のほうでは特別交付税の措置、これにつきまして延長も検討しているという情報も入ってございますので、そうした国の方の財源措置が明らかになれば、この整備年数につきましては、もう少し短縮して、早期の完成を目指したいというふうを考えてございますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長 建設水道課長。

○建設水道課長 お答えいたします。

まず契約の手続きでございますけれども、繰り越しがご承認いただけましたらば、変更契約でもって令和3年3月末を目標に契約の変更をしたいというふうには、まず考えてございます。

それから、この先の話でございますけれども、来シーズンというふうには申し上げました。風向風量調査、この中には実際施設と申しますか、どこにどのような防雪柵を立てたらいいかかというようなことも含まれてございます。それで来シーズンのその雪の降り方によってというようなこと申し上げました。その調査の結果によっては、その先の判断になるかと思ひますけれども、その防雪柵そのものの工事に関しても、十分その段階で判断していかなくちゃならないのかなというふうには考えております。

○議長 ほかにありませんか。

8番、伊藤一男君。

○伊藤一男 私は2点ほど質問いたします。

まず19ページの歳出の2款1項13目ですか、これ、まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定アドバイザー委託料の100万3千円の減額の理由ですね。これ上の報償費を見ますと、総合戦略の策定委員会の報償費ということで、委員の減額になってるんですが、ただ単なる委員会が少なかったということなのか、その辺のことと。

あともう1点は、32ページのこれも歳出なんですが、10款の1の2目ですね、小中学校の大会出場の補助金の減額ですね、これはただ単なる会津大会とか、例えば県大会の出場がなくて減額されたのか、また、出る出場者が少なくて減額になったのか、その辺についてお尋ねをしたいと思ひます。

○議長 企画情報課長。

○企画情報課長 お答えいたします。

まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定の関係の経費ですが、全員協議会で先日ご説明申し上げましたが、このまち・ひと・しごと創生総合戦略につきましては、今年度スタートした町の総合計画、これに沿って、これに準じて策定するというように考えました。当初、令和元年度の当初計上した際には、まだ国の策定方針ですとか策定要領、示されておりましたので、前回の平成27年度策定した際のやり方を踏襲して、こういう予算措置しましたが、結果的にはこういった委員会の設置ですとか、アドバイザーの設置をしな

いで総合計画をそのまま踏襲するような形で策定したということですので、経費はかからなかったということで、今回不用額を減額させていただきました。

○議長 学校教育課長。

○学校教育課長 小中学校大会出場補助金につきましてご答弁を申し上げます。

議員おただしのおり、出場する大会が少なかったというのが減額の理由であります、合わせまして県大会が会津地区で開催になったということもありまして、それによる減も含まれているところでございます。

以上です。

○議長 8番、伊藤一男君。

○伊藤一男 アドバイザーが必要ないというか、なくなったということなんですが、これについても一度説明してください。

あともう一つ、小中学校の各種大会の補助金ですね。中学校について、小学校はちょっと分かりませんが、中学校についてももっとこう部活に力を入れていただいて、この減額なんていうよりも、強くなって会津大会、県大会、全国大会に行けるような、そういうようなことで増額になるような、そういうような状態になるような、そういう力を入れていただきたいなと思っております。

○議長 企画情報課長。

○企画情報課長 お答えいたします。

まち・ひと・しごと創生総合戦略策定にあたってアドバイザー、設置しなかったわけですが、これにつきましては、繰り返しになりますが、総合計画をスタートして間もないということで、その方向性については、そのまち・ひと・しごと創生総合戦略につきましても将来的な移住・定住を実現するといった方向性に対しまして、将来像ですとか、施策の基本的な方向ですとか、そういったものを現時点では、その総合戦略も総合計画と同じであろうということで、そのまま総合計画の方向性をそのまままち・ひと・しごとの戦略に落とし込んだということで、これについては国の要領によって戦略は策定しましたが、そのまま総合計画の内容を落とし込んだということで、アドバイザーの設置までは必要ないというふうに判断して策定したということでございます。

○議長 学校教育課長。

○学校教育課長 再質問にお答えいたします。

おただしのおり、この補助金が減額にならないような形で部活動の推進を図っていききたいと思います。一方で、児童生徒数の減少に伴いまして、なかなか出れる大会等も減っているのも事実でございます。町教育委員会としまして、そういった中でも主に陸上なんかは、駅伝でも活躍してますし、また、陸上は県大会まで進んで優秀な成績も修めておりますので、新年度は町の陸上の関係者と連携して、ちょっと課外活動プラスアルファの取り組みも計画しておりますので、そんな形で推進していきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 ほかにありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第10号、令和元年度西会津町一般会計補正予算(第9次)を採決します。  
お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

従って、議案第10号、令和元年度西会津町一般会計補正予算(第9次)は、原案のとおり可決されました。

日程第2、議案第11号、令和元年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算(第3次)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、石川藤一郎君。

○建設水道課長 議案第11号、令和元年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算(第3次)の調製について、ご説明いたします。

今次の補正予算は、事業費の確定見込みに伴う精査によるものであります。

それでは予算書をご覧いただきたいと思います。

令和元年度西会津町の下水道施設事業特別会計補正予算(第3次)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ340万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億731万8千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分、及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

地方債の補正、第2条、地方債の補正は、第2表、地方債補正による。

詳細は、事項別明細書にて説明させていただきます。

5ページをご覧願いたいと思います。まず歳入です。

2款、国庫支出金、1項2目、未普及解消下水道補助金は、100万円の減額です。農業集落排水処理事業・森野処理区の統合事業費の確定見込みによるものです。

8款、町債、1項1目、下水道事業債は、240万円の減額です。これは、森野処理区統合事業や各処理施設の電気設備等改修事業の事業費の確定見込みによるものです。

6ページをご覧いただきたいと思います。次に歳出です。

2款、施設整備費、1項1目、下水道施設費は、322万7千円の減額です。これは、森野処理区統合事業等の事業費の確定見込みによるものです。

4款、予備費、1項1目、予備費は、事業費精査により、17万3千円の減額です。

3ページにお戻りいただきたいと思います。

第2表、地方債補正は変更です。起債の目的は下水道事業費です。補正前の限度額3,300万円を240万円減額し、補正後の限度額を3,060万円にするものです。なお、起債の方法、利率、償還の方法については変更ございません。



以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第 11 号、令和元年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算（第 3 次）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

従って、議案第 11 号、令和元年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算（第 3 次）は、原案のとおり可決されました。

暫時休議にします。（11時36分）

○議長　再開します。（13時00分）

午前中、7番、小柴敬君の質問のうち、アスファルト防水とシートによる防水の単価の違いについての質問がございました。それについて建設水道課より答弁したい旨の申し出がありますので、これを許します。

建設水道課長、石川藤一郎君。

○建設水道課長　7番、小柴敬議員の午前中のご質問のうち、町営住宅屋上防水工事の単価についてお答えしたいと思います。

当初予算の段階では既存のアスファルト防水でみておりまして、単価が平米当たり2万9千円、それで500平米で1,450万円というようなこととございました。それから設計時、現地を詳細な調査を行った結果、一般的な防水でいけるといふような判断ができましたので、一般的な防水工事であると、平米当たり1万5,300円で、500平方メートルで765万円と。それで今次補正予算でその差額でございます工事費、685万円の減額をお願いしたという内容でございます。

○議長　日程第3、議案第12号、令和元年度西会津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

健康増進課長、小瀧武彦君。

○健康増進課長　議案第12号、令和元年度西会津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1次）についてご説明申し上げます。

今次の補正は、最終補正予算であることから、歳入歳出それぞれ精査し、調製したところであります。

それでは予算書をご覧ください。

令和元年度西会津町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ407万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,769万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

主な補正内容につきましては、事項別明細書により説明をさせていただきます。

5ページをご覧ください。歳入であります。

1款、後期高齢者医療保険料、1項1目、特別徴収保険料、402万1千円の減額は、年金からの特別徴収者分の減額であります。

2款、繰入金、1項2目、保険基盤安定繰入金、33万5千円の減額は、保険料軽減額の確定による一般会計からの繰入金の減額であります。

3款、繰越金、1項1目、繰越金、2万2千円の増額は、前年度繰越金の確定による増額であります。

4款、諸収入、3項1目、健康診査受託事業収入、24万円の減額は、健康診査の受診者数確定による広域連合からの負担金の減額であります。

7ページをご覧ください。歳出になります。

2款、保健事業費、1項1目、保健事業費、24万円の減額は、健康診査の受診者数確定による減額であります。

3款、後期高齢者医療広域連合納付金、1項1目、後期高齢者医療広域連合納付金、397万9千円の減額は、現年度分の保険料負担金、372万1千円及び、保険基盤安定負担金、33万5千円の減額などによるものであります。

4款、諸支出金、1項1目、保険料還付金、12万円の増額は、前年度納入保険料の還付額確定による増額であります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

12番、武藤道廣君。

○武藤道廣　7ページの歳出の保険事業費の中の健康診査委託料ってありますけれども、これ高齢者の健康診断ということですが、最近の傾向としては、どのような流れになっているのでしょうか、増えているか、どのくらいの数で移行しているか。

○議長　健康増進課長。

○健康増進課長　それでは、健康診査の状況でございますが、今年度健康診査の受診の対象となった方が1,782名おまして、受診された方が686人ということで、受診率にしますと39.7パーセントになります。この数字につきましては、県内のほかの市町村と比較しますと、30年度で申し上げますと受診率高いほうから8番目となっております。これにつきましては、町のほうで国保の特定健診受診率、高いわけで、そういった方が後期高齢になっても引き続き多くの方が受診をいただいているというふうに考えております。

○議長　ほかにありませんか。

9番、多賀剛君。

○多賀剛 私も1点だけ、歳入の中で、いわゆる特別徴収保険料が402万ほど減額になっておりますけども、この要因をお示してください。この特徴というのは、なかなか徴収率が高くて、というところでおりましたので、対象が少なくなったのか、理由をお示してください。

○議長 健康増進課長。

○健康増進課長 特別徴収保険料の減額の要因というところでございますが、まず後期高齢の特別徴収の保険料の対象となる方は二つほど大きく条件がありまして、まず年金の年額で18万円以上支給されている方。もう一つが介護保険料と後期高齢の保険料の合計が年金額の2分の1未満の方。こういった方が特別徴収の対象者となるようになっておりまして、年度当初、ある程度概算で見込んだ、こういった条件に合致する方が実際本算定をやった結果、対象が少なくなったということで減額となるものでございます。

○議長 ほかにありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第12号、令和元年度西会津町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1次)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

従って、議案第12号、令和元年度西会津町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1次)は、原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第13号、令和元年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算(第4次)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

健康増進課長、小瀧武彦君。

○健康増進課長 議案第13号、令和元年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算(第4次)についてご説明を申し上げます。

はじめに、補正予算案の概要について申し上げます。

事業勘定では、保険給付費が増加していることから、今後の支出見込額を増額計上し、その財源として、県からの普通交付金や特別交付金などにより調整したところであります。

診療施設勘定では、診療収入の見込みによる減額と、年度内の新規医師確保が難しいことから医師人件費などを減額調整したところであります。

それでは予算書をご覧願います。

令和元年度西会津町の国民健康保険特別会計補正予算(第4次)は、次に定めるところに

よる。

歳入歳出予算の補正、第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,556万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億9,018万8千円とする。

診療施設勘定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ3,327万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億792万7千円とする。

第2項、事業勘定及び診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

主な補正内容につきまして、事項別明細書によりご説明をさせていただきます。

7ページをご覧ください。事業勘定の歳入でございます。

1款、国民健康保険税、1項、国民健康保険税、49万7千円の減額は、収入見込みによる調整であります。なお、収納率は一般被保険者分で96パーセント、退職被保険者分で97パーセントと見込んだところであります。

8ページをご覧ください。

4款、県支出金、1項1目、保険給付費等交付金、7,051万5千円の増額は、歳出の保険給付費を増額計上したことにより、県の普通交付金、7,038万5千円を増額したほか、西会津診療所医療機器整備などの特別交付金、13万円の増額などであります。

6款、繰入金、1項1目、一般会計繰入金、199万9千円の増額は、子育て医療費サポート事業に係る国保加入者分、161万円の増額と、保険基盤安定繰入金額の確定による、38万9千円の増額であります。2項2目、高額療養費支払貸付基金繰入金、200万円の増額は、本年度実施いたしました事務事業の見直しにより、高額療養費支払貸付基金を廃止したため、国保特別会計で出資していた200万円を繰り入れするものであります。

9ページをご覧ください。

8款、諸収入、3項1目、一般被保険者第三者納付金、31万2千円の増額は、交通事故2件に係る第三者行為損害賠償金であります。

10ページをご覧ください。歳出であります。

1款、総務費、3項1目、運営協議会費、42万円の減額は、運営協議会委員の任期が2年から3年に延長したことに伴い、今年度計画していた管外研修を令和2年度に行うことから所要額を減額したものであります。

2款、保険給付費は、1項1目、一般被保険者療養給付費、6,922万1千円の増額と、2目、退職被保険者等療養給付費、444万2千円の減額、11ページの2項1目、一般被保険者高額療養費、900万円の増額、2目、退職被保険者等高額療養費、137万7千円の減額は、いずれも今年度の実績見込みによる調整であります。

なお、保険給付費につきましては、被保険者数は減少しているものの、高額な医療費の件数は減少していないことから、医療費総額として増額となっている状況であります。

12ページをご覧ください。

5款、基金積立金、1項1目、国保基金積立金、200万円の増額は、高額療養費支払貸付基金の廃止に伴う国保運営基金への積み立てであります。

6款、諸支出金、2項1目、診療施設勘定繰出金、145万2千円の増額は、西会津診療所診断用X線装置整備に係る県補助金の確定などによる増額であります。

15 ページをご覧ください。診療施設勘定の歳入であります。

1 款、診療収入の合計 2,232 万 7 千円と、2 款、訪問看護事業所収入の合計 220 万 2 千円の減額は、それぞれ実績見込みによる調整であります。

なお、診療収入は新規医師が確保できなかったことなどにより減額補正となりますが、整形外科の開設などにより昨年度の実績と比較して約 500 万円ほどの増額となる見込みであります。

16 ページをご覧ください。

5 款、繰入金、2 項 1 目、事業勘定繰入金、145 万 2 千円の増額は、西会津診療所の診断用 X 線装置整備などによる増額であります。

17 ページをご覧ください。

8 款、町債、1 項 1 目、過疎対策事業債、1,020 万円の減額は、医療機器整備に係る借入金額の確定や、医師確保対策に係るソフト事業分の減額などであります。

18 ページをご覧ください。歳出であります。

1 款、総務費、1 項 1 目、一般管理費、4,289 万 7 千円の減額は、新規常勤医師の確保ができなかったことによる人件費の減額や人事異動による職員人件費の調整などあります。

19 ページをご覧ください。

2 款、医業費、1 項 1 目、医療用機械器具費、127 万 4 千円の減額は、診断用 X 線装置など医療用機械の購入費確定による減額であります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

4 番、秦貞継君。

○秦貞継　1 点だけお伺いいたします。17 ページの、先ほどの説明で歳入の町債の部分で、医師確保対策事業ソフト事業分がマイナス 540 万円となっているという説明がありましたが、この詳細について、要因等お示してください。

○議長　総務課長、新田新也君。

○総務課長　お答えをいたします。

医師確保対策、過疎債のソフト事業でございまして、過疎債の枠の関係で減額になったということでございます。過疎債は施設整備をする際に財源として充てるのも過疎債でございますけども、ソフト事業、例えば医師確保、へき地診療等の医師確保の必要経費としても過疎債を充てることができます。今回、過疎の枠の関係がございまして、当初見込んでいた額よりも、その枠が少し減ったということで、今回減額をさせていただきます。

借りられる額の枠がございまして、その関係で減額になったということです。

○議長　4 番、秦貞継君。

○秦貞継　再確認なんですけども、ちょっと私の理解としてですけども、要は過疎債の枠があつて、その枠に入り切らなかったというような考えでよろしいのでしょうか。

○議長　総務課長。

○総務課長　そのとおりでございます。当初見込んでいた額がありまして、その額まで枠

が至らなかったということでございます。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 この減額によって医師確保の事業に影響が出るようなことはないかどうか、最後に確認いたします。

○議長 健康増進課長。

○健康増進課長 過疎対策事業債の減額が医師確保に影響することはございません。

○議長 7番、小柴敬君。

○小柴敬 1点お聞きいたします。10ページにありますけども、一般被保険者の療養給付費、患者さん自体はそれほど減ってないということでありましたけれども、6,900万という非常に医療費が伸びているということでありましたけれども、これ1人当たりの伸び率というのは、やっぱり相当数増えている気がするんですけども、その下の高額療養者、これは治療費、例えば、がんとかそういったものになったときには非常に伸びがありますけども、この一般被保険者の療養給付費、これの要因についてお示してください。

○議長 健康増進課長。

○健康増進課長 医療費の伸びの理由ということでございますが、まず近年の一般被保険者と退職被保険者が制度がなくなりまして、一般と退職合わせた形でご答弁をさせていただきますが、29年度の一般被保険者と退職被保険者合わせた1人当たりの金額でございますが、24万7千円ほどになっております。30年度につきましては、26万2千円ということで、1万5千円ほど上がっておりまして、今年度、まだ年度の最終の支払い終わっておりませんので、直近までの1人当たりの金額申し上げますと、28万9千円ということで、前年度と比較しまして、現時点において2万7千円ほど伸びているということでございます。

これにつきましては、詳しく分析まではしていませんが、被保険者数が年々減少していますが、先ほどご答弁の中でも申し上げましたが、高額な医療費の件数がそれほど減っていないということで、100万円以上の医療費の件数で申し上げますと、29年度が80件。30年度が77件。今年度が、まだ年度終わってませんが80件ということで、そういった1人当たり、1件当たりの高額な医療費がなかなか減っていないのが、こういった状況につながっているのかなというふうに感じております。

○議長 ほかにありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第13号、令和元年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算(第4次)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

従って、議案第 13 号、令和元年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 次）は、原案のとおり可決されました。

日程第 5、議案第 14 号、令和元年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第 3 次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

福祉介護課長、渡部栄二君。

○福祉介護課長 議案第 14 号、令和元年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第 3 次）についてご説明申し上げます。

はじめに、今次補正予算の概要についてであります。今年度の最終補正であることから、介護保険給付費の今年度の支出状況を精査し、施設サービスの利用が増加したことにより、施設介護サービス給付費や特定介護高額介護サービス費、特定入所者介護サービス費などが不足することから、給付費間で調整をいたしました。また、国・県・支払基金からの負担金や交付金が決定し額が確定したことにより、歳入に不足が生じたことから、不足額を介護給付費準備基金より繰り入れることとしたものであります。

それでは予算書をご覧いただきたいと思えます。

令和元年度西会津町の介護保険特別会計補正予算（第 3 次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額の増減はしない。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表、歳入歳出予算補正による。

主な補正の内容につきましては、事項別明細書により説明させていただきたいと思えます。

4 ページをお開きいただきたいと思えます。歳入であります。

3 款、国庫支出金、1 項 1 目、介護給付費負担金、378 万 5 千円の減額、及び 4 款、支払基金交付金、1 項 1 目、介護給付費交付金、926 万 4 千円の減額。

5 款、県支出金、1 項 1 目、介護給付費負担金、593 万 3 千円の減額は、今年度の負担額及び交付額が決定し、額が確定したことによる減額であります。

7 款、繰入金、2 項 1 目、介護給付費準備基金繰入金、1,898 万 2 千円の増額は、今ほどの国・県・支払基金からの介護給付費負担金等の減額により、収入に不足を生じる額について調整するため、基金より繰り入れするものであります。

なお、今次の繰り入れにより介護給付費準備基金の年度末残高は 1,905 万 3 千円となる見込みであります。

次に、5 ページをご覧いただきたいと思えます。歳出であります。

2 款、保険給付費、1 項 2 目、地域密着型介護サービス給付費、545 万 5 千円の減額は、認知症対応型グループホームなどのサービス利用減による減額であります。1 項 3 目、施設介護サービス給付費、385 万 1 千円の増額は、介護老人福祉施設などのサービス利用増による増額です。4 項 1 目、高額介護サービス費の 61 万円の増額から、6 ページをご覧ください。6 項 1 目、特定入所者介護サービス費、81 万 3 千円の増額までは、施設介護サー

ビスの利用増に伴う増額です。

以上で説明を終わらせていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。ありませんか。

9番、多賀剛君。

○多賀剛　私の認識が間違ってるかもしれませんが、ちょっとお尋ねします。今回の最終補正で、いわゆる地域密着型介護サービスの給付費が減になって、いわゆる施設介護サービスが増になってるということでもあります。要は施設サービスというのは、本町の場合はほぼ満員で、これはよそのいわゆるこういう施設に入居された方が増えたためにこうなったのかなという想像はできますが、反面、いわゆる地域密着型の居宅介護サービスに、今は自宅でデイサービス等々のサービスを受けながら、する方が増えてきたという、私、認識でおったんですが、この減額になった要因。要は介護需要はピークを、私は認識として過ぎたのかなという思いでおりますが、この減額になった要因をお示してください。

○議長　福祉介護課長。

○福祉介護課長　それでは、地域密着型介護サービス費の減額のご質問についてお答えいたしたいと思えます。

当初、令和元年度の当初予算編成につきましては、例年、地域密着型介護サービス給付費が伸びているといったところで、ある程度、その伸びを見込んで地域密着型介護サービス給付費の総額を見込んでおりました。ただ、実際のところ実績を集計してみますと、その前年、前々年の伸びまでは今年度中の伸びがなかつたというところで、実際、減額をしたといったところでございます。

ただ、町にございます地域密着型サービス、認知症対応型のグループホームですとか、小規模多機能型の居宅介護施設につきましては、稼働率もしっかりと確保するという実態でもございますし、また地域の中でのニーズというのも非常にこれから増えてくるというところでございますので、今後の給付費の推移なども見極めながら、新年度予算に反映させていきたいというふうに考えております。

施設介護サービス給付費の増額の点でございますが、これあくまでも以前の病院のベッドを、介護保険のベッドとして利用していた施設が、伸びがございまして、それで今回増額とさせていただきます。その介護医療院の利用が伸びているということで、今回増額補正をさせていただいたというところでございます。

○議長　9番、多賀剛君。

○多賀剛　そうすると、その介護医療院というやつは、この今までの施設介護サービスにみていなかった部分がこう増えたという認識でいいのか、それとも、単なる、いわゆる介護医療院というところの利用が増えたことになったのか。

あと先ほど言いましたけども、人口減少の中で、いわゆる要介護認定者数もだいたい頭打ちだというような認識しておりますが、介護事業というのは、だいたいもうピークを迎えつつあるのかなと私は思いますが、その点のご答弁されてなかったので、お尋ねします。

○議長　福祉介護課長。

○福祉介護課長　再質問にお答えいたします。



介護医療院の増の関連の質問でございますが、議員おただしのとおり、今まで使ってい  
らっしゃらなかったサービスの利用者が増えたということで認識してございます。

また、今その介護のサービスの利用者数の推移と申しますか、捉え方でございますが、  
やはり少子高齢化が進む中で、高齢者の人口も減ってきて、認定者数も平成 27 年をピーク  
に減少傾向にございます。サービス利用者につきましては、ほぼ横ばいといった今の推移  
でございますので、これから、やはり高齢化、また人口減少が進む中では、そういった介  
護を受けられるサービス利用者の方については、若干こう減少傾向をたどっていくのかな  
というふうな認識でございます。

○議長 ほかにありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 14 号、令和元年度西会津町介護保険特別会計補正予算(第 3 次)を採決  
します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

従って、議案第 14 号、令和元年度西会津町介護保険特別会計補正予算(第 3 次)は、原  
案のとおり可決されました。

日程第 6、議案第 15 号、令和元年度西会津町水道事業会計補正予算(第 3 次)を議題と  
します。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、石川藤一郎君。

○建設水道課長 議案第 15 号、令和元年度西会津町水道事業会計補正予算(第 3 次)の調  
製についてご説明いたします。

今次の補正予算は、上小島地内の消火栓修繕工事費の追加や、老朽管更新工事等の事業  
費の確定見込みによるものであります。

それでは予算書をご覧いただきたいと思います。

第 1 条、令和元年度西会津町の水道事業会計補正予算(第 3 次)は、次に定めるところ  
による。

第 2 条、令和元年度西会津町の水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の  
予定額を、次のとおり補正する。

収入、第 1 款、水道事業収益、第 1 項、営業収益の既決予定額を 131 万 9 千円増額し、  
1 億 988 万 9 千円とするものです。

支出は、第 1 款、水道事業費用、第 1 項、営業費用の既決予定額を 131 万 9 千円増額し、  
1 億 3,656 万 7 千円とするものです。

第3条、予算第4条本文中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,250万円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、437万4千円、過年度分損益勘定留保資金、4,812万6千円で補てんするものとするを、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,764万円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、411万円、過年度分損益勘定留保資金、5,353万円で補てんするものとするに改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

まず収入は、第1款、資本的収入、第1項、企業債の既決予定額を1,900万円減額、3,100万円とし、第2項、補助金の既決予定額を101万8千円減額し、4,998万6千円とするものです。

次に支出は、第1款、資本的支出、第1項、建設改良費の既決予定額を1,487万8千円減額し、4,283万5千円とするものです。

2ページをご覧いただきたいと思います。

第4条、予算第5条で定めた企業債の限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を、次のように改める。起債の目的は、上水道事業です。

補正前の限度額5千万円を1,900万円減額し、補正後の限度額を3,100万円といたします。なお、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

内訳は、実施計画にて説明いたしますので、3ページをご覧いただきたいと思います。

収益的収入及び支出の収入です。

第1款、水道事業収益、1項3目、その他営業収益は131万9千円の増額です。これは上小島地内、消火栓修繕工事の一般会計からの負担金です。

次に支出です。

第1款、水道事業費用、1項2目、配水及び給水費は、消火栓の修繕費で収入と同額の131万9千円の増額です。

4ページをご覧いただきたいと思います。

次に、資本的収入及び支出の収入です。

第1款、資本的収入、1項1目、企業債借入金は1,900万円の減額です。これは老朽管更新工事の事業費の確定見込みによるものです。2項1目、他会計負担金は101万8千円の減額です。これは下野尻地内の水道管移設工事の事業費の確定見込みによるものです。

次に、支出です。

第1款、資本的支出、1項1目、固定資産購入費は37万円の減額です。これは大久保浄水場の小型除雪機の購入費など事業費の確定によるものです。2目、配水管布設費は1,450万8千円の減額です。これは老朽管更新工事の事業費の確定見込みによるものです。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

6番、三留正義君。

○三留正義　水道、ちょっと手元に書類がなかったんで、去年が7,500万だっけ、赤字というか、補てんしたのが。今年度はこのままでいくと5,200万円ぐらいで、前年から比べると赤字幅が小さくなるような感じなのかなと思って見ていたんですが、もしそうであれば

ば、前年度と比べると工事内容が縮小したとか、内容の変化、推移の変化というのは前々年度と比べるとどういった違いがあるのか、その辺をお示してください。

○議長 建設水道課長。

○建設水道課長 お答えいたします。

老朽管更新工事ですとか、あとは設備のやっぱり更新ですか、そういったのを長寿命化計画に基づいて毎年やっている。そういった設備投資の関係がこの資本的収支のほうでございませぬども、事業費的には毎年平準化を図りまして、老朽管、それから設備の更新もやってございませぬ。でありますので、事業費的に、例えば縮小されたとか、そういったことはございませぬが、全体的な収支の関係で、その数字にはなっているというようなこととございませぬ。

○議長 6番、三留正義君。

○三留正義 全体の収支で、その中で主だっってこう目立った増減があったものとかはなかったのか。もしあればそれをお聞きしたいんですけど。

○議長 建設水道課長。

○建設水道課長 お答えしたいと思います。

この資本的収支のほうは、主に企業債の償還ですとか、設備投資の分が含まれてるわけとございまして、先ほど申し上げましたように、工事自体は平準化をして毎年だいたい同じようなペースで進めております。大きくその差額が出てきた部分とはいうこととございませぬども、企業債の元利償還金のシミュレーション組んでおりますけれども、これの数字で、やはり償還が進むにつれてシミュレーションの数字を見たときに、その部分が右肩下がりに減っているというようなことが要因かと思われませぬ。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 1点だけお伺いいたします。ちょっと時期が何月か忘れちゃったんですけど、町内で防災放送、あれで町内の水道の、要は漏水等、確か確かめてくださいというような放送を何回もされていたと思って、私、記憶しているんですけども、あれの影響というのは、今回の補正にあったのかどうかと。もしあったとすればどのくらいだったか、把握してる範囲でお示してください。

○議長 建設水道課長。

○建設水道課長 お答えいたします。

放送に関係する漏水の注意喚起に、今回の補正には影響はございませぬ。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 先輩議員がよく申されてたんですけど、影響はなかったということはいいと思わうんですけど、今回はそんなに寒い冬じゃなかったんですけど、もしよく話に出ている、もし万が一雪に埋もれている、要は水道管が破裂した場合に、私達みたいな耳が近い人たちはいいんですけども、そうじゃない人たちが水、どうどうどう出ちゃって、その分、水道料、使用料払ってくださいっていうの、これちょっとどうなのという話、何回も出てくるんですけど、その辺は、その後、救済措置とかというのはないんですか。

○議長 建設水道課長。

○建設水道課長 お答えいたします。

漏水に関してのその補償といたしますか、補てんといたしますか、やはり大規模な宅内漏水でメーター器が回って、冬の間分からなくて、春になったらばというようなことは確かにございます。その際、町のほうで水道料を減免する制度がございますので、それを業者さんに修理してもらったというような報告をあげてもらって、それで調整させていただいております。

そういった制度を活用して皆さんの負担の軽減を図っているところでございます。

○議長 7番、小柴敬君。

○小柴敬 1点お伺いをいたします。4ページの部分ですけども、今回の老朽管更新工事ということで、報告ありましたけれども、今年度どの場所で何メーターぐらい老朽管が修繕されたのか。それからその計画が今後どのように伸びていくのか、もし分かる範囲で結構ですのでお示してください。

○議長 建設水道課長。

○建設水道課長 お答えいたします。

令和元年度におきましては、延長で490メートルほど老朽管更新を上水道で行っております。箇所でございますと、縄沢で165メートルほど、下野尻で49メートルほど、あと本町のほうでは130メートルほど、あと上野尻、駅前のほうですけども146メートルほどでございます。

今後、令和2年、3年、4年と、むこう数年分は計画を立てておりまして、今後の事業計画、他の改良、いろんな改良等もなるだけ効率的にやるという計画でございますので、まだ確定はしておりませんが、概ね400メートルから500メートルくらいは毎年やっていきたいというふうな計画を立ててございます。

○議長 7番、小柴敬君。

○小柴敬 同僚議員の先ほどの質問ともあれなんですけど、この老朽管等の修理と同時に、今回の漏水部分は、この老朽管ではなくて宅内の部分が多かったというか、その辺の、もし分かればお願いします。

○議長 建設水道課長。

○建設水道課長 お答えします。

今回発見されましたのは、議員おっしゃったとおり宅内のほうがやっぱり多かったです。ですからその辺について修繕をお願いしているということでございます。

○議長 ほかにありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第15号、令和元年度西会津町水道事業会計補正予算(第3次)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

従って、議案第 15 号、令和元年度西会津町水道事業会計補正予算(第 3 次)は、原案のとおり可決されました。

日程第 7、議案第 16 号、令和 2 年度西会津町一般会計予算から、日程第 14、議案第 23 号、令和 2 年度西会津町下水道事業会計予算までを一括議題といたします。

なお、審議の方法は、議案の説明終了後、1 議題ごとに質疑・採決の順序で行いますので、ご協力をお願いいたします。

職員に議題を朗読させます。

議会事務局長、長谷川浩一君。

(事務局長朗読)

○議長 議案第 16 号の説明を求めます。

併せて議会基本条例第 7 条の規定に基づく重要政策の審議等に関し、協働のまちづくり推進事業、有害鳥獣対策事業及び森林環境税(森林環境譲与税)、森林経営管理事業についての説明を求めます。

総務課長、新田新也君。

○総務課長 議案第 16 号、令和 2 年度西会津町一般会計予算の調製について、ご説明いたします。

まず、国の当初予算編成の基本方針であります。令和 2 年度は、引き続き、経済財政運営と改革の基本方針 2018 に盛り込まれた新経済・財政再生計画の枠組みのもと、本格的な歳出改革に取り組むとともに、予算の中身を大胆に重点化するとしております。

具体的には、義務的経費以外の経費を前年度予算の 90 パーセントの範囲内で要望することとしたほか、新しい日本のための優先課題推進枠を設け、未来投資戦略 2018 の実現に資する施策に重点的に予算配分するとしております。

また、県の当初予算編成におきましては、復興・創生期間や総合計画の最終年度であることから、11 の重点プロジェクトを中心に、避難地域等の復興再生、被災者の生活再建支援や結婚・出産・子育て支援の強化、健康寿命の推進、交流人口の拡大など、復興及び地方創生を加速するための取り組みを最優先した予算配分を計画しております。

このような状況を踏まえ、本町の令和 2 年度当初予算編成は、予算の効率的な活用を基本に、第 4 次西会津町総合計画に掲げる「笑顔つながり 夢ふくらむまち へざーっと、西会津～」の実現に向け、人口減少に歯止めをかける、まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる事業や人材の育成、町民生活に密着した事業など、真に必要な施策に優先的に予算配分をしたところであります。

この結果、令和 2 年度一般会計予算の総額は、62 億 2,300 万円で、対前年度比 1 億 9,300 万円、率にして 3.2 パーセントの増となったところであります。

なお、この増額の主な要因につきましては、小規模多機能型居宅介護施設整備事業や起債の繰り上げ償還、増員に伴う地域おこし協力隊配置事業などによるものであります。

それでは、令和 2 年度一般会計当初予算について、ご説明いたします。

予算書の 1 ページをご覧ください。

令和2年度、西会津町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ62億2,300万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。

地方債、第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表、地方債による。

一時借入金、第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、15億円と定める。

歳出予算の流用、第4条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

次に、歳入歳出予算の主な内容について、ご説明いたします。

事前に予算書と一緒にご配りいたしました当初予算資料、この資料でございますが、この資料でご説明をさせていただきます。

はじめに6ページをご覧ください。歳入であります。

まず、1款、町税は、6億186万6千円の計上であります。徴収率の増などにより、前年度より62万1千円の増額となりました。

次に、2款、地方譲与税は、9,561万2千円の計上であります。森林環境譲与税の創設などにより、前年度より1,261万2千円の増額となりました。

3款、利子割交付金、30万円、4款、配当割交付金、100万円、5款、株式等譲渡所得割交付金、90万円につきましては、いずれも県の予算編成指針等を考慮し、計上したものであります。

6款、地方消費税交付金、1億4,400万円は、昨年10月の税率改定により、前年度より2,500万円の増額となりました。

7款、環境性能割交付金、770万円は、制度創設により新規計上するものであります。

8款、地方特例交付金、258万1千円は、自動車税減収補填特例交付金等の創設により、前年度より168万1千円の増額となりました。

9款、地方交付税は、28億7,291万6千円の計上であります。その内訳としましては、普通交付税で26億2,291万6千円の計上ですが、地方財政計画及び単位費用の増額や公債費の算入分などを考慮し積算したところであります。

なお、前年度当初ベースでの比較では1億1,578万2千円、4.6パーセントの増。前年度決定ベースでの比較では251万3千円、0.1パーセントの減となったところであります。

また、特別地方交付税につきましては、過去の実績や地域おこし協力隊の増員等を考慮し、前年度より2千万円増の2億5千万円を計上いたしました。

次に、10款、交通安全対策特別交付金、38万円ですが、県の予算編成指針等を考慮し、計上いたしました。

7ページをご覧ください。

11 款、分担金及び負担金、313 万 1 千円の計上につきましては、ケーブルテレビ加入負担金 63 万円、老人ホーム入所費負担金、121 万 2 千円などであります。

12 款、使用料及び手数料、1 億 5,288 万 2 千円の計上につきましては、ケーブルテレビ使用料、5,622 万 9 千円、インターネット使用料、3,701 万 9 千円、町営住宅等使用料、4,107 万 5 千円などであります。

なお、放課後児童クラブ使用料につきましては、子育て支援の一層の充実を図るため、第 2 子以降の使用料を令和 2 年度から無料といたしました。

13 款、国庫支出金、4 億 2,709 万 3 千円の計上につきましては、障がい者福祉費負担金、7,390 万 3 千円、児童手当給付費負担金、4,036 万 7 千円、社会資本整備総合交付金の道路事業、2 億 2,988 万 4 千円、同じく、さゆり公園施設改修に係る都市公園事業、1,470 万円、同じく、町営下小屋住宅外壁改修などの地域住宅計画事業、2,218 万円などでありま  
す。社会資本整備総合交付金の道路事業の増などにより、前年度より 3,816 万 2 千円の増額となりました。

14 款、県支出金、4 億 7 千万 9 千円の計上につきましては、国民健康保険保険基盤安定負担金、2,453 万 2 千円、後期高齢者医療保険基盤安定負担金、2,442 万 7 千円、障がい者福祉費負担金、3,766 万 2 千円、8 ページに行きまして電源立地地域対策交付金、3,286 万 7 千円、中山間地域等直接支払交付金、5,884 万 3 千円、多面的機能支払交付金、3,055 万 6 千円、広葉樹林再生事業補助金、2,324 万 3 千円、林業専用道整備事業補助金、3,500 万円、国県道除雪委託金、3,746 万円などあります。広葉樹林再生事業補助金や参議院議員通常選挙費委託金の減などにより、前年度比 4,626 万 4 千円の減額となりました。

9 ページをご覧ください。

15 款、財産収入、1,313 万 1 千円の計上は、土地・建物等の財産貸付収入、1,144 万 1 千円などあります。

16 款、寄附金、3 千万 1 千円の計上は、ふるさと応援寄附金、3 千万円などあります。

17 款、繰入金、5 億 1,904 万 9 千円の計上は、財政調整基金繰入金、4 億 7 千万円、減債基金繰入金、1,500 万円、みんなで創る未来基金繰入金、2 千万円などあります。

18 款、繰越金、6 千万円の計上は、前年度からの繰越金であります。

19 款、諸収入、4,754 万 9 千円の計上は、中小企業融資資金貸付金元金収入、2,500 万円、市町村振興協会市町村交付金、190 万円、みらいを描く市町村等支援事業助成金、459 万 6 千円などあります。

20 款、町債、7 億 7,290 万円の計上は、辺地対策事業債、6,730 万円、過疎対策事業債、3 億 8,400 万円、社会福祉施設整備事業債、3,950 万円、緊急防災・減災事業債、1 億 4,530 万円、臨時財政対策債、8,780 万円などあります。小規模多機能型居宅介護施設整備事業による辺地対策事業債の増などにより、前年度比 3,560 万円の増額となりました。

10 ページをご覧ください。

10 ページからは、歳出であります。

まず、1 款、議会費、8,711 万 3 千円の計上は、議員報酬及び議会運営に係る経費であります。議員定数が 2 名減になったことなどにより、前年度比 409 万 4 千円の減額となりました。

2 款、総務費、12 億 9,592 万 6 千円の計上は、総合行政情報システム事業、5,464 万 9 千円、財政調整基金積立金、3,499 万 3 千円、若者向け住宅整備事業、1 億 1,505 万円、温泉施設管理業務委託料、4,481 万 9 千円、地域おこし協力隊配置事業、9,463 万 9 千円、ケーブルテレビ運営事業、1 億 4,247 万 3 千円、インターネット運営事業、3,241 万 6 千円、11 ページに行きまして、町民バス運行事業、9,435 万 7 千円などであります。若者向け住宅整備事業の減などにより、対前年度比 8,971 万 8 千円の減額となりました。

3 款、民生費、11 億 7,797 万 6 千円の計上は、出産祝金、700 万円、国民健康保険特別会計事業勘定繰出金、8,960 万 4 千円、同じく診療施設勘定繰出金、3,542 万 3 千円、後継者対策事業、305 万円、雪処理支援隊事業、424 万 4 千円、除排雪費用助成事業、305 万円、敬老祝金、762 万円、12 ページに行きまして、介護保険特別会計繰出金、2 億 2,341 万 5 千円、後期高齢者医療費療養給付費負担金、1 億 117 万 3 千円、後期高齢者医療特別会計繰出金、3,381 万 1 千円、小規模多機能型居宅介護施設整備事業、9,887 万 5 千円、障がい福祉サービス費、1 億 5,065 万 1 千円、子育て医療費サポート事業助成費、1,526 万 5 千円、乳幼児家庭子育て応援金、270 万円、児童手当、5,802 万円、認定こども園運営委託料、1 億 3,627 万円などであります。小規模多機能型居宅介護施設整備事業の増などにより、前年度比 1 億 568 万 2 千円の増額となりました。

次に、4 款、衛生費、4 億 2,958 万円の計上は、水道事業会計繰出金が水道事業と簡易水道等事業合わせて 1 億 1,278 万 5 千円、インフルエンザワクチン予防接種事業、1,344 万円、検（健）診事業、1,901 万 3 千円、長野県諏訪中央病院の鎌田實名誉院長などの指導を受け、事業を展開する健康づくり推進事業、1,052 万 8 千円、13 ページに行きまして、ごみ・し尿処理等に係る喜多方地方広域市町村圏組合負担金、6,593 万 5 千円、ごみ収集委託料、3,704 万 8 千円、個別排水処理事業に係る下水道事業会計繰出金、2,708 万 1 千円などであります。黒沢地区の水道未普及地域対策基本計画策定業務の完了などにより、対前年度比 1,830 万円の減額となりました。

6 款、農林水産業費、5 億 3,890 万 8 千円の計上は、中山間地域等直接支払事業、7,829 万 8 千円、健康な土づくり・普及促進事業、578 万 3 千円、環境保全型農業直接支援対策事業、686 万 1 千円、農業集落排水処理事業に係る下水道事業会計繰出金、8,554 万 2 千円、多面的機能支払交付金事業、4,061 万 8 千円、町の重要課題であり、さらなる対策の強化を図っていく有害鳥獣駆除事業、986 万 2 千円、菌床栽培ハウス整備工事、1,532 万 4 千円、14 ページに行きまして、台風第 19 号被害に伴うオートキャンプ場浄化槽機械設備移設工事、2,300 万円、広葉樹林再生事業、2,324 万 3 千円、林業専用道整備事業、5 千万円、鳥獣被害対策市町村リーダー育成モデル事業、277 万 3 千円、林道岩井沢檜ノ木平線の林道開設等工事、2,050 万円などであります。有害鳥獣駆除事業の増やオートキャンプ場浄化槽機械設備移設工事などにより前年度比 1,458 万 9 千円の増額となりました。

7 款、商工費、1 億 235 万 3 千円の計上は、町商工会育成補助金、500 万円、町内企業支援補助金、100 万円、中小企業振興資金融資制度貸付金、2,500 万円、テレワーク運営事業、161 万 5 千円、創業支援事業、203 万 4 千円、にしあいつ観光交流協会育成補助金、1,300 万円、消費者行政推進費、351 万 2 千円、消費者風評対策事業、508 万 7 千円などであります。



8 款、土木費、8 億 8,524 万 4 千円の計上は、町道修繕工事、2 千万円、道路維持管理委託料、1,190 万 7 千円、除雪機械修繕料、2 千万円、除雪委託料、1 億 4,489 万 4 千円、除雪機械購入費、6,500 万円、15 ページに行きまして、町道改良舗装等工事、1 億 3,367 万円、橋りょう修繕工事、1 億 1,300 万円、公共下水道事業に係る下水道事業会計繰出金、1 億 1,460 万 6 千円、さゆり公園管理業務委託料、6,013 万 8 千円、体育館照明 LED 化などの、さゆり公園施設改修等工事、4,750 万円、町営下小屋住宅外壁改修工事、2,550 万円などがあります。除雪機械購入費や橋りょう修繕工事の増などにより、対前年度比 73,083 千円の増額となりました。

9 款、消防費、3 億 5,464 万 2 千円の計上は、喜多方地方広域市町村圏組合消防費負担金、1 億 6,292 万 5 千円、消防団員報酬、1,709 万 9 千円、防火水槽新設工事、2 千万円、消防屯所改修工事、400 万円、防災行政無線デジタル化改修工事、9,403 万 6 千円などがあります。防災行政無線デジタル化改修工事の減などにより、前年度比 3,273 万 2 千円の減額となりました。

10 款、教育費、4 億 2,346 万 9 千円の計上は、西会津高校活性化対策に係る通学費補助金・進路支援補助金・生徒活動後援会補助金・修学資金貸付金の合計で 355 万 4 千円、16 ページに行きまして外国語指導助手招致事業、468 万 2 千円、小中学校各種大会出場補助金、200 万円、小中学校交流事業補助金、259 万 6 千円、教育改革推進事業、1,356 万 7 千円、学校給食費、4,126 万 7 千円、スクールバス運行費、5,255 万 6 千円、小学校教育支援事業、1,215 万 9 千円、中学校教育支援事業、751 万 1 千円、地域学校協働活動事業、646 万 8 千円、図書館費、1,026 万 5 千円、第 45 回の記念大会となる奥川健康マラソン大会実行委員会補助金、172 万円、役場庁舎脇の野沢体育館空調設備整備事業、2,949 万 1 千円などがあります。野沢体育館空調設備整備事業などにより、前年度比 5,391 万円の増額となりました。

11 款、災害復旧費、2,539 万 4 千円は、農業施設災害復旧費、林業施設災害復旧費、道路橋りょう河川災害復旧費の現年災害の計上であります。

17 ページに行きまして、12 款、公債費、8 億 9,720 万 1 千円の計上は、地方債償還元金、8 億 6,548 万 6 千円、地方債償還利子、3,161 万 5 千円などがあります。今年度実施いたします繰上償還などにより、前年度比 9,028 万円の増額となりました。

以上、歳入歳出の総額を 62 億 2,300 万円とするものであります。

次に、予算書の 8 ページをご覧ください。

第 2 表、地方債であります。令和 2 年度における各種事業実施の財源の一部として充当するため、起こすものであります。

まず、辺地対策事業費であります。限度額を 6,730 万円とし、小規模多機能型居宅介護施設整備事業や消防施設整備事業などに充当するものであります。

次に過疎対策事業費であります。限度額を 3 億 8,400 万円とし、若者向け住宅整備事業や通信機器高度化更新事業、町道改良舗装事業などに充当するものであります。

次に、社会福祉施設整備事業費であります。限度額を 3,950 万円とし、小規模多機能型居宅介護施設整備事業に充当するものであります。

次に、公営住宅建設事業費であります。限度額を 2,120 万円とし、町営住宅及び定住

促進住宅の修繕事業に充当するものであります。

次に、緊急防災・減災事業費であります。限度額を1億4,530万円とし、防災行政無線デジタル化整備事業や野沢体育館空調設備などの指定緊急避難場所等設備整備事業に充当するものであります。

次に、災害復旧事業費であります。限度額を2,780万円とし、農林業施設及び道路河川等の災害復旧費に充当するものであります。

次に、臨時財政対策債であります。普通地方交付税の振替措置といたしまして、限度額を8,780万円とするものであります。

起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりであります。

以上で、議案第16号、令和2年度西会津町一般会計予算の説明を終了させていただきます。

○議長 企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長 令和2年度重要政策のうち、協働のまちづくり推進事業についてご説明申し上げます。

令和2年度重要政策の審議等資料ナンバー1をご覧ください。

1、事業の趣旨でございますが、まちづくりの最も基本となる西会津町総合計画（第4次）につきましては、西会津町まちづくり基本条例に基づき、町民参加での検討作業を経て策定され、平成31年度、令和元年度からは新しい総合計画のもとでのまちづくりがスタートしているところでございます。

町民の意見を反映し策定した総合計画ではありますが、実行段階においても町民の意見を事業の企画立案や実施方法に反映させ、協働によって進めることによって、効果的な施策の展開を図ることができると考えたところでございます。

つきましては、総合計画を推進する取り組みとして、協働のまちづくり推進委員会の運営や協働のまちづくりアドバイザーの招致などによる協働のまちづくり推進事業を実施するものでございます。

2、令和2年度の事業概要についてでございますが、協働のまちづくり推進事業につきましては、主にご覧の二つの取り組みを予定しております。

1点目といたしましては、協働のまちづくり推進委員会の運営でございます。総合計画に掲載された重要施策等に関して、町民と行政の協働による効果的かつ効率的な事業展開の方策・その可能性について検討を行うものでございます。併せて、中心エリア整備構想や雪対策についての検討・意見出し等についても、本委員会で行うこととしております。なお、この委員会については、様々な分野の町民の皆さん30名以内で構成する予定でございます。

取り組みの2点目としましては、協働のまちづくりアドバイザーの招致でございます。協働のまちづくり推進委員会の運営サポートや、協働によるまちづくりの推進方策に関しアドバイスをいただく外部アドバイザーを配置することとしております。また、中心エリア整備構想や雪対策など専門的な知見を必要とする検討課題について、この事業の中で別途アドバイザーを招致することを検討してまいります。

3、協働のまちづくり推進事業に要する経費についてでございますが、令和2年度予算

一般会計の企画費に計上しております。事業費につきましては、682万7千円でございます。内訳につきましては、協働のまちづくり推進委員会の委員の報償金、75万6千円、アドバイザーの委託料、600万円などでございます。

以上、協働のまちづくり推進事業についての説明を終了いたします。

○議長 農林振興課長、岩渕東吾君。

○農林振興課長 令和2年度重要政策の審議等についてのうち、有害鳥獣対策事業についてご説明いたします。

重要政策の審議等資料ナンバー2の1ページをご覧ください。

はじめに、事業の目的であります。有害鳥獣による農作物等の被害は、人口減少や遊休農地の増加などを背景として、全国的な問題となっており、本町におきましては、近年、特にイノシシによる被害が急増し、被害の多い地域では死活問題と言っても過言ではないほどの緊急事態となっております。

このため、鳥獣被害対策を町の最重要課題と位置付け、積極的な予算を計上し、これまでの取り組みをさらに引き上げることで、被害の軽減効果を目に見える形で示し、農家の生産意欲向上につながるよう各種対策の強化を図るものであります。

次に、主な事業内容であります。まず、1点目として、イノシシの捕獲活動を推進するため、報償金の額を1頭1万円から1万6千円に増額をいたします。

2点目として、捕獲活動を強化し個体数の管理を確実に進めるため、イノシシ用のくくりわな及び箱わな、ニホンザル用の箱わなを増設するとともに、猟友会による一斉捕獲の強化を支援いたします。

3点目といたしまして、わなによる捕獲従事者を新たに20名増やすため、わな猟免許取得経費の全額について、補助をいたします。

4点目として、イノシシの捕獲技術向上を図るため、専門家による技術研修会や先進地研修を実施いたします。

5点目として、電気柵による対策を拡大するため、電気柵設置について補助金等の支援を行います。

6点目として、隊員2名による町内パトロールを実施し、有害鳥獣出没時の迅速な対応とケーブルテレビのニホンザル出没予報等により、地域の被害防止活動を支援いたします。

7点目として、集落周辺への出没を抑制するために、集落周りの間伐などの環境整備を進めます。

8点目として、集落ぐるみの被害防止対策を進めるため、専門員を配置し、地域住民への活動支援を行います。

次に、事業の目標値であります。本事業の効果を目に見える形でお示しするため、イノシシの捕獲数を50頭とするほか、わな猟免許取得者や集落ぐるみの電気柵設置について、記載のとおり目標値を設定したところでございます。

次に、総合計画における位置付けであります。平成31年度からの西会津町総合計画・前期基本計画におきまして、資料に記載のとおり、有害鳥獣対策を位置付けているところでございます。

2ページをご覧ください。

令和2年度当初予算における予算措置であります。まず歳入につきましては、14款、県支出金、2項4目、農林水産業費県補助金に484万5千円を計上しております。このうち、イノシシ捕獲管理事業補助金、6万5千円及び鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業補助金、92万円、ならびにイノシシ等有害捕獲促進事業補助金、36万円は、ニホンザルとイノシシの捕獲補助金であります。また、森林環境交付金、350万円は、環境共生林の整備分でございます。

次に、歳出についてであります。6款、農林水産業費、2項1目、林業総務費に有害鳥獣駆除事業として、令和元年度の2倍の986万2千円を計上しております。このうち、主なものを申し上げますと、有害鳥獣捕獲報償金、160万円は、ツキノワグマ、ニホンザル、イノシシの捕獲報奨金であります。捕獲技術向上謝礼、20万円及び研修旅費等、16万8千円は、専門家による技術講習や先進地研修に係る費用であります。需用費、314万3千円は、イノシシ用のくくりわな及び箱わなの購入費等であります。有害鳥獣防除事業補助金、180万円は、集落設置の電気柵補助金9集落分と個人設置の電気柵補助金であります。有害鳥獣駆除体制強化支援事業補助金、70万円は、わな猟免許取得者への補助金20名分であります。

また、このほか、森林環境基本枠事業として、環境共生林の整備に350万千円、鳥獣被害対策市町村リーダー育成モデル事業として、有害鳥獣対策専門員の配置に係る経費、277万3千円を計上したところであります。

以上で、有害鳥獣対策事業の説明を終わります。

続きまして、森林環境税（森林環境譲与税）、森林経営管理事業について、ご説明いたします。

重要政策の審議等資料ナンバー3の1ページをご覧ください。

はじめに、事業の目的であります。木材価格の低迷や森林所有者の高齢化などにより森林への関心が薄れ、適切な管理が行われていない森林が全国で増加しており、近年では、大雨による土砂崩れや倒木の流入による河川の氾濫などが各地で発生しております。

こうした中で、本年度から国による森林環境税が創設され、地方公共団体に森林環境譲与税が譲与されることになりました。それを財源として、森林所有者が自ら管理することができない森林について、市町村が所有者から委託を受けて管理を行う森林経営管理制度が開始されたところであります。

本町では、町内各地区で順次、森林所有者の意向調査、森林経営の計画策定、林業事業者への経営委託等を計画的に進め、森林を適正に管理することで、土砂災害等の発生防止や森林の経済ベースでの活用など森林の持つ多面的機能を促進し、町民の安心・安全の向上及び地域の活性化等を図るものであります。

次に、主な事業内容であります。まず、1点目として、森林所有者を対象とした意向調査を実施し、町への経営管理委託の意向を確認いたします。

2点目として、町への管理委託の意向が示された森林を対象に、現地確認等で境界明確化を促進し、経営管理権集積計画を策定いたします。これにつきましては、令和3年度からの実施を見込んでおります。

3点目といたしまして、経営管理権集積計画に基づき、森林経営の適否を判断し、収益

の見込める森林については林業事業体へ、本町においては西会津町森林組合等がありますが、再委託して整備を進め、収益性の低い森林については、町が直接管理するものであります。これにつきましても、令和3年度からの実施を見込んでおります。

次に、総合計画における位置付けであります。平成31年度からの西会津町総合計画・前期基本計画におきまして、資料に記載のとおり、農地・森林の有効活用として位置付けているところであります。

次に、令和2年度当初予算における予算措置であります。まず歳入につきましては、2款、地方譲与税、3項1目、森林環境譲与税に1,161万2千円を、15款、財産収入、1項2目、利子及び配当金に森林環境譲与税基金利子、2千円を、17款、繰入金、2項6目、森林環境譲与税繰入金に100万円をそれぞれ計上し、歳入の合計は1,261万4千円であります。

次に、歳出につきましては、6款、農林水産業費、2項1目、林業総務費に森林経営管理事業として、歳入と同額の1,261万4千円を計上しております。このうち、意向調査業務委託料、100万円は、奥川、杉山地区における森林経営意向調査の経費であります。基金積立金、1,161万4千円は、譲与された森林環境譲与税の全額及び基金の利子を森林環境譲与税基金に積み立てるものであります。

以上で、森林環境税（森林環境譲与税）、森林経営管理事業の説明を終わります。

○議長 議案第17号及び議案第18号の説明を求めます。

商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 議案第17号、令和2年度西会津町工業団地造成事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

工業団地の分譲につきましては、経済の活性化と雇用の確保を図る上で、重要な課題であると考えているところであります。企業誘致を取り巻く環境は、人口減少に伴い労働力人口が減少する中、大変厳しい状況となっておりますが、若者の定住促進や町内の雇用確保に向け、令和2年度においても、県などの関係機関から情報提供を得ながら、工業団地の分譲に向け努力してまいりたいと考えております。

それでは、予算書の9ページをご覧ください。

令和2年度西会津町の工業団地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,867万6千円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。

予算の内容につきましては、事項別明細書でご説明いたしますので、事項別明細書の141ページをご覧ください。まず、歳入であります。

1款、財産収入、1項1目、不動産売払収入、8,867万4千円の計上ですが、これは未分譲地の土地売払収入であります。

2款、繰越金、1項1目繰越金、1千円から3款、諸収入、1項1目、町預金利子、1千円までは、前年度繰越金及び預金利子の存目計上であります。

142ページをご覧ください。歳出であります。

1 款、予備費、1 項 1 目、予備費であります。8,867 万 6 千円を計上したところであります。

以上、議案第 17 号、令和 2 年度西会津町工業団地造成事業特別会計予算の説明を終わります。

続きまして、議案第 18 号、令和 2 年度西会津町住宅団地造成事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

住宅団地につきましては、令和元年度は販売がなかったことから、全 69 区画のうち未分譲区画は 10 区画であります。令和 2 年度におきましては、住宅団地購入費補助金の PR、定住移住に向けたホームページへの掲載、さらには新聞・雑誌等への広告などを通じて、広く情報発信することで、分譲につなげて行きたいと思っております。

それでは、予算書の 12 ページをご覧ください。

令和 2 年度西会津町の住宅団地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 667 万 1 千円と定める。

第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表、歳入歳出予算による。

予算の内容につきましては、事項別明細書でご説明いたしますので、事項別明細書の 145 ページをご覧ください。

まず、歳入であります。1 款、使用料及び手数料、1 項 1 目、住宅団地使用料、1 万 8 千円は分譲地以外の電柱及び支線の使用料であります。

2 款、財産収入、1 項 1 目、財産貸付収入、6 千円は、分譲地内の電柱及び支線の土地貸付収入であります。2 項 1 目、不動産売払収入、664 万 5 千円は、1 区画分の分譲収入を見込んだものであります。

3 款、繰越金、1 項 1 目、繰越金、146 ページの 4 款、諸収入、1 項 1 目、町預金利子は、前年度の繰越金及び預金利子の存目計上であります。

147 ページをご覧ください。歳出であります。

1 款、事業費、1 項 1 目、住宅団地分譲事業費、667 万 1 千円の計上は、1 区画分の分譲促進謝礼、50 万円や、旅費、広告料、及び 1 区画分の住宅団地購入費補助金、50 万円など、分譲に要する経費を計上したほか、修繕料や団地内整備委託料など、住宅団地内の維持管理に要する経費を計上したものであります。

以上、議案第 18 号、令和 2 年度西会津町住宅団地造成事業特別会計予算の説明を終わります。

○議長 暫時休議にします。(14 時 45 分)

○議長 再開します。(15 時 15 分)

議案第 19 号及び議案第 20 号の説明を求めます。

健康増進課長、小瀧武彦君。

○健康増進課長 議案第 19 号、令和 2 年度西会津町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明を申し上げます。

まず予算の説明に入る前に、概要について申し上げます。後期高齢者医療制度は、75 歳

以上の高齢者等を対象にした医療制度で、福島県後期高齢者医療広域連合が保険者となり医療給付等を行い、市町村は、保険料の徴収や申請・届出の受け付け、窓口業務などを行っております。後期高齢者医療の保険料は、2年に1度見直しされることになっており、令和2年度からは見直しによる新たな保険料となります。

県広域連合による保険料試算では、今後2年間の被保険者数や医療費の推計、保険料の収納率、診療報酬の改定率などを勘案し算定したところ、医療の高度化などの影響による1人当たり医療費の増加や、後期高齢者負担率の上昇などにより保険料は増加するものの、負担軽減のため剰余金35億円を軽減財源として繰り入れすることにより増加幅を抑える対応をしたところであります。

その結果、1人当たり保険料は均等割額がこれまでより1,700円増の4万3,300円、所得割率が0.29ポイント増の8.23パーセントと決定されたところであります。また、現在特例として行われております所得が低い方への均等割額の8.5割軽減が7.75割軽減へ、また8割軽減が7割軽減になるほか、5割軽減及び2割軽減の拡充も予定されているところであります。

それでは、予算書の15ページをご覧ください。

令和2年度西会津町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めることによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億45万6千円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。

主な予算の内容につきましては、事項別明細書によりご説明をさせていただきます。

事項別明細書の150ページをご覧ください。歳入であります。

1款、後期高齢者医療保険料、1項1目、特別徴収保険料、5,146万3千円は、先ほど申しあげました均等割、4万3,300円、所得割率8.23パーセントで計算した保険料のうち、年金からの徴収分であります。2目、普通徴収保険料、974万円は、納入通知書や口座振替による保険料収入であります。

2款、繰入金、1項2目、保険基盤安定繰入金、3,257万1千円は、保険料の軽減措置に係る繰り入れであります。

151ページをご覧ください。

4款、諸収入、3項1目、健康診査受託事業収入、513万8千円は、健康診査に係る広域連合からの受託事業収入であります。4項1目、雑入、30万円は、保険料の過年度返納金分の収入であります。

152ページをご覧ください。歳出であります。

1款、総務費、1項1目、一般管理費、79万7千円は、後期高齢者医療システムのリース料などの事務費であります。2項1目、徴収費、46万2千円は、保険料の徴収に係る経費であります。

153ページをご覧ください。

2款、保健事業費、1項1目、保健事業費、512万1千円は、健康診査に係る委託料であります。

3 款、後期高齢者医療広域連合納付金、1 項 1 目、後期高齢者医療広域連合納付金、9,377 万 5 千円は、徴収した保険料や保険基盤安定負担金を広域連合に納付するものであります。

4 款、諸支出金、1 項 1 目保険料還付金、30 万円は、過年度分に係る還付金であります。

以上で議案第 19 号、令和 2 年度西会津町後期高齢者医療特別会計予算の説明を終了させていただきます。

続きまして、議案第 20 号、令和 2 年度西会津町国民健康保険特別会計予算についてご説明を申し上げます。

予算の説明に入る前に、国民健康保険事業の現況と運営方針などについて申し上げます。平成 30 年度から、安定的な財政運営と効率的な事業の確保を図るために、財政の責任主体が市町村から都道府県に移行され 2 年が経過しようとしておりますが、現在のところ順調に運営されているところであります。

事業勘定の医療費の動向は、被保険者数は減少しているものの、医療の高度化などにより 1 人当たり医療費は増加傾向となっており、また疾病分類では、新生物や高血圧症などの循環器系疾患、関節や骨・筋肉などの筋骨格系疾患に係る医療費が高い状況となっております。

また、安定した国保運営を行う取り組みとして、国保税の収納率の向上や、レセプトと資格点検などによる医療費の適正化対策のほか、正しい食生活の実践や運動の習慣化に向けた様々な健康づくりの取り組みを一層推進するとともに、今年度策定いたしました第 2 期の健康増進計画に基づき、からだとこころとつながりの健康づくりを進めてまいります。

診療施設勘定では、診療所は歯科を除く本町唯一の医療機関であることから、町民の受診機会の確保と、予防医療や疾病の早期発見など地域医療を支えるため、常勤医師の確保に向けて、鋭意努力をしております。

また、非常勤医師では、昨年 10 月から開始いたしました整形外科の診療を引き続き継続するとともに、現在会津医療センターから派遣いただいております内視鏡と内科の医師を引き続き派遣していただくこととしております。

また診療所に併設しております訪問看護事業所については、診療所や福祉施設などと連携し、利用者の利便性と地域医療サービスの向上に向けて取り組んでまいります。

以上のことを基本に、令和 2 年度の予算編成を行ったところであります。

それでは、予算書の 18 ページをご覧ください。

令和 2 年度西会津町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第 1 条、事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 7 億 5,513 万 6 千円、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3 億 2,449 万 9 千円と定める。

第 2 項、事業勘定及び診療施設勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表、歳入歳出予算による。

地方債、第 2 条、地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第 2 表、地方債による。

歳出予算の流用、第 3 条、地方自治法第 220 条第 2 項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。



第1号、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

主な予算の内容等につきましては、事項別明細書によりご説明をさせていただきます。

事項別明細書157ページをご覧ください。事業勘定の歳入であります。

1款、国民健康保険税、1項、国民健康保険税の合計、1億2,905万2千円は、医療費や県への納付金、保健事業などの歳出総額から、国・県からの交付金や一般会計からの繰入金などの歳入を差し引いた額を国保税必要額として算出し、それぞれの区分により計上したものであります。

なお、一般被保険者の国保税額が昨年度当初予算額と比較して2,424万1千円の減となっておりますが、これは県全体の被保険者数が減少していることなどにより、医療費が見込みを下回ったため、これまで県に納付した納付金に剰余金が発生したことから、この剰余金を活用したことにより、今年度県への納付金が減額となったことなどによるものであります。

なお、令和2年度の国保税額は、今後所得額や県への納付金額が確定する本算定時に改めて算出することになっております。

158ページをご覧ください。

4款、県支出金、1項1目、保険給付費等交付金は、保険給付の財源として交付される普通交付金で5億323万5千円、へき地診療所の運営費や医療機器整備費に係る県補助金などの特別交付金で2,508万2千円であります。

159ページをご覧ください。

6款、繰入金、1項1目、一般会計繰入金、9,320万4千円は、人件費のほか、子育て医療費サポート事業及び保険基盤安定繰入金などであります。2項1目、国民健康保険運営基金繰入金、440万円は、国保税の減税財源として400万円を、家庭血圧測定の推進を図るため、自動電子血圧計購入費補助金の国保加入者分40万円を基金から繰り入れするものであります。

なお、繰り入れ後における基金残高見込額は2,320万円であります。

162ページをご覧ください。歳出でございます。

1款、総務費、1項1目、一般管理費、3,126万4千円は、職員人件費や総合行政システム機器保守委託料、事業報告システム構築負担金などであります。

163ページをご覧ください。

2項1目、賦課徴収費、403万2千円は、国保税の徴収に係る経費であります。

165ページをご覧ください。

2款、保険給付費、1項1目、一般被保険者療養給付費、4億3,860万円から、167ページ、3項2目、退職被保険者等移送費、1万円までは、今年度の医療費動向を勘案してそれぞれ計上したところであり、4項1目、出産育児一時金、210万2千円は、出産件数を5件分と見込み計上したところであり、

168ページをご覧ください。

3款、国民健康保険事業費納付金、1項1目、一般被保険者医療給付費分、1億2,495万6千円、2項1目、後期高齢者支援金等分、4,582万4千円、169ページ、3項1目、介

護納付金分、1,509万8千円はそれぞれ県から示された概算金額を計上したところであり  
ます。

4款、保健事業費、1項1目、特定健康診査等事業費、816万1千円は、特定健康診査  
などに係る委託料などであります。

170ページをご覧ください。

2項1目、保健衛生普及費、314万6千円は、検診の未受診者対策と特定保健指導の受  
診勧奨などを行うための事業費であります。2目、疾病予防費、247万4千円は、健康ポ  
イント事業や医療費適正化対策などの事業費であります。

172ページをご覧ください。

6款、諸支出金、2項1目、診療施設勘定繰入金、534万円は、へき地診療所に係る運  
営費や医療機器整備に対する国からの調整交付金を診療施設勘定へ繰り出すものでありま  
す。2目、一般会計繰入金、332万6千円は、旧群岡中学校で実施している、にここ相  
談所運営費の国保加入者分の負担であります。

次に、182ページをご覧ください。診療施設勘定の歳入でございます。

1款、診療収入、1項、外来収入の合計、1億5,725万2千円は3診療所における診療  
報酬であり、それぞれ今年度の実績見込みなどにより計上したところであります。

なお、前年度と比較し813万5千円の増となっておりますが、西会津診療所に整形外科  
を開設したことによる増額を見込んだところであります。

2項1目、諸検査等収入、3,143万5千円は、インフルエンザ予防接種や各種検診など  
の収入であります。

183ページをご覧ください。

2款、訪問看護事業所収入、1項、介護保険報酬収入から3項、一部負担金収入までは、  
訪問看護事業所における診療報酬収入で、今年度の実績見込みを基に計上したところであ  
ります。

184ページをご覧ください。

4款、繰入金、1項1目、一般会計繰入金、3,542万3千円は過疎対策事業債の元利償  
還金3,042万3千円と、診療所の経営安定のための繰入金、500万円であります。

185ページをご覧ください。

2項1目、事業勘定繰入金、534万円は、へき地診療所の運営費や医療機器整備に対す  
る調整交付金を事業勘定から繰り入れするものであります。

6款、繰越金、1項1目、繰越金、1,500万円は、令和元年度からの繰越見込額を計上  
したところであります。

6款、諸収入、1項、受託事業収入、730万8千円は町内の特別養護老人ホームとグル  
ープホームからの診療受託収入であります。

186ページをご覧ください。

7款、町債、1項1目、過疎対策事業債、5,470万円は、医療用機械器具整備や診療所  
の増築、駐車場整備、医師確保対策事業、ソフト事業分などの財源として、過疎対策事業  
債を借り入れするものであります。

次に、187ページをご覧ください。歳出でございます。

1 款、総務費、1 項 1 目、一般管理費、2 億 4,242 万 8 千円は非常勤医師を含めた職員人件費、1 億 9,584 万 6 千円と需用費などの一般管理費などであります。

189 ページをご覧ください。

工事請負費、2,271 万 5 千円は西会津診療所に医師と患者やその家族などへ病状や治療方針などを説明する医療相談室及び非常勤医師の休憩室を増築するための工事費、1,734 万 1 千円と、整形外科開設などにより西会津診療所の駐車スペースが不足していることから、診療所内に駐車場を増設するための工事費、537 万 4 千円などを計上したところであります。

190 ページをご覧ください。

2 款、医業費、1 項 1 目、医療用機械器具費、2,397 万 7 千円は、西会津診療所の超音波画像診断装置の購入費や医療機器の修繕料、保守管理委託料などであります。

191 ページをご覧ください。

2 目、医療用消耗機材費、1,408 万 3 千円は、注射器や検査試薬などの医療用消耗品や血液検査等の検査委託料などであります。3 目、医薬品衛生材料費、1,250 万円は、点滴やワクチンなどの医薬品購入費であります。

192 ページをご覧ください。

3 款、公債費は、地方債の償還元金と利子でございます。

予算書に戻っていただき 26 ページをご覧ください。

第 2 表、地方債、医師確保対策分及び医療用機械整備や西会津診療所増築工事、駐車場整備などに係る借り入れであります。起債の目的は、過疎対策事業費、限度額は 5,470 万円で、起債の方法及び利率、償還の方法は記載のとおりであります。

以上で議案第 20 号の説明を終了させていただきますが、本案につきましては、去る 2 月 28 日開催の町国民健康保険運営協議会に諮問し、適当である旨の答申をいただいているところであります。

以上で議案第 20 号のご説明を終了させていただきます。

○議長 議案第 21 号の説明を求めます。

福祉介護課長、渡部栄二君。

○福祉介護課長 議案第 21 号、令和 2 年度西会津町介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算の説明に入る前に、介護保険事業の概要について申し上げます。令和 2 年度は、第 7 期介護保険事業計画の最終年度であることから、事業計画による推計や、今までの平成 30 年度・令和元年度の実績に基づいた予算編成となっております。

現在 65 歳以上の第 1 号被保険者数は、2 月 1 日時点で 2,864 人と、平成 31 年 4 月と比較し 18 人の減、要介護認定者数は、566 人、7 人の減、また介護保険サービスを利用されている方は、504 人、4 人増となっております。

このため、保険給付費については、居宅サービス、施設サービスの利用状況を踏まえ調整を行い、また地域支援事業や介護予防支援事業については、実績などに基づき計上いたしました。

なお、歳入においては、この保険給付費などを基に、国・県・町の負担金、支払基金交

付金などをそれぞれの負担割合、ルール分に応じて見積もり、不足する額を介護給付費準備基金より繰入計上いたしました。

その結果、歳入歳出予算の総額は、11億8,749万4千円となり、令和元年度当初予算と比較して176万3千円、率にして0.1パーセントの減額になったところでございます。

それでは、予算書の27ページをご覧ください。

令和2年度西会津町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億8,749万4千円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。

歳出予算の流用、第2条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

主な予算の内容等につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。

事項別明細書の203ページをご覧いただきたいと思っております。歳入であります。

1款、保険料、1項1目、第1号被保険者保険料、1億6,428万8千円は、65歳以上の第1号被保険者から徴収する保険料であり、第7期介護保険事業計画で定めた保険料率で算定しています。なお、低所得者の保険料軽減措置が令和2年度で完全実施されることなどにより、前年度と比較し796万円の減額となっております。

2款、使用料及び手数料、1項1目、民生手数料、70万4千円は、ミニデイサービスと奥川元気クラブの事業に係る手数料であります。

3款、国庫支出金、1項1目、介護給付費負担金、1億8,554万7千円は、介護給付費に係る国の負担分であります。2項1目、調整交付金、1億2,097万9千円は、介護給付費調整交付金、1億1,971万9千円及び地域支援事業調整交付金、126万円であります。

2目、地域支援事業交付金、介護予防・日常生活支援総合事業、504万3千円及び、204ページの、3目、地域支援事業交付金、介護予防・日常生活支援総合事業以外、1,375万7千円は、介護予防事業や地域包括支援センターに係る国庫補助金であります。

4款、支払基金交付金、1項1目、介護給付費交付金、2億8,582万3千円は、40歳から64歳までの第2号被保険者の保険料として、社会保険診療報酬支払基金を通し交付されるものであります。1項2目、地域支援事業支援交付金、680万8千円は、介護予防事業に対して交付されるものであります。

205ページをご覧ください。

5款、県支出金、1項1目、介護給付費負担金、1億5,849万9千円は、介護給付費に係る県の負担分であります。2項1目、地域支援事業交付金、介護予防・日常生活支援総合事業、315万2千円、2目、地域支援事業交付金、介護予防・日常生活支援総合事業以外、687万8千円は、介護予防事業や地域包括支援センターに係る県補助金であります。

206ページをご覧ください。

7款、繰入金、1項1目、介護給付費繰入金、1億3,232万5千円は、介護給付費に係

る町負担分 12.5 パーセント分であります。2 目、地域支援事業繰入金、介護予防・日常生活支援総合事業、315 万 2 千円及び 3 目、地域支援事業繰入金、介護予防・日常生活支援総合事業以外、687 万 8 千円は、介護予防事業や地域包括支援センターに係る町の負担分であります。4 目、低所得者保険料軽減繰入金、1,488 万 3 千円は、介護保険料の第 1 段階から第 3 段階にいる方の保険料を軽減するために、国・県・町がそれぞれの割合で負担する額をまとめて一般会計より繰り入れするもので、令和 2 年度では軽減措置が完全実施されることとなり、827 万 7 千円の増額となったところであります。5 目、その他一般会計繰入金、6,617 万 7 千円は、職員の給与及び事務費に係る一般会計からの繰入金であります。2 項 1 目、介護給付費準備基金繰入金、1,144 万 9 千円は、介護保険給付費から保険料や国・県・町からの負担金を差し引いてなお不足する分を基金から繰り入れするものであります。

なお、繰り入れ後の基金の残高は、760 万 4 千円となる見込みであります。

次に、208 ページをご覧ください。歳出であります。

1 款、総務費、1 項 1 目、一般管理費、2,382 万 9 千円は、職員の人件費と事務費などであります。

209 ページをご覧ください。

3 項 1 目、介護認定審査会費、360 万 1 千円は、介護認定審査会に係る喜多方広域への負担金であります。2 目、認定調査等費、670 万 7 千円は、介護認定のための、認定調査等に係る経費であります。

210 ページをご覧ください。

5 項 1 目、計画策定委員会費、36 万 3 千円は、令和 2 年度に策定いたします、第 8 期介護保険事業計画の策定のための、策定委員会委員報酬、18 万 9 千円や計画書の印刷製本費、16 万 5 千円などであります。

211 ページをご覧ください。

2 款、保険給付費、1 項 1 目、居宅介護サービス給付費、3 億 5,184 万円、2 目、地域密着型介護サービス給付費、1 億 3,212 万円、3 目、施設介護サービス給付費、4 億 3 千万円、4 目、居宅介護福祉用具購入費、90 万円、5 目、居宅介護住宅改修費、90 万円、6 目、居宅介護サービス計画給付費、4,920 万円、これらは、要介護 1 から 5 までの要介護認定者に係る介護サービス給付費であります。令和元年度の実績を基に計上しております。2 項 1 目、介護予防サービス給付費、1,539 万 6 千円、212 ページをご覧ください。

2 目、地域密着型介護予防サービス給付費、156 万円、3 目、介護予防福祉用具購入費、36 万円、4 目、介護予防住宅改修費、90 万円、5 目、介護予防サービス計画給付費、240 万円。これらは、要支援 1・2 の要支援認定に係る介護予防サービス給付費であります。3 項 1 目、審査支払手数料、90 万円は、介護給付等請求に係る審査手数料であります。

213 ページをご覧ください。

4 項 1 目、高額介護サービス費、2,022 万円は、利用者の自己負担分が一定額を超えた場合、所得に応じて軽減するものであります。5 項 1 目、高額医療合算介護サービス費、144 万円は、利用者の自己負担額が医療費と合算して著しく高額となる場合に、所得等に応じて軽減するものであります。6 項 1 目、特定入所者介護サービス費、5,040 万円は、

低所得者の施設サービス利用に係る食事・居住費などに対する軽減分であります。

214 ページをご覧ください。

4 款、地域支援事業費、1 項 1 目、介護予防・生活支援サービス事業費、第 1 号訪問・通所・生活支援の 2,035 万 9 千円は、ミニデイサービス業務の委託料や、デイサービス、ホームヘルプサービスなどの負担などであります。

215 ページをご覧ください。

2 目、介護予防ケアマネジメント事業費、331 万 3 千円は、要支援の方などが、介護予防生活支援サービスを利用する際に必要な、ケアマネジメントに係る費用であります。2 項 1 目、一般介護予防事業費、882 万 8 千円は、要介護認定を受けていない方の介護予防事業に係る事業費であります。

217 ページをご覧ください。

3 項 1 目、総合相談事業費、1,286 万円、同じく 2 目、権利擁護事業費、217 万 8 千円、3 目、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費、435 万 7 千円は、地域包括支援センターの職員の給与などと委託業務などあります。4 目、任意事業費、2,085 万 3 千円は、それと合わせて 218 ページをご覧ください。

先ほどの 2,085 万 8 千円は地域ふれあいセンター運営に係る委託料、1,042 万 8 千円や、グループホーム入所の家賃助成事業、766 万 5 千円などを計上しております。5 目、生活支援体制整備事業費、561 万 1 千円は、生活支援コーディネーターの委託料などあります。6 目、認知症総合支援事業費、725 万 6 千円は、地域包括支援センターに配置した認知症地域支援推進員の委託料などあります。

219 ページをご覧ください。

7 目、地域ケア会議推進事業、141 万 6 千円は、地域ケア会議運営のための地域包括支援センターへの委託料などあります。8 目、在宅医療・介護連携推進事業費、249 万円は、診療所などで在宅医療と介護の連携に従事する医療・介護相談員の人件費などあります。

221 ページをご覧ください。

5 款、介護予防支援事業費、1 項 1 目、介護予防支援事業費、371 万 3 千円は、在宅高齢者等福祉サービス費などあります。

6 款、諸支出金、1 項 1 目、第 1 号被保険者保険料還付金、40 万円は、第 1 号被保険者の過年度分の保険料還付金であります。

以上で、議案第 21 号、令和 2 年度西会津町介護保険特別会計予算についての説明を終わらせていただきます。

○議長 議案第 22 号及び議案第 23 号の説明を求めます。

建設水道課長、石川藤一郎君。

○建設水道課長 議案第 22 号、令和 2 年度西会津町水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

はじめに公営企業会計の全体概要からご説明いたします。

平成 27 年 1 月 27 日付総務大臣通知により、簡易水道等事業や下水道事業について公営企業会計適用の推進について要請があったところであります。これを受け、町では、平成

29年度から上下水道事業全般における計画的な経営基盤の強化と、安定して持続可能なサービス提供を目的とし、地方公営企業法適用事業に取り組んでまいりました。

この結果、公共下水道事業などの下水道事業3会計と簡易水道等事業の計4会計は、令和2年度から全て公営企業会計に移行し、新たに水道事業会計と下水道事業会計の二つの会計に整理統合したところであります。その内、水道事業会計では、予算書の中で現行の水道事業と簡易水道等事業に区分、下水道事業会計においては、公共下水道事業、農業集落排水処理事業、及び個別排水処理事業にそれぞれ予算書の中で区分し予算計上しております。

次に、事業の概要であります。上水道の給水区域は安座・塩喰地区を除く野沢地区、尾野本地区の全域、尾登を除く登世島地区、縄沢・牛尾・山口・出ヶ原、上野尻・下野尻・端村の36自治区であり、3,780人、区域内人口の約87パーセントの給水を賄っております。

令和元年12月現在の給水件数は1,699件で、人口の減少から給水人口や給水量は、年々、減少傾向にあります。

また、施設においては、老朽管の更新を進めており、設備も老朽化していることから、維持管理経費は増加傾向にあります。このため、一般会計からの繰入金により、財政の健全化に向けた運営を行ってまいります。

次に、簡易水道等事業につきましては、簡易水道施設7施設、飲料水供給施設3施設の計10施設の管理運営を行っております。

令和元年12月現在の給水件数は667件で、人口減少の影響から給水件数、使用料ともに減少傾向にあり、一般会計からの繰入金により財政の健全化に向けた運営を行ってまいります。

それでは予算書をご覧いただきたいと思っております。

予算書の32ページをご覧願います。

総則、第1条、令和2年度西会津町の水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。業務の予定量、第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。

第1号、水道事業、ア、給水件数1,690件。イ、年間総配水量59万1,700立方メートル。ウ、一日平均配水量1,621立方メートル。エ、主要な建設改良事業、施設改良費6,653万3千円。

第2号、簡易水道等事業、ア、給水件数643件。イ、年間総配水量9万5,400立方メートル。ウ、一日平均配水量261立方メートル。エ、主要な建設改良事業、施設改良費2,270万8千円。

収益的収入及び支出、第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。収入。

第1款、水道事業収益、1億6,159万3千円。内訳は第1項、営業収益、1億549万3千円、第2項、営業外収益5,610万円。

第2款、簡易水道等事業収益、9,206万8千円。内訳は第1項、営業収益、2,514万円、第2項、営業外収益、6,692万8千円。合計2億5,366万1千円。

33ページに行きまして、支出。

第1款、水道事業費用、1億6,159万3千円。内訳は第1項、営業費用、1億3,742万7千円、第2項、営業外費用、2,366万6千円、第3項、予備費、50万円。

第2款、簡易水道等事業費用、9,206万8千円。内訳は第1項、営業費用、8,712万7千円、第2項、営業外費用、474万1千円、第3項、予備費、20万円。合計2億5,366万1千円。

資本的収入及び支出、第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額9,720万3千円は、当年度、消費税及び地方消費税資本的収支調整額、802万3千円、過年度、損益勘定留保資金、5,181万7千円、減債積立金、1千万円、建設改良積立金、500万円及び当年度損益勘定留保資金、2,236万3千円で補てんするものとする。

収入。

第1款、水道事業資本的収入、9,225万6千円。内訳は第1項、企業債、6,010万円、第2項、補助金、3,115万6千円、第3項、他会計負担金、100万円。

第2款、簡易水道等事業資本的収入、2,355万2千円。内訳は第1項、企業債、2,230万円、第2項、補助金、125万2千円、合計1億1,580万8千円。

支出。

第1款、水道事業資本的支出、1億6,503万1千円。内訳は第1項第1目、建設改良費、6,653万3千円、第2目、企業債償還金、9,849万8千円。

第2款、簡易水道等事業資本的支出、4,798万円。内訳は第1項第1目、建設改良費、2,270万8千円、第2目、企業債償還金、2,527万2千円、合計2億1,301万1千円。

特例的収入及び支出、第4条の2、地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により当年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ450万円及び150万円である。

企業債、第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的は、水道事業で限度額は6,010万円、次に簡易水道等事業で限度額は2,230万円です。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりです。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第6条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。職員給与費、2,033万6千円。

他会計からの補助金、第7条、営業助成及び施設建設のため一般会計及び他の特別会計から、この会計へ補助を受ける金額は1億1,278万5千円とする。

たな卸資産の購入限度額、第8条、たな卸資産の購入限度額は30万円と定める。

詳細については、水道事業会計予算実施計画にて説明をいたします。事項別明細書の230ページをご覧くださいと思います。

まず、収益的収入及び支出の収入です

1款、水道事業収益、1項1目、給水収益は1億428万円の計上です。2目、受託工事収益は100万円の計上です。これは給水装置工事の受託金です。2項2目、他会計補助金



は4,626万7千円で、一般会計からの補助金です。4目、長期前受金戻入は981万6千円の計上です。建物、機械器具などの減価償却見合い分として計上しています。

231 ページをご覧くださいと思います。

2 款、簡易水道等事業収益、1 項 1 目、給水収益は2,442万円の計上です。2 項 2 目、他会計補助金は3,411万円で、一般会計からの補助金です。4 目、長期前受金戻入は3,281万6千円の計上で、建物、機械器具などの減価償却見合い分として計上しています。

次に支出です。

1 款、水道事業費用、1 項 1 目、原水及び浄水費は4,464万6千円の計上です。浄水施設で飲料水をつくるために要する経費です。会計年度任用職員の給料、手当等のほか、アセットマネジメント計画策定委託料などの委託料、1,198万7千円、233 ページに行きまして、水質検査手数料などの手数料、358万5千円、浄水施設等の修繕費、463万4千円、電気料などの動力費、1,069万3千円、薬品費、267万円などが主なものです。2 目、配水及び給水費は1,573万3千円の計上です。浄水施設から配水池そして給水をするための経費です。漏水調査委託料などの委託料が352万円、水質検査手数料が136万9千円、配水池や給水管の修繕費、977万8千円などが主なものです。

234 ページに行きまして、4 目、総係費は1,131万9千円の計上です。水道事業の事務処理に要する費用で、職員の人件費のほか、メーター検針委託料などの委託料、210万2千円などが主なものです。

235 ページをご覧くださいと思います。

5 目、減価償却費は6,453万円の計上です。建物で1,177万1千円、構築物で4,325万1千円、機械及び装置で886万5千円です。2 項 1 目、支払利息及び企業債取扱諸費は、企業債償還の利子で、2,061万6千円の計上です。2 目、消費税及び地方消費税は300万円の計上です。

2 款、簡易水道等事業費用、1 項 1 目、原水及び浄水費は1,209万2千円の計上です。浄水施設で飲料水をつくるために要する経費です。各施設の維持管理に要する委託料、167万1千円、水質検査などの手数料、260万円、次のページに行きまして、浄水施設等の修繕費、247万3千円、動力費、398万円などが主なものです。2 目、配水及び給水費は879万9千円の計上です。水質等検査手数料、497万6千円、施設修繕費、277万7千円などが主なものです。4 目、総係費は799万5千円の計上です。職員の人件費が主なものです。

239 ページをご覧くださいと思います。

5 目、減価償却費は5,764万1千円の計上です。建物で119万9千円、構築物で5,505万9千円、機械及び装置で138万3千円です。2 項 1 目、支払利息及び企業債取扱諸費は、企業債償還の利子で、404万1千円の計上です。

240 ページをご覧くださいと思います。資本的収入及び支出の、収入です。

1 款、水道事業資本的収入、1 項 1 目、企業債借入金は6,010万円の計上です。老朽管更新及び施設改良事業に係る起債の借り入れです。2 項 1 目、他会計補助金は3,115万6千円の計上で、一般会計からの繰入金です。3 項 1 目、他会計負担金は西原地内水道管移設工事に係る下水道事業会計からの負担金100万円の計上です。

2 款、簡易水道等事業資本的収入、1 項 1 目、企業債借入金は2,230万円の計上です。

老朽管更新及び施設改良事業に係る起債の借り入れです。2項1目、他会計補助金は125万2千円の計上で、一般会計からの繰入金です。

241 ページをご覧くださいと思います。支出です。

1 款、水道事業資本的支出、1 項 1 目、建設改良費は6,653 万 3 千円の計上です。小島浄水場の浄水濁度計更新工事、622 万 4 千円、老朽管更新に要する配水管布設費、5,500 万円、大久保浄水場の除雪機械の更新等の固定資産購入費で530 万 9 千円の計上です。2 目、企業債償還金は9,849 万 8 千円の計上です。

2 款、簡易水道等事業資本的支出、1 項 1 目、建設改良費は2,270 万 8 千円の計上です。設備の更新に要する施設改良費、769 万 7 千円、老朽管更新に要する配水管布設費、1,500 万円などです。2 目、企業債償還金は2,527 万 2 千円の計上です。

以上で、西会津町水道事業会計予算の説明を終了させていただきます。

続きまして、議案第 23 号、令和 2 年度西会津町下水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

はじめに下水道事業の 3 会計につきましては、今ほど議案第 22 号でご説明申し上げましたとおり、令和 2 年度から新たに公営企業会計の下水道事業会計に整理統合したところがあります。

次に、下水道事業の概要であります。町では、水質保全と快適な居住空間づくりのため、町全域下水道化を目標に、公共下水道事業など三つの事業を組み合わせ推進しております。

野沢地区、大久保地区は、公共下水道事業により、小島地区、野尻地区など 6 地区は農業集落排水処理事業により、それ以外の地域は個別排水処理事業で推進しております。これらにより、全人口のうち汚水処理施設の整備状況を示す汚水処理人口普及率は、平成 30 年度末時点で 82.0 パーセントであり、前年度より 0.8 ポイント向上いたしました。

それでは予算書の 35 ページをご覧くださいと思います。

総則、第 1 条、令和 2 年度西会津町の下水道事業会計の予算は次に定めるところによる。

業務の予定量、第 2 条、業務の予定量は次のとおりとする。

第 1 号、公共下水道事業、ア、接続件数 610 件。イ、年間総処理水量 14 万 7,200 立方メートル。ウ、一日平均処理水量 403 立方メートル。エ、主要な建設改良事業、処理場建設費、7,632 万 9 千円。管渠建設費、3,015 万円。

第 2 号、農業集落排水処理事業、ア、接続件数 710 件。イ、年間総処理水量 16 万 3,600 立方メートル。ウ、一日平均処理水量 448 立方メートル。エ、主要な建設改良事業、管渠建設費、264 万円。処理場建設費、108 万 9 千円。

第 3 号、個別排水処理事業、ア、設置基数 362 基。イ、主要な建設改良事業、浄化槽整備費、826 万 3 千円。

収益的収入及び支出、第 3 条、収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

収入。

第 1 款、公共下水道事業収益、2 億 1,638 万 4 千円。内訳は第 1 項、営業収益、3,709 万 7 千円、第 2 項、営業外収益、1 億 7,928 万 7 千円。

次のページに行きまして、第 2 款、農業集落排水処理事業収益、1 億 3,743 万 7 千円。

内訳は第1項、営業収益、3,235万円、第2項、営業外収益、1億508万7千円。

第3款、個別排水処理事業収益、4,752万5千円。内訳は第1項、営業収益、1,518万7千円、第2項、営業外収益、3,233万8千円。合計4億134万6千円。

支出。

第1款、公共下水道事業費用、2億1,638万4千円。内訳は第1項、営業費用、1億9,764万7千円、第2項、営業外費用、1,853万7千円、第3項、予備費、20万円。

第2款、農業集落排水処理事業費用、1億3,743万7千円。内訳は第1項、営業費用、1億2,102万5千円、第2項、営業外費用、1,621万2千円、第3項、予備費、20万円。

第3款、個別排水処理事業費用、4,752万5千円。内訳は第1項、営業費用、4,506万1千円、第2項、営業外費用、226万4千円、第3項、予備費、20万円。合計4億134万6千円。

資本的収入及び支出、第4条、資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額9,914万4千円は、当年度、消費税及び地方消費税資本的収支調整額、988万2千円、及び当年度損益勘定留保資金、8,926万2千円で補てんするものとする。

収入。

第1款、公共下水道事業資本的収入、1億1,885万8千円。内訳は第1項、企業債、4,630万円、第2項、他会計補助金、2,708万円、第3項、国庫補助金、4,464万5千円、第4項、県補助金、83万3千円。

第2款、農業集落排水処理事業資本的収入、4,063万円。内訳は第1項、企業債、350万円、第2項、他会計補助金、3,713万円。

第3款、個別排水処理事業資本的収入、887万9千円。内訳は第1項、企業債、500万円、第2項、他会計補助金、156万1千円、第3項、国庫補助金、190万4千円、第4項、県補助金、41万4千円。合計1億6,836万7千円。

支出。

第1款、公共下水道事業資本的支出、1億8,549万8千円。内訳は第1項、建設改良費、1億647万9千円、第2項、企業債償還金、7,901万5千円、第3項、投資、4千円。

第2款、農業集落排水処理事業資本的支出、6,869万9千円。内訳は第1項、建設改良費、372万9千円、第2項、企業債償還金、6,497万円。

第3款、個別排水処理事業資本的支出、1,331万4千円。内訳は第1項、建設改良費、826万3千円、第2項、企業債償還金、505万1千円。合計2億6,751万1千円。

特例的収入及び支出、第4条の2、地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により当年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ2,240万円及び1,970万円である。

債務負担行為、第5条、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおりと定める。

野沢浄化センター電気設備等改築更新事業で期間は令和2年度から令和3年度までの2年間、限度額は1億2,610万円。次に排水設備資金等の融資に対する損失補償で期間は令和2年度から令和7年度までの6年間、限度額は金融機関が融資した排水設備資金等につ

いて弁済を受けなかった元金及び遅延利子相当額であります。

38 ページをご覧いただきたいと思います。

企業債、第6条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的は、公共下水道事業で限度額は4,630万円、次に農業集落排水処理事業で限度額は350万円、個別排水処理事業で限度額は500万円です。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりです。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第7条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。職員給与費、3,321万9千円。

他会計からの補助金、第8条、営業助成及び施設建設のため一般会計及び他の特別会計から、この会計へ補助を受ける金額は2億2,722万9千円とする。

たな卸資産の購入限度額、第9条、たな卸資産の購入限度額は30万円と定める。

詳細については、下水道事業会計予算実施計画にて説明をいたします。

事項別明細書の259ページをご覧いただきたいと思います。

まず、収益的収入及び支出の収入です。

1款、公共下水道事業収益、1項1目、下水道使用料は3,458万4千円の計上です。2目、その他営業収益は251万3千円の計上です。2項2目、国庫補助金は、管渠等点検調査委託料の補助金で50万円の計上です。4目、他会計補助金は8,752万6千円で、一般会計からの補助金です。5目、長期前受金戻入は9,124万5千円の計上です。建物、機械器具などの減価償却見合い分として計上しています。

260ページをご覧いただきたいと思います。

2款、農業集落排水処理事業収益、1項1目、下水道使用料は3,234万円の計上です。2項2目、他会計補助金は4,841万2千円で、一般会計からの補助金です。3目、長期前受金戻入は5,667万3千円の計上で、建物、機械器具などの減価償却見合い分として計上しています。

3款、個別排水処理事業収益、1項1目、下水道使用料は1,518万円の計上です。2項2目、他会計補助金は2,552万円の計上で、一般会計からの補助金です。4目、長期前受金戻入は641万6千円の計上で、浄化槽の減価償却見合い分として計上しております。

262ページをご覧いただきたいと思います。

次に支出です。

1款、公共下水道事業費用、1項1目、管渠費は504万2千円の計上です。これは管渠等点検調査委託料、177万3千円、マンホールポンプ等の電気代の動力費、288万円などです。2目、処理場費は2,408万1千円の計上です。野沢・大久保浄化センターの管理委託料、1,155万円、汚泥処理手数料、386万1千円、施設の修繕費、100万円、両浄化センターの電気料などの動力費、546万3千円などがございます。3目、総係費は1,055万9千円の計上です。公共下水道事業の事務処理に要する費用で、人件費が主なものです。

264ページをご覧いただきたいと思います。

5目、減価償却費は1億5,791万4千円の計上です。建物、構築物、機械及び装置などでございます。2項1目、支払利息及び企業債取扱諸費は、企業債償還の利子で1,763万7千円の計上です。

2款、農業集落排水処理事業費用、1項1目、管渠費は242万円の計上です。電気料などの動力費が主なものです。2目、処理場費は2,705万7千円の計上です。処理施設6カ所分の管理委託料などの委託料、1,107万4千円、汚泥処理手数料などの手数料、681万2千円、電気料などの動力費、684万3千円などが主なものです。

266ページをご覧いただきたいと思います。

3目、総係費は651万8千円の計上です。職員の人件費が主なものです。

次のページに行きまして、5目、減価償却費は8,499万6千円の計上です。2項1目、支払利息及び企業債取扱諸費は、企業債償還の利子で1,536万2千円の計上です。

268ページをご覧いただきたいと思います。

3款、個別排水処理事業費用、1項1目、個別排水処理施設費は2,392万円の計上です。汚泥処理手数料などの手数料、2,037万円、動力費、240万円が主なものです。2目、総係費は922万3千円の計上です。職員の人件費が主なものです。4目、減価償却費は1,182万5千円の計上です。2項1目、支払利息及び企業債取扱諸費は、企業債償還の利子で221万4千円の計上です。

270ページをご覧いただきたいと思います。

資本的収入及び支出の、収入です。

1款、公共下水道事業資本的収入、1項1目、企業債借入金は4,630万円の計上です。施設改築更新及び農集排の森野処理区統合事業などの起債の借り入れです。2項1目、他会計補助金は2,708万円の計上で、一般会計からの繰入金です。3項1目、国庫補助金は、4,464万5千円の計上で、農集・森野処理区の管渠接続工事や施設改築更新工事などに関する補助金です。4項1目、県補助金は、83万3千円の計上で、施設改築更新工事などに対する補助金です。

2款、農業集落排水処理事業資本的収入、1項1目、企業債借入金は350万円の計上です。施設設備更新に要する起債の借り入れです。2項1目、他会計補助金は3,713万円の計上で、一般会計からの繰入金です。

3款、個別排水処理事業資本的収入、1項1目、企業債借入金は500万円の計上です。浄化槽整備事業に係る起債の借り入れです。2項1目、他会計補助金は156万1千円の計上です。一般会計からの繰り入れです。3項1目、国庫補助金は190万4千円の計上で、浄化槽整備事業の補助金です。4項1目、県補助金は、41万4千円の計上で、浄化槽整備事業の補助金です。

272ページをご覧いただきたいと思います。支出です。

1款、公共下水道事業資本的支出、1項1目、管渠建設費は3,015万円の計上です。森野農集排・管渠接続工事、2,040万円、マンホールポンプ無線デジタル化更新工事、770万円、水道管移設工事に要する補償費、100万円などであります。2目、処理場建設費は7,632万9千円の計上です。職員人件費のほか、273ページの委託料で野沢浄化センター監視設備更新工事・監理業務委託料、270万円、工事請負費で野沢浄化センター電気設備等

改築更新工事、6,090万円などであります。2項1目、企業債償還金は7,901万5千円の計上です。

2款、農業集落排水処理事業資本的支出、1項1目、管渠建設費は264万円の計上で、マンホールポンプ無線デジタル化更新工事費です。2目、処理場建設費は108万9千円の計上で、農業集落排水処理施設曝気用ブローア更新工事費です。

274ページをご覧いただきたいと思います。

2項1目、企業債償還金は6,497万円の計上です。

3款、個別排水処理事業資本的支出、1項1目、個別排水処理施設費は826万3千円の計上です。浄化槽整備工事費802万円などが主なものです。2項1目、企業債償還金は505万1千円の計上です。

以上で、議案第16号、令和2年度西会津町一般会計予算から、議案第23号、令和2年度西会津町下水道事業会計予算までの説明を終了させていただきます。

よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長 本日の日程は、ただいまの説明までとなっております。

お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

従って、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。(16時36分)

令和2年第2回西会津町議会定例会会議録

令和2年3月16日(月)

開 議 13時00分  
散 会 16時55分

出席議員

1番	荒海正人	5番	猪俣常三	9番	多賀剛
2番	上野恵美子	6番	三留正義	10番	青木照夫
3番	小林雅弘	7番	小柴敬	11番	清野佐一
4番	秦貞継	8番	伊藤一男	12番	武藤道廣

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	薄 友 喜	建設水道課長	石 川 藤一郎
副 町 長	工 藤 倫 也	会計管理者兼出納室長	成 田 信 幸
総 務 課 長	新 田 新 也	教 育 長	江 添 信 城
企画情報課長	矢 部 喜代栄	学校教育課長	玉 木 周 司
町民税務課長	渡 部 峰 明	生涯学習課長	五十嵐 博 文
福祉介護課長	渡 部 栄 二	代表監査委員	佐 藤 泰
健康増進課長	小 瀧 武 彦	農業委員会会長	佐 藤 忠 正
商工観光課長	伊 藤 善 文	農業委員会事務局長	岩 渕 東 吾
農林振興課長	岩 渕 東 吾		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	長谷川 浩 一	議会事務局主査	渡 部 和 徳
--------	---------	---------	---------

# 令和2年第2回議会定例会議事日程（第11号）

令和2年3月16日 午後1時開議

開 議

日程第1 議案第16号 令和2年度西会津町一般会計予算

散 会

（議会運営委員会）



○議長 皆さん、お疲れさまです。

令和2年第2回西会津町議会定例会を再開します。(13時00分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

皆さんに申し上げます。議案第16号から議案第23号までの説明は既に終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

審議の方法として一般会計については総括的な質疑を行い、その後、款ごとに質疑を行います。

特別会計については1議題ごとに行いますのでご協力をお願いします。

なお、議案の審議を行います。会議規則第52条で定めておりますように、議案内容の不明な点や疑問点を問いただすもので、単なる金額の確認等は慎んでください。また、一般会計予算の総括質疑は、予算に係る編成方針や財源など、予算全般にわたる質疑でありますので、あらかじめ申し上げます。

日程第1、議案第16号、令和2年度西会津町一般会計予算の総括質疑を行います。

ありませんか。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 総括の質問をさせていただきたいと思っております。新しい予算が出されまして、一般会計では62億2,300万ということの数字が示されました。その中で、この予算を執行するにあたりまして、どうこの町に影響してくるのか、そういったところの感じられているところをお尋ねいたします。前年度対比3.2パーセントという非常に積極的な予算を組まれているわけでありまして。そういった点を伺います。

それからまた。

○議長 猪俣議員、今のもっと具体的なことで、内容、質問お願いします。

○猪俣常三 3.2パーセント、増減率の3.2パーセントが増減されているということでございますので、そういったところをお尋ねします。

それから、一般財源ベースでの今後財源を執行されるあたりまして、今の西会津町の経済状況がどのように向いているのか、そういったところも伺います。

それから、公債費、また土木費というのがだいたい9パーセントから11パーセントと増えております。このポイントはどのような効果を今後もたらすのか、また期待しているのか、そういった点を伺います。

それから、一般会計の中で借入金、地方債ですね。そういった将来支払っていく可能性のある負担など、将来財政はどのように見ておられるのか。また分かれば将来どのように負担比率を予想されているのか、そういったところもお尋ねしたいと思っております。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 お答えをいたします。

まず第1点目の令和2年度一般会計予算の概要というご質問でございますが、この前の議案説明でも申し上げましたとおり、令和2年度当初予算編成にあたりましては、予算の効率的な活用を基本として、第4次の西会津町総合計画に掲げる「笑顔つながり 夢ふくらむまち 〜ずーっと、西会津〜」の実現に向けまして、人口減少に歯止めをかける、ま

ち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる事業や人材の育成、町民生活に密着した事業など、真に必要な施策に優先的に予算配分を行ったところであります。

この結果、先ほど議員も申されたとおり、一般会計予算の総額は62億2,300万円、対前年度比1億9,300万、率にして3.2パーセントの増となったところであります。この増額の主な要因につきましては、小規模多機能型居宅介護施設整備事業、さらには起債の繰上償還、増員に伴う地域おこし協力隊配置事業などによるものであります。

なお、主な新規・拡充事業を申し上げますと、子育て支援におきましては、子どもと妊婦のインフルエンザワクチン予防接種の無料化、さらには放課後児童クラブの第2子以降の無料化。教育環境におきましては、ICT教育環境整備のための無線LANの増設事業。農林業におきましては、有害鳥獣対策のさらなる強化。移住・定住及び産業の振興におきましては、新たな起業や継業に向けた地域おこし協力隊の増員。健康づくりにおきましては、健康増進計画アクションプランの策定事業。雪対策におきましては、新たな流雪溝の設置事業やグレーダー除雪機の導入などであります。

主な新規・拡充事業を申し上げますが、継続事業につきましても産業の振興、道路や水道などのインフラ整備、防災の強化など、町の活性化や町民生活の向上のために必要な経費を予算計上したところであります。

以上が令和2年度、一般会計予算の概要でございます。

それで2点目の町の経済活性化のための事業というようなご質問でございますが、今申し上げますとおり、一番大きなのは、新たな起業、継業に向けた地域おこし協力隊員、今現在、コーディネーター3名おりますが、新年度はプレーヤーとして10人を増員する予定でございます。あと農林業におきましても、菌床パイプハウスの整備、さらには有害鳥獣対策も農林業の振興の一つに結びつくものと考えてございます。

それから、財政指標のご質問でございますけれども、財政の健全化を示す指標の中に実質公債費比率がございます。実質公債費比率につきましては、直近の平成30年度決算におきまして12.5パーセントとなっているところであります。前年度より0.6ポイント上昇いたしました。警戒ラインの25パーセントと30パーセントは大きく下回ってございます。

今後の財政指標、実質公債費比率の見込みでございますが、近年、認定こども園、小学校整備事業、ミネラル野菜の家、大規模な整備が続きまして、起債の借入れがかなり多ございました。今後、町のほうで財政シミュレーションをつくってるわけでございますけれども、実質公債費比率につきましては、今の見込みですとピークが令和5年度と6年度に16パーセントになる見込みでございます。これがピークということで、その後どんどん下がりまして令和11年度には10パーセント程度になるということでございます。

起債の償還額につきましても、令和2年度が償還額がピークということで、償還額につきましては、令和2年度が繰上償還も含めて8億9,700万ほどでございます。それがピークといいますか、これから徐々に下がっていきまして、今のところ令和8年度には7億4千万ほどに下がっていくと、それ以降も起債の償還額は下がるということで、起債の償還額が減少すれば財政指標も好転していくということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それから、最後に借入金等が将来に及ぼす影響はというおただしでございますが、今年

度の起債の借入額につきましては、合計で7億7,290万でございます。それに対して返すほうの起債の償還元金が8億6,500万ということで、約、借りる金よりも返す元金のほうが1億多いということでございまして、借りるお金よりも返すお金が多いということであれば、財政指標はこれから好転していくということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 説明をいただきました。非常に厳しいんだろうと、こんなふうには私は認識はしているところでありますが、縷々、かなり新しい新規の事業、それから継続していかなければならないもの等がかなり執行されているわけでありまして、その中でも、今現在、西会津町の経済状況というのが巷に聞いてまいりますと厳しいと、そういったところの声が聞きますと、町の対応としてはどういったところの部分で対応できるのか、この財源でどのように投資をされていくのか、そういったところも含めましてお尋ねしていきたいと思っております。もし分かれば、商業系、工業系、農業系、そういったところの今後の経済への見通しをお尋ねします。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 お答えいたします。

町内の経済情勢ということでございますが、私のほうからは商業と工業の関係を話させていただきたいと思っております。商業、工業ともにですが、昨年度の台風19号関連の水害等の関係がありまして、経済状況としては大変厳しいものと思っております。また、昨今の新型コロナウイルス感染症によります動向によりまして、主に飲食業については大変厳しい。またあと観光業についても大変厳しい状況ということでございます。その辺を踏まえまして、今後、県の緊急対策資金等の紹介等も含めまして実施していきたいと、いろいろと経済支援を行っていきたくと考えております。

また、具体的にどれだけ下がっているのかというような部分は、なかなか申し上げられませんが、町といたしましては、補正でいただきました暖冬に対する部分に対しての利子補給補助金、並びに、いわゆる信用保証料の補助金等を活用いただきまして、その下支えをしていきたいと考えているということでございます。

また、令和2年度の商工費につきましては、前年度比で0.1パーセントの伸び、あまり変わりはありませんが、これを効率的に活用いたしまして景気の下支えをしていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 農林振興課長、岩渕東吾君。

○農林振興課長 それでは、5番議員の経済への見通しということで、農林業の部分についてお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、令和2年度の予算の中では、農林業の重点施策であります有害鳥獣の対策について予算を大幅に増額させていただいたということでございます。これによりまして、鳥獣害の被害により農業への意欲が減退することのないよう十分な対策を講じ、農林業への意欲をさらに高めていただきたいというふうに考えているわけでございます。

もう一つは、ミネラル野菜に関しまして、新たにスマート農業、養液土耕栽培システムという新たな施設園芸への栽培手法を導入をいたしまして、これにつきましても、取り組

む農家の所得向上、または新たな生産の拡大につながっていけばということでも農林業の向上、農家所得の向上につなげてまいりたいというふうにご考えておるところでございます。

またもう一つの柱であります米につきましては、令和2年度の予算の中で雪室貯蔵施設の改修工事を予算計上しております。雪室を活用した西会津産米のより付加価値を高める取り組みということをご考えてございまして、これによりまして西会津産米のブランド力を高め、ひいては米の生産拡大、農家所得の向上につなげてまいりたいというふうにご考えているところでございます。

また、中核農家の育成に関しましても、大型機械の導入に対しまして、国の補助事業等、積極的に導入をいたしました予算を計上いたしております。これによりまして農地の集約化、中核農家の規模拡大に向けて支援をしてまいるという考えでございます。

また、菌床の栽培につきましても引き続きパイプハウスのリース事業を行いまして、より生産の拡大、農家所得の向上に努めてまいりたい。

また、今年度から開始されました森林環境譲与税、これによります森林経営管理制度、あるわけでございますけれども、これにつきましても財源を有効に活用いたしまして、より森林の活用が図られるよう、林業の振興が図られるように努めてまいる考えでございますので、令和2年度の予算の中では、そういったことで、今申し上げました主な事業で農林業の活性化、農林業経営体の所得向上に努めてまいりたいという考えでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 縷々説明をいただきました。内容は理解をいたしました。今年の異常気象と申しましうか、雪は少なかったと。今年のこれからの春以降の天候もいい予想はされずに、非常に不安な天候がいろいろと示されております。その際に、この62億2,300万という中で、財政調整基金というのが、もしかしたら大きな災害が起きた際に、どの程度町の状況を救ってくれるのか、その大災害に対して対応はできるのかどうか伺っておきたいと思っております。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 財政調整基金のおただしにお答えをいたします。

財政調整基金でございますが、まず当初予算におきましては、繰入金ということで財源調整のために4億7千万円を繰り入れしてございます。ちなみに前年度当初では4億8千万でございましたので、1千万ほど繰り入れは少ないということでございます。直近の決算年度であります平成30年度末の財政調整基金の残高を申し上げますと、8億486万円でございます。平成元年度につきましては、まだ決算してございませんので、令和元年度の見込みでございますが、今のところ3月の20日ごろに特別交付税が確定ということで、特別交付税次第で大きく増減するわけでございますけれども、前年度並に特別交付税が収入されれば、今のところの見込みで7億4、5千万くらいの令和元年度末の財調残高の見込みになるということでございます。

その7億4、5千万の財政調整基金で災害等が起きた場合、対応できるのかというおただしでございますが、一応、財政調整基金の積み立ての目処と申しますか、標準財政規模の10パーセント程度の積み立てが好ましいということをごございまして、約10パーセント

ですと3億5千万程度の財調の積み立てがあれば基準はクリアしてるということでございます。大きな災害、小さな災害、いろいろあるわけでございますが、7億4、5千万あれば、十分に災害については対応できる金額だというふうに考えてございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長　なお申し上げます。質疑の場合は同じ項目でやっていただくように、最初から全部質問をしていただいて、それで十分理解できない部分は再度質問していただくようお願いいたします。

ほかにございませんか。

8番、伊藤一男君。

○伊藤一男　それでは、新年度の予算が62億2,300万、その中の構成比の高い人件費についてお尋ねをしたいと思います。人件費については昨年度よりも6,369万3千円ということで、6.6の伸びであるというようなことであります。また、うち職員給につきましても、昨年度と比較しても9,744万2千円というようなことで、16.7パーセントの伸びになっております。これについては、会計年度職員の制度の開始によって、相当こう人件費が高くなったというようなことだと思いますが、その中で、やっぱりこの人件費、実質的にはこの概要の中には会計年度任用職員の1億1,900万なんてあがっておりますが、実質はこれ2,900万、3千万くらいの負担になると思うんですが、そしてそのこの間の質問の中で、町側からこの任用職員の給料に関しては、地方交付税にはおそらく一時金くらいしか含まれてこないんじゃないのかというようなことでありました。

そういう中で、これから財源の確保というのもやっぱり恒常的に予算が増額になるわけですので、その点、財政運営についても大変厳しくなってくるんじゃないのかなというふうに思います。そういうことで、これからの財源確保をどのようなことで図っていくのか、その辺についてお尋ねをしたいと思います。

○議長　総務課長。

○総務課長　人件費についてのご質問にお答えをいたします。

令和2年4月から会計年度任用職員制度が導入されるということでございまして、今年度まで委託職員ですとか、臨時職員の方が、ほぼ会計年度任用職員に移行されます。何が違うのかということでございますが、会計年度任用職員になった場合、給料のほかに期末手当が支給される。それから、共済保険。それから、退職金も出るということで、待遇が変わるということでございます。

今ほど議員のほうからもお話ありましたけども、一般会計における会計年度任用職員の人件費でございますが、総額で1億2,810万ほどでございます。それで、前年度と比較しまして、前年度は先ほど申し上げましたとおり委託職員で委託料、それから臨時職員で賃金で支出してございましたけども、それとの差が一般会計で約3千万ほど増になってございます。一般会計だけでございますけども、ということで、この経費が増えた分の補てんということでございますが、国のほうで、今のところ情報としてはっきりしてるのが、会計年度任用職員の期末手当分は交付税で措置されるということでございまして、それ以外の退職負担金ですとか、保険料ですとかは、まだ未確定ということでございます。

財源の確保ということでございますけども、日本全国どこの自治体でも会計年度任用職

員制度は導入されます。かなり西会津町よりも規模の大きいといいますが、会計年度任用職員の多いところの自治体については、かなり財政的に厳しい部分が出てくると思います。財源補てんの部分につきましては、先ほど申し上げましたとおりはっきりしてございせんけども、国のほうに強く要望しながら、できるだけ財源の手当てをしていただくような要望は続けたいと思います。

以上でございます。

○議長 8番、伊藤一男君。

○伊藤一男 国でみてくれるほかの、一般財源の支出というのはどのくらいになるんでしょうか。

また、財源確保については、今年度、事務事業の見直しということでやってきたわけですが、これからもそういうことをやっていかないと、大変厳しくなってくるんじゃないのかなというふうに思いますが、その点について。

○議長 総務課長。

○総務課長 お答えをいたします。

約3千万ほど一般会計で増えるということでございますが、それは町の一般財源で手当てするというところでございます。

それから財源確保のお話でございますが、今年度、行財政改革ということで使用料、手数料、事務事業の見直しを実施いたしました。それで、令和2年度の予算に反映させれるものはさせたとところでございます。ただ今後につきましても、行財政改革は令和元年度で終わりということではございませんので、絶えず事務事業の見直し、使用料、手数料の見直し等については、絶えず行っていくという考えでございます。

それから財源の確保というご質問でございますけども、ふるさと応援寄附金につきましても町の自主財源の確保ということで、今後も寄附金が増えるような取り組みについても財源の確保のために、町として取り組んでいくということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 ほかにありませんか。

9番、多賀剛君。

○多賀剛 私も何点か総括でお尋ねしたいと思います。

主に当初予算の方向性、考え方についてお尋ねをするわけですが、まず、今年度、行財政改革、あるいは事務事業の見直し、手数料、使用料の見直し等々を進めて、今までなかなかできなかったことをやって、新年度、ようやく事業や予算に反映されて提案されたものと私はみております。今までこの当初予算審議の中で、私、毎年同じことを言っておりますけれども、毎年毎年新しい事業がどんどんどんどん増えてくると。しかしなかなか廃止、縮小するものがあまりにも少ないと、こんなことがこう続いていたら、役場、これ事業がパンクしてしまうよと、私こう言っておりました。スクラップアンドビルド、選択と集中ということが、これもっと積極的に推し進めていくべきだということはずっと申し上げておりました。

ようやく、今般この作業が整って、今次の当初予算となったわけですが、私は新しく進める、拡充される、あるいは新規事業というものは町民の皆さんに説明する際も説得

力があるし、プラスの説明ができるので、比較的容易なところがあると思いますけども、反面、この見直し作業の中で縮小や廃止をされるものに関しましては、なかなかこの厳しい判断があったのかなと私は想像できる場所でもあります。要は廃止、縮小する事業であっても、町民の皆さんにとっては何らかの恩恵があって、なくなれば痛みが伴うというものであったはずであります。しかし、廃止、縮小を決めたということは、私は、町長は来年選挙を控えてる中で、本当はやりたくなかったのかもしれない。でも、やっぱり勇気と英断をもって縮小、廃止を決めたということは、私は大変評価する場所でもあります。

その中で我々はいろいろ全員協議会等々で、この事務事業の見直し等々の話は十分に説明を受けて理解をしてるつもりでございますが、町民の皆さんは、はたしてどうなのかなと。特にこの廃止、縮小するものに関しては丁寧な説明責任があるのかなという思いであります。その辺りの進め方、新年度当初予算に係る、いわゆる進め方、行財政改革全般にわたっての町民の皆さんに目に見える形での説明、こんなことはどうお考えなのかをお尋ねいたします。

あと二つ目に、新年度事業、これは町の総合計画、実施計画に沿って進めていく、これ当然のことですけれども、基本的な考え方として、人材の育成、移住・定住の促進、健康長寿の3本柱でやっていくということでもあります。その中で、私も一般質問で言ったかもしれませんが、人材育成というところ、これ本当に大変重要で大切な部分だと私は感じている場所でもあります。そして人材育成とともに、私は人材の掘り起こし、発掘といいますが、そして登用、抜擢というのも同時にこれは考えていただきたいと思っております。町内の若者や女性、いろいろな部署、部門に積極的に登用していきたいという場所でもあります、なかなかこう思うように進んでないような気がいたします。

反面、町外からの人材を視点に捉えているというのは大変重要でありますし、これは少なからずできているのかなという思いであります、町外からの視点で、いわゆる我々が気が付かなかった身近にあるもの、宝を気付かせてくれる。再認識させるというのは大変大切なことでもありますし、いい効果をもたらすことにつながっているのかなという考えがあります。

プラス、今ほど言ったように、もっと町内の埋もれているといたらあれですけども、人材がまだまだいるはずであります。そういう埋もれている人材の中には、もっといい考えを持った人材、声は小さいかもしれませんが、素晴らしいアイデアや感性を持っている方々がまだまだいっぱいいるような私は気がしております。

新年度、協働のまちづくり推進事業というものが進められておりますが、この協働のまちづくりというフレーズ出ると、私は毎回いつも同じことを言っておりますけども、この協働の、本当の意味での協働のまちづくりというのは何ぞやと。本当の意味での町民が主役の協働のまちづくりができてると、こういつも思うわけであります。今般の協働のまちづくりの推進事業、これ中身を見ますと、ほとんどがいわゆる外部委託、コンサル任せとは言いませんけども、協働のまちづくりをうたっている以上、本当にこんなことではないのかなという思いであります。もっと人材の発掘、いろいろな人が参加しやすい環境づくり、小さな声も拾える場をつくる。そんなところにもっと時間とお金をかけるべきだと思いますが、そんなところのお考えもお尋ねいたします。

それと最後になりますけども、新型コロナウイルス関連であります。これは一般質問でも言ったかもしれませんが、新年度当初予算編成時は、おそらくこんな新型コロナウイルスなんていうのが、とんでもないやつが出てきて、こんな大変な状況になっているというようなことは予想だにできなかったと私は思います。先週末までの状況なんか見ますと、相撲なんかも無観客になってしまった。ゴルフも中止、プロ野球もサッカーも延期、オリンピックまで吹っ飛んでしまうような勢いの話し方をする人まで出てきていると。アメリカ、スペインでは非常事態宣言が出されて、日本国内においても新型コロナウイルスの特別措置法が成立して緊急事態宣言も発令できるようになったというところでもあります。

新年度、この予算執行する上では、こんな新型コロナウイルスに関しては全然想定もしていなかったと思いますが、この予算執行する上で相当な、事務事業を進める上でも相当なこれから影響が出てくるとは思います、その辺のお考えをお尋ねします。

あと、国では今日、参院の予算委員会やっておりますけども、国も当初予算が成立すれば相当大型な補正予算も計画されているというような報道もあります。これに向けて、いろんなところで今後アンテナを高くして、いろんな情報収集をしながら、事務事業を進めていく必要があるかと思っておりますけども、その辺の対応についてお尋ねをいたします。

以上です。

○議長 申し上げます。議案内容に関して不明な点だけのみ、お願いいたします。

副町長、工藤倫也君。

○副町長 お答えいたします。

行財政改革を進めてきたことに関して、住民への説明をどのようにしていくのかというご質問にお答えをしたいと思います。行財政改革の中では、まずは使用料、手数料の見直しを行っております。その点につきましては、その改正内容について広報紙等、あらゆる手段を講じて皆さんに周知をしております。

それから、業務の縮小、廃止することを決めたものにつきましては、同様に周知を図ってまいりますけれども、関係者が限られるような事業もございますので、その点については関係者にだけご説明をしていくもの、それから全町民に向けて周知を図ってまいりますもの、区別して進めてまいりたいと思っております。

それから、全員協議会でもご説明いたしましたけれども、町側として廃止、縮小したいという意向だけで、すぐ決められないと考えてるものがいくつかございますので、それにつきましては、令和2年度中に関係者、関係自治体、団体等と協議を進めて、令和3年度以降、縮小、廃止、ご理解いただいた上で実施できるように進めてまいります。

○議長 企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長 協働のまちづくりといったご質問にお答えしたいと思います。

町では平成20年にまちづくり基本条例を施行いたしまして、その基本条例に定める基本原則、主役は町民であること。それから、町民参加でまちづくりを進めること。町民、議会、行政は情報共有に努めること。それから、まさに協働を進めること。それから、男女共同参画。こういった基本原則を定めている、これに則って進めていくということで進めてまいります。



それで、まちづくり基本条例には、それを進めるための仕組みも規定されてございまして、例えば、町民参加による検討組織ということで、今後町では協働のまちづくり推進委員会ということで、総合計画を推進する組織、策定だけではなくて、今後、総合計画を実現するためにどういった方法がいいのか、どういった政策が有効か、その辺を検討する町民参加の組織、つくってまいります。それから、審議会等委員の公募ということで、今までもやってまいりましたが、審議会等の委員は一部公募する、これも引き続きやってまいりたい。

それから、何か重要な政策を進める上では、町民懇談会、意見公募、そういったことで、そういったのも引き続きやっていきたいということで、それぞれ町民の皆さん、参加できる方法で、小さな声というお話もありましたが、会議に出て発言される方、それから会議は無理でもメールか何かで意見を寄せていただく方、それから、町長が進めております町長へのお便りですとか、町長室へ行ってみようですとか、そういった取り組みもやってございます。

いろんな機会を通じて町民の皆さんの意見を聞きながら、それからまちづくりに参加していただきながら、引き続きそういった考え方で進めてございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 副町長、工藤倫也君。

○副町長 3点目のコロナウイルス対策についてお答えをさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、予算編成の時点では、まだコロナウイルスの問題が表面化しておりませんでしたので、今回の当初予算には入っていないという状況でございます。また、現時点におきましても、町の予算でどういう事業を実施すべきなのかということも、なかなかこうはっきりと見えてきてないという現状であるというふうに思っております。

その中で、国がこれから来年度の当初予算においてどういったものをしていくのかということがはっきり見えてきましたときに、町としては必要があれば補正予算、それから間に合わないようなものがある場合には予備費の活用等、あらゆる手段を講じまして必要な措置を講じてまいる考えでございます。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 まず、行財政改革の周知の進め方については理解しました。要は、いろんな団体、あるいは町民の皆さんに影響があるものに関しては、令和2年度、いろいろ調整しながら令和3年度に向けて進めていくというご答弁でありましたけども、やっぱり先ほど言いましたけども、繰り返しになりますが、やっぱりその事業によって何らかの、関係者ばかりじゃなくて恩恵を受けた方もいるものが結構あります。そういう町民の皆さんには、やっぱり丁寧な説明をしていくことが私は必要だと思いますので、そんなことも今後進めたいという思いであります。

あと、協働のまちづくりに関しましては、おそらく企画情報課長、私、やってないというわけでは言ったわけではありません。今はそういうような形で進めている。でもなかなか、いわゆる審議会の公募のメンバー見てみたり、例えば意見公募、パブリックコメントだったり、町長のお便り等々の話ありましたが、年々こう少なくなってきた、もう決まった人ばかりの状況になっているという中で、何かこの、いわゆる新年度、協働のまちづ

くり推進事業を進めるというのであれば、もう少し今までと違った何かアクションがほしいなと私は考えております。今までのやつだめだというわけではありません。やってることは十分承知しております。プラス、これからはちょっとやり方を変えなければ、あまりその中身は好転しないというか、変わっていかないような気がします。

それで、その推進委員、まちづくり推進委員会、どういう形になるか、私、想像できませんが、要は、私は、いつも言っているのは、まちづくり基本条例つくった平成18年、19年、2年数カ月かけて、いわゆるまちづくり委員会、あの熱量が私ほしいんです。そのためには、どういうふうにしたらいいかというの、具体的に今、私も示しづらんですが、そんなところにやっぱり時間と手間もかけていただきたいという思いであります。

あと、最後のコロナに関しては、余計なこと言うなということですから、あまり言いませんが、ただ、おそらく今年度は大きなプラスマイナス含めて補正対応が必要となってくると思います。計画した事業が全てできるかどうか、私は不安要素が大変大きいというようなことでありますので、その辺は適切に進めていただきたいと。

もう一つ言いたいのは、国、県からいろんな要請、指示がこれからあるかと思う。それはそれとして、やっぱりこの町にとって何が必要かということも、やっぱり町長としては難しい判断が迫られるようなこともあるかもしれませんけども、やっぱりそれは勇気を持って進めていただきたいという思いでありますが、いかがでしょうか。

(「議事進行」の声あり)

○議長 6番、三留正義君。

○三留正義 確か、総括質疑と議長が宣言してて、私は理解してます。質疑は自己の意見は述べないとなっていると私は記憶しておりますけれども、議長、先ほどから自己の意見をかなり盛り込んだようなお話が多いように私はお聞き受けするんですけど、議長、ご自身のご判断はどのようにしているのかお伺いしたい。質疑簡明にすべしではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 今、話あったように、簡明にお願いをしたいと思います。

自己の意見は述べないということをお願いをしたいと思います。

9番、多賀剛君。

○多賀剛 具体的に、私、質問の仕方変えますが、具体的にどの部分をどうすればいいでしょうか、その点だけちょっと確認いたします。

○議長 暫時休議にします。(13時50分)

○議長 再開します。(13時53分)

9番、多賀剛君。

○多賀剛 それでは質問の仕方をちょっと変えさせていただきます。協働のまちづくりの中で、人材育成について私の私見が入ったのではないかというご指摘がありましたので、単純明快に、人材育成プラス人材の発掘、登用について、どうお考えなのかお尋ねをいたします。

○議長 副町長、工藤倫也君。

○副町長 最初の住民への説明を丁寧にやっていくべきだということに関しまして、先ほどのお答えでも申し上げたのも、そのつもりでお答えしてございますので、十分に丁寧に

説明してまいりたいと思います。

それから、コロナの関係につきましては、議員が危惧されることは、まさに想定されることだと思っております。今の時点で何をどうするかということが、はっきり何とも申し上げられませんが、適時遅滞のないように行っていくことが大事だと思っておりますので、そのようにやれる体制を整えてまいります。

○議長 企画情報課長。

○企画情報課長 人材育成、人材の登用についてお答えいたします。

協働のまちづくり推進委員会をメインに申し上げますが、この委員会でも、年齢、性別、職業、地区など、バランスよく多様な人材をこの委員会の中に入れていただこうと思っております。今まであまりこういう会議に参加されなかった方も、ぜひこう入っていただきたいということで、全員ではないですが、この中には数名はこういった会議、初めてという方もいらっしゃいます。今後も議員の意見を踏まえまして、このような委員会ですとか、検討の場には多様な人材の登用ということで考えてまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 ほかにありませんか。

12番、武藤道廣君。

○武藤道廣 先日の一般質問並びに今日の答弁、質問によって、一般質問以上のような答弁があったのかなと思って、大変理解しておりますが、私は総括で1点といたしますか、それについてお尋ねします。令和2年度の委託料についてであります。

まずはじめに、総額と全予算の、その額は何パーセントにあたるのか。

続きまして、その予算の財源の詳細はどのようになっておるのか。

そして委託料、コンサル料金や事業委託、あるいは管理委託とありますが、それぞれの算定基準はどのようにして算定されておるのか。

そしてあとは、委託先の選定方法はどのように選定されておるのかをお聞きしたいと思います。

○議長 総務課長。

○総務課長 委託料についてのご質問にお答えをいたします。

まず、予算の中に占める委託料の総額から申し上げます。令和2年度の総額につきましては、合計で10億8,596万3千円です。昨年度当初が、10億6,307万5千円でありましたので、前年度よりも2,288万8千円の増額になってございます。

それから、予算に占める割合でございますが、全体の17.4パーセントが委託料の割合ということでございます。

それから、委託料の財源というお話でございまして、委託料、様々ございまして、例えば施設を建てる際の設計ですとか、そういったものは施設が補助事業であれば、委託料も当然補助対象になります。起債事業であれば、設計管理の委託料も起債の対象になります。

委託料の10億8,500万のうち、特財がいくらか。それは大変申し訳ございませんが、ちょっと詳しく調べないと、今すぐは出てきませんので、ご了承ください。

それから、委託料の基準というお話でございまして、業務委託の基本的な考え方についてお答えをいたします。まず一つ目とすれば、施設整備等の設計業務、先ほどお話しし

たが、設計業務など専門的な知識がないとできない業務、これをまず委託をしております。それから二つ目としましては、町職員が業務を行うよりも、経費等が縮減できるもの。それから三つ目としては、温泉施設をはじめとした公の施設の管理運営で、住民福祉の向上や経費の節減が図られるもの。そういったものについて、町では業務委託をしているということでございます。

それから、業者の選定でございますが、様々ございますが、例えば設計管理委託料でありますと、町では、基本的には入札制度で業者を選定しますが、副町長を委員長とした指名委員会で、この業務については指名競争入札が適当なのか、はたまた条件付きの一般競争入札等が適当なのかというような判断をしまして、入札をしております。あと指定管理、先ほどもご説明しましたが、指定管理の委託料につきましては、新たに指定管理をするものは原則公募で行っております。指定管理の選定委員会でヒアリングをしまして、最終的に適当な団体等を指定管理者にしていると。あと継続、3年とか5年、指定管理期間が終わりまして、次の選定にあたりましては、その今までやってきた団体の業務内容等を選定委員会の中でヒアリング等を通して、問題なければ引き続き継続して指定管理をさせていると、そういったことで指定管理施設についてはやっております。

あと、様々、委託料は幅が広うございまして、それぞれやり方等は異なる部分がございますので、例えば具体的にこういった業務委託はどういった選定をしているかというようなご質問いただければ、それぞれお答えしたいと思います。

○議長 12番、武藤道廣君。

○武藤道廣 まず、それから今の話を聞きますと、相当のあれですから、最近のこの委託料や、その委託の傾向はどのように推移しているのかということと。

さっきの話なんですけど、専門的知識とかいろんな意味で、指定管理とかありましたけれども、委託先ですね、昔から比べれば、その昔と随分その委託先といいますか、講師とかいろんな意味で変わってきていると思うんですけど、この紹介とか何かとかという、専門のそういう組織があるんですか。それともある意味、一定の何といいますか、この町と関係のある人の何かでそういった講師あるいはその事業を進める上で、例えば今のまちづくりもそうですし、健康づくりもそうなんですけど、そういったところの委託、あるいはコンサルというような関係は、どのような方法でなされておりますか。

○議長 総務課長。

○総務課長 件数については、令和2年度に会計年度任用職員制度が導入されまして、個人委託の分が、全て委託から人件費に計上ということで、件数については減っております。

○議長 副町長。

○副町長 お答えいたします。

まず、件数とか金額の推移につきましては、手元にはございませんので、後ほどお調べをさせていただいて、お答えいたします。

それから、講師とか頼む場合にどういったところに頼んでいるのかというご質問だと思いますけれども、講師として頼むのが多いのは、例えば総務省の人材バンクに載ってる人の中で、そういう専門的なものをやってる人がどういう人いるのかというのを調べて、来

てくれそうな人、何名があたったうち、来てくれる人に頼むというようなケースが、講師とかアドバイザーのケースは多いかなど。どうしても専門的な分野とかになってしまいますので、講師について、例えば一般公募してとかということはありませんので、そのような形でやってることが多いというふうに認識してございます。

○議長 6番、三留正義君。

○三留正義 ちょっと迷ってたんですが、款項目で質問するのがちょっと難しいので、1点だけなんですが、午前中ちょっと説明を受けたんですが、ちょっと理解、私うまくまとまらなかったの、改めて一般会計から水道事業、下水道特別会計、水関係の会計に総額、繰出金を合計いくら一般会計から出すのか、前年の金額と今年度の予算についてお答えいただきたい。

○議長 総務課長。

○総務課長 水道、下水への町の繰出金と。特別会計ですか。

それでは、まず特別会計への繰出金の総額が申し上げます。令和2年度の当初予算では、7億2,586万7千円であります。前年度、令和元年度でございますが、7億3,654万ですので、前年度よりも1,067万3千円の減額でございます。

それから、水道について申し上げます。水道につきましては簡易水道等事業特別会計が、令和2年度から水道事業会計に統合になるということでございますので、合計額でよろしいでしょうか。水道につきましては令和2年度の繰出金の総額が1億1,278万5千円でございます。前年当初が1億3,464万7千円でございますので、前年度よりも2,186万2千円の減でございます。

次に下水の繰り出しでございます。令和2年度の当初予算が2億2,722万9千円です。前年度の当初が2億2,295万6千円でありますので、前年度よりも427万3千円の増ということでございます。

○議長 ほかにありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 以上で総括質疑を終わります。

続いて、款ごとの質疑を行います。

まず、歳入であります。

1款、町税。ありませんか。

8番、伊藤一男君。

○伊藤一男 それでは、まず1款の町税ですね。これ全体的には62万1千円の、0.1パーセントの増額になっているわけでありましたが、個人、法人とも減額になっております。個人については123万5千円、法人については182万7千円ということでありましたが、この要因と。

あと一方、固定資産税が418万2千円ほど増額になっているわけでありまして。土地、家屋、そして償却資産がありますよね。その中で、どれが増額になったのか、その要因についてお尋ねをしたいと思います。

○議長 町民税務課長、渡部峰明君。

○町民税務課長 町税の住民税と固定資産税のご質問にお答えをいたします。

まず、町民税の個人住民税でございますが、まず、納入義務者、人口減少が主な要因でございまして、前年度当初と比較しまして均等割で3万4千円の減、所得割で124万6千円の減となったところでございます。法人町民税でございますが、現年課税分で182万7千円の減ということで、これも法人数、令和元年度より若干2年度は見込みで減ってございます。その関係で均等割では32万7千円の減。税割につきましては、景気の動向、いまだに不透明な状況でもございまして、令和元年度、収入減と設備投資等から150万の減ということで積算したところでございます。

固定資産税につきましては418万2千円の増となっております。これは評価額が据え置きになったというようなことで、土地につきましては、評価額が大きな増減はなかったわけでありまして、積算した結果、43万円の増と。家屋につきましては、新築住宅等の建築とか、解体した家屋等、例年並み見込んでございます。それで税率を掛けた結果、135万6千円の増というところで見込んだところでございます。

償却資産の一般分でありますけれども、これは主に徴収率、若干上げてございまして、その結果、198万8千円の増というようになったところでございます。

○議長 8番、伊藤一男君。

○伊藤一男 それぞれ答弁いただきましたが、個人町税については、昨年の実績とか、そういう勘案してやるんでしょうけれども、昨年は農業関係でかなりいろんな気候のせいで、いろいろと減額になったと思うんですが、その辺を勘案しての個人町税の減額なのか、その辺についてお尋ねいたします。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 お答えいたします。

個人町民税につきましては、令和元年度の実績ベースでの積算をさせていただいております。減額の要因は、主にやはり人口減少の部分ということでご理解いただきたいと思います。

○議長 ほかにありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 2款、地方譲与税。

3款、利子割交付金。

4款、配当割交付金。

5款、株式等譲渡所得割交付金。

6款、地方消費税交付金。

7款、環境性能割交付金。

8款、地方特例交付金。

9款、地方交付税。

10款、交通安全対策特別交付金。

11款、分担金及び負担金。

12款、使用料及び手数料。

1番、荒海正人君。

○荒海正人 町民バスの使用料についてお伺いします。3点ほどお伺いします。

1 点目が、町民バスの収入における利用者数の内訳等ありましたらお伺いします。

二つ目に、利用者増に向けての取り組みについてお伺いします。

3 点目が、議会報告でもあったんですけども、回送の部分、今、目的地に行くときに回送になっていると思うんですけど、その辺りを使えるようにしてほしいとか。あとは、町外の子どもの料金を見直してほしいというような要望があったんですけど、その辺りも、もし見込まれているのであればお伺いしたいと思うんですけども。

○議長 今のは質問から外していただきたい。

○荒海正人 じゃあ2点お伺いします。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 町民バスの関係でのご質問にお答えをいたします。

まず、町民バスの利用者数でございますが、平成 30 年度の全体で申し上げます。平成 30 年度の全体の利用者数が、3 万 8,499 人でございます。まだ令和元年度につきましては、これは1月までの集計でございます、参考までに申し上げますが、2 万 9,264 人ということで、あと2カ月、2月、3月をまだ残ってますけど、1月までの集計ということでございます。

利用者数増の取り組みとしましては、昨年10月から定時定路線を3路線、予約がいらなくてバスに乗れるというようなことも始めてございます。あとは予約時間も1時間前までは受け付けるということでやってございます。ただ、定時定路線は昨年の10月からと今年の利用状況を見ますと、同じくらいということで推移してございます。定時定路線のほうにデマンドのほうから移行したというような方で、いらっしゃいますので、デマンドバスが減数という結果になってございます。極力、町民の方の要望等を聞きながら、改善できるところは改善するというようなスタイルで、今、取り組んでるところでございます。

○議長 1 番、荒海正人君。

○荒海正人 再質問で一つだけ、利用者数を増やすというところの部分なんですけども、やはり私もそうですけど、車を使っていて、その人たちがバスを使ってというのは、やっぱり難しいと思ってます。なので、今後観光客とか、あとは町外から来られる方たちが使えるような配慮も必要かなと思っております。なので、その観光客の方が使えるような配慮だったり、広域の方、西会津町民じゃない方が使えるような配慮とか、考え。

○議長 議員、それもまた。

○荒海正人 取り下げで大丈夫です。

○議長 4 番、秦貞継君。

○秦貞継 1 点だけお伺いいたします。12 款のインターネット使用料ですが、勉強会のほうで、使用料が 40 パーセントも伸びていて、非常にいい方向だと思うんですが、インターネット環境等は、ほかの民間等に引けは取らない環境なのかどうか、そこだけ1点確認いたします。

○議長 企画情報課長。

○企画情報課長 インターネット使用料の件でお答えいたします。

使用料 40 パーセント増えているのではなくて、40 パーセントの加入率を達成しているということですので。

民間の事業者との比較ということで、私どものインターネット事業については、上位回線から1ギガの速度で通信を受けてまして、それを町内のサービスに送っていることでございます。時間帯とか、そのエリアの使用状況ですとか、そういったことでちょっと変わる部分はありますが、概ね都市部と変わりなく使えてるというふうに認識しております。

○議長　ほかにありませんか。

8番、伊藤一男君。

○伊藤一男　教職員宿舍使用料なんですが、これ今年度使用料の見直しをやってますね。そういう中で、この減額になるという要因についてはどのようなことでしょうか。

○議長　学校教育課長、玉木周司君。

○学校教育課長　ご質問にお答えいたします。

教員宿舍の使用料の積算にあたりまして、去年との比較での減額ということでございますが、これは教員宿舍、12戸現在ございますが、10戸で見込んでいるところでございます。またその10戸も、今年度の入居状況を踏まえまして、実際に近い形での積算ということで、具体的に申し上げますと、単身の部分が5名だったり、あと世帯用の部分が1名だったり、あとそのほか、教職員以外で入居されてる方が2戸だったりという形で、より実際に近い形で積算した結果、昨年度に比べて若干の減額ということになったところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長　8番、伊藤一男君。

○伊藤一男　それでは、今年度の利用状況といいますか、単身用とか、そういうところの利用状況については、どのような数字になってますか。

○議長　学校教育課長。

○学校教育課長　今年度の利用状況でございますが、先月までは12戸のうち12戸、全部入居されておりました。1軒、退去された方がいらっしゃいますので、現在は12戸のうち11戸の利用状況ということでございます。

○議長　8番、伊藤一男君。

○伊藤一男　そうすると、この12戸、最終的には11戸だと、利用については。新年度はこれよりも減るという予想だということですよ。

○議長　学校教育課長。

○学校教育課長　当初予算の積算にあたりましては、間違いないといいますか、見込める数字で見込んでおりますので、安全を取って10戸で見込んだということでございます。

○議長　ほかにありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長　13款、国庫支出金。

9番、多賀剛君。

○多賀剛　まず、個人番号カード交付事業に関してですけども、これの交付実績をお示しください。

それと、個人番号カードを取得した人の、どんなところに利用しているのか、利用実績等、合わせて分かればお示しください。

それと、その上の社会保障・税番号制度システム、これと関連性、ちょっと分かりづら



いで、関連性があるのかないのかも含めてお尋ねをいたします。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 お答えをいたします。

まず、マイナンバーカードの交付実績ということでございますが、令和元年度3月1日現在の数字で申し上げます。交付枚数は624件ということで、全体の9.8パーセントほどでございます。ただ、現在申請件数が800件ということでありまして、今後さらに増えていくというような状況でございます。

マイナンバーカードの利用関係でございますが、この辺は国のほうで示した内容で申し上げますと、診察時における確実な本人確認と、保険資格確認が、今後そういったことが可能になってくる、保険証になってくるというような方向で、今、進められてございます。あと、転職などで加入する公的保険が変わって、保険証の交付を待たずに保険医療が受けられるというようなこともなってくるということでお聞きしてございます。あとはポイント関係も、そのマイナンバーカードがあれば付いてくるという部分もありますが、あとは申告の関係でマイナンバーカードがあれば、自宅にいても申告が簡単にできるというようなことも、現在のところございます。

あと、社会保障・税番号制度システム整備費補助金の関係でございますが、これは個人番号との関係で、令和2年度、システム改修が必要な部分、名称は違いますが、個人番号制度関係でのシステム改修ということでございます。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 交付実績等、分かりました。そうすると、いわゆる利用実績、これ意見になるからあんまり言いたくありませんが、なかなかこの交付が進まないのは、何のために必要なのかというのが分からない方が多いと、私自身もそうなんです。今後、保険証代わりになる、あるいはポイントが付いてくる、申告、e-Tax等に使えるということなんでしようけども、今現在、じゃあ、その申告なんか使っている実績はあったんでしょうか。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 申告の利用実績でございますが、申告される方は直接税務署のほうに、国のほうにやりますから、こちらのほう経由してということではなくて、件数的なものは現在のところ把握してございません。ただ、税務署に直接申告した方は、今度、年度明けに町のほうに、そのデータが来ますので、それで、ナンバーカードを使ってやったかどうかということまではちょっと把握できないと。申告したものはこちらのほうに、申告書といますか、来ますけども、ということで、利用実績につきましては、正確な件数とかそういうものは把握してない状況でございます。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 先ほどの町民税務課長の答弁の中で、一つ聞き忘れまして。ポイントがこれから付いてくるというのは、そのポイント、もう一度説明してください。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 ポイント制度につきましても、国のほうで実施する方向で進められてございます。このポイント制度につきましても、現在のところ検討ということでございまして、そういう方向で、カード発行促進にあたって国のほうでは、こういう制度を創設する

方向で、今、進められているということでございます。

○議長 ほかにありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 14 款、県支出金。

15 款、財産収入。

16 款、寄附金。

17 款、繰入金。

18 款、繰越金。

19 款、諸収入。

20 款、町債。

続いて歳出に入ります。

1 款、議会費。

2 款、総務費。

4 番、秦貞継君。

○秦貞継 1 点お伺いします。10 ページ、総務費の芸術村運営業務委託料、これ 145 万、新規で計上されてますが、この内容をお示してください。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 お答えいたします。

令和 2 年度の歳入歳出予算総括表の 10 ページの芸術村運営事業委託料ということで、145 万円ということでございますが、こちらのほうにつきましては、2020 公募展の開催経費ということでなっております。

委託先につきましては、NPO 西会津国際芸術村でございます。

増減ということで、新規でございます。

○議長 ほかにありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 3 款、民生費。

2 番、上野恵美子君。

○上野恵美子 58 ページから 59 ページにかけてですけども、小規模多機能型居宅介護施設整備についてお聞きします。一般質問の中でお聞きしたところなんですけれども、確認ですが、提出された平面図の中で、なくて、でも必要だと思われる設備がありましたが、その修正は行うのか、行う場合はどの程度行うのか、質問いいですか。

○議長 記載されている内容についてお願いします。

福祉介護課長、渡部栄二君。

○福祉介護課長 それでは、小規模多機能型施設整備についてのご質問にお答えいたしましたと思います。

様々ご意見をいただいた中で、また町の、今現在、3 月末まで実施設計を行っている最中でございますが、その中でも施設の有効利用、使いやすい施設を目指して、間取りなどについて、今検討を進めているところでございます。ご指摘いただきました職員の休憩室ですとか、あと介護用の浴室、浴槽などに変えてはどうかとか、そういったところを、現

在、実施設計の完成に向けて委託業者と検討を進めているところでございます。

なお、年度末までの完成を目指して、今、作業を進めているところでございますが、より使いやすい施設を目指して、現在、鋭意作業を進めているところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 そしたら、その修正された平面図は、いつごろどのような形で議会に提出されるのか教えてください。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは、お答えいたします。

小規模多機能型の施設、完成設計、設計図書が完成した際に議会への提出はというおただしでございますが、3月末までが事業委託期間となっております。その後6月の議会定例会がございますので、その前に全員協議会などでお示しができればというふうに考えてございます。

○議長 7番、小柴敬君。

○小柴敬 2点お伺いいたします。

1点目、55ページになりますが、委託料で雪処理支援隊業務委託ですが、この委託先及び委託で人数等、分かりましたらお示してください。

それから62ページの扶助費、子育て医療、それから、ひとり親、乳幼児、これが前年度よりも150万ほど減額になっておりますが、その理由は、内訳どんなものでしょうか。2件。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは、雪処理支援隊についてのご質問にお答えいたします。

この雪処理支援隊の委託料につきましては、令和2年度から会計年度任用職員の制度がスタートしますけれども、この雪処理支援隊の支援隊員につきましては、会計年度任用職員にはあらず、引き続きその個人に対して業務を委託するという形で事業を行っていくこととなります。

従いまして、この委託料については、令和2年度の冬期間前に募集をかけた雪処理支援隊員の皆さん個人との委託契約ということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 健康増進課長。

○健康増進課長 子ども医療費、子育て医療費サポート事業の減額についてのご質問でございますが、社会保険に加入されている方と国民健康保険に加入されている方、合わせまして、昨年度と比較しまして50人ほど対象の児童生徒が減少しているということによりまして、来年度の当初予算につきましては減額となったということでございます。

なお、ひとり親家庭医療費助成事業につきましては、対象はほぼ同じ人数でございますが、昨年度の医療費実績をみまして減額としたところでございます。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 先ほどの答弁で答弁漏れがございましたので、再度お答えいたしたいと思っております。

雪処理支援隊員の計画しております隊員の数でございますが、今年度も10名を予定した予算を編成しております。なお、令和2年度につきましても同じ隊員数10名を確保していきたいということで考えてございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 7番、いいですか。はい。

12番、武藤道廣君。

○武藤道廣 私も何点かというよりも、小規模多機能型介護施設の整備工事についてお伺いします。58、59ページなんですけど、今ほどの答弁で設計図はまだ確定的でないということでありましてけれども、設計図は一応概算といいますか、示されたわけですが、そのあれがだいたい決まるまでに、町と設計士と、また介護関係専門家の間で、建物や内部の構造など、具体的な検討がなされたのか、その結果の設計なのかお聞きしたいと思っております。

それと同時に、旧奥川保育所を選考された理由もお聞きしたいと思っております。

その次に、利用者の定員と1人当たりの面積の規定はあるのでしょうか。

それから、あの図面を見ますと、狭いと感じるホールに薪ストーブの設置があるわけですが、これの設置理由とその安全性については問題はないのでしょうか。

それから、建設費、9,887万5千円ですか、算定についてですが、工事の解体及び処分料の費用はこの中にどの程度含まれていますか。それから、解体等を除いた本体建設の費用はいくらほどになっておりますか。その坪単価はどのようになっていますか。

それと、これらの建設関係の工事費を出すのに他民間事業者の施設建設等の、そういった単価とか、内部のあれは参考にされたのでしょうか。

これまず、とりあえず聞きます。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは、小規模多機能型居宅介護施設の整備についてのご質問にお答えいたします。

まずはじめに、今現在、実施設計を行っているところでございますが、それに際しまして、設計業者並びに福祉関係者などの打ち合わせを行ったのかというところでございますが、基本的には建物の旧奥川保育所を改修して建物を整備したいということでございますので、設計業者にその建物本体で可能な限り町からのデイルームですとか、あとは居室だとか、あとはトイレ、バスルームなどといった必要な機能をお伝えしまして、それで設計業者に間取りを決定していただいたところでございます。

現在、概算で間取りを決めたものを、現在、福祉関係者の皆さんに、高齢者の介護を行う際に適切な施設なのかと、使い勝手はどうなのかといったところについてご意見をいただくような場面を2回ほど設けております。ここに設計を委託しております委託業者もしっかりと立ち会いを行って、両方で話しを煮詰めているといったところでございます。

続きまして、旧奥川保育所を選定した理由といったところでございますが、全員協議会の中でもご説明を申し上げておりましたが、奥川地区で新築がいいのか、また、遊休施設などの活用がいいのかといった判断の中で、やはり新築になりますと施設の整備費用が高額になってしまふといったところから、現在、遊休施設として施設がございます旧奥川保育所の施設が規模的に、そう遜色なく利用できる建物ではないのかといったところもございまして、町のそういう遊休施設の利活用と合わせて、また施設整備費用の抑制なども勘案

しながら、旧奥川施設の選定に至ったというところでございます。

続きまして、この施設を利用する際の利用者の定員ですとか、その面積要件の部分でございますが、デイルームにつきましては、デイサービスを行う 15 人の方が利用できる広さを確保すると、これが面積的な 1 人何平米といった基準はございませんが、その 15 人のデイサービスを受け入れるだけの面積を確保すればいいというところでございます。

また居室につきましては、それぞれプライベートの空間を確保するための面積が必要で、面積要件としては、正確な数字は後ほどお伝えしたいと思います。7. 何平米だったかと思っただけですけども、それを確保すれば問題なく居室として設置することができるというところで、6 部屋の居室を計画したところでございます。この面積は 8 平米以上でございますので、問題ない空間が確保できているものと捉えております。

続きまして、計画しておりました薪ストーブの設置につきましては、やはり冬期間の暖房の目的、さらにそういった炎を施設の中で感じていただくことで、癒やしの効果ですとか、そういったところも期待できるというところで計画してございますが、管理面ですとか、あと危険性といったところも考え合わせて、今後その設置するか否かについて検討をしていきたいというふうに考えてございます。

続きまして、建設について民間の建物、施設などを参考にしたのかといったところでございますが、町内には小規模多機能型居宅介護施設が 1 施設ございまして、グループホームと併設されている建物ではございますが、そちらのほうの施設整備の際の様々な事業費などを参考にさせていただいたところでございます。

続きまして、今回、旧奥川保育所の施設を改修して行うというところでございますけれども、この本体工事の中に全て、古い壁ですとか、ドア、使えない部分は、もう既に撤去する費用が全て入っていることになってございます。解体をした際に出てまいります撤去費用、廃材などを運搬する費用として 120 万円ほどが設計の中には入ってございますが、基本的には古い構造物については取り除いて、壁などは全て、本当に新しい建物に生まれ変わるといったイメージでいただければいいのかなというふうに考えております。

旧施設で利用いたしますのが基礎の部分と、あとは躯体の柱などを使うのみで、ほとんど新しい壁ですとか、床だとか、屋根だとかというものに生まれ変わるというふうなイメージでいただければというふうに考えます。

あと坪単価ということでございますが、現在の実施設計、概算での設計額で申し上げますと、坪単価は、1 坪 127 万円という金額になってございます。

以上です。

○議長 12 番、武藤道廣君。

○武藤道廣 今ほどの答弁で、ちょっとまだ回答してもらってない部分があるんですが、今の工事費の算定に関してね、こう項目あると思うんですよ。要するに、今、120 万というのは、解体の処分料と運搬については 120 万でしょう。じゃあ解体にはどのくらいかかるのかという項目あると思うんですけども、私が聞いているのは、ちょっと一般質問みたいになっちゃうんですけども、そのつくる、ほとんど骨組みにして屋根まで変えてつくるということでの設計で、工事費もそれに含まれてるんですが、結局、本当につくる部分だけだったらば、坪どのくらいかかるのか。

何でそれを聞くかという、要するに坪数の制限されてて使いづらいかもしいない、いろんなこれから条件を満たすためには、だったら、別なところに新築したほうが、例えば奥川、旧奥川中学校の校庭の一部に新築したほうが、坪単価を建設費で抑えながらやったほうがずっと効率的ではないのかなと思って、一般質問になるけども、と思ったからそれを聞いてるわけなんです、まだまだその変更とか、それみんなの意見を聞くあれがあるということですから、その辺の可能かどうか、可能かどうかと聞いてしまうと、後で反対しなくてはいけなくなるのか。その辺は、今後どういうふうに進めるだけの幅があるか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは、お答えいたします。

今回の施設整備につきましては、高齢者の介護施設ということで、先ほど申し上げました坪単価、非常に高額になってございます。ほかの介護施設などもそうなんですけども、一般の住宅と違いまして、やはり坪単価は高くなってしまいうのが、設計業者との打ち合わせの中での話でございました。

さらにこの建物を同じ面積で新築で建てた場合、どの程度見積もればといったところで、設計業者と話をしたところ、やはり2,500万円ぐらいの増額が必要ではないかといったところでございます。その基礎の部分と躯体の部分で2,500万円ぐらいは必要ではないかというふうな話をいただいております、そういったことから、やはり今回の旧奥川保育所施設の改修によって、事業費をできる限り低額に抑えていきたいということで考えてございますので、ご理解をいただければというふうに思います。

○議長 12番、武藤道廣君。

○武藤道廣 さっきの127万というのは、その解体とかいろんなもの含めての127万だから、建設そのものはやっとなんて安いはずなんですね、実際、でしょう。壊すこともなければあれない。ただ、基礎とそのあれが変わるだけで2,500万もかかるなんて考えられないような数字なんだけど、これだけの平米数で。その辺はしっかりと参考にしながらやってみよう。

そして、高くつく、高くつくと言われておりますがね、何が高くつくんですか、どの部分で。建設費が高くて、一般と比べて、一般は分かるよ住宅だから。けども、今までだいたい5、60万だったでしょう、坪。一般住宅としてはね。若者住宅とまた全然違う、木造でつくって127万という、その算定というのはどこからきてるんですか。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは、お答えいたします。

最近、建築いたしました児童福祉施設でいえば、こゆりこども園が施設にあたるかと思いますが、こゆりこども園もやはり坪単価100、詳しくはあれなんですけども、130万円ほどはかかっている施設です。どうしても町が整備する公共施設としての設計を積み上げてまいりますと、どうしても高額になってしまうというような実態があるということで、設計業者のほうからは聞いておりますし、設計自体は、今、建設水道課のほうにお願いをしているところでございますが、やはり民間の一般的な住宅を建築するよりは、どうしても高額になってしまうところはお理解をいただければというふうに思います。

また、先ほどの解体費用についても、この中に含まれているというふうなところで、実際新築にする際には、その解体費用は必要ありませんので、逆にその工事費用が節約できるんじゃないかといったところでは、理解はするところでございますけれども、ただ具体的なその設計の中で、今回、改修にあたって旧建物を改修する費用がどのぐらいになっているのかといったところは、設計ではちょっと、先ほどの解体の処分の部分の120万しか、今のところ読み取れないわけなんですけれども、ただ、新築いたしましても、やはり先ほど申し上げました基礎と躯体の部分が利用できないというところで、そこが工事費として追加されるといったところをご理解をいただきたいと思います。

○議長 12番、武藤道廣君。

○武藤道廣 ちょっと一つ許してください。このままでは全然結論にも何にも訳わからなくて終わってしまって、一言だけ言わせて。

○議長 12番、武藤道廣君。

○武藤道廣 今の言ったように、保育所の例出したけどさ、あれは空調からあれから全部違うわけだからさ、だいたい比べるのが間違ってるでしょ。

それで、この工事費というのは出たんだから、概算で出してんだから、项目的にね、解体とか何かってあっていいはずなんです。ただつくります、127万の予算でつくりますなんて、そんな工事費を認めること自体おかしいんじゃないの、これ。

ですから、これから設計の、今、概算、全てがあれで、これから意見を聞いてやるというんだから、その辺もよく考えてやるような考えはありますか。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 お答えいたします。

議員がおっしゃるように、設計図書、つぶさに確認しながら、今後可能な限り、施設整備が適正なものとなるよう進めてまいりたいというふうに考えてございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 ただいま介護福祉課長がいろいろ説明申し上げましたけども、現時点ではまだ概算の設計なんですよね。だから、具体的に何がいくら、何がいくらって積み上がったものじゃないんです。とりあえずあの施設を、いわゆる小規模多機能型の居宅介護施設にするには、どういう間取りで、どういうふうなことをやらないといけないのか。図面がまず最初にあって、そこから概算で弾いたといいますかね、だから、詳細に今、この3月の末までに設計があがってきます。その中で、当然、決めるまでには、当然私らと設計業者と、何がどうなのか、あるいはこんな高く、もう少し安くできないのかと、いろんなそういう調整があるわけですよ。だからそういう調整がまだ残ってるわけでありませう。

今時点では、本当に概算の、本当の、何て言ったらいいんでしょうかね、そういう金額ですから、この金額が、私はもっと安くするとは思ってはいるんですけど、それはこれからのいろいろ調整の段階で、最終的に金額を決めていきたいなと、だからそれには、いわゆる専門家の意見ももちろんそうですし、あるいは私らの、あるいは建設水道課の皆さんの、いわゆる話なども総合的に、この設計に対する判断をしてまいりたいなというふうに思っておりますので、正確な数字出すはもうちょっと時間かかると思いますので、ご理解い

ただきたいと思います。

○議長 4回やりましたので。

暫時休議にします。(15時04分)

○議長 再開します。(15時22分)

ただいま町側より追加で答弁したい旨の申し出がありましたので、これを許します。

福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは、改めまして、先ほど答弁の中でお伝えいたしました今回の改修工事と、実際その新築した際にどのくらい違ってくるのかといったところでのご質問について若干ご説明を申し上げたいと思います。

まず、今回の改修工事を新築で行った場合、今ある場所を解体するためには、建物を撤去しなくてはけませんし、また、そこでさらに工事費がかかってくるということと。また、新たな場所を設けていきたいといったところになりますと、その敷地の地質調査並びに測量業務、あと造成工事が必要になれば、そういったさらにプラスの工事費用がかかってまいります。

さらに先ほどの設計額にプラスして、同じ規模でやはり基礎と躯体の部分が利用できないというところで、直営工事費で2,500万、さらにそこにプラス諸経費などが含まれますと3千万円を超える費用が、そこにさらに加わってくるというところがございますので、そういった費用なども比較しながら、今回、旧奥川保育所施設、奥川地区の中心でもありますし、非常に高齢者の方が利用の便に供するのには適地だといったところもございまして、旧奥川保育所の改修とさせていただいたところがございます。

また、先ほど答弁で漏れておりました居室の1人当たりの面積要件でございますが、必要な1人当たりの居室に要する面積が7.43平方メートルという居室の空間を確保しなければならないと、今回の設計はその面積要件も満たしておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 ほかに3款についての質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 4款、衛生費。

5款、労働費。

6款、農林水産業費。

9番、多賀剛君。

○多賀剛 1件お尋ねしますが、雪室貯蔵施設の管理費、今回、空調整備を入れて整備するということではありますが、以前この雪室施設に関しましては、空調設備が壊れているというようなことで、議員提案でこれ何とか直したほうがいいんじゃないかというような話が出たんですが、その際、利用実績、年間10数万円でもあるし、当面は利用者はそれなりにラッピング等々で利用しているので、年間のランニングコストも考えれば空調、直す必要はないんじゃないかというようなことで取りやめになった経緯があったんですが、今回この雪室貯蔵施設に空調を入れて整備するとなった背景はどういうことだったのかお示しください。

○議長 農林振興課長。



○農林振興課長　お答えをいたします。

雪室貯蔵施設の修繕についてでございますけれども、現在の利用の状況であれば、空調設備の整備をしなくてもそのまま使えるであろうという判断で利用してきたわけでございます。で、ただ、あの施設につきまして、新たに利用の方向性がないかということを検討させていただきました。

そこで、端的に申し上げますと、米を入りたいなということでございます。ご承知のとおり西会津の米は大変おいしい、評判がいいわけでございますけれども、残念ながら収穫をするとほぼ新米のときに集荷業者へ出荷をしてしまって、1年間を通じて消費者の方においしい米をお届けするということがなかなかできなかったということもございまして、あの雪室貯蔵施設の空調設備を改修いたしまして、そこに西会津産米を年間を通じて貯蔵し、1年間を通じておいしいお米を消費者の方にお届けする活用をしたいなというふうに考えて、今回、修繕料を計上したところでございます。

また、西会津町のお米おいしいとは申し上げましても、なかなかそれを消費者の方にPR、訴求するポイントがなかったわけでございますけれども、これも雪室貯蔵、あるいは雪室熟成というような形で一つポイントをあげて、PRをして、より西会津産米の評価が高くなるように、あるいはそのふるさと納税などでも大いに利用していただけるような方向性ということで、今回、修繕費を計上させていただいた経緯でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長　9番、多賀剛君。

○多賀剛　今後、空調設備を整備すれば、いわゆる米等の入れていただける見通しはもう立ったということで理解していいのか、その点だけ確認します。

○議長　農林振興課長。

○農林振興課長　お答えをいたします。

空調設備を整備いたしまして、さらに結露を防止するための温度の調整とか、少し課題は残っているわけでございますけれども、町内の大規模な農業経営を行っている農業法人等と相談をいたしておりまして、その数量についても確保できる見通しでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長　9番、多賀剛君。

○多賀剛　整備するだけでなく、先ほど言ったように、年間のランニングコストもかかってくるというような中で、採算等の見通しもあるということでもありますから、それは理解しました。

再三この、自分の考えを言うなといわれますけれども、西会津のおいしいお米はブランド化して何とか世に出そうというような動きには、大変私も注視しているところでありますが、先ほど我々も雑談の中で、雪室米とかね、そういう、いわゆる商標登録ができるような形で、また進めてPRができればなという思いだけ伝えます。

以上です。

○議長　ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　7款、商工費。

8 款、土木費。

9 款、消防費。

10 款、教育費。

7 番、小柴敬君。

○小柴敬 1 点お伺いをいたします。113 ページになりますが、スクールバス等の運行業務委託料ですが、昨年比 1,500 万円ほど減額となっております。この理由をお示してください。

○議長 学校教育課長。

○学校教育課長 ご質問にお答えいたします。

スクールバス運転業務につきましては、今年度まで個人委託という形で委託料で計上していた分が、来年度 4 月以降につきましては、会計年度職員に伴うということで、個人の委託の運転手の分、4 名分になるわけでございますが、これが移管されますので、ここに経費が載ってこないというのが大きな要因でございます。

○議長 ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 11 款、災害復旧費。

12 款、公債費。

13 款、予備費。

これで質疑を終わります。

日程第 1、議案第 16 号、令和 2 年度西会津町一般会計予算の質疑は終了していますが、2 番、上野恵美子君から修正動議の提出があります。その取り扱いについて議会運営委員会を開催し協議してください。

暫時休議にします。(15 時 32 分)

○議長 再開します。(16 時 00 分)

本案に対して、2 番、上野恵美子君から、お手元に配付しました議案第 16 号、令和 2 年度西会津町一般会計予算に対する修正の動議が提出されました。従って、これを本案と合わせて議題とします。

提出者の説明を求めます。

2 番、上野恵美子君。

○上野恵美子 それでは、説明いたします。小規模多機能型居宅介護施設整備の設計管理委託料及び整備工事請負費の予算計上に反対する立場から、議案第 16 号、令和 2 年度西会津町一般会計予算に対する修正動議を地方自治法第 115 条の 3 及び会議規則第 16 条第 2 項の規定により提出するものであります。発議者は、私、上野でございます。

まず、修正予算案を説明する前に、反対する理由を申し上げます。私は町の高齢者福祉に対する姿勢について疑問であります。介護施設を整備する目的は何か、利用される方が自分らしく生きることを職員は真摯に両面からサポートします。事業者はハード面とソフト面から安心安全で最高のサービスが提供できる環境を整えなければいけないのではないのでしょうか。

議会の議決は重いものです。しかし提出された平面図は、最低必要な設備基準をクリア

しているだけで利用者が快適に過ごせる施設とはほど遠いものであります。また、大切な命を預かる高齢者施設であるにも関わらず、必要な環境も整っておらず、衛生面や感染症対策にも配慮されておりません。また、働く方たちの立場に立ってつくられたものなのか、職員が働きやすい労働環境が整っておりません。このような平面図が作成されたことに、高齢者福祉サービスへの意識の希薄さを感じるものであります。

また、要介護高齢者が小規模多機能型居宅介護施設に登録すると、町の介護サービスと併用できないサービスが出てきます。今後ショートステイの利用ニーズは高まることが予想されますが、小規模多機能型居宅介護施設のショートステイに空きがない場合、町のショートステイは利用できません。また平面図を見る限り、介護度が高い方が利用できる設備が整っておりません。特別養護老人ホームや老人会の保健施設に入所を希望する場合は、改めて町のサービスへ登録を変更しなければいけません。それらの施設は待機者が多く、すぐに入所はできません。

以上の点は小規模多機能型居宅介護施設のデメリットであり、問題点として指摘されているところでもあります。ということは、利用者に不自由を与える部分だということでもあります。デメリットの部分にどのような対策を講じるのか、介護度が高い方への体制も同時に整える必要があるということです。それが示されておりません。

12月の一般質問の中で次のように述べました。町は奥川地区に小規模多機能型居宅介護施設を整備するという在宅生活の継続支援に力を入れることを示したならば、施設建設計画と同時に小規模多機能型居宅介護施設を拠点にして、介護度が高い方、医療ケアが必要な方への支援体制も整える必要があるのではないですかと。すなわち、奥川地区では在宅支援体制を整え、その中で小規模多機能型居宅介護施設の役割を明確にし、必要な設備を整備した施設をつくる必要があるのではないかということです。建物整備が先になると、できあがった建物に利用者をあてはめるような施設になり、介護施設の本来の目的とは違う、福祉の本質とはかけ離れた政策になると考えます。

以上、施設整備の不備、小規模多機能型居宅介護施設を拠点とした体制づくりの不備、いずれも利用者サービスの低下につながるものであります。何のための、誰のための介護施設整備かもう一度町民福祉の原点に立ち返っていただきたいと思い、小規模多機能型居宅介護施設整備における一般会計予算の設計管理委託料及び整備工事請負費計上に反対するものであります。

それでは、議案第16号、令和2年度西会津町一般会計予算に対する修正案について説明申し上げます。

まず1ページをご覧ください。

議案第16号、令和2年度西会津町一般会計予算の一部を次のように修正する。

第1条中、62億2,300万円を61億3,420万円に改める。

第1表、歳入歳出予算の一部を次のように改める。

第2表、地方債の一部を次のように改める。

第1表、歳入歳出予算。

歳入。20款、町債、7億7,290万円を6億8,410万円に改める。1項、町債、7億7,290万円を6億8,410万円に改める。

歳入合計、62億2,300万円を61億3,420万円に改める。

歳出。3款、民生費、11億7,797万6千円を10億7,922万6千円に改める。1項、社会福祉費、8億7,978万円を7億8,103万円に改める。

13款、予備費、500万円を1,495万円に改める。1項、予備費、500万円を1,495万円に改める。

歳出合計、62億2,300万円を61億3,420万円に改める。

2ページに移ります。第2表、地方債。

起債の目的、辺地対策事業費、限度額6,730万円を1,800万円に改める。社会福祉施設整備事業費、限度額3,950万円を全額減額するものであります。

次に、事項別明細に移ります。3ページをご覧ください。

1、総括。

歳入。20款、町債、本年度予算額、7億7,290万円を6億8,410万円に改め、比較欄、3,560万円をマイナス5,320万円に改める。

歳入合計、本年度予算額、62億2,300万円を61億3,420万円に改め、比較欄、1億9,300万円を1億420万円に改める。

歳出。3款、民生費、本年度予算額、11億7,797万6千円を10億7,922万6千円に改め、比較欄、1億568万2千円を693万2千円に改める。

特定財源の地方債、1億4,420万円を5,540万円に改め、一般財源、7億5,715万6千円を7億4,720万6千円に改める。

13款、予備費、本年度予算額、500万円を1,495万円に改め、比較欄、995万円を計上するものであります。財源内訳は一般財源500万円を1,495万円に改める。

歳出合計、本年度予算額、62億2,300万円を61億3,420万円に改め、比較欄、1億9,300万円を1億420万円と改める。

特定財源の地方債、6億8,510万円を5億9,630万円に改める。

次に、4ページに移ります。

4、歳入。20款、町債、1項、町債、1目、辺地対策事業債、本年度予算額、6,730万円を1,800万円に改め、比較欄、5,830万円を900万円に改め、1節、辺地対策事業債、6,730万円を1,800万円に改める。0目、社会福祉施設整備事業債、本年度予算額、3,950万円を全額減額し、比較欄、3,670万円をマイナス280万円に改め、1節、社会福祉施設整備事業債、3,950万円を全額減額するものであります。

歳入合計、本年度予算額、7億7,290万円を6億8,410万円に改め、比較欄、3,560万円をマイナス5,320万円に改める。

3、歳出。3款、民生費、1項、社会福祉費、3目、老人福祉費、本年度予算額、4億9,876万5千円を4億1万5千円に、比較欄、9,998万6千円を123万6千円に改め、特定財源の地方債、8,880万円、全額減額し、一般財源、3億7,156万8千円を3億6,161万8千円に改め、12節、委託料、528万3千円を278万3千円に改め、14節、工事請負費、9,625万円を全額減額するものであります。

計、本年度予算額、8億7,978万円を7億8,103万円に改め、比較欄、1億612万円を737万円に改め、特定財源の地方債、8,880万円、全額減額し、一般財源、5億9,343万9

千円を5億8,348万9千円に改める。

次に5ページに移ります。

13款、予備費、1項、予備費、1目、予備費、本年度予算額、500万円を1,495万円に改め、比較欄で995万円を計上し、財源内訳は一般財源、500万円を1,495万円に改める。

計は、ただいまの説明と同じであります。

次に、地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書。

区分1、普通債、当該年度中起債見込額、9億3,640万円を8億4,760万円に改め、当該年度末現在高見込額、58億1,269万5千円を57億2,389万5千円に改める。

(4) 辺地対策、当該年度中起債見込額、6,730万円を1,800万円に改める。当該年度末現在高見込額、2億6,774万2千円を2億1,844万2千円に改める。

(7) 厚生福祉施設、当該年度中起債見込額、3,950万円、全額減額し、当該年度末現在高見込額、5,186万3千円を1,236万3千円に改める。

計、当該年度中起債見込額、10億5,750万円を9億6,870万円に改める。当該年度末現在高見込額、77億3,181万7千円を76億4,301万7千円に改める。

これで説明を終わります。

この修正案にご賛同いただきますよう、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長　これから、修正案について質疑を行います。ありませんか。

4番、秦貞継君。

○秦貞継　発議者に何点かお伺いいたします。

この修正案でございますが、具体的にどうしたいのか、先ほど思いは分かりました。これで本来であれば、今年度中の完成予定だったものができなくなることは、もう明白だと思いますけども、その後、発議者はどのように、あなたがおっしゃった老人介護福祉を進めていきたいのか、そこを具体的にお伺いいたします。

それと、令和元年12月補正に、確かここの議員の人たちは全員賛成したはずですが。上野さんも確か賛成したと思いますが、なぜ賛成したのかをお伺いいたします。

あと、この今、町側が出した原案に対して、ただできあがったら利用者をあてはめるだけだとおっしゃっていましたが、利用者の立場に立ってとも申し上げましたけども、発議者はどこでどうやって町内の利用者の声を聞いたのか、そこも具体的にお伺いいたします。

以上3点、お示してください。

○議長　2番、上野恵美子君。

○上野恵美子　1番目の質問の、どうしたいかということですが、反対の理由の中でも述べましたが、やはりもう一度原点に立ち返って、設備の面とか、あと小規模を活用した福祉高齢者サービス、どのようにしたらいいのかというところをもう一回考え直していただきたいということと。

あと12月の補正のことですけれども、12月の時点では、どのような平面図が出てくるか分からなかった時点でありまして、可能性をゼロにしたいはなかったと思いましたので、

反対はいたしませんでした。

利用者をあてはめる、このような、やっぱり不備のある設備の中で、利用者さんに不自由な部分が出てくると思います。そこをクリアできるようなものを、やっぱりつくっていかないといけないと思いますので、まず、建物が先ではなくて、どういうサービスを提供したいかというところを原点にして、つくっていくことが必要かなと思います。

以上です。

(「議事進行」の声あり)

○議長 6番、三留正義君。

○三留正義 今ちょっと質疑の中で、原点に戻って、何々に立ち返ってという表現がありました。その辺、自ら議決した議決事項に反しないのか、ちょっと私も聞いていて悩んだんですが、議長ご自身はどのようなご見解をお示しか。

○議長 上野議員に申し上げます。もう一度、今のことで、ちょっと答弁のほうもう一回お願いします。原点に立ち返ってということの意味を。

2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 私が申し上げました町民福祉の原点というのは、福祉というものは何だろうかというところ、その本質に立ち返ってという意味で申し上げました。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 すみません、先ほど三つ目の質問に、私、まだ答えてもらってないんです。どうやって希望者の声を聞いたのか、具体的に教えてください。これはちょっとカウントしないでほしいんですが、そこまだ答えてもらってません、そこを、すみませんが明確に、具体的に教えてください。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 まだ利用者さんって対象が決まっているわけではないので、利用者さんの声を聞くことはできないんですけれども、想像するに、十分なサービスが提供できる施設の設備ではないなと思ったので、すみません、そういう表現を使いました。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 前後しますが、私も利用者の立場に立つということは非常に大事だと思いますが、今おっしゃったように、町民の皆さんの意見も聞かず、ちなみに誰が使うか決まっていなくておっしゃってますが、町のほうでは確か調査はしていたんじゃないかと思います。住民の方々の意見も聞いてたと思います。そういったお話を聞けば、利用者の方々がどういったものが必要で、どのぐらい、今、早くほしくて、どのぐらい困っているかというのは、すぐ想像もついたら私は思います。そこら辺、十分な調査をされたのか、まず1点お伺いいたします。

あと、すみません、先ほど12月補正になぜ賛成したのかに関して、どんなものか分からなかったが、希望を残すために賛成したというのは、私は、すみません、その議決に関しても非常に今、疑問を持ちます。我々はちゃんとあのとき説明も受けていたはずですし、どういうものができるかというのも、今回のようなきれいな青写真ではないですけども、ちゃんと示されていたと思います。それをさらに今回はよくして、分かりやすくした資料を町側は全員協議会に提出したと思いますが、そこら辺の、議員としての賛成する、否決

するの、この意見、提案するに関しても、ちょっと今話を聞いて、私は今、疑問を持ちましたが、そこに関して答弁等があればお示してください。

あと、すみません、もう一度、その福祉の原点に戻るっての分かるんですけども、何回も言いますが、小規模を考え直して、町の福祉の原点に立つというのは分かるんですけど、じゃあどこをどうしたいんでしょう。町は設計図をつくって、どこどこにどういうものをつくって、こういう形でやるという状態を示しています。ですが、今、発議者がおっしゃったのは、理想の話であって、今こちらに修正案を出された、ここにも金額も全て入っていますが、どういう積算根拠で今後どうしたいのかというのを、私は聞かなければ、ちょっと納得できないところもありますので、その辺、すみませんが発議者が考える原点というんですかね、どういうものをどうしたいのかというのをもう一度具体的にお示してください。

以上3点です。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 私は小規模をつくることに反対と言っていないです。この小規模を活用した、拠点としたよりよいサービスが提供できるようなものを提案しているわけです。そのために在宅の支援体制も整えなければいけないと思うし、一番は奥川地区でどういうサービスを提供して、その中で小規模はどのような役割を果たしていくのかというところを明確にして、それであれば小規模にはこういう設備が必要だとか、そういうところまでやっぱり計画していくことが必要ではないかなと思います。

あと、12月の補正のことですけれども、私、12月は、やはりその時点では、同じ繰り返しになりますけど、可能性をゼロにはしたくなかったので、反対はできなかったということ。ただ、地方自治法の第119条には、会期不継続の原則っていうのがあって、議員の意思は会期ごとに独立しているということでもありますので、そういう理由からです。

あと、利用者さんが困っている。

○議長 上野議員、利用者の声を聞いたかというような話が質問でありました。

それと、先ほど反対はしてないとかという言葉になりましたけど、修正案を出したことの整合性というか、その辺も説明をお願いしたいと思います。

○上野恵美子 奥川の方々が早くその施設がほしいというのもよく分かるんですけども、十分に検討しないでつくったものができあがったときに、いろんなこう不備が出てくるよりは、つくる前に十分に検討する必要があるのではないかということです。

声を聞いたかということですよ。実際その利用される予定の方々の声を聞いたわけはありませんけれども、この平面図を見たときに、やっぱりそういういろんな不自由を与えるんじゃないかなと思いますので、声は聞いてはいませんが、実際には。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 今回の町側の提案は、小規模多機能型居宅介護施設をつくりませんか、つくらないですかと。図面に関しても、一応こういう計画ですというお示しだったと思います。私は、先ほどの原案、すみませんが、修正案を見せていただきましたが、発議者はこの予算を全てゼロに戻すんですよ。ということは、今、説明では反対ではないけどもと言ってますけど、やってる内容は完全な反対ですよ。ですから、今、議長もおっしゃったとお

り、発議者が言ってる内容と出した議案が、整合性が取れてないと私は思います。なので、そこをもう一度お聞きしたい。

あと、12月のその補正予算に関しても、どんなものか分からなかったけど希望を残したかったというんですけど、そこではちゃんと質問する時間も私はあったと思います。分からないことがあれば、自分が分かるまで、納得するまで、3回までしか聞けません、聞く時間はちゃんとありましたし、分からないなら分からないというふうに聞くことは何も恥ずかしいことではないと思います。そうした上で議決するのであれば議決するし、議決しないのであれば議決しなくていいと思うんですが、それは十分されたと自分で思いますか。

それと、今おっしゃったとおりだと思います。声は聞いてないと、今はっきり答弁をいただきましたが、発議者の気持ち、施設を利用する方々に対してね、いいもの、よりよいものを提供したいという気持ちはすごく私も分かります。同感です。ですけども、それというのは、やはり実際に私たちは健康だからいいですよ、でも、体が不自由、きかないとかですね。あと例えば実際に入る人たち、本当はあれですけど、我々議会懇談会のときに、奥川の人たち何て言っていましたっけ、あのとき、一生懸命、切実に我々に訴えかけた人いましたよね、ああいう声を無視して、やはりことは進めちゃいけないと思います。そのすごい優しさはよく分かりますが、もう一回、私は皆さんの声を聞いて、町側もこれいい加減に出したわけじゃないと思います。一生懸命考えて出したものでございますから。

○議長 秦議員、簡潔にお願いします。

○秦貞継 すみません。話下手なもので、すみません。もう一度そのときの、我々に訴えかけてきた人の声を思い出してはいただけないでしょうか。

以上です。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 今回出されたこの内容で承認してしまうと、やはり利用される方々に迷惑をかけると思われましたので、今回はもう一回白紙に戻すべきだと私は思って、すみません、提出いたしました。

○議長 12番、武藤道廣君。

○武藤道廣 今、修正動議ということで修正案が出されたわけですが、先ほど壇上で言われた理由と、今の質疑の中での整合性がどうしても分からないんですが、結局その小規模多機能の施設は、いらないと言っているのか、そこら辺ははっきりしてもらいたいんですが、どっちなんですか。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 私は、今回は設計管理委託料と整備工事請負費の予算計上に反対するということでもあります。小規模をもしつくるのであれば、もっともっといい施設にしていきたいという、そういう思いで言ったことでもあります。

○議長 12番、武藤道廣君。

○武藤道廣 先ほどのこの動議の説明だと、その小規模多機能のほうが反対だから、これは必要ないというような解釈したんですが、そうすると丸っきり逆な、小規模多機能は必要だけでも、設計が反対だからと、これを外す。そういう解釈でいいのかな。だったら



ば、この今、これからちゃんとした設計やるわけでしょう。あなたが小規模多機能に対して否定的でなければ、その中でちゃんとしたものを組み込むとか、設計するような姿勢というものは考えられないんですか。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 私は最優先させるべき町民の方々のニーズ、一番のニーズは小規模だと言えないなど思っているんですけども、ただ、小規模が奥川地区では必要であって、その在宅支援体制を整えて、その中で小規模を運営していく、サービスを提供していくということであるならば、それに対しては反対はしません。ただ、もっともっと利用者さんのためにいいサービスができるような、そういう施設にするべきではないかということです。

○議長 もう一度詳しく説明をお願いします。

暫時休議にします。(16時36分)

○議長 再開します。(16時44分)

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の順序は、最初に原案賛成者、次に原案及び修正案に反対者、次に原案賛成者、次に修正案賛成者の順に行います。

ここで文言の確認だけしておきます。原案というのは、町から提出された案でございます。そして、あとは修正案というのは、上野議員から提出されたものということになりますので、その順番でよろしいですか。

じゃあ、討論の順序は、最初に原案賛成者、次に原案及び修正案に反対者、これは両方の反対。次に原案賛成者、次に修正案賛成者の順に行います。

それでは、まず原案賛成者の発言を許します。原案に賛成。

4番、秦貞継君。

○秦貞継 私は、町側の原案に賛成する立場として発言します。

まず、町民のニーズですね、先ほどの質疑の中でもお伺いしましたが、私個人としては、利用する方、本当に困っている方の意見をちゃんと聴いた上での意見なら、私もちょっと話は違うかなと思っていました。ちなみに奥川地区は、それは新郷でも同じですけども、山間部の方々というのは、我々尾野本、野沢の人たちは、車で10分、5分のところに特別養護老人ホームや老健があって、冬場でも比較的安心して来れますが、山間部の方々というのは、毎回毎回危険な思いをして、わざわざ野沢、尾野本まで出てきています。

また、先ほどの質疑で申し上げましたが、我々が議会懇談会に行ったときに、奥川の人たちから、奥川の人たちは自宅で最期を迎えたいという人が多いんだよ。また、地元のサロンでもみんなそう言ってる。できるなら早く施設をつくってくださいと。議会報告会が終わった後に、我々の前にわざわざ出てきて、切実をお願いしてきた人がいましたよね。我々はやっぱりそういう人たちの声に耳を傾けなくちゃいけない立場なんだと思います。

町長は、特別養護老人ホームをつくらないとは言ってません。今後はつくらなければいけないと言ってます。それが一遍にできればいいことなんですが、町の財政を考えれば難

しい。であれば、先ほど言ったように優先順位を考えて取り組むしかない。ですから、今、町側が進めようとしている原案に関しては、私はいいのではないかなど。迅速に対応すべきではないかなど思っております。

またもう一つ、議決した、先ほども申し上げましたが、令和元年の12月補正予算で、ここで、ここにいる皆さんは全員その補正に賛成したんですよね。先ほど申し上げたとおり、質問する機会もありました。ちゃんと町側も順を追って説明してくれました。先ほど同僚議員の話でもありましたが、じゃあこれでいっていいですよと、町側も我々議員の言葉を信じて進めてきて、今になって、やっぱり全部だめです。今、発議者が言ったのは、今回の予算に関しては全てゼロに戻すんです。先ほどの質疑の中では、居宅介護に関しては、私は反対ではありませんと言っていますが、出てきた議案に関しては全くゼロから、なかったことにする議案でございますので、ここは私はちょっとあまりにも乱暴じゃないのかなと感じた次第でございます。

以上のことから、もう一度利用する方々、困っている方々の立場に立って、町に寄り添い、皆さんで力を合わせて、よりよい介護施設をつくっていくべきだと私は思いますので、以上のことから、私は一般会計の原案に賛成いたします。

以上です。

○議長 次に、原案及び修正案に反対者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長 次に、原案賛成者の発言を許します。

12番、武藤道廣君。

○武藤道廣 12番、武藤です。私は原案に賛成の立場でご意見を申し上げます。

といいますのは、今、質疑、あるいは修正動議の説明でもありましたように、動議の提出ですが、小規模多機能型居宅介護施設の整備事業といいますのは、これは先ほども申し上げましたが、議会としてこの総合計画には全員賛成で進めてきた事業でもあります。そして、先ほどから言われているように、昨年の12月に、これに関する予算が出たときには、質問はあったけれども、全員賛成で進めて、今回の予算になったわけでありましてけれども、今ほどの動議の説明を聞いたり、その質疑の答弁を聞いたりすると、どうもちょっと一貫性というか、整合性がないというふうに私は感じております。

まず、議会としましては、一度決めたものをしっかりとそれを確認しながらやるわけです。やはりそれ機会と、それだけの権利は与えられておりますし、また議員として、議会として議決権、議決の重さというものは十二分に我々としてはその重さというものをしっかりと受け止めなければならないとも思っております。そうした中での、議決をした後にまた変える。とんでもないことがあったとか、天変地異のいろんなことがあれば、またそのときの事情にはよりますけれども、普通の議会制民主主義の中では、それはあり得ないと思っております。

ですから、この小規模多機能型居宅介護施設整備事業に関しましては、先ほど賛成の討論がありましたように、地元としては本当に通所に時間がかかる、私も母親が今そういう状態ですが、行ってくると疲れてしまう、その往復で疲れてしまうわけですよ。ですから、新郷、奥川地区の人はなるべく近くで、そして顔の知っている、そういう人たちの集まり

の中で、しっかりとしたそういう体制を取りたいというのが住民の願いでありますので、原案に賛成するものであります。皆さんの賛同、よろしくお願いします。

○議長 時間を延長します。

次に、修正案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 ほかに討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 これで討論を終結いたします。

これから、議案第16号、令和2年度西会津町一般会計予算の採決を行います。

まず、本案に対する上野恵美子君から提出された修正案について、起立によって採決します。本修正案に賛成の方、本修正案に賛成の方は起立願います。

(起立少数)

○議長 起立少数であります。

従って、修正案は否決されました。

次に、原案について起立によって採決します。

お諮りします。

原案に賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長 起立多数です。

従って、議案第16号、令和2年度西会津町一般会計予算は、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。(16時55分)



令和2年第2回西会津町議会定例会会議録

令和2年3月17日(火)

開 議 10時00分  
閉 会 11時09分

出席議員

1番	荒海正人	5番	猪俣常三	9番	多賀剛
2番	上野恵美子	6番	三留正義	10番	青木照夫
3番	小林雅弘	7番	小柴敬	11番	清野佐一
4番	秦貞継	8番	伊藤一男	12番	武藤道廣

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	薄 友 喜	建設水道課長	石 川 藤一郎
副 町 長	工 藤 倫 也	会計管理者兼出納室長	成 田 信 幸
総 務 課 長	新 田 新 也	教 育 長	江 添 信 城
企画情報課長	矢 部 喜代栄	学校教育課長	玉 木 周 司
町民税務課長	渡 部 峰 明	生涯学習課長	五十嵐 博 文
福祉介護課長	渡 部 栄 二	代表監査委員	佐 藤 泰
健康増進課長	小 瀧 武 彦	農業委員会長	佐 藤 忠 正
商工観光課長	伊 藤 善 文	農業委員会事務局長	岩 渕 東 吾
農林振興課長	岩 渕 東 吾		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	長谷川 浩 一	議会事務局主査	渡 部 和 徳
--------	---------	---------	---------

## 令和2年第2回議会定例会議事日程（第12号）

令和2年3月17日 午前10時開議

開 議

- |       |                       |                          |
|-------|-----------------------|--------------------------|
| 日程第1  | 議案第17号                | 令和2年度西会津町工業団地造成事業特別会計予算  |
| 日程第2  | 議案第18号                | 令和2年度西会津町住宅団地造成事業特別会計予算  |
| 日程第3  | 議案第19号                | 令和2年度西会津町後期高齢者医療特別会計予算   |
| 日程第4  | 議案第20号                | 令和2年度西会津町国民健康保険特別会計予算    |
| 日程第5  | 議案第21号                | 令和2年度西会津町介護保険特別会計予算      |
| 日程第6  | 議案第22号                | 令和2年度西会津町水道事業会計予算        |
| 日程第7  | 議案第23号                | 令和2年度西会津町下水道事業会計予算       |
| 日程第8  | 議案第24号                | 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について |
| 日程第9  | 陳情第1号                 | 町道松峯線の舗装に関する陳情書          |
| 日程第10 | 陳情第2号                 | 残土撤去に関する陳情書              |
| 日程第11 | 広報広聴常任委員会の継続審査申出について  |                          |
| 日程第12 | 議会運営委員会の継続審査申出について    |                          |
| 日程第13 | 議会活性化特別委員会の継続審査申出について |                          |

閉 会

(広報広聴常任委員会 広報分科会)

## 令和2年第2回議会定例会議事日程（第12号の追加1）

令和2年3月17日

追加日程第1 提案理由の説明

追加日程第2 議案第25号 副町長の選任につき同意を求めることについて

- 議長 おはようございます。
- 令和2年第2回西会津町議会定例会を再開します。(10時00分)
- これから本日の会議を開きます。
- 本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。
- 日程第1、議案第17号、令和2年度西会津町工業団地造成事業特別会計予算の質疑を行います。ありませんか。
- (「質疑なし」の声あり)
- 議長 これで質疑を終わります。
- これから討論を行います。
- (「討論なし」の声あり)
- 議長 討論なしと認めます。
- これから議案第17号、令和2年度西会津町工業団地造成事業特別会計予算を採決します。お諮りします。
- 本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
- (「異議なし」の声あり)
- 議長 異議なしと認めます。
- 従って、議案第17号、令和2年度西会津町工業団地造成事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。
- 日程第2、議案第18号、令和2年度西会津町住宅団地造成事業特別会計予算の質疑を行います。ありませんか。
- (「質疑なし」の声あり)
- 議長 これで質疑を終わります。
- これから討論を行います。
- (「討論なし」の声あり)
- 議長 討論なしと認めます。
- これから議案第18号、令和2年度西会津町住宅団地造成事業特別会計予算を採決します。お諮りします。
- 本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
- (「異議なし」の声あり)
- 議長 異議なしと認めます。
- 従って、議案第18号、令和2年度西会津町住宅団地造成事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。
- 日程第3、議案第19号、令和2年度西会津町後期高齢者医療特別会計予算の質疑を行います。ありませんか。
- (「質疑なし」の声あり)
- 議長 これで質疑を終わります。
- これから討論を行います。
- (「討論なし」の声あり)
- 議長 討論なしと認めます。



これから議案第 19 号、令和 2 年度西会津町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。  
お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

従って、議案第 19 号、令和 2 年度西会津町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第 4、議案第 20 号、令和 2 年度西会津町国民健康保険特別会計予算の質疑を行います。ありませんか。

4 番、秦貞継君。

○秦貞継 1 点お伺いいたします。一般質問でも聞きましたが、医師確保に関して、今、佐藤先生がおみえになってるんですけども、それ以外の医師確保の現状と、今回の予算的な措置についてどのようになっているのかをお伺いしたいと思います。

○議長 健康増進課長、小瀧武彦君。

○健康増進課長 医師確保の現状と予算の関係のご質問にお答えいたします。

医師確保につきましては、常勤医師の確保につきまして、これまで取り組んでまいりまして、インターネットによる求人広告、医師専門誌による求人広告、さらに町のホームページ、あるいは自治体病院協議会、そういった様々なツールを使いまして募集活動しております。令和元年度につきましては、そういった広告を出したことから、数件の問い合わせはありましたが、採用までには至らなかったということでございます。

予算につきましては、令和 2 年度につきましては、こういった広告に係る経費としまして 240 万ほど計上させていただいているところでございます。

○議長 4 番、秦貞継君。

○秦貞継 インターネット、新聞、町のホームページ、あと自治体のという話だったんですけども、こういうのっていうのは、なかなか新聞広告できっかけというのは見つけられると思いますけども、直接、例えば、脈のありそうなどといったらおかしいですけど、そういう先生方とかと会って、直接こう町の魅力を診療所の魅力を伝えるような機会というのはなかったんでしょうか。

○議長 健康増進課長。

○健康増進課長 先ほどご答弁で申し上げました数件の問い合わせいただいた医師の方のうち、数名については実際に町のほうにおいていただいて、診療所なんかも見ていただいたという経過はございます。

○議長 ほかに。

9 番、多賀剛君。

○多賀剛 まず事業勘定の中で、家庭の血圧計、今まで実績聞いたらば、440 台ほどが補助を出して購入いただいたということですが、この、今年度も 40 万ほど電子血圧計は予算計上されておりますけども、これだいたいその目安として、町民にどのくらいこういきわたればいいのかとか、そういう目標値等があるのか、何十台とか何百台になればやめるのかなという、そういうような目標値があればお示してください。

あと、施設勘定の中で、今ほど4番も言いましたけども、医師確保に対する考え方の中で、常勤医師をもう1名確保したいということでありますが、確保できた場合、今、いわゆる派遣医師、委託医師は、どのような形になるのか、その方向性が分かればお示ください。

○議長 健康増進課長。

○健康増進課長 まず1点目の家庭血圧計の導入の目標値ということでございますが、一昨年、各世帯の所有率、家庭血圧計の所有率、調査しましたところ、約6割の世帯で家庭血圧計を持って、使ってらっしゃるということが一昨年の調査で分かりました。

今回、補助事業を創設した際の補助の条件としまして、耐用年数である5年間は、一度申請しますと購入、再度の購入はできないということで、5年を目安にこの補助事業は、今現在のところ継続していきたいなということで考えております。

なお、先ほど議員からありました444台、これまで30年の10月から令和元年の2月末まで440台の実績ありますが、そのうちの約半数の方は、今回の補助制度ができたことによって新規に購入されたという状況になってございます。

2点目の常勤医師と派遣の医師の関係でございますが、まず現在の、今いる常勤医師の先生方の負担を軽減するには、やはり内科系の常勤医師の確保が必要なのかなというふうに考えております。今、派遣いただいております派遣の医師につきましては、内視鏡の専門の医師お一人と、内科系の医師お一人ですので、内視鏡の医師につきましては、そういった専門性がありますことから、引き続き派遣の要請はしていきたいというふうに考えておりますが、また新規の常勤の医師の方が、こういった専門の診療科によってもこの辺は変わってくるのかなというふうに考えております。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 家庭血圧計に関しましては、今まで家庭で血圧なんか計ってない方が、増えたという私は認識、求められることが多かったということでありますから、当面、じゃあ今後5年間はこの補助を続けていくという認識でよろしいのかということ。

あと、医師確保に関してましては、常勤医師が3人体制になれば、それを目標にしてるんでしょうけども、それプラス、今の委託医師、あるいは派遣医師もいてくれるのかなと、私、思いでおりますけれども。そうすると、今回の施設勘定の中で、いわゆる診療所の増改築、駐車場の整備等の予算あがってますけども、今の診療所のキャパとして、もう1人医師が入って大丈夫なのかなという感じを持つんです。その将来的な展望なんかも含めてお考えならお示ください。

○議長 健康増進課長。

○健康増進課長 まず1点目の補助事業の年数でございますが、平成30年から開始しましたので、5年間を一つの目安として考えております。

2点目の医師の人数によって、今の診療所の大きさが大丈夫なのかという趣旨かと思いますが、診療所、多いときには4名の先生による診療を行ってございましたので、そこまでの体制であれば大丈夫なのかなというふうに考えております。

○議長 ほかに。

7番、小柴敬君。

○小柴敬 診療施設勘定のほうでお伺いをいたします。会計年度の任用職員給のほかに、189 ページにありますけども、昨年は医療請求業務委託とか、看護師委託料というような形でありましたけども、今年度、診療業務委託料という形になっております。それぞれの内容、要するに看護師はどれにあてはまるのか、それから事務員はどれにあてはまるとかというような、その内訳が分かればお示してください。あと人数も。

○議長 健康増進課長。

○健康増進課長 まず、診療業務委託料でございますが、これにつきましては、整形外科医の委託料と医療センターから派遣していただいております内視鏡と内科の医師、合わせて3人分の業務委託料ということで計上をさせていただいております。

なお、診療所における事務、あるいは看護師につきましては、会計年度任用職員の人件費のほうで計上をしているということでございます。人数、会計年度任用職員は看護師で5名、事務員で4名、合わせて9名と。そこに訪問看護事業所もありますので、訪問看護事業所のほうで看護師1名ということで、会計年度任用職員は合わせて10名ということになってございます。

○議長 ほかに。

12番、武藤道廣君。

○武藤道廣 170 ページですか、疾病予防費の中の健康づくりポイント達成記念品28万がありますけれども、現状はどのような形でなっているのか。

それと、今度新しいというか、健康づくりに取り組んでおりますが、それとの関係は今後どのようにしていくのかということと。

ついでだから聞いておきますけれども、新型コロナなの万が一の場合の対応というのは、どの項目でなされるのか、お願いします。

○議長 健康増進課長。

○健康増進課長 まず1点目のポイント、健康づくりポイント事業のご質問でございますが、今回、事業勘定のほうに28万円ほど計上させていただいておりますが、一般会計のほうでも同じく健康づくりポイント事業の記念品ということで、一般会計と国保、合わせた形で事業を実施しております。取り組んでいる方につきましては、平成30年10月、この家庭血圧計の補助事業が開始した際のポイント事業の取り組んでいる方の人数が79名でございました。先ほどご説明しましたように、家庭血圧計も多くの方に補助金、活用して使っていただきまして、ポイント事業の利用者も、現在168名ということで、約90名ほどの方が新たに取り組んでいただいたということでございます。

今、2点目の健康づくり、新しい健康づくり事業との関係というご質問かと思うんですが、直接的に新しい健康づくりとの関連はございませんが、健康づくりをしていただく機運を高めるためにこういったポイント事業を活用していきたいということで考えております。

3点目のコロナ対策の予算ということでございますが、現時点において、まだ必要な予算というのは計上しておりませんが、それが診療所で必要な部分につきましては、診療施設勘定のほうで計上になるかと思えますし、また一般会計のほうで必要であれば、一般会計の、それぞれの目的に合った形で予算計上されるのかなということで考えております。

○議長 健康増進課長。

○健康増進課長 それでは、再度お答えいたします。

まだどういった対策が必要かというのは、現時点で明確になっておりませんが、そういった必要が生じましたら、一般会計の保健事業費のほうで計上する部分が多いかと思いますが、それだけに限らず、それぞれの目的に合った形で予算のほうは計上をさせていただきたいと考えております。

○議長 ほかにありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第20号、令和2年度西会津町国民健康保険特別会計予算を採決します。  
お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

従って、議案第20号、令和2年度西会津町国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第21号、令和2年度西会津町介護保険特別会計予算の質疑を行います。  
ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第21号、令和2年度西会津町介護保険特別会計予算を採決します。  
お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

従って、議案第21号、令和2年度西会津町介護保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第22号、令和2年度西会津町水道事業会計予算の質疑を行います。

4番、秦貞継君。

○秦貞継 1点お伺いします。総務のほうで説明受けてなかったからだと思うんですけど、232ページの一番下、アセットマネジメント計画というのは、これどういうものなのか、ちょっとお示してください。

○議長 建設水道課長、石川藤一郎君。

○建設水道課長　　お答えいたします。

アセットマネジメント計画策定業務委託ということでお答えしますが、これは上水道、それから簡易水道含めてでございますけれども、施設等の診断調査などを行いまして、老朽度、傷み具合を把握すると。それで適切な施設の更新計画によりまして、将来に向けた効果的な施設の利用を図るといようなものでございまして、これは厚労省のほうからの指示が出ている部分です。

要約しますと、いろんなインフラ、長寿命化計画を持って計画的に事業費の平準化も図りながら現在も進めておりますが、それらの水道、簡易水道版といいますか、そういった計画でございます。これらによって将来に向けて安定供給ができるような体制を構築してまいりたいと思います。

○議長　　4番、秦貞継君。

○秦貞継　　これは毎年ですか、それとも今年度だけなのか、今後の経過をお示してください。

○議長　　建設水道課長。

○建設水道課長　　お答えをいたします。

計画は令和2年度と3年度の間で策定する予定でございます。

○議長　　ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　　討論なしと認めます。

これから議案第22号、令和2年度西会津町水道事業会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　　異議なしと認めます。

従って、議案第22号、令和2年度西会津町水道事業会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第23号、令和2年度西会津町下水道事業会計予算の質疑を行います。ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　　討論なしと認めます。

これから議案第23号、令和2年度西会津町下水道事業会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

従って、議案第 23 号、令和 2 年度西会津町下水道事業会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第 8、議案第 24 号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長 議案第 24 号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について、ご説明申し上げます。

議案書並びに別紙総合整備計画書、また、議案第 24 号説明資料として、辺地に係る公共的施設の総合整備計画についてをお配りしておりますので、ご準備いただければと思います。

まず、計画書の説明に入ります前に本計画策定の目的等について説明をさせていただきます。

議案第 24 号説明資料をご覧ください。

1、辺地について、ということで、辺地の定義についてでございますが、交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれず、他の地域に比較して住民の生活文化水準が著しく低い山間地、離島その他の辺りな地域とされております。面積と人口の要件及び辺りな程度の基準、この辺りな程度の基準については、公共施設や駅までの距離、医療機関までの距離、水道や電気、携帯電話の状況など、それぞれ数値化するものでございます。辺りな程度の基準。その基準に基づき、辺地度点数という客観的指標を算出し、辺地度点数が 100 点以上であれば辺地に該当し、辺地計画を策定できるということになります。

2 の計画策定の目的でございますが、本計画は、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づいて策定しております。計画策定の目的については、辺地区域での生活・文化水準等の格差是正を図るためでありまして、交通通信体系・教育文化・生活環境の整備、産業の振興などの分野で公共的施設の整備を計上し、計画的な整備を促進するものでございます。

計画を策定する最大のメリットにつきましては、公共的施設の整備を行う際に、財政上の支援措置として、辺地対策事業債を充当して整備ができることにあります。辺地対策事業債は、事業費のうち町が負担する額の 100 パーセントを起債することができ、元利償還金の 80 パーセントが地方交付税に算入される最も有利な起債となっております。

3、辺地の名称及び区域であります、(1) にありますように現在、尾野本辺地、群岡辺地、新郷辺地、奥川辺地の四つの区域を設定しております。辺地の区域は辺地状況図、お配りしております、こちらの図面にありますが、この辺地状況図に示しておりますので、後ほどご確認いただければと思います。

4、総合整備計画であります、現行計画は令和元年度までとなっておりますことから、切れ目なく引き続き四つの辺地それぞれに計画を策定することとし、計画期間は令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間とするものでございます。

それでは、議案書をご覧ください。

本案は、新たに辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定をするため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律、第3条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

別紙計画書をご覧ください。

表紙をめくっていただきまして、1ページから2ページが尾野本辺地の総合整備計画で  
ございます。

2ページをご覧ください。

尾野本辺地におきましては、計画期間内にスクールバス1台の整備を計上しております。  
続きまして、3ページから5ページが群岡辺地の総合整備計画でございます。5ページ  
をご覧ください。

群岡辺地におきましては、引き続き林道岩井沢檜木平線開設事業、こちらに取り組むほ  
か、防火水槽1基の整備、小型除雪機械3台、スクールバス1台の整備を計画しておりま  
す。

続きまして、6ページから8ページが新郷辺地の総合整備計画でございます。8ページ  
をご覧ください。

新郷辺地においては、除雪ドーザ1台、防火水槽2基、スクールバス1台の整備を計上  
しております。

最後に、9ページから12ページが奥川辺地の総合整備計画でございます。12ページを  
ご覧ください。

奥川辺地においては、小規模多機能型居宅介護施設整備、仮称ではありますが町道下松  
村中線整備、消防積載車1台、小型動力ポンプ1台、防火水槽1基、小型除雪機械3台、  
スクールバス1台の整備を計上しております。

以上で、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についての説明を終了いたします  
が、本計画につきましては、法律に基づき福島県知事に計画策定についての協議を行い、  
2月14日付けで異議のない旨の回答を得ております。また、2月27日に、町総合政策審  
議会に計画案を諮問いたしましたところ、原案を適当と認める旨の答申を受けているとこ  
ろであります。

以上で説明を終わらせていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のと  
おりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

9番、多賀剛君。

○多賀剛　辺地計画見ますと、いわゆる尾野本辺地がちょうど100点で、ぎりぎりのと  
ころで、今回、載ってるわけですけども、これは近い将来、辺地から外れるという可能性も  
私あるのかなという感じておりますが、その辺の見通しなんかは、これどうなんでしょう。

○議長　企画情報課長。

○企画情報課長　お答えいたします。

尾野本辺地の辺地度点数、議員おっしゃられたように100点ということで、辺地の基準  
としてはぎりぎりというところになっております。こちらの算定ですが、先ほど説明で申  
し上げましたように、公共交通機関までの距離ですとか、駅とか、停留所、それから公共

施設までの距離、そういったものが算定要素になってございます。一番変動の可能性が高いのが、バスの往復の回数ですとか、そういったことが変われば、この辺地度点数も変わってくるということになります。実はこの辺地の中心の位置を変えると、またそこから距離が延びたりしまして、辺地のエリアは狭くなりますけれども、辺地としては、また設定できるということになりますので、尾野本辺地、全てなくなるということではございませんで、それはその状況に応じて中心の位置を変えて、今後も尾野本辺地ということで算定してまいりたいというふうに考えております。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 素朴な疑問なんですけど、この計画というのは2年から6年度までですけども、ここに書いてあるものしかやらないんですか。そこだけちょっと1点お伺いします。

○議長 企画情報課長。

○企画情報課長 お答えいたします。

それぞれの辺地で公共施設等の整備を計画いたしますが、場合によっては、これは今までもそうですが、実施計画などを策定する際に、新たな公共施設の整備があるといった場合は、また変更をお願いして追加するということがあります。

それと、この整備計画ですが、先ほど説明の中で申し上げましたように、辺地対策事業債を活用して整備するものを主に載せてございますので、そうしたことで、それを辺地対策事業債を活用できるというような事業があれば、また変更で計上する可能性はございます。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 その変更があり得るということなんですけども、変更の基準とか、その手続というんですかね、どういうタイミングでその変更を行うのか、お示してください。

○議長 企画情報課長。

○企画情報課長 お答えいたします。

通常、この当初予算の編成時期に合わせて、もしこの辺地対策事業債を活用する事業が新たに計上予算にするという見通しになった場合に、辺地計画も変更するというところでございますので、毎年、やはりこの3月の時期が一番適切なのかなというふうに考えております。

○議長 ほかにありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第24号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)



○議長 異議なしと認めます。

従って、議案第 24 号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定については、原案のとおり可決されました。

追加議事日程に配付のため、暫時休議にします。(10時41分)

○議長 再開します。(10時44分)

追加議案として、町長から議案第 25 号、副町長の選任につき同意を求めることについてが提出されました。

これを日程に追加し、提案理由の説明を追加日程第 1、議案第 25 号を追加日程第 2 として日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

従って、提案理由の説明及び議案第 25 号、副町長の選任につき同意を求めることについてを日程に追加し、追加日程第 1、第 2 として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第 1、提案理由の説明を行います。町長の提案理由の説明を求めます。

町長、薄友喜君。

○町長 (町長提案理由の説明)

○議長 追加日程第 2、議案第 25 号、副町長の選任につき同意を求めることについてを議題とします。本案についての説明を求めます。

町長、薄友喜君。

○町長 議案第 25 号、副町長の任命につき同意を求めることについてご説明申し上げます。

提案理由の説明で申し上げましたように、新たな副町長の人選についてではありますが、その職務の重要性を十分に考慮し、選考いたしました結果、上原 10 町内の大竹享君を適格者として認め、選任したいので、ここにご提案申し上げる次第であります。

大竹享君について、ご紹介申し上げますと、その人となりについては、議員各位も十分ご存知のことと思いますが、昭和 31 年 7 月、野沢・上原の生まれで、県立喜多方高等学校を卒業後、昭和 55 年 3 月に福島大学・経済学部を卒業いたしました。昭和 57 年 4 月に西会津町職員となり、以来、平成 29 年 3 月の定年退職まで、35 年の長きにわたり、地方自治の発展と住民福祉の向上に貢献されました。

この間、地域情報課長、町民情報課長、教育課長、商工観光課長、企画情報課長を歴任し、その行政手腕は皆さまもよくご承知のとおりであります。

また、退職後の現在は、にしあいづ観光交流協会事務局長、一般社団法人西会津ケーブルネット代表理事など、町関係機関の重職を担っておられます。

以上、略歴等についてご説明を申し上げましたが、その職務の重要性に鑑み、大竹享君を副町長として任命したいので、何卒、満場一致をもって、ご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長 お諮りします。

本案については、質疑・討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

従って、本案についての質疑・討論は省略することに決しました。

これから議案第 25 号、副町長の選任につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

従って、議案第 25 号、副町長の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決しました。

暫時休議にします。(10時50分)

○議長 再開します。(10時51分)

ただいま副町長として選任、同意されました大竹享君から、あいさつしたい旨の申し出がありますので、これを許します。

大竹享君。

○大竹享 貴重なお時間をいただき、誠にありがとうございます。西会津町副町長の選任につきましてご同意いただきました大竹享でございます。一言ごあいさつ申し上げます。

今、副町長という重責に選任され、その責任の重さに大変身の引き締まる思いであります。本町は昨年、西会津町が誕生して 65 年の節目を迎えました。この間、多くの先輩諸氏が苦難を乗り越え、様々なご努力により、この令和という新しい時代を迎えることができました。

現在、町では全国的な問題でもあります人口減少への歯止めや、人口減少に伴う地域の活性化など、様々な課題が山積しております。これに対し町では、新たな飛躍に向けて、本年度から第 4 次西会津町総合計画をスタートし、町民、議会、行政が一丸となって取り組む協働のまちづくりの考えのもと、町民の皆さまの夢ふくらむ未来を目指して、総合的な施策を進めております。

こうした中で、私自身、町長の補佐役として職員とともに町が掲げる各種施策を愚直に推進し、町民の皆さんがずっと住み続けたい西会津の実現に取り組むとともに、これまで先輩諸氏が築いてきました土台を基に、さらに西会津町の進化、伸展が図られるよう、誠心誠意努めてまいりる覚悟であります。

議員及び町民の皆さまのご指導、ご鞭撻のほどお願い申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長 日程第 9、陳情第 1 号、町道松峯線の舗装に関する陳情書を議題とします。

委員長の報告を求めます。

経済常任委員長、小柴敬君。

○小柴敬 陳情審査報告書をさせていただきます。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第 93 条の規定により報告をいたします。

受理番号、陳情第 1 号。

付託年月日、令和 2 年 3 月 6 日。



○議長 異議なしと認めます。

従って、陳情第2号、残土撤去に関する陳情書は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11、広報広聴常任委員会の継続審査申出についてを議題とします。

広報広聴常任委員会よりお手元に配付しました特定事件について、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

広報広聴常任委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

従って、広報広聴常任委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第12、議会運営委員会の継続審査申出についてを議題とします。

議会運営委員会よりお手元に配付しました特定事件について、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

議会運営委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

従って、議会運営委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第13、議会活性化特別委員会の継続審査申出についてを議題とします。

議会活性化特別委員会よりお手元に配付しました特定事件について、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

議会活性化特別委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

従って、議会活性化特別委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

町側より、専決について、発言したい旨の申し出がありますので、これを許します。

副町長、工藤倫也君。

○副町長 3月議会の閉会にあたり、令和元年度中の専決処分についてお願い申し上げます。

まず、西会津町税条例の改正について申し上げます。今国会において成立する見通しである地方税法の一部改正により、令和2年4月1日を施行日とする税条例の改正が必要となるものであります。その改正内容であります。固定資産税に係る相続人等の申告の制

度化や、新築住宅に係る減額措置の2年延長等であります。

次に、令和元年度一般会計の補正予算について申し上げます。まず特別交付税の3月交付分や幼児教育・保育無償化に係る地方特例交付金についてであります。現時点でその額が決定していないことから、交付額が確定後、予算を調整する必要があります。また、令和2年度当初予算に計上しております農業経営体への農業用機械購入費補助金及び小中学校の高速無線LAN整備について、現在、国の経済対策に係る補正予算を要望しております。該当になれば町や補助事業者にとって財政面等において有利に事業を進められることから、交付決定されましたら、合わせて補正予算を調整する必要があります。

条例の改正、予算の補正、いずれにつきましても、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をさせていただこうとするものでありますので、議員各位にはご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長 本定例会に付議された事件は、以上をもって審議を終了しました。

町長よりあいさつがあります。

町長、薄友喜君。

○町長 閉会にあたりまして一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会は、条例の一部改正、令和元年度補正予算をはじめ、令和2年度当初予算、並びに人事案件など、町政が当面する重要案件についてご審議を賜り、全議案についてご承認をいただきまして、衷心より御礼を申し上げます。

議案審議の過程で皆さまから表明されましたご意見を十分に尊重し、町政執行に反映してまいり所存でありますので、議員各位のご理解、ご協力をお願いを申し上げます。

今、新型コロナウイルスが世界中で感染拡大し、県内においても2例目が発生しておりますが、一日も早い終息を願うものであります。議員各位におかれましては、特段のご自愛をいただきまして、ますますのご活躍をご祈念いたしまして閉会のごあいさつといたします。ありがとうございました。

○議長 会議を閉じるにあたり一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会は、去る3月6日以来、本日まで12日間にわたり、令和2年度当初予算をはじめ条例の一部改正、補正予算、計画の策定など、多数の重要案件について議員各位の終始極めて真剣なご審議をいただき、本日をもって全議案議決、成立を見ました。

議員各位には年度末を迎え、何かとご多忙中にもかかわらず熱心にご審議を賜り、議事進行にご協力を得ましたことに対し、厚く御礼を申し上げます。

また、町当局におかれましても審議の間、実に真摯な態度をもって審議に協力されました。深く敬意を表しますとともに、本会議において議員各位から述べられました意見や要望事項につきましては、特に留意され、適切なる執行に十分反映されますよう切望し、町勢伸展のため一層のご努力をお願い申し上げます。

議会と町は協働を基本とし、相互の信頼の上での議論が重要と考えます。議会は議会基本条例による町民と議会との懇談会を5月に開催する予定であり、町民の皆さまからのご意見等を基に、町民の福祉向上のため、積極的に提言のできる議会を目指し、さらに努力してまいります。議会といたしましては、町民の皆さまと議会、町と議会の絆をしっかりとつなげながら町勢伸展のため取り組む所存でありますのでご理解をいただきたいと思

ます。

3月31日をもって退職されます工藤倫也副町長におかれましては、町勢伸展のため行政全般にわたりご尽力され、多くのご功績を残されました。ご労苦に対し深く敬意を表しますとともに、心から感謝を申し上げます。

全国的に新型コロナウイルスへの感染が拡大をしております。町民の皆さま方、議員の皆さま方、執行部の皆さま方におかれましては、感染にご留意くださいますよう一層ご自愛の上、ご精励賜りますようお願い申し上げあいさついたします。

これをもって、令和2年第2回西会津町議会定例会を閉会します。(11時09分)